

平成 21 年度外務省政策評価書
【事務事業評価版】

(平成 20 年度に実施した施策に係る政策評価)

平成 21 年 8 月

外 務 省

目 次 [事務事業評価版]

基本目標I 地域別外交

I—1 アジア大洋州地域外交 ······	1
I—2 北米地域外交 ······	47
I—3 中南米地域外交 ······	59
I—4 欧州地域外交 ······	71
I—5 中東地域外交 ······	93
I—6 アフリカ地域外交 ······	101

基本目標II 分野別外交

II—1 國際の平和と安定に対する取組 ······	111
II—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 ······	133
II—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力 ······	151
II—4 国際経済に関する取組 ······	163
II—5 国際法の形成・発展に向けた取組 ······	185
II—6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 ······	195

基本目標III 広報、文化交流及び報道対策

III—1 海外広報、文化交流 ······	201
III—2 報道対策、国内広報、IT 広報 ······	217

基本目標IV 領事政策 ······ 227

基本目標V 外交実施体制の整備・強化 ······ 253

基本目標VI 経済協力

VI—1 経済協力 ······	263
VI—2 地球規模の諸問題への取組 ······	269

基本目標VII 分担金・拠出金 ······ 281

基本目標 I 地域別外交

施策 I—1 アジア大洋州地域外交

具体的施策

I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	3
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	8
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進	11
I-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	15
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	19
I-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	30
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	38
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	44

I－1－1 東アジアにおける地域協力の強化

(施策レベル評価版：58 頁)

事務事業名 ①日・ASEAN協力

事務事業の概要

我が国は、ASEANとの関係強化をアジア外交の重要な柱として位置づけている。ASEANが統合を進め発展し、地域協力の中心的存在として引き続き積極的な役割を果たすことは、我が国の利益でもある。かかる考えの下、我が国はASEANの統合を積極的に支援し、政治、経済、社会、文化といった各分野でASEANとの関係に努めている。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年度は、日ASEAN首脳会議は議長国タイの国内事情により開催されなかつものの、日ASEAN外相会議（平成20年7月23日にシンガポールで開催）、日・ASEANフォーラム（次官級：平成20年10月15日にラオスで開催）をはじめ、多数の対話をを行い、特に環境協力では新たに日ASEAN環境対話を開始した。こうした対話を通じて、協力関係を深めるとともに、地域・地球規模の諸課題についての我が国の政策に対するASEAN側の理解を深めることができた。

(2) 5月22日から23日に開催された国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社主催）において、福田総理（当時）は、日本とASEANは「将来ビジョンを分かち合い、共に考え、共に行動するパートナー」であり、2015年までのASEAN共同体実現を断固支持する旨を表明し、また高村外務大臣（当時）もメコン地域開発等域内経済格差の是正の推進などを通じ、ASEAN統合を積極的に支援するという我が国の方針を強調した。

(3) また、上記外相会議では、特に、「ASEAN憲章」の採択を受け、我が国が普遍的価値に基づくASEANの統合努力への支援を強化していくことを改めて表明した。ASEAN側からは、環境、新型インフルエンザ対策、テロ対策、海上の安全保障、青少年交流等の分野における我が国の支援に対し、感謝の意が表明され、日ASEAN関係の一層の発展に対する期待も寄せられた。

(4) 12月1日、日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定が発効し、更に平成21(2009)年1月1日にブルネイ、2月1日にマレーシアとの間で発効した。

(5) 日・ASEAN協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日・ASEAN賢人会議」が3回開催された。

(6) このほか、10月、ASEAN担当大使を任命した。また、12月までに総計50万人分の新型インフルエンザ対策として抗ウイルス剤を新たに配布するとともに、平成21年3月には日ASEAN統合基金(JAIF)に対し、現下の金融経済危機の影響を受けたASEAN諸国の人々を支援するため約6200万ドルを、また災害対応能力強化に向けたASEANの取組を支援するために約1300万ドルをそれぞれ新たに拠出した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日・ASEAN協力は、日・ASEAN関係のみならず、東アジアの地域協力全体にとって引き続き重要な基本的な枠組みであり、今後はAJCEP協定の発効に伴い日・ASEANの経済関係が一層連携・強化されることや日・ASEAN賢人会議による提言をフォローアップしていくこと、さらにASEAN担当大使による活動を通じた連携の強化など、これまで構築されてきた関係を更に深化・発展させる必要がある。

事務事業名	②ASEAN+3協力
事務事業の概要	
金融、経済、文化及び非伝統的安全保障等、東アジア地域協力の中で最も広範な分野を対象とするASEAN+3の枠組みにおいて、各分野における実務的協力を推進することで、東アジア地域、ひいては我が国の安定と発展の確保を図る。	
有効性（具体的成果）	
<p>(1) 平成20年度は、ASEAN+3首脳会議は議長国タイの国内事情により開催されなかったものの、ASEAN+3高級実務者会合、局長級会合が開催され、平成19年11月の首脳会談で採択された「東アジア協力に関する第二共同声明」の実施について意見交換が行われた。また、7月に開催されたASEAN+3外相会議においても「第二共同声明」の具体的実施について意見交換が行われ、特に食料・エネルギー安全保障、防災の面を優先的な協力分野として各国の意見が一致したほか、北朝鮮情勢やミャンマー情勢などの地域情勢についても議論が行われた。</p> <p>(2) 平成20年10月、北京で開催されたASEM(アジア欧州会合)首脳会議の機会を利用してASEAN+3首脳非公式朝食会が開催され、世界的な金融の混乱及び地域情勢・金融情勢についての意見交換が行われた。</p> <p>(3) 平成21年2月、タイ・プーケットで開催されたASEAN+3財務大臣会議において、地域の金融システムの安定確保を目的とするチェンマイ・イニシアティブのマルチ化に関し、総額を1200億ドルとすることや、独立した地域サーバランス・ユニットを設立することを含む主要事項について合意された。</p> <p>(4) 平成21年3月、我が国はASEAN+3協力の促進を目的として平成19年度（2007年）の首脳会議において創設が合意された、ASEAN+3協力基金への拠出を完了した。</p>	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今後のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針)	
<p>(1) ASEAN+3協力は、東アジアで最も広範な分野を対象とし、地域統合の「主要な手段」と位置づけられており、我が国としても引き続き積極的に協力を推進する必要がある。</p> <p>(2) 今後は、ASEAN+3協力基金も有効活用しつつ、「東アジア協力に関する第二共同声明」を具体的に実現するための措置を着実に実施していく。</p>	
事務事業名	③東アジア首脳会議（EAS）
事務事業の概要	
東アジアにおける平和、安定及び経済的繁栄を促進することを目的として、参加16か国（ASEAN10か国、日本、中国、韓国、インド、豪州及びニュージーランドの計16か国）の首脳が一堂に会し、関心と懸念を共有する広範な戦略的、政治的及び経済的諸問題について対話をを行うとともに、地域共通の課題に一致して対処するための具体的協力を促進し、地域の協力及び統合を深化させる。	
有効性（具体的成果）	
<p>(1) 平成20年度は、外相レベルでは昼食会以外の形式で初めて会合（7月22日、シンガポール）が開催され、食料安全保障やエネルギー安全保障、気候変動問題や北朝鮮問題といった地域国際情勢に関して意見交換が行われた。また、初の環境大臣会合（10月9日、ベトナム）、第2回エネルギー大臣会合（8月7日、タイ）等が開催された。</p> <p>(2) 第2回及び第3回首脳会議でそれぞれ我が国が表明したエネルギー及び環境分野の協力イニシアティブを着実に実施したほか、5年間で、毎年6000名程度の青少年を我が国に招く「21世紀東アジア青少年大交流計画」(JENESYS) の下で、平成19（2007）年5月の事業開始以降約12300名を招聘した。また、経済面での協力に関し、8月28日の経済大臣昼食会の際に東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想の第6回</p>	

民間研究会合（6月19日～20日、ジャカルタ）で作成された最終報告書等が経済大臣に提出されたほか、民間研究の第2段階の開始が合意された。また、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）が6月3日に正式に設立され、本格的な研究活動を開始した。平成20（2008）年8月にエネルギー大臣会合及び経済大臣昼食会にて研究結果の報告及び政策提言を行ったほか、11月にカンボジアにて「東アジア産業大動脈構想セミナー」、12月に東京にて食料・エネルギー安全保障をテーマにしたシンポジウムを開催する等実績を重ねている。このように、発足後3年間で、EASは具体的協力を推進する枠組みとして定着した。

（3）第4回首脳会議は、議長国タイの国内事情により平成20年度は開催されなかつたが、主要テーマとして取り上げられる予定であった世界経済金融危機、食料・エネルギー安全保障、防災に関し、我が国は同首脳会議に向けて、危機や課題に対応するための各国の取組を支援する協力策を準備した（同協力策は4月11日に公表された）。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

東アジア地域協力を推進するに当たり、我が国は、①基本的価値を共有すること、②開放性・透明性・包含性の原則に基づくこと、③具体的協力の積み重ねを通じて将来の共同体形成を目指す「機能的アプローチ」の3点を基本方針としている。EASは、民主主義を始めとする基本的価値を共有するインドや豪州等が参加していること、「クアラルンプール宣言」において開放性、透明性等の原則が確認されていることから、我が国にとって引き続き極めて重要な地域協力の枠組みである。平成17（2005）年12月に発足以降、食料・エネルギー安全保障、防災、環境・気候変動、金融・経済危機といった分野で具体的協力が進展しており、今後とも首脳主導の下での協力を一層進展させ、EASの枠組みを発展させていく必要がある。特に、現下の金融経済危機の中で、「開かれた成長センター」としてアジアが世界経済に貢献するため、G20参加国である中国、韓国、インドネシア、豪州、インドが参加するEASの枠組みを活用して、アジアの成長力強化と内需拡大のための協力を推進することが重要である。

事務事業名 ④日中韓協力

事務事業の概要

日中韓三か国は、そのGDPの合計が世界の15.9%を占め、ともに世界的主要国であるとともに、互いに直接的な影響を及ぼし得る隣国であり、東アジアの安定及び繁栄に大きな責任を有する。三か国が幅広い分野で未来志向の協力を推進し、相互理解に基づく信頼関係を強化することを通じ、我が国のみならず地域全体の平和及び発展の確保を図る。

有効性（具体的成果）

（1）平成20（2008）年6月に開催された日中韓外相会議では、平成19（2007）年11月シンガポールでの日中韓首脳会議で合意された13の協力措置を中心に、三国間協力の進展の状況を確認し、今後の方向性について率直な意見交換を行った。その中で、13の協力措置に関して、日中韓の関係者での協議が順調に行われ、総じて進展が見られることが確認され、今後三国間協力を一層深化・拡大させていくことで一致した。

（2）12月に福岡県太宰府市で開催された日中韓首脳会議は、他の国際会議の機会を捉えて開催されてきたこれまでの首脳会議とは異なり、歴史上、初めて、独立した会議として開催された。三か国首脳は、今後の三国間協力の指針を記した「三国間パートナーシップに関する共同声明」に署名し、「開放性、透明性、相互信頼、共益、多様な文化に対する尊重」の原則の下、未来志向で三国間協力を強化するとのメッセージを発出した。具体的な成果としては、（イ）金融危機が深刻化し、それが実体経済に影響を及ぼしつつあるとの認識の下、三か国が協力を強化することで認識が一致し、その観点から「国際金融・経済に

関する共同声明」を発出したこと、(口)「三国間防災協力に関する共同発表」を行い、自然災害などへの、防災体制の強化のため、三か国での閣僚級会合を開始するとともに第1回会合を我が国が主催することで合意したこと、(ハ)北朝鮮を含む地域情勢や、環境、軍縮・不拡散などの地球規模の課題について議論したこと、などが挙げられる。また、三国間協力に関して、35項目に及ぶ「日中韓行動計画」を発表した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

初の独立した日中韓首脳会議の開催など、日中韓三国間協力は一層発展しており、日中韓行動計画に基づき具体的な協力が進展している。そのフォローアップも含め、こうした協力の機運を引き続き継続していく必要がある。特に、三か国が関係する主要な政治・外交課題や地域・国際問題に関して三国間で引き続き緊密な連絡及び調整を行うとともに、経済・金融危機や、環境保護、感染症、災害といった国民生活にも重大な影響を及ぼし得る分野において、三国間の協力をより一層発展させていく必要がある。

事務事業名 ⑤地域の安定と繁栄を目指したその他の協力

事務事業の概要

アジア協力対話（ACD）

アジア31か国の外務大臣が、国際社会におけるアジアの強みと競争力を強化することを目的に、定期的に意見交換を行う対話の枠組みであり、既存の地域枠組みを強化・補完し、アジアにおける地域共通の課題についての協力を推進している。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年度は、10月16日に第7回外相会合がカザフスタン・アスタナにて開催された。会合内では、ハイレベル検討グループが提出したACDの将来の方向性に関する提言につき合意されるとともに、金融危機、食料及びエネルギー安全保障、気候変動についても議論が行われ、多くの国より、これらの分野において、引き続きアジア諸国で協力していく必要がある旨発言が行われた。また、北朝鮮問題に関しても、我が国から、北朝鮮による核計画に関し、実効的な検証の具体的枠組みを構築するため、引き続き関係国と連携していく旨述べるとともに、拉致問題を含む日朝関係も前進するよう、関係国を含むアジア諸国と協力していきたい旨発言した。

(2) また、10月2日及び3日には、滋賀県・大津市にて、17か国の政府関係者、国際機関及びNGO等約60名が参加し、第5回ACD環境教育推進対話が開催された。「水と衛生問題に関する教育」がテーマとなった同対話では、(イ)貧困削減、ジェンダー、教育、農業、エネルギーなどとも密接に関連している分野横断的な問題である水の教育・啓蒙活動の重要性につき、アジア諸国が共通の認識をもつ、(口)アジア各国の水問題及び水についての教育・啓蒙活動に関する取組について情報及び経験共有を行うとともに、各地方政府、地方自治体、国連環境計画(UNEP)、学者、NGO等の様々な水の関係者間のネットワークを構築する、(ハ)水問題への対処におけるアジア諸国の貢献について認識を深める、などといった成果が見られ、我が国が持続可能な開発の実現に向けて真剣に取り組んでいる姿勢をアジア諸国に示すことができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

ACDは、重要な域外国と率直に意見交換が出来る貴重な対話の場であり、この枠組みにおいて、我が国が重視する環境への取組を発信し、協力プロジェクトを推進することにより、アジアにおける我が国の存

在感を示す有効な手段となるため、今後とも引き続きこれらの事業に対する現在の体制を維持する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 日ASEAN外相会議（概要）
- 第12回ASEAN+3外相会議（概要）
- ASEAN+3首脳非公式朝食会（概要）
- 東アジア首脳会議（EAS）参加国外相非公式協議（概要）
- アジア経済倍増に向けた成長構想
- 日中韓外相会議（概要）
- 日中韓首脳会議（概要）
- アジア協力対話（ACD）概要
- 第7回アジア協力対話（ACD）外相会合（概要）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－1－2 朝鮮半島の安定に向けた努力

(施策レベル評価版：63頁)

事務事業名 ①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組

事務事業の概要

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、六者会合や日朝協議等を通じた平和的解決を図る。

有効性（具体的成果）

（1）北朝鮮による核計画の申告の提出（平成20年6月）

北朝鮮は、平成19年10月に合意された「第二段階の措置」を同年末までに完了しなかったが、無能力化作業を続けると同時に、申告については、期限より大幅に遅れたものの、平成20年6月26日に六者会議長国・中国に提出した（これを受け、米国は、同日、北朝鮮のテロ支援国家指定を解除する意図を議会に通報し、対敵通商法の適用終了を宣言した。）。

（2）六者会合首席代表者会合（平成20年7月）

7月の六者会合首席代表者会合では、日米韓3か国が緊密に連携して協議に臨み、監視メカニズムの設置と共に、検証メカニズムの設置及びその原則（検証措置には、施設への訪問、文書の検討、技術者との面談、及び六者が合意するその他の措置が含まれることや検証メカニズムが国際原子力機関（IAEA）より助言及び支援を受けることができること等）に合意したが、その詳細（検証の具体的枠組み）については合意に至らなかった。

（3）検証の具体的枠組みの構築（六者会合首席代表者会合（平成20年12月））

12月の六者会合首席代表者会合に際しても、日米韓3か国が緊密に連携して協議に臨み、最終的には日米韓露が検証に関し基本的立場を共有したものの、北朝鮮側が前向きな姿勢を示さなかつたことから、残念ながら検証の具体的枠組みに関する合意は得られなかつた。また、検証に関する合意ができなかつたことから、未実施の経済・エネルギー支援の完了時期には合意しなかつた。

（4）北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。北朝鮮の核問題及びミサイル問題の平和的解決を図る上で、六者会合は、現時点において最も現実的な枠組みである。今後とも、六者会合共同声明の完全な実施に向けて、関係国との連携・協力を強化し、これまで以上の外交努力を傾注する必要がある。

事務事業名 ②拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組

事務事業の概要

（1）北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権にかかる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題である。引き続き、北朝鮮側に対し、拉致問題の解決に向けた具体的な行動を求めていく。同時に、国際連合、六者会合、G8首脳会合等、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題解決に向けた国際的な連携の強化のために努力する。

(2) 拉致問題を含む諸懸案を包括的に解決した上で日朝国交正常化を実現する。

有効性（具体的成果）

(1) 日朝実務者協議（平成20年6月）

同協議において、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来の立場を変更し、拉致問題の解決に向けた具体的行動を今後とるための再調査を実施することを約束するとともに、「よど号」関係者の問題の解決のために協力する用意を表明した。また、「再調査」は、「生存者を発見し、帰国させるための調査である必要がある」旨を明確に確認した。日本側としては、北朝鮮側の対応を受け、対北朝鮮措置の一部を解除する用意があることを表明した。

(2) 日朝実務者協議（平成20年8月）

同協議において、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した（①調査対象は政府認定被害者・その他行方不明者等、②権限が与えられた調査委員会を設立、③調査を迅速に行い可能な限り秋に終了、④進捗過程につき日本側に隨時通報・協議、⑤生存者が発見される場合には、その後の段取りにつき協議・合意、⑥調査結果を日本側が直接確認できるよう協力等）。

また、北朝鮮側が調査委員会を立ち上げ、調査を開始することと同時に、日本側も人的往来及び航空チャーター便の規制解除を実施する用意がある旨表明した。

(3) 拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成20年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が採択され、また、平成20年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言において初めて「拉致」が明示的に言及され、議長声明にも「拉致」が盛り込まれたことは大きな成果である。また、米国や韓国、中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた支持・協力を再確認したことも成果として挙げられる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

拉致問題は、我が国の主権にかかる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、麻生政権の最重要課題の一つであり、対応を強化する必要がある。平成20年9月に北朝鮮側から、拉致被害者についての調査開始を見合わせるとの連絡があって以降、北朝鮮側から具体的な対応が示されていないため、具体的進展は得られていないが、国際社会は、これまで以上に明確に北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた具体的行動を求めており、我が国としても、北朝鮮に対する働きかけを強化すると同時に、関係国との連携を一層強化する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成21年版外交青書

HP掲載の下記資料

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html（基礎データ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html（日朝関係）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kai_go/index.html（六者会合（北朝鮮の核問題等））

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/index.html（北朝鮮の核問題）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－1－3 未来志向の日韓関係の推進

(施策レベル評価版：67 頁)

事務事業名 ①政治分野の対話の促進

事務事業の概要

首脳・外相レベルの会談を始めとした政府間の対話を緊密に実施し、日韓間の諸問題に対応するとともに、北朝鮮をめぐる問題等日韓共通の課題に対する協力・連携の強化等を図る。

有効性（具体的成果）

平成20年4月に李明博大統領が訪日し、また、平成21年1月には麻生総理が訪韓し、未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を構築・強化していくことを確認した。また、平成20年度には、4月を含め、4回の首脳会談（4月（於：東京）、10月（於：北京）、12月（於：福岡）及び平成21年1月（於：ソウル）、5回の外相会談（4月（於：東京）、6月（於：東京）、11月（於：リマ）、平成21年2月（於：ソウル）及び平成21年3月（於：ハーグ））を実施するなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日韓関係を未来志向のものとして発展させていくためには、政治分野での緊密な対話は不可欠である。多くの二国間の諸懸案を適切に解決し、日韓関係全体を大局的に進展させていくとの観点から、また、北朝鮮問題等、日韓共通の課題に連携・協力していくために、今後も、より一層緊密な対話及び連携・協力の強化を進めていく必要がある。

事務事業名 ②人的交流の拡大

事務事業の概要

「21世紀東アジア青少年交流」の下での青少年交流事業や「日韓交流おまつり2008 in Seoul」を始めとする各種文化交流事業、知的交流事業を積極的に実施する。

有効性（具体的成果）

- (1) 人的交流を拡大するための環境整備として、平成17年度に金浦－羽田直行便の倍増、韓国人に対する無期限査証免除を実施したことを受け、平成20年の日韓間の往来者数が年間約476万人に達した。
- (2) また、平成17年の「日韓友情年2005」事業の一つとして成功を収めた「日韓交流おまつり」はその後も継続して開催され、4回目となった平成20年は、9月20日～21日にソウル市庁前広場で、「日韓交流おまつり2008 in Seoul」が開催された。日韓双方の民俗芸能団体等が約50団体参加し、約10万人の観客を集めた。
- (3) 平成19年1月に開催された第2回東アジア首脳会議（EAS）で安倍総理（当時）が発表した「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下、平成20年度は、約1400人の中高生、大学生、教員等が訪日した。また、平成20年4月の日韓首脳会談での決定に基づき、平成21年度から、日韓の大学生交流協定に基づく留学を支援する「日韓大学生交流事業」を実施することとなっており、日韓合わせて3年間で1500人を目指し、韓国からの留学は、部品素材産業関連学部への留学に重点を置いている。
- (4) さらに、平成20年4月の日韓首脳会談では、平成11年に導入された日韓ワーキングホリデー制度が両国の若い世代間の理解と友情の増進に大きな役割を果たしているとの認識で一致し、日韓それぞれの参加者上限を、現行の3,600人から、平成21年には倍増の7,200人に、平成24年までに10,000人に拡大することで一致した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

人的交流の拡大は、日韓の相互理解を促進し、信頼関係を構築していく上で、不可欠である。「日韓交流おまつり」等の文化交流事業が円滑に実施されるよう支援するとともに、「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づく青少年交流事業を着実にかつ効果的に実施し、平成20年4月の首脳会談で合意された日韓ワーキング・ホリデー制度における参加者上限の拡大等、引き続き両国の交流拡大とそのための環境整備に努めていく。

事務事業名 ③日韓間の過去に起因する諸問題への取組

事務事業の概要

過去に起因する諸懸案について、人道的観点から真摯に対応する。具体的には、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還に向けた作業の推進、在韓被爆者への対応、在韓ハンセン病療養所入所者への対応、在サハリン「韓国人」に対する支援など、多岐にわたる分野で真摯に取り組む。日韓歴史共同研究を推進し、正確な歴史事実と歴史認識に関する相互理解促進に努める。

有効性（具体的成果）

- (1) 朝鮮半島出身者の遺骨問題については、祐天寺に保管されている旧軍人・軍属の遺骨を、平成20年1月には101体、同年11月には59体返還するなど、着実に進展させてきている。
- (2) 在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。
- (3) 在韓被爆者問題については、在外公館での健康管理手当支給申請の受付を平成17年11月30日より開始した。また、在外被爆者の被爆者健康手帳の国外からの申請は引き続き認められていなかったが、平成20年12月15日から、国外からの申請が可能となった。
- (4) また、第二期日韓歴史共同研究については、平成13年の日韓首脳会談の合意を受け、翌年、第1期が発足した。約3年間の研究活動を経て、平成17年6月に報告書を公表した。平成19年6月より、第2期を本格的に開始し、これまで4回の全体会合を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

未来志向の日韓関係を更に発展させていく上で、韓国国民の過去をめぐる心情を重く受け止めつつ、日韓の過去に起因する諸問題に人道的観点から真摯に対応していくことは不可欠である。今後も、諸問題の解決へ向けた進展を得られるよう、地道な外交努力の継続が必要である。

事務事業名 ④日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等）

事務事業の概要

竹島問題や海洋の問題等の日韓間の懸案を平和的に解決するため、粘り強く外交努力に努める。この際、我が国として主張すべきは主張しつつも、こうした日韓間の一部の問題をめぐる立場の相違が日韓の友好協力関係全般を後退させることのないよう、大局的な見地からの解決を図る。

有効性（具体的成果）

平成18年に再開された排他的経済水域（EEZ）境界画定交渉は、平成20年5月に第9回交渉、平成21年3月に第10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。竹島については、平成20年7月14日に文部科学省が公表した中学校学習指導要領解説（社会（地理的分）

野))に初めて竹島が記述されたことに対し、韓国政府は強く反発したが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

これら諸懸案は、我が国の国益上重要な問題であると同時に、その帰趨如何によっては、日韓双方の国民感情にも影響を及ぼす。我が国としては、主張すべきは主張しつつ、これらの問題の解決のため粘り強く努力すると同時に、日韓両国の未来志向的な関係の発展のために大局的な判断に立って対応する必要もあり、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

事務事業名 ⑤経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓EPAに関する協議を含む）

事務事業の概要

日韓EPA交渉の早期再開・妥結を通じ、東アジアの先進資本主義国たる日韓両国の経済関係を更に深め、両国のみならず地域の経済発展に寄与することを目指す。

有効性（具体的成果）

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成16年11月以降中断しているが、平成20年4月の日韓首脳会談において、日韓EPAが両国の経済関係の強化に重要な役割を果たすであろうという認識を共有したことを受け、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議が同年6月及び12月に開催された。また、平成21年1月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けた検討を促進することに、また、2月の日韓外相会談では、実務協議のレベルを審議官級に引き上げることで一致した。

また、平成20年10月、第7回日韓ハイレベル経済協議を開催し、日韓EPA等の両国の経済関係、世界貿易機関（WTO）、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）戦略等のグローバルな課題について意見交換を行った。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日韓両国の経済関係の強化、就中日韓EPAは、両国のみならず地域の経済発展や安定にとっても重要である。日韓EPA交渉の早期再開・妥結に向け、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

○平成21年版外交青書

○外務省HP掲載の下記資料

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> (基礎データ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf> (最近の韓国情勢)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf> (最近の日韓関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf> (韓国経済の現状と日韓経済関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html> (要人往来)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html> (要人略歴)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html> (首脳・外相会談等)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html> (日本と韓国間の交流)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/index.html> (日韓歴史共同研究)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html (日韓経済連携協定)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html> (竹島問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html (日本海呼称問題)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－1－4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

(施策レベル評価版：72 頁)

事務事業名 ①要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける間断なき対話の実施

事務事業の概要

- (1) 政府ハイレベルを含む様々なレベルでの胸襟を開いた対話の実施。
- (2) 「戦略的互恵関係」の構築に向け、幅広い分野について、様々なレベルで対話を強化。

有効性（具体的成果）

平成20年度においては、5回の首脳間の相互訪問が行われるなど、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開された。その他、日中戦略対話（次官級）、日中人権対話（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施し、「戦略的互恵関係」の構築に向けて対話が積み重ねられた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

5月の胡錦濤国家主席の訪日の際には、両首脳は、「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」を発出して相互理解・相互信頼促進、互恵協力拡大を通じ、アジア太平洋及び世界の良き未来を共に創造するとの日中関係の今後の方向性を確認し、その後も10月の麻生総理の訪中、12月の温家宝総理の訪日等のハイレベル往来等を通じ、「戦略的互恵関係」の具体化を進展させた。頻繁な首脳間の対話以外にも、政治、安全保障、経済、社会、文化等各分野の関係当局の協議を推進した。今後もアジア及び世界に貢献しながら日中両国が共通利益を拡大していく「戦略的互恵関係」の構築及び懸案の適切な処理に向けて、様々な分野においてより一層対話を強化していく必要がある。

事務事業名 ②新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進

事務事業の概要

日中両国の有識者による新日中友好21世紀委員会の開催をはじめとする日中間の民間有識者を含む重層的な交流を促進し、相互理解・信頼醸成に努める。

有効性（具体的成果）

平成20年度は、新日中友好21世紀委員会の第8回会合（最終会合）を長野県で開催し、最終報告書を作成した。また、日中間の歴史に対する客観的な認識を深めることにより、相互理解を促進するため、日中歴史共同研究が進められた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

新日中友好21世紀委員会は、今後も活動を継続し、日中両国の委員により意見交換を行っていく予定である。

日中歴史共同研究は、日中二千年余りの交流に関する歴史、近代の不幸な歴史及び戦後60年の日中関係の発展に関する歴史について、日中首脳間の合意に基づき、日中双方の委員が忌憚のない議論を重ねる場であり、かかる有識者間の交流・対話は、相互理解と信頼に基づく未来志向の日中関係の発展にとって極めて有意義である。同研究については、平成20年5月の胡錦濤国家主席訪日時に、首脳間で歴史共同研究の果たす役割を高く評価され、同研究を今後も継続していくことで一致している。

なお、現在、これまでの研究について最終報告書をとりまとめるべく日中双方の有識者により作業を進めているところである。

事務事業名 ③日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議

事務事業の概要

日中経済の現状と今後のあり方に関し、マクロ経済や貿易・投資等にかかる問題解決や協力促進につき総合的な見地から議論を行い両国経済の相互補完関係を一層強化するとともに、両国経済関係の進展をはかる。

有効性（具体的成果）

平成20年度には、事務レベルの経済協議である第7回日中経済パートナーシップ協議（10月）が実施された。協議では世界経済金融危機に日中が協力して対処することを確認するとともに、その他様々な日中経済関係についても意見交換を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

貿易総額や投資量の総計を見ても、我が国にとって、日中経済関係の重要性はますます増大し、また、国際社会における日中経済関係の重要性も増大している。日中経済関係が健全に発展し、世界経済の持続的発展に貢献していくために、日中間の対話を深め、紛争の原因となる事象の早期発見、紛争の未然防止に努めることが必要である。閣僚レベルの第2回「日中ハイレベル経済対話」を早期に実施するとともに、他の事務レベルの経済協議を引き続き充実発展させていく必要がある。

事務事業名 ④各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化

事務事業の概要

政府関係者、研究者等以外に日中両国の国民レベル、特に若い世代の間の相互理解の促進のため、高校生交流を含む青少年交流を積極的に実施。また、日中関係をめぐる諸課題等に関する両国有識者による意見交換を支援し、両国国民に専門的な見地から分析された情報を発信することにより、両国民間の相互理解を促進する。

日中双方の国民レベルでの相互理解の不足が指摘される中、日中青少年友好交流年等を通じ、両国の国民間の幅広い交流を促進し、両国国民の相互理解を促進する。

有効性（具体的成果）

（1）政府関係者、研究者、メディア関係者など約110名の招へい事業を実施し、日中双方の国民が直接交流することを通じ、両国間の人的チャネルの構築、特に中国の知日派の育成に寄与した。

（2）「日中研究交流支援事業」により合計3件の学術交流に対し助成を実施した。両国の有識者による共同研究事業を促進し、その結果を両国国民に情報として発信し、両国国民の日中関係に対する理解を促進した。

（3）日中の高校生を中心とした若者が相手国で生活し、交流を通じて相互理解を深める「日中21世紀交流事業」を実施した。短期では約2800名、中長期では26名の中国の高校生を含む青少年が我が国を訪問し、我が国からも約1100名の青少年が中国を訪問し、相互理解を促進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日中両国の民間間での相互理解の必要性が一層増している中、各種招へい・派遣や日中知的交流事業の

実施を通じて国民レベルの直接の交流を一層拡大していくことは極めて重要である。平成20年は、「日中青少年友好交流年」でもあったが、両国民、特に青少年の交流を飛躍的に展開し、両国民の相互理解に寄与した。日中の首脳レベルでも累次の機会に青少年交流等の重要性が確認されており、平成21年も引き続き本事業を積極的に推進していく。

事務事業名 ⑤日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による招へい・派遣等を通じた対日理解促進

事務事業の概要

本事業は文化人等派遣、閣僚級招へい、研究委託の3本柱からなる。派遣においては、時宜に応じたテーマやその年々の文化・スポーツ関連事業等を踏まえて我が国の著名人を派遣し、テーマに関する最先端の知見を提供し、またモンゴル側の有力な関係者との交流・人脈形成を支援する。招へいにおいては、外務省の既存の招へいスキームでは対応できなかった現職閣僚クラスの招へいを機動的に実施し、各年において直面する両国の政策課題や重点課題に応じた日本側カウンターパートとの関係強化及び相互理解を図る。研究委託は、世界的に見ても高いレベルを誇る我が国のモンゴル研究（Mongology）の伝統を踏まえ、我が国対モンゴル外交の基盤となるモンゴル国及びモンゴル系諸民族の社会に関する知見のより一層の理解の深化を図るために、民間の有識者・学識経験者に対して一定のテーマでの調査研究を委嘱する。

有効性（具体的成果）

平成20年度は、岡田武史サッカー日本代表監督の派遣、ガンホヤグ前食糧・農牧業大臣及びエンフボルド国家大会議副議長の招へい、モンゴルにおける園芸植物普及の可能性に関する総合的調査の4件を実施し、我が国競技スポーツ及びナショナルチーム運営にかかる知見・経験の伝達、寒冷・乾燥地における農業開発の可能性にかかる調査、両国の議員間・議会間交流のさらなる促進、モンゴルにおける園芸文化・花卉産業発展の展望といった面で多大な成果を上げた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

本事業は、中国・モンゴル課のモンゴル担当官及び在モンゴル大使館員自らが、モンゴル側のその年々の多様なニーズや我が方の問題意識を踏まえつつ、全ての受入機関・団体と緻密な連絡を直接取り合いながら丁寧に実施するいわば手作りの事業であり、派遣・招へい・研究委託のいずれにおいても、モンゴルとの間の外交目標である「総合的パートナーシップ」の構築において極めて効果的な事業と評価されている。今後も本事業を対モンゴル外交の重要なツールのひとつとして継続的に実施することは、我が国にとって独自の戦略的重要性を有するモンゴルとの外交政策の展開においてに極めて重要であり、モンゴルの豊富な鉱物資源の埋蔵を背景とする互恵的な経済・通商関係の強化という新たな局面に進みつつある両国関係の強化に際し、ますますその必要性を増している。

事務事業名 ⑥日台間の非政府間の実務関係の推進

事務事業の概要

昭和47年の日中共同声明発出以降、非政府間の実務関係となっている日台関係を、財団法人交流協会と亞東関係協会の枠組みを通じて推進する。

有効性（具体的成果）

日本の貿易相手先として、米・中・韓に次いで第4位、日台間の人的往来は約250万人となる等、非政府間の実務関係が維持されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

上記のとおり、台湾とは経済、人的交流が緊密であるところ、今後も事業を継続していく。

評価をするにあたり使用した資料

・外務省ホームページ（トップページ>各国・地域情勢>アジア）

・平成21年度版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

(施策レベル評価版：76 頁)

事務事業名 ①要人往来を通じた二国間関係の強化

事務事業の概要

(1) タイ

(イ) 平成20年5月、ノパドン外相（当時）が外務省賓客として訪日し、町村官房長官（当時）及び高村外務大臣（当時）との外相会談を行った。また、木村外務副大臣（当時）とともに、東京で行われたタイ・フェスティバルに出席した。

(ロ) 平成20年6月、江田参議院議長がタイを訪問し、プミポン国王陛下に拝謁するとともに、プラソック上院議長、ソムチャイ副首相（当時）他、政府要人と意見交換を行った。

(ハ) 平成20年8月、ソムチャイ副首相（当時）が訪日し、町村官房長官（当時）を表敬訪問した。

(二) 平成20年9月、チュラポン王女殿下が我が国大学への三蔵教典の寄贈のために訪日され、東京大学への寄贈式には秋篠宮殿下が御臨席された。

(ホ) 平成21年1月、中曾根外務大臣がカンボジア、ラオス訪問の途次にバンコクに立ち寄り、バンコク国際空港でカシット外務大臣と日タイ外相会談を実施した。

(ヘ) 平成21年1月、ソムサワリー王女殿下が赤十字関係医療機関視察のため訪日し、天皇皇后両陛下と御会見した。

(ト) 平成21年2月、アピシット首相が実務賓客として訪日し、麻生総理大臣との首脳会談を実施するとともに、我が国政府・国会・各政党関係者と意見交換を行った。

(2) ベトナム

(イ) 平成20年は、日越外交関係樹立35周年を迎え、政治、経済、文化などあらゆる分野において交流が活発化し、「戦略的パートナーシップ」構築に向けて、より高い次元へと引き上げられた。多くの記念事業が両国において開催され、平成20年5月にベトナムで開催された「ハノイ・ホーチミン音楽祭」、同年9月に東京で開催された「ベトナムフェスティバル」では、両国要人を始め、多くの国民を動員し、親密さを増す両国関係を印象づけた。

(ロ) 平成20年7月、高村外務大臣（当時）が訪越し、日越協力委員会第2回会合において、両国の互恵的協力の拡大のための包括的政策対話を実施した。

(ハ) 平成20年11月、杉良太郎日ベトナム特別大使が訪越し、「ベトナムにおける学生による映画選手権」第2回全国大会に出席するとともに、ベトナム要人との意見交換を行った。

(二) 平成20年12月、ホアン商工大臣が訪日し、中曾根外務大臣との間で日・ベトナム経済連携協定の署名を行った。

(ホ) 平成21年1月、ハン党中央对外委員長が高級実務者招へいで訪日し、河村官房長官表敬、中曾根外務大臣との会談、各省庁、政党、大阪府訪問を実施した。

(ヘ) 平成21年2月には、日越外交関係樹立35周年を迎えた機会にベトナムからの招待を受け、皇太子殿下が初めてベトナムを御訪問され、チエット国家主席を表敬された他、ハノイ、ダナン、ホイアン、フエ及びホーチミンを御視察になった。

(ト) 平成21年2月、フック計画投資大臣が首相特使として訪日し、麻生総理への表敬、中曾根外務大臣との会談を行い、PCI（パシフィック・コンサルタント・インターナショナル）贈収賄事件により一時

停止となっていた円借款再開に関する協議を行った。

（3）カンボジア

（イ）平成20（2008）年は、日カンボジア外交関係樹立55周年にあたり、カンボジア外務国際協力省と在カンボジア日本大使館とが実行委員会を立ち上げ、同年を日カンボジア友好年と位置づけ記念事業の認定申請を受け付けた結果、55件の記念行事が実施された。

（ロ）平成20年7月、木村外務副大臣（当時）が政府選挙監視団長としてカンボジアを訪問し、同国で実施された選挙の監視活動を行ったほか、フン・セン首相及びハオ・ナムホン副首相兼外相への表敬を行った。

（ハ）平成20年9月、チャム・プラシット上級相兼商業相が訪日し、東京、名古屋及び福岡にて投資セミナーに参加したほか、橋本外務副大臣と会談した。

（ニ）平成21年1月、中曾根外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相への表敬、ハオ・ナムホン副首相兼外相との会談を行った他、経済協力案件の署名式、地雷除去機材引渡式及び日メコン交流年オープニング式典に出席した。

（4）ラオス

（イ）平成20年5月、木村外務副大臣（当時）がラオスを訪問し、ブアソーン首相表敬、ケンペーン首相府付き大臣兼水資源環境庁長官及びポンサワット筆頭外務副大臣との会談を行った。

（ロ）平成20年5月、チュンマリー国家主席兼党書記長夫妻が日経新聞社主催国際交流会議「アジアの未来」出席のため訪日し、福田総理（当時）との会談を行い、環境・気候変動に関する共同発表を発出した他、天皇皇后両陛下との御会見、友好議連との懇談、経済界との懇談等を行った。

（ハ）平成20年7月、ソムサワート常任副首相が外務省賓客として訪日し、高村外務大臣（当時）との会談及び日・ラオス投資協定の発効にかかる口上書への署名を行った。また、町村官房長官及び額賀財務大臣（いずれも当時）との会談、秋篠宮殿下への御接見及び東京・福岡での投資セミナーにおける講演を行った。

（ニ）平成20年10月、ブントーン人民革命党中央組織委員長（序列第13位）が訪日し、橋本外務副大臣等の我が国政府要人、日ラオス及び日メコン友好議連との懇談及び北海道視察を行った。

（ホ）平成20年11月、サイソムポーン国民議会副議長がアジア太平洋議員フォーラム（APPF）総会の事前打ち合わせのため訪日し、中曾根外務大臣、衆・参両院副議長及び埼玉県議会議長との会談を行った。

（ヘ）平成21年1月、中曾根外務大臣がラオスを訪問し、トンルン副首相兼外相との会談を行い、また経済協力案件の署名を行った。

（ト）平成21年1月、ラオスで行われたアジア太平洋議員フォーラム（APPF）総会に日本議員団（団長：島村宣伸衆議院議員）が出席し、同総会の歓迎レセプションでは中曾根外務大臣が挨拶を行った。

（5）ミャンマー

（イ）平成20年5月、サイクロン「ナルギス」の被害に対する緊急援助物資引き渡し式典出席のためにミャンマーを訪問した木村外務副大臣（当時）は、ニヤン・ウイン外相等と会談し、民主化につき働きかけを行った。

（ロ）平成20年5月、サイクロン「ナルギス」の被害に関するミャンマー支援国によるプレッジング会合に出席するにミャンマーを訪問した宇野外務大臣政務官（当時）は、ニヤン・ウイン外相等と会談し、民主化及び邦人死亡事件の真相究明等につき働きかけを行った。

（ハ）平成20年7月、高村外務大臣（当時）は、シンガポールにおけるASEAN外相会合関連会合の機会

にニヤン・ワイン外相との外相会談を実施し、民主化及び邦人死亡事件の真相究明等についての働きかけを行った。

有効性（具体的成果）

（1）タイ

（イ）緊密な日タイ関係の象徴である日タイ皇室王室の交流は頻繁に行われており、チュラポン王女殿下、ソムサワリー王女殿下が訪日した際にそれぞれ秋篠宮殿下、天皇皇后両陛下との御会見の機会がもたれたことは、日本の皇室に尊敬と近親感を持つタイ国民に対して親日のイメージを高める効果があった。

（ロ）平成20年5月ノパドン外相（当時）が訪日した際、町村官房長官及び高村外務大臣（いずれも当時）との会談においては、同年2月に発足したサマック政権（当時）の下で日タイ関係をより一層強化することを確認した。また、平成20年7月からASEAN議長国となるタイと日本が協力し、メコン地域開発や国際社会の課題に取り組んでいくことに合意した。このことは、我が国としては平成18年9月のクーデター発生以来、平成19年8月に新憲法が成立し、同年12月に総選挙が行われて成立したサマック政権に対して、我が国として民主的な体制回復への祝意を伝える効果があるとともに、タイが内政問題に一区切りをつけ、国際社会において信頼回復を図ることへの我が国の期待を示す効果があった。

（ハ）平成20年9月のサマック首相訪日の中止、11月の反政府デモ隊による空港占拠等内政の混乱を経て、12月にアピシット政権が成立した後、平成21年1月にカシット外相と中曾根外務大臣との間で外相会談、2月にアピシット首相と麻生総理との間で首脳会談を早期に実施できたことは、アピシット政権との信頼関係を強固なものとするとともに、タイに対する日本の信頼回復に向けた効果があった。また、アピシット首相との首脳会談において日タイ受刑者移送条約の実質合意について確認し、早期署名に向けて両国政府が努力することで認識が一致した。

参考1：日本からタイへの渡航者数（出典：タイ政府観光庁）

平成20年 統計情報なし

平成19年 127万人

平成18年 131万人

参考2：タイから日本への渡航者数（出典：タイ政府観光庁）

平成20年 統計情報なし

平成19年 23万4千人

平成18年 19万2千人

（2）ベトナム

（イ）平成20年は日越外交関係樹立35周年を迎え、政治、経済、文化などあらゆる分野において交流が活発化し、「戦略的パートナーシップ」構築に向けて、より高い次元へと引き上げられた一年となった。多くの記念事業が両国において開催され、メイン行事として5月にベトナムにて日越両国の歌手が共演する「ハノイ・ホーチミン音楽祭」が開催され、あわせて日越友好議連メンバーが訪越、9月には東京にて「ベトナムフェスティバル」が開催され、越側からはヴィエット政治局員・越日友好議連会長が訪日するなど、両国の要人を始め、多くの国民を動員し、親密さを増す両国関係を印象づけた。

（ロ）平成20年7月、高村外務大臣（当時）が訪越し、日ベトナム両国の外務大臣を共同議長とする「日越協力委員会」の第2回会合を開催した。双方の関係省庁が出席し、両国の戦略的パートナーシップに向けた互恵的協力の拡大のため、経済・経済協力分野を始め多分野にまたがる包括的政策対話を実施した。日越外相会談では、エネルギー、メコン地域協力、国際場裡における協力等につき意見交換を行った他、

チエット国家主席への表敬、ベトナムの若手行政官の日本への留学経費を支援する「人材育成奨学計画（4億4100万円）」の交換公文の署名・交換を実施した。

（ハ）平成20年11月、杉良太郎日ベトナム特別大使は訪越し、同氏が発案・参画する「ベトナムにおける学生による映画選手権」第2回全国大会に出席し、両国の国民レベルの相互理解、友好親善に大きく貢献した。右映画祭の成功は、「日メコン交流年」である平成21年にメコン5か国へと拡大して開催される「日メコン学生による映画祭」の構想へとつながる大きな意義を有する。

（ニ）平成20年12月、ホアン商工大臣が訪日し、中曾根外務大臣との間で日・ベトナム経済連携協定（平成19年1月に正式交渉会合開始、平成20年9月に交渉の大筋合意確認）が署名された。本協定は、関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日越間の投資・貿易の促進及び経済関係全般の強化を図るものであり、ベトナムにとっては初めての二国間EPAとなった。

（ホ）平成21年1月、ハン党中央对外委員長が高級実務者招へいで訪日し、河村官房長官表敬、中曾根外務大臣等との会談、各省庁、政党、大阪府訪問を実施した。同年4月のマイン書記長公賓訪日前の党ハイレベルの訪日であり、マイン書記長訪日の成功に向けた協力関係を築く大きな契機となった。

（ヘ）平成21年2月には、日越外交関係樹立35周年を迎えた機会にベトナム国家からの招待を受け、皇太子殿下が初めてベトナムを御訪問され、チエット国家主席を表敬された他、ハノイ、ダナン、ホイアン、フエ及びホーチミンを御視察になった。ベトナム御滞在中、チエット国家主席、ゾアン国家副主席を始め越側要人、一般市民、在留邦人、日本人及び各国旅行者から熱烈な歓迎を受けた。

（ト）平成21年2月、フック計画投資大臣がズン首相特使として訪日した。麻生総理を表敬し、中曾根外務大臣との会談では、PCI贈収賄事件により一時停止となっていた円借款再開に関する協議を行った。中曾根大臣より、我が国政府として、「日越ODA腐敗防止合同委員会」における不正腐敗の再発防止策の報告書が完成し、それを両国で公表することで双方が合意したこと、及びPCIによる賄賂のベトナム側収賄容疑者が逮捕されたことを受け、ベトナムに対する新規円借款の供与を再開することを伝達した。これを受け、同年3月には、新規円借款の交換公文の署名がなされた。

参考：日本からベトナムへの渡航者数（ベトナム観光総局）

平成20年 39万人（- 6.1%）

平成19年 42万人（+ 9.0%）

平成18年 38万人（+13.4%）

（3）カンボジア

（イ）平成20年7月、木村外務副大臣（当時）が、政府選挙監視団団長としてカンボジアを訪問した。その訪問中、プノンペン及び周辺地域での選挙監視活動を行ったほか、フン・セン首相、ハオ・ナムホン副首相兼外相への表敬を行った。フン・セン首相への表敬では、木村副大臣は、我が国の選挙監視結果を同首相に伝達し、今後、引き続きカンボジアの経済社会の発展に向けた支援を行っていく旨表明した。フン・セン首相からは、今次我が国の選挙監視団の活動を歓迎するとともに、我が国これまでカンボジアの復興と発展に向けた支援に対し、深甚なる謝意が表明された。

（ロ）平成20年9月、チャム・プラシッド上級大臣兼商業大臣が訪日し、東京・名古屋・福岡にて開催されたカンボジア投資セミナーに参加した。橋本外務副大臣と会談し、両国の外交関係樹立55周年記念を祝うとともに翌年の日メコン交流年についても協力していくこととし、また、同年7月末に日カンボジア投資協定が発効したことを受け、同協定が実際の投資誘致に結びつくよう双方が努力することで一致した。

（ハ）平成21年1月、中曾根外務大臣はカンボジアを訪問し、フン・セン首相への表敬及びハオ・ナム

ホン副首相兼外相との会談を行った。フン・セン首相との会談では、中曾根大臣より、日メコン交流年である本年に日本とメコン地域諸国との間で幅広い交流を進めていく姿勢を示すとともに、同首相から強い要請のあった第二メコン架橋建設計画については、両国首脳間の共同声明をふまえ着実に実施していく旨述べた。これに対し、フン・セン首相からは、これまでのカンボジアの社会経済発展に向けあらゆる分野で実施している我が国の経済協力に対し、高い評価と深甚なる謝意が表明された。

参考1：日本からカンボジアへの渡航者（観光省）

平成20年 16.4万人

平成19年 16.1万人

平成18年 15.8万人

（4）ラオス

（イ）平成20年8月に日・ラオス投資協定が発効し、12月の日ラオス官民合同対話第2回会合では投資環境改善に向けたラオス側の行動計画が発表され、日本企業が投資を行う上で必要な制度づくりが進捗した。これを受けた日本企業のラオスへの関心が高まり、100社を超える企業が実地調査に訪れ、うち17社が投資申請手続を開始した。また、平成21年3月には日・ラオス投資協定の第1回合同委員会が開催され、同協定の円滑な実施・運用及びラオス側例外措置の廃止に向けた討議が行われ、日本企業の投資促進に向けた両国政府の取組が強化された。

（ロ）平成20年5月にチュンマリー国家主席兼党書記長が訪日した際に、福田総理（当時）との間で発出した環境・気候変動に関する共同発表において、ラオスは「クールアース推進構想」への評価を表明し、クールアース・パートナーシップに基づく両国間の協力の基礎が築かれた。また、チュンマリー国家主席は、天皇皇后両陛下との御会見、友好議連との懇談、経済界との意見交換等を行い、両国関係があらゆる分野で着実に深化・拡大していることが確認された。

（ハ）平成20年7月にソムサワート常任副首相が外務省賓客として訪日した際に、高村外務大臣（当時）との会談及び日・ラオス投資協定の発効にかかる口上書への署名が行われ、また、町村官房長官及び額賀財務大臣（いずれも当時）との会談が行われたことにより、経済協力と貿易・投資を両輪とした両国関係が一層強化された。また、東京・福岡での投資セミナーには延べ500名が参加し、日本企業への情報提供や人脈形成を支援する上で大変有意義であった。

（二）平成20年10月にブントーン人民革命党中央組織委員長（序列第13位）が訪日し、我が国政府要人（橋本外務副大臣他）との会談や関係議員（日ラオス及び日メコン友好議連）との懇談を行い、政党間・議員間の交流の基礎を構築することができた。また、中央・地方の視察を通じて党中央の人事や人材育成を担う同委員長が我が国の政策を正しく理解し、一層親日的となるよう努めた。

（ホ）平成21年1月の「日メコン交流年」冒頭に中曾根外務大臣がラオスを公式訪問し、トンルン副首相兼外相との会談を行い、二国間関係の強化及び国際場裡の課題（国連安保理改革、北朝鮮、クラスター弾の禁止等）への協力を確認した。

参考：ラオスにおける在留邦人数

平成20年 461名（企業関係者114名）

平成19年 453名（企業関係者114名）

平成18年 442名（企業関係者117名）

(5) ミャンマー

日本は、ミャンマーの民主化・人権状況を憂慮しており、ハイレベルの要人往来は限られているが、伝統的に友好的な二国間関係を基礎に種々の機会を捕らえてミャンマー政府に対し対話を通じた働きかけを行い、同国政府による前向きな動きには前向きに反応し、更なる前向きな動きを促している。平成20年度には、新憲法の制定、民主化運動の指導者アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁延長、政治活動家に対する長期刑判決、一部の政治犯の釈放等の際に、速やかにミャンマー政府に対する申し入れや評価等を行うことができた。

また、平成20年5月にサイクロン「ナルギス」がミャンマーに被害をもたらした際には、緊急援助物資引き渡し式典出席のために木村外務副大臣（当時）が、またミャンマー支援国によるプレッジング会合に出席するために宇野外務大臣政務官（当時）が、それぞれミャンマーを訪問した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも積極的に継続していくこととする。

また、この地域との文化交流を通じた相互理解の推進は二国間関係強化に資するものとして積極的に取り進めていくこととする。平成21（2009）年は日メコン交流年であり、政治、経済、文化、観光その他幅広い分野における交流事業を実施することは非常に重要である。

事務事業名 ②経済協議の実施と貿易投資環境の整備

事務事業の概要

経済成長の達成には民間企業の積極的な活動が不可欠であり、我が国の企業は、80年代以降、先進ASEAN諸国に直接投資を行い、現地における雇用拡大、技術移転を行ってきており、投資先の国が経済発展を達成する上で揺るぎない実績を上げている。

メコン河流域5か国は天然資源や優秀な労働力に恵まれた高い開発の潜在能力を有する地域であり、民間投資・貿易先として有望である。事実、近年メコン地域（特にタイ、ベトナム）は貿易投資活動を通じた我が国との経済関係は緊密化していることから、経済連携協定や投資協定を締結することで貿易投資の大きな法的枠組みを整備していく。同時に日越共同イニシアティブや日ラオス官民合同対話などを通じて貿易投資を行う際に発生する具体的問題（輸出手続、投資許可手続、税金、滞在資格取得手続等）の解決に取り組むことで、これら国々の貿易投資先としての潜在的能力を更に引き出していくことが重要である。

有効性（具体的成果）

(1) タイ

日タイ経済連携協定に関し、平成20年11月2日に第2回合同委員会をバンコクにて開催した。また、小委員会については、原産地規則に関する小委員会（第1回（3月18日）・第2回（9月26日））、サービス貿易に関する小委員会（4月28日）、中小企業支援に関する小委員会（5月26日）、自然人の移動に関する小委員会（第1回（6月26日）・第2回（10月22日））、貿易取引文書の電子化に関する小委員会（9月25日）、ビジネス環境の向上に関する小委員会（9月26日）及び税関手続きに関する小委員会（11月3日）を東京又はバンコクで開催し、協定運用における諸問題や継続協議事項について協議を行った。

参考1：日本の対タイ輸出額（財務省貿易統計）

平成20年 3兆0514億円

平成19年 3兆0093億円

平成18年 2兆6647億円

参考2：日本の対タイ輸入額（財務省貿易統計）

平成20年 2兆1522億円

平成19年 2兆1536億円

平成18年 1兆9639億円

参考3：日本からタイへの直接投資額（タイ投資促進委員会）

平成20年 1030億バーツ

平成19年 1491億バーツ

平成18年 1105億バーツ

（2）ベトナム

日越両政府・政府関係機関、経団連及び在ベトナム日本商工会による協議を通じてベトナムの投資環境を改善する「日越共同イニシアティブ」については、平成20年7月には第3フェーズの行動計画策定を開始するキックオフ会合が開催され、各ワーキングチームによる議論を経て、同年11月の合同委員会において37項目からなる行動計画が採択された。今後、2年間にわたり同行動計画の進捗を双方でモニタリングし、平成22年11月に最終評価を行う予定である。近年の日本企業による対越投資の急増は、政府のこのような取組も踏まえて、日本企業がベトナムを安定した投資先と評価していることの証拠であると考えられる。

ベトナムとの間の貿易投資促進のための大きな法的枠組みの整備を目指して立ち上げられた日ベトナム経済連携協定の交渉については、平成20年9月、交渉の大筋合意を確認し、同年12月25日、中曾根外務大臣とホアン商工大臣との間で署名に至った。早期の発効を目指して、引き続き協力を進めていくこととする。

参考1：日本の対ベトナム輸出額（財務省貿易統計）

平成20年 8102億円

平成19年 6659億円

平成18年 4815億円

参考2：日本の対ベトナム輸入額（財務省貿易統計）

平成20年 9416億円

平成19年 7198億円

平成18年 6156億円

参考3：日本からベトナムへの投資額（ベトナム計画投資省）

平成20年 75.8億ドル

平成19年 13.9億ドル

平成18年 14.9億ドル

(3) カンボジア

平成20年7月、日カンボジア投資協定が発効した。平成20年10月、チャム・プラシット上級相兼商業相が訪日中、投資セミナーに参加したほか、財界関係者との間でカンボジアの投資促進のための環境改善に向けた今後の取組等につき忌憚のない意見交換を行った。今後は、両国間で引き続き投資セミナーの開催や経済ミッションの往来をさらに推進していくこととする。また、投資協定で規定されている合同委員会においても開催に向け双方が引き続き調整を行っていく。

参考1：日本の対カンボジア輸出額（財務省貿易統計）

平成20年 191億円

平成19年 130億円

平成18年 95億円

参考2：日本の対カンボジア輸入額（財務省貿易統計）

平成20年 125億円

平成19年 163億円

平成18年 140億円

(4) ラオス

平成20年8月に日・ラオス投資協定が発効した。また、同年12月にはビエンチャンにおいて日ラオス官民合同対話第2回会合が開催され、日ラオス両国政府及びラオスや周辺国に投資している日系企業の間でラオスの投資環境改善に向けた協議が行われるとともに、ラオス側から「行動計画」が発表され、第3回会合において進捗状況を発表することが約束された。平成21年3月には日・ラオス投資協定の第1回合同委員会が開催され、同協定の円滑な実施・運用及びラオス側例外措置の廃止に向けた討議が行われた。今後は、上記「行動計画」のフォローアップ委員会の実施を通じてラオス側の投資環境改善に向けた取組を推進し、また、日本企業の投資促進に向けた枠組みの着実な実施・運用に向けた協力を強化していくこととする。

参考1：日本の対ラオス輸出（財務省貿易統計）

平成20年 64億円

平成19年 44億円

平成18年 24億円

参考2：日本の対ラオス輸入（財務省貿易統計）

平成20年 19億円

平成19年 14億円

平成18年 14億円

(5) ミャンマー

平成19年7月に首都ネーピードーにおいて開催された日本・ミャンマー貿易・投資ワークショップのフォローアップとして、機会を捉え、貿易投資環境の改善に向けた働きかけを実施した。

参考1：日本の対ミャンマー輸出（財務省貿易統計）

平成20年 181億円

平成19年 206億円

平成18年 120億円

参考2：日本の対ミャンマー輸入（財務省貿易統計）

平成20年 260億円

平成19年 346億円

平成18年 286億円

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

両国間の物品、人、サービス、資本の自由な移動を促進することは、双方の経済関係の強化に大きな効果がある。潜在的に有望な貿易投資先であるメコン地域各国の投資・ビジネス環境の整備は、日本の経済的利益の確保にとって重要であり、政府として我が国民間企業の活動を支援することにつながることから、今後とも本事業を拡大強化していく。

具体的には、日タイ経済連携協定発効後の着実な運用を行うとともに、日越経済連携協定が発効した後にはその着実な運用を行う。二国間経済連携協定交渉の対象となっていないカンボジア、ラオス及びミャンマーに対する経済連携のための施策として、平成20年7月に日カンボジア投資協定、同年8月に日ラオス投資協定が発効したことは大きな成果であり、今後は協定の着実な運用及び官民合同対話における議論の拡充を目指す。

事務事業名 ③メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

事務事業の概要

メコン地域は第二次世界大戦から90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援を通じて、ASEAN域内格差を是正し、ASEANの統合を促進してきた。また、我が国は、メコン河流域の5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）が自由・民主主義といった普遍的価値を基礎とした豊かで安定した地域として経済的な統合と連携を深め、地域が一体として発展することができるよう、インフラ整備、制度整備、人材育成等を通じた包括的な支援を行うなど、メコン地域開発の重要性は増している。

近年、政治、経済、文化、青少年、観光等幅広い分野で関係が急速に深まっている日本とメコン地域諸国との間で、更なる交流の拡大を実現するため、平成20年1月に東京で開催された日メコン外相会議において、平成21（2009）年を日メコン交流年とすることが合意された。日本は、これまで一貫してメコン地域を重視し、積極的に関係強化に取り組んでいる。具体的には「希望と発展の流域」である同地域に対するコミットメントを再確認するとともに、「信頼」「発展」「安定」をキーワードとした日メコン協力や国連改革問題を始めとする国際場裡における協力を進めており、日本は、メコン地域諸国と貿易投資促進とODAを有機的に結びつけた開発への取組、観光促進など政府と民間の活動の連携を行っている。

有効性（具体的成果）

平成19年1月にフィリピン・セブで開催された日ASEAN首脳会議等の場で、我が国としての今後3年間の新たなメコン地域開発の指針となる「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表した。

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」は、①我が国とメコン地域のパートナーシップの更なる強化、②メコン地域の持続的な経済成長の実現、③メコン地域の人々の生存・生活・尊厳の確保とその豊かな可能性の実現という3つの目標を掲げた上で、①地域経済の統合と連携の促進、②日本とメコン地域との貿易・投資の拡大、③価値観の共有と地域共通の課題への取組を3つの柱と位置づけている。平成20年度における本プログラムの下での新たな取組としては、①メコン地域に対するODAの拡充、及び②カンボジア、ラオスとの投資協定の発効がある。

メコン地域に対するODAの拡充としては、CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）の国境地帯である「開発の三角地帯」について、日本として平成20年度は33件29億円以上の協力案件を実施した。また、「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」のもとで表明された日ASEAN統合基金（JAIF）を通じた「開発の三角地帯」支援（約2000万ドル）支援については、一部を除く案件の実施が開始され、かつ先行して実施していた日本国際協力システム（JICS）による道路フィージビリティ調査案件については、平成21年2月にJICSよりCLV各国に最終報告書が提出された。さらに平成19年11月の日CLV首脳会議において表明された日ASEAN統合基金（JAIF）を通じた東西経済回廊及び南部経済回廊物流効率化支援については、平成20年5月の日メコンSOM（高級実務者会合）で、右支援の具体的方法につき、我が国が提示した基本方針にメコン5か国が合意した。日本が主導して「東西経済回廊・南部経済回廊物流効率化プログラム」を作成して実施する1000万ドル（パートA）、及びCLMV各国自らが東西経済回廊及び南部経済回廊の物流効率化のための案件を作成して（日本政府の承認を得た上で）実施する1000万ドル（パートB）から成るが、平成21年3月までに、パートAについては一部を除く案件が決定した。

カンボジア及びラオスとの投資協定については、「投資の自由化、保護及び促進に関する日本国とカンボジア報告との間の協定（日・カンボジア投資協定）」が平成20年7月31日に発効し、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主主義共和国との間の協定（日・ラオス投資協定）」も平成20年8月3日に発効した。

平成20年1月の日メコン外相会議で、平成21（2009）年を日メコン交流年とすることが合意された。同年に入って以降、政治対話、経済・文化・青年交流、観光など幅広い分野で日本とメコン地域間で交流事業を実施している。平成20年8月にバンコクで開催された日メコン交流年事務レベル準備会合で、外務省ホームページ上で一般募集した日メコン交流年2009のロゴマークとキャッチフレーズの作品を決定した。平成21年1月には、中曾根弘文外務大臣主催の日メコン交流年2009オープニング・セレブションが東京において開催され、300名を超える関係者が出席した。また、同年1月と3月に「21世紀東アジア青少年大交流計画」を通じてメコン5か国から若手アマチュア伝統芸能団及び若手政治関係者（各100名）が訪日し、日本各地において交流事業を実施した。日メコン交流年では、関係団体や民間の交流を奨励し、官民あわせた取組を目指しており、平成21年3月までに100以上の団体が日メコン交流年事業に認定されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成19年1月に表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」及び平成19年11月の日CLV首脳会談でコミットしたCLV各国及びメコン地域全体に対する3年間に亘るODA拡充を着実に実施していく。平成20年1月の日メコン外相会議で合意された東西経済回廊物流効率化支援を着実に実施していく。

日メコン交流年に関しては、政治、経済、文化その他幅広い分野における日メコン地域間の交流行事を着実に実施し、日メコン間の重層的な交流実現を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

日メコン交流年

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/koryu.html

ミャンマーにおけるサイクロン被害への支援

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/cyclone.html>

高村外務大臣のベトナム訪問

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_komura/vietnam_08/index.html

中曾根外務大臣のカンボジア、ラオス及びタイ訪問

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/clt_09/index.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－1－6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

(施策レベル評価版：79 頁)

事務事業名 ① 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進

事務事業の概要

- (1) 東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、経済面や安全保障面でも密接な繋がりを有する我が国にとり外交上の重要地域である。
- (2) 首脳レベル、外相レベルをはじめとする要人往来や周年事業、招へい事業等を通じ、様々なレベルでの対話・交流を行い、東南アジア島嶼部各国と友好関係を強化する。

有効性（具体的成果）

インドネシアとの関係では、平成20年は日・インドネシア友好年であり、日・インドネシア両国において数多くの文化交流事業が行われた上、我が国が主催する北海道洞爺湖サミット・アウトリーチ会合へのユドヨノ大統領の参加、EPA発効や多数の閣僚クラスの訪問等極めて活発な交流があった。さらに、我が国が積極的に国づくりへの支援を行った東ティモールや、多様な分野での関係強化に努めたマレーシアとの間では、首脳を含む活発な要人往来があった。また、フィリピン、ブルネイとの間では、要人往来の機会に合わせてEPAや租税協定等が発効・署名に至る等大きな成果があり、シンガポールとも経済・安全保障・知的交流の幅広い分野で閣僚レベルの往来があった。

このように平成20年度においては、要人の往来、周年事業、招へい事業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質量とも優れた具体的成果を得ることができた。

1. 主な要人往来等

(1) インドネシアとの要人往来及び日本・インドネシア友好年の実施

平成20年

4月～ 日本・インドネシア友好年各種行事（1～12月の通年で約300の行事を実施）

（例：記念切手発行（インドネシア4月、日本6月）、福岡・インドネシア・バンブーコンサート（6月）、記念レセプション（8月）、インドネシア・日本博覧会（11月））

4月 スリ・ムルヤニ財務大臣訪日（G8開発大臣会合アウトリーチ・セッション出席）

5月 ギナンジャール地方代表議会議長訪日

7月 マリ商業大臣訪日（日・インドネシアEPA発効に際する合同委員会参加のため）

7月 ユドヨノ大統領訪日（北海道洞爺湖サミット・アウトリーチ会合参加のため）
（マリ商業大臣、ウィトラール環境大臣、スディ・シララヒ内閣官房長官同行）

7月 日・インドネシア外相会談（ASEAN拡大外相会合出席時）

8月 ハッサン外相訪日（外務省賓客）

11月 日・インドネシア首脳会談（金融・世界経済サミット出席時）

11月 福田前総理インドネシア訪問

11月 御法川外務大臣政務官のインドネシア訪問

11月 スリ・ムルヤニ財務大臣兼経済担当調整大臣訪日

12月 マリ商業大臣訪日

12月 高村総理特使（前外務大臣）インドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム閣僚会合出席）

12月 ギナンジャール地方代表議会議長訪日

平成21年

2月 ギナンジャール地方代表議会議長訪日

2月 ユスフ・カッラ副大統領訪日

2月 ルクマン・エディ・インドネシア途上地域開発担当大臣訪日

（2）シンガポール

平成20年

5月 石破防衛大臣（当時）シンガポール訪問（シャングリラ・ダイアログ参加）

6月 リム・フンキャン貿易産業大臣訪日

7月 高村外務大臣（当時）シンガポール訪問

（ASEAN拡大外相会合等参加：日シンガポール外相会談実施）

11月 日・シンガポール外相会談（APEC出席時）

平成21年

2月 第7回日・シンガポール・シンポジウム開催（ザイヌル外務担当上級国務大臣訪日）

（3）東ティモール

平成20年

5月 ダ・コスタ外務大臣訪日

5月 宇野外務大臣政務官（当時）東ティモール訪問

6月 江田参議院議長東ティモール訪問

11月 御法川外務大臣政務官東ティモール訪問

平成21年

2月 デ・アラウジョ国民議会議長訪日（参議院議長招へい）

2月 ピント国防担当国務長官訪日

2月 グテーレス治安担当国務長官訪日

3月 グスマン首相訪日

（ダ・コスタ外相、ピレス財務大臣、ダ・シルバ・インフラ整備大臣、アルベス観光大臣同行）

（4）フィリピン

平成20年

7月 日・フィリピン外相会談（ASEAN拡大外相会合出席時）

12月 ロムロ外務長官、レクト国家経済開発庁長官訪日

（日・フィリピンEPA発効に際する第1回合同委員会参加）

平成21年

1月 メンドーサ運輸通信長官訪日

1月 テベス財務長官、ファビラ貿易産業長官、レクト国家経済開発庁長官訪日

(5) ブルネイ

平成20年

5月 宇野外務大臣政務官（当時）のブルネイ訪問

5月 ヤヒヤ・エネルギー大臣の訪日（高村外務大臣との会談）

7月 モハメド・ボルキア外務貿易大臣訪日（日・ブルネイEPA発効に際する第1回合同委員会参加）

平成21年

1月 モハメド・ボルキア外務貿易大臣訪日（日・ブルネイ租税協定署名）

(6) マレーシア

平成20年

5月 アブドゥラ首相訪日（国際交流会議「アジアの未来」出席。日・マレーシア首脳会談を実施）

5月 マハティール前首相訪日（国際交流会議「アジアの未来」出席）

5月 アミルシャム首相府大臣訪日（TICADIV参加）

6月 ジン公共事業大臣訪日

7月 ムヒディン国際貿易大臣訪日

7月 日・マレーシア外相会談（ASEAN拡大外相会合出席時）

8月 マハティール前首相訪日

9月 スブラマニアム人的資源大臣訪日

12月 アフマッド・ザヒド・ハミディ首相府大臣訪日

平成21年

1月 アザリナ・オスマン観光大臣訪日

1月 ナズリ・アジズ首相府大臣訪日

3月 パンディカー・アミン下院議長訪日

2. 事務レベルでの主な協議

平成20年

6月 「日+BIMP-EAGA（ビンプ・東ASEAN成長地域）」SOM会合

9月 マレーシア日本国際工科大学に関する第1回実行委員会

10月 東南アジアに関する日米課長級協議

10月 東南アジアに関する日韓課長級協議

11月 「日+BINMP-EAGA（ビンプ・東ASEAN成長地域）」SOM会合

11月 日・マレーシア次官級協議

平成21年

3月 日・フィリピン次官級協議

3. 招へい事業

(1) 政府関係者等

平成20年

7月 クエンコ・フィリピン下院外交委員長他3名

9月 ウィリアム・タン シンガポール外務省ASEAN局次長

- 10月 ノライニ・マレーシア人的資源省副大臣
 11月 ハシム・マレーシア起業家・協同組合開発省次官補他マレーシア日本国際工科大学関係者
 11月 ミンダナオ和平に関する若手リーダー・グループ
 12月 インドネシア若手政治家グループ

平成21年

- 1月 ヴィッキー・チョン東ティモール外務省事務総長
 2月 アグス・グミワン・インドネシア・ゴルカル党副総裁
 2月 東ティモール海上警備関係者（グテーレス治安担当国務長官他1名）
 3月 ティモシー・オン・ブルネイ経済開発委員会会長代行

（2）高校生（21世紀東アジア大交流計画）

平成20年

- 4月 インドネシア高校生代表団（100名）
 5月 フィリピン高校生代表団（100名×2）
 6月 マレーシア高校生代表団（40名）
 7月 インドネシア高校生代表団（100名×2）
 11月 マレーシア高校生代表団（70名）
 12月 ブルネイ高校生代表団（30名）

平成21年

- 3月 マレーシア高校生代表団（70名）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年度についても、引き続きハイレベルの要人往来（特に平成20年度に実現しなかった我が国首脳の相手国訪問の実現を目指す）、周年事業（ブルネイとの国交樹立25周年、日インドネシア友好年フォローアップ）、招へい事業等を積極的に実施し、東南アジア島嶼部諸国との関係緊密化に努める。また、草の根レベルでの人的交流や活動についても積極的に支援し重層的な関係構築を目指す。

事務事業名 ②各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化

事務事業の概要

- （1）東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、経済面で成長著しく、東アジア地域統合プロセスの中心である。地理的な近接性、優れた生産性等を背景に、我が国は東南アジア島嶼部各国と貿易及び投資面において密接な関係を有しており、最も重要な生産拠点の一つとなっている。かかる地域におけるビジネス環境整備は我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、東南アジア島嶼部地域は我が国が輸入する原油の9割以上が通過するシーレーンであるとともに、エネルギー資源の主要な供給国でもあり、我が国のエネルギー安全保障上、この地域は極めて重要である。
- （2）我が国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ及びフィリピンとのEPA（経済連携協定）を発効させている。現下の経済・金融危機の下、各国の保護主義的な動きを排しつつEPAが着実に運用されるように努める。またEPAに運用メカニズムとして合同委員会及び分野別の小

委員会が設置されていることから、こうした協議メカニズムも活用しつつ、経済に関連する幅広い分野で更なる関係の緊密化、ビジネス環境の整備を行う。

有効性（具体的成果）

以下のとおり、日・インドネシアEPA及び日・ブルネイEPAに加え、平成18（2006）年来フィリピン側の議会承認待ちであった日・フィリピンEPAについても、関係者への働きかけ等が奏功し発効に至るという大きな具体的成果を得ることが出来た。

（1）日・マレーシアEPA（平成18（2006）年7月発効）

平成20年

- 10月 原産地規則に関する小委員会（クアラルンプール）
- 10月 衛生植物検疫措置（SPS）に関する小委員会（東京）
- 12月 ビジネス環境の整備に関する小委員会（クアラルンプール）

（2）日・インドネシアEPA

平成20年

- 7月 発効（第1回合同委員会開催（東京））
- 8月 第1回自然人の移動小委員会
- 8月 看護師・介護福祉士候補者（205名）の受入（日本語研修開始）
- 10月 製造業開発センター・イニシアティブ（MIDEC）に関する非公式協議
- 10月 第2回自然人の移動小委員会
- 11月 第3回自然人の移動小委員会

平成21年

- 1月 看護師・介護福祉士候補者（平成21年度分）の募集開始（於インドネシア）

（3）日・ブルネイEPA

平成20年

- 7月 発効（第1回合同委員会開催（東京））

（4）日・フィリピンEPA

平成20年

- 10月 フィリピン上院における承認

（平成18年12月に我が国国会で承認された後、フィリピン上院での審議が長引いていたが、我が国からのフィリピン側関係者に対する粘り強い説明・働きかけの結果、平成20年10月に漸く承認されるに至ったもの。）

- 12月 発効（第1回合同委員会開催（東京））

平成21年

- 1月 看護師・介護福祉士候補者（平成21年度分）の募集開始（於インドネシア）

（5）その他

平成20年

- 12月 日・フィリピン租税協定改正議定書発効

平成21年

1月 日・ブルネイ租税協定署名

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 南東アジア第2課では、計5か国（シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、フィリピン）との発効済みEPAについて、運用を行っていくこととなった。EPAについては、多数の国会承認条約を一つに纏めたとも言える膨大な内容を含む条約である。今後、これらのEPAは規定される70以上という膨大な数の合同委員会・小委員会の実施を含め、高度に専門的知見を持ちつつ適正に運用していく必要がある。また、インドネシアとフィリピンとのEPAにおいては、特例的に規定されている看護師・介護福祉士候補者の受け入れについては、我が国として初めての試みであったため様々な困難があったが、外務省が財源を負担した分の日本語研修の実施、相手国との調整等受け入れのための事務を円滑に処理することができた。今後もこの受け入れを適切に実施していくため、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていくことも課題である。なお、現在の経済・金融危機の下、各国で保護主義的な動きが一部見られることや、東南アジア諸国がEPAのような経済協定の運用に必ずしも熟達していないこともEPAを円滑に実施していく上で課題となりつつあり、これまで適時適切に対応してきているが、この点については引き続き特別な留意して対応する必要がある。

(2) また、我が国企業が在外で活動する上で重要な二重課税を防止するための租税協定についても、日・フィリピン租税協定改正議定書発効、日・ブルネイ租税協定署名という具体的な成果を得た。今後も、経済関係を強化するために有用な法的枠組みの構築（社会保障協定等）に積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) さらに、我が国のエネルギー安全保障の観点から、シーレーンの確保やエネルギー資源供給の確保のために、協力・連携体制をさらに強化すべく、支援や対話を引き続き実施していくことが必要である。

事務事業名 ③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

事務事業の概要

東南アジア島嶼部には未だに情勢が不安定な東ティモールや、フィリピン・ミンダナオ地域が存在している。その一方で、東南アジア島嶼部諸国はPKO活動等国際的な平和構築活動への関与も活発化している。かかる状況を踏まえ、地域における平和構築への支援と各国の活動への協力を積極的に推進する。また、民主主義の普及・定着、地域統合への貢献、経済・金融危機への対応等、我が国とも関係の深い様々な地域及び国際的な課題について主体的な貢献を行うとともに、関係国の取組を積極的に支援する。

有効性（具体的成果）

1. 平和構築分野での活動

(1) 東ティモールにおける平和構築支援のために実施した取組。

平成20年

通年 日米豪戦略対話の枠組みの下、三か国で協調した東ティモール支援を模索

5月 モラ橋梁建設設計画（無償、8.85億円）

7月 食料援助（無償、国連世界食糧計画（WFP）経由、2.4億円限度）

7月 海上警備分野支援のための関係省庁調査団派遣

10月 川上UNMIT（国連東ティモール統合ミッション）事務総長副特別代表を派遣

10月 東ティモール法整備支援プロジェクト形成調査を実施

平成21年

- 1月 国連安保理非常任理事国就任（東ティモールに関するリード国に就任）
- 2月 カレUNMIT事務総長特別代表訪日
- 2月 デ・アラウジョ国民議会議長訪日
- 2月 ピント国防担当国務長官訪日
- 2月 国連安保理議長国としてUNMITの任期延長の議論をリード（2月26日マンデート延長）
- 2月 グテーレス治安担当国務長官他訪日（海上警備分野への支援）
- 3月 ゲスマン首相訪日の機会を捉え以下の分野での平和構築分野支援を含む共同声明を発表
 - ①人的貢献・キャパシティ・ビルディング
 - ②石油・天然ガス産出国としての重要性
 - ③インフラ整備支援
 - ④基礎教育・保健・医療
 - ⑤草の根での支援
- 3月 海上保安庁関係者の東ティモール訪問（海上警備分野への支援）

（2）フィリピン・ミンダナオ和平促進のために実施した取組

（イ）和平促進に向けた働きかけ・取組

- 5月 日・マレーシア首脳会談（於：東京）
- 7月 日・フィリピン外相会談（於：シンガポール）
- 7月 日・マレーシア外相会談（於：シンガポール）
- 7月 日・ブルネイ外相会談（於：東京）
- 8月 ミンダナオ国際監視団への開発専門家の派遣（1名派遣を継続）
- 11月 ミンダナオ国際監視団への開発専門家の追加派遣（2名に増員）
- 11月 外務報道官談話の発出
- 12月 日・フィリピン外相会談（於：東京）

（注：ミンダナオ和平プロセスにおいてマレーシアは仲介役となっている。また、①休戦合意の履行状況の監視及び②社会経済開発状況の把握のためにマレーシア、日本、ブルネイ、リビアが要員を派遣して国際監視団（IMT）を構成。）

（ロ）復興開発のための支援

- ・開発調査（ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ計画策定調査：1.5億円）、
- ・一般無償（食料援助（WFP経由）：8.6億円）
- ・ノンプロジェクト無償資金協力（見返り資金：日ARMM（ムスリム・ミンダナオ自治地域）友好会館建設計画等：4.6億円）
- ・草の根・人間の安全保障無償資金協力（計11件：0.93億円）
- ・草の根文化無償（ミンダナオ国際大学日本語教育施設改修計画：500万円） 等

（3）PKOセンター支援

5月、世界の平和維持能力向上のため、国連開発計画（UNDP）日本基金を通じてマレーシアのPKO訓練センターに100万米ドルの支援を実施した。

2. 民主主義の普及・定着への貢献

地域における民主主義の定着のためインドネシアが開催したバリ民主主義フォーラムについて、11月の専門家会合には南部アジア部長が出席するなど準備段階から積極的に関与した。12月の第1回閣僚会合には高村総理特使（前外務大臣）を派遣し、我が国の経験等についてのスピーチを行う等、フォーラムにおける議論に大きく貢献した。

3. 地域統合への貢献

地域統合の最重要課題となっている格差是正に向け、東南アジア島嶼部で取り組んでいるBIMP-EAGA（B（ブルネイ） I（インドネシア） M（マレーシア） P（フィリピン）－東ASEAN成長地域）の取組と連携を開始した。6月及び11月に「日+BIMP-EAGA」SOM会合を開催し、今後、「観光」、「水産」、「人材育成」の分野で協力の可能性を模索していくことになった。

4. 経済・金融危機への対応

地域で最大の経済規模を誇り今般の経済・金融危機において大きな影響を被っているインドネシアに対し、以下の支援を実施することを表明した。

- ・ インドネシアが日本で発行するサムライ債に対してJBICが2年間で最大15億ドルの保証
- ・ 二国間通貨スワップ取極の規模倍増（60億ドル→120億ドル）
- ・ 円借款（プログラム・ローン：最大2億ドル相当円、プロジェクト・ローン：最大712億円）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国の平和と安定のためには、我が国を取り巻くアジア太平洋地域の平和と安定は極めて重要である。その観点からは状況が好転しつつあるも、引き続き国連PKOが駐留している東ティモールにおける平和構築や、平成20年夏以来滞っているフィリピン・ミンダナオの和平プロセスに、関係国・機関とも十分に連携しつつより積極的に関与していく必要がある。

また、平和維持要員の不足等平和構築分野における国際的な課題に関係国とも協力しながら対応していくことが重要であり、その観点からはPKOセンターへの支援を含み各国と安全保障分野での協力関係を進めていく必要性は高い。

さらに、民主主義の普及・定着、経済・金融危機への対応、感染症への対応、海賊対策等の海上安全保障分野での連携強化等、アジア地域の平和と安定や発展を脅かしかねない地域・国際的課題が山積しており、関係国・機関とも連携・協力しつつ、より積極的に対応していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

・外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－1－7 南西アジア諸国との友好関係の強化

(施策レベル評価版：83 頁)

事務事業名 ①インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化

事務事業の概要

日印間では、毎年の首脳の相互訪問や外相間戦略対話等の政治レベルの対話の他、外務次官級政務協議、経済連携協定（EPA）交渉、安保対話等の事務レベルの対話等、戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けた各種協議・事業が着実に実施された。

有効性（具体的成果）

1990年代以降、インドは経済自由化・改革を着実に進め、高い経済成長を達成している。特に、高い教育を受けた豊富な若年層の存在を背景にIT産業は飛躍的に発展しており、インドの経済規模は世界第10位、アジア第3位になっている。インドは、外交面でも積極的に主要国との関係強化を進めており、国際的舞台での発言力を確実に増してきている。また、インドは日本と中東地域とを結ぶシーレーンに沿って長大な海岸線を有し、地政学的にも日本にとって極めて重要である。さらに、インドは10億人の人口を擁する世界最大の民主主義国家であり、日本とは民主主義、法の支配等の基本的価値観を共有している。

このような重要性を有するインドとの協力を更に強化するために、平成20年度においても、以下のように各分野において各種事業が着実に実施され、所期の成果を収めた。就中、政治関係の発展は著しく、8月の高村外務大臣（当時）訪印を始めとする要人往来が活発に行われ、10月のシン首相訪日の際には、幅広い分野での協力を促進するための「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び安全保障分野での協力に関する「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」が発出された。また、経済関係強化の取組として、政府間経済協議の実施や民間の経済ミッション派遣支援等の各種事業が精力的に実施された他、円借款を始めとする経済協力によるインフラ整備・投資環境整備支援事業も実施された。かかる取組も背景として、日系企業のインド進出数が平成17年から平成20年にかけて約1.8倍に増加した他、日本の対印直接投資額も同期間に約18倍増加した。右の通り急速な勢いで拡大する経済活動を一層後押しするための取組として、物品、サービス、資本の自由な移動を促進し両国の経済関係強化に大きな効果を有する経済連携協定（EPA）交渉を政府として推進中である。

引き続き、政治・安全保障、経済、人的・学術交流等の広範な分野におけるインドとの関係強化を進めていくとともに、東アジア首脳会議（EAS）での協力や国連安保理改革、気候変動問題、テロ対策、海上安全保障といった地域的・国際的課題に関する日印協力を一層深めていく。

【政治・安全保障】

安全保障分野では、平成13年より日印安保対話及び日印防衛当局間協議が実施されており、平成21年2月の第5回日印安保対話及び日印防衛当局間協議では、地域情勢、両国の安全保障政策、安保・防衛面での協力等について意見交換が行われた。また、平成20年10月のシン首相訪日に際して、「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」が発出された。

【経済・経済協力】

貿易総額は平成14年以降増加傾向にあり、平成20年の貿易総額は約130億ドルで前年比約25%の増加となった。他方、両国の経済規模（アジア第1位、第3位）に鑑みれば両国間の経済交流は未だ限定的であり、貿易構造の多様化も課題となっている。このような中、EPAを通じた貿易・投資の更なる自由化を日印経済関係強化の起爆剤にすることを主眼として平成19年1月末よりEPA交渉が開始され、平成20

年度には計6回の会合が行われた。また、平成20年7月には、経済分野での協力関係の進捗状況を全体として把握し、必要に応じて調整を行うための経済戦略会議第2回会合が東京にて行われた。日印間のハイテク貿易を促進すべく、日印ハイテク貿易協議が実施されており、平成20年6月には、第3回日印ハイテク貿易協議が開催された。環境保護、エネルギー安全保障の分野での二国間協力も進展しており、平成20年9月、日印エネルギー対話が実施され、省エネ分野等における協力を継続するとともに、日印各々の原子力エネルギー政策に関する情報交換を行うこととなった。

インドは日本の円借款の最大の受取国（平成20年度の供与限度額は約2,360億円）であり、日本はインフラ整備等のインドの取組を支援している。平成20年6月には、第2回日印ハイレベル経済協力政策協議が開催され、対インド経済協力政策、中期的政策目標、重要プロジェクトのフォローアップ等について意見交換が行われた。平成20年10月のシン首相訪日時には、インドにおける貧困削減、経済・社会インフラ整備、環境対策及び人的資源開発において、日本の経済協力が一層重要な役割を果たしていくとの認識が両首脳で共有され、貨物専用鉄道建設設計画(DFC)の西回廊の早期実現に向けた協力が確認された他、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)のプロジェクト開発基金(PDF)の共同設立に向け、引き続き緊密に取り組んでいくことが確認された。

【人の交流】

未だ限定的な日印間の人の交流を拡大するため、首脳間のコミットメントを含め、様々なレベルで各種取組が行われている。日本語教育支援については、インドにおける日本語教育支援のため、全インド日本語教育連絡会を毎年開催しており、平成19年より、毎年150人のインド人若手日本語学習者、日本語教師を招聘している。地方交流については、両国の地方自治体間が各種の交流を実施している。青少年交流については、平成19年8月の安倍総理訪印に際して、今後5年間に年間500人程度のインド人青少年を日本に招聘することが合意され、平成20年度にも青少年招聘事業が実施された結果、上記日本語学習者・教師を含む636人の青少年が来日した。

【知的交流】

平成19年8月の安倍総理訪印時に、新設されるインド工科大学(IIT)における可能な協力を検討するための作業部会を設置することが合意され、平成20年度に2回の作業部会及びワークショップが開催された。かかる作業部会の検討を踏まえ、平成20年10月のシン首相訪日の際に、IITハイデラバード校の設立に向け日印両国が協力していくことが首脳レベルで合意された。また我が国は、インド情報技術大学ジャバルプール校(IITDM・J)に対するカリキュラム策定と知的支援を実施しており、日本人教官の短期派遣、インド人教官及び学生の本邦研修を実施してきた。平成20年度には、16名の講師が集中講義のためIITDM・Jへ派遣された。量子科学分野では、平成20年10月、インド科学技術省科学技術局(DST)と日本の高エネルギー加速器研究機構(KEK)との間で覚書(MOU)が署名され、KEK所有の放射光研究施設を利用した協力プロジェクトの実施に向けて最終調整が行われている。宇宙科学分野では、宇宙航空研究開発機構(JAXA)及びインド宇宙研究機関(ISRO)との間で、月探査とX線天文学を含む宇宙科学、衛星リモートセンシング、衛星通信、災害管理支援の分野での協力について調整が行われている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳同士の往来を含む要人往来も契機となり日印関係は発展してきており、今後の幅広い分野における日印関係の拡大のためには引き続き政府の主導的役割が必要である。今後、国際社会におけるインドの重要性はますます増加すると考えられるところ、政府が積極的にイニシアティブを発揮しながら、幅広い分

野における一層の日印関係強化を図るためにも各種取組を継続して実施していく必要がある。

事務事業名 ②要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進

事務事業の概要

南アジア各国との首脳レベルを含む要人往来は、二国間関係や協力の実績を総括するとともに、新たな協力を進める機会を提供するものであり、南西アジア諸国との二国間関係を強化する上で必要不可欠である。各種協議・対話についても、所掌分野における協力を総括し、新たな協力を進める機会を提供するものであり、政府間の幅広い分野での協力を推進し進展状況をフォローアップするという意味で、南西アジアとの二国間関係を強化する手段として必要不可欠である。

有効性（具体的成果）

（1）主な要人の往来は以下のとおり。

平成20年4月 小野寺外務副大臣訪問（当時）（インド）

4月 ワンディ選挙管理委員会委員長訪日（ブータン）

5月 高村外務大臣（当時）訪問（パキスタン）

6月 ガジュレル・マオイスト党幹部訪日（ネパール）

7月 江田参議院議長訪問（インド）

7月 宇野外務大臣政務官（当時）訪問（ネパール）

8月 ネパール共産党UML前書記長訪日（ネパール）

8月 高村外務大臣（当時）訪問（インド）

9月 ウィクラマナヤケ首相訪日（スリランカ）

10月 シン首相訪日（インド）

10月 ウィクラマナヤケ首相訪日（スリランカ）

11月 ウィクラマナヤケ首相、アベーワルダナ文化・国家遺産大臣訪日（スリランカ）

12月 日バ議連選挙監視団訪問（バングラデシュ）

平成21年1月 シャヒード外相訪日（モルディブ）

1月 プラサド鉄道大臣訪日（インド）

1月 チダンバラム科学技術首席科学顧問訪日（インド）

2月 タリーン財務担当首相顧問訪日（パキスタン）

2月 橋本外務副大臣訪問（バングラデシュ）

2月 バッタライ財務大臣訪日（ネパール）

（2）主要な各種協議は以下のとおり。

【政治レベル】

平成20年5月 日パキスタン外相会談。テロ対策、経済・経済協力、二国間関係等について意見交換を行った。

7月 日印首脳会談（G8）洞爺湖サミットに際して実施）。二国間関係、気候変動、エネルギー等について協議し、協力を確認。

8月 日印外相会談。二国間関係の他、気候変動問題等について意見交換を行った。

9月 日パキスタン外相会談（国連総会に際して実施）。パキスタンにおける民主主義の定着、安定的発展、テロ対策等について意見交換を行った。

10月 日印首脳会談（シン首相訪日時に実施）。政治・安全保障、経済・経済協力、人の交流、地域的・国際的課題について幅広く協議し、協力を確認。

- 10月 日パキスタン首脳会談（ASEMに際して実施）。テロ対策、経済・経済協力等について意見交換を行った。
- 平成21年2月 中曾根外務大臣・パキスタン財務担当首相顧問会談。二国間関係、経済・経済協力、テロ対策等について意見交換を行った。
- 麻生総理・パキスタン財務担当首相顧問会談。二国間経済関係、経済・経済協力、テロ対策・補給活動等について意見交換を行った。
- 河村官房長官・パキスタン財務担当首相顧問会談。テロ対策・補給活動、経済・経済協力等について意見交換を行った。
- 3月 日パキスタン外相会談（アフガニスタンに関する国際会議に際して実施）。フレンズ・支援国会合、経済改革、テロ対策等について意見交換を行った。

【事務レベル】

- 平成20年4月 日印 EPA 交渉第6回会合（局長級）
- 5月 日印 EPA 交渉第7回会合（次官級）
- 6月 日印都市開発に関する会議（課長級）
- 6月 日印ハイテク貿易協議（局長級）
- 6月 日印ハイレベル経済協力政策協議（局長級）
- 7月 日印経済戦略会議（次官級）
- 7月 日印 EPA 交渉第8回会合（局長級）
- 8月 日ブータン二国間援助政策協議（局長級）
- 9月 日印 EPA 交渉第9回会合（局長級）
- 9月 日印エネルギー対話（閣僚級）
- 10月 経産省と商工省の日印政策対話（閣僚級）
- 10月 日印外務次官級政務協議
- 10月 日印 EPA 交渉第10回会合（次官級）
- 12月 日印 EPA 交渉第11回会合（局長級）
- 平成21年1月 新設 IITに関する日印政府間協議（次官級）
- 2月 日印安全保障対話第6回会合（局長級）
- 2月 日印防衛当局間協議第5回会合（局長級）
- 2月 日パキスタン安全保障対話第3回会合（局長級）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

南西アジア諸国との関係は、民間部門の活動により自然に強化される状態ではなく、程度の差こそあれ政府が主導的な役割を果たし、関係強化に対する政治的コミットメントを示すことが必要である。南西アジア諸国との関係を一層強化し、協力分野の拡大、頻度の強化を図っていくためにも、最も目に見える手段としての要人往来及び各種協議・対話を引き続き実施していく。

事務事業名 ③南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施

事務事業の概要

南アジアにおける民主化の定着を支援するため、バングラデシュ、ネパール、モルディブ、ブータンに選挙監視団を派遣した。また、スリランカ和平支援や南アジア地域協力連合（SAARC）に対する協力等、

南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。

有効性（具体的成果）

【民主化支援】

平成 20 年は南アジアにおける「選挙の年」であり、各国の民主化・民主主義の定着にとり重要な時期であったところ、我が国も選挙監視団の派遣等を通じて各国の民主化に向けた取組を支援することで、南アジア地域全体の安定と繁栄に貢献した。主な派遣実績は以下の通り。

平成 20 年 3 月 ブータン総選挙への選挙監視団派遣

平成 20 年 4 月 ネパール制憲議会選挙への国連平和協力法に基づく選挙監視団派遣

平成 20 年 10 月 モルディブ大統領選挙への選挙監視団派遣

平成 20 年 12 月 バングラデシュ総選挙への選挙監視団派遣

【スリランカ和平支援】

スリランカでは 25 年以上に及んだ内戦が最終局面を迎えていたが、我が国は東京会議 4 共同議長の一国として、またスリランカの最大援助国として、スリランカに対し国民和解に向けた政治プロセスの早期進展や、大量に発生した国内避難民に対する支援を働きかけた。また、明石康政府代表（スリランカの平和構築及び復旧・復興担当）を平成 21 年 1 月にスリランカに派遣し、ラージャパクサ大統領等に働きかけを行った。

【南アジア地域協力連合との協力】

南アジア協力連合（SAARC）は南アジアの安定と繁栄にとり重要な役割を果たしており、我が国は SAARC のオブザーバーとして、平成 20 年 8 月にスリランカで開催された第 15 回 SAARC 首脳会議に小原アジア大洋州局参事官を派遣するとともに、①平和構築支援、②域内連携促進支援、③人的交流支援を柱とする我が国の対 SAARC 政策を盛り込んだ高村外務大臣メッセージを発出した。また、域外による唯一の基金である日本・SAARC 特別基金を活用し、平成 20 年 6 月には「エネルギーと域内協力」をテーマとする第 2 回日・SAARC シンポジウムをイスラマバードにおいて開催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

南アジアはインドを中心に高い経済成長を遂げる一方、アフガニスタンと国境を接するパキスタンや内戦を抱えたスリランカ、民主化・民主主義の定着に向け努力しているネパール、バングラデシュ、更に平成 20 年 11 月のムンバイでの連續テロ事件以降の印パ関係悪化等、域内に不安定要因を抱えている。南アジアの平和と安定は、国際社会の安定に直結しており、我が国も国際社会における責任ある一員として、南アジア地域の平和と繁栄に向けて積極的に貢献していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 最近のインド情勢と日印関係
- 最近のパキスタン情勢と日・パキスタン関係
- 最近のスリランカ情勢と日本との関係
- 最近のネパール情勢と日ネパール関係
- 最近のバングラデシュ情勢と日本・バングラデシュ関係
- 最近のブータン情勢と日・ブータン関係
- 最近のモルディブ情勢と日本との関係

●第15回南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－1－8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

(施策レベル評価版：88頁)

事務事業名 ① 様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施

事務事業の概要

- (1) 我が国と豪州は、米国の同盟国であるとともに、共通の価値観及び戦略的関心を共有することから、これまで政治・経済等幅広い分野において包括的な戦略的関係を構築してきているが、アジア太平洋地域の平和と安定に資するよう日豪関係を更に発展させるためには、引き続き様々なレベルでの対話の実施が不可欠である。
- (2) ニュージーランドについても、アジア太平洋地域の平和と繁栄のため、同地域において民主主義等共通の価値観を共有する国として、様々なレベルでの対話を実施し、日・ニュージーランド関係の強化を図る必要がある。

有効性（具体的成果）

(1) 日豪間の対話

ラッド首相が平成20年6月及び7月に訪日し、日豪首脳会談が行われた他、スミス外相が3度（5月、6月、12月）訪日し外相会談を行うなどハイレベルでの交流が緊密化した。安全保障の分野では、各種の安全保障に関する対話を推進した結果、第2回外務・防衛閣僚協議が開催され、秘密情報の共有・保護に関する法的枠組みの他、具体的な安全保障・防衛協力の進展が合意された。経済分野では、平成20年度中に4回の日豪EPA交渉が行われた。また、日米豪の協力については、2回の高級事務レベル協議に加え、平成20年6月に第3回日豪閣僚級戦略対話が開催され、会合後、人道支援・災害救援分野における協力の促進を含む共同ステートメントが発出された。このように、日豪間では幅広い対話が行われ、緊密な協力関係を進展させることができた。

(2) 日ニュージーランド間の対話

平成20年5月のクラークNZ首相訪日の際の首脳会談やAPEC等の国際会議の場を利用した外相会談の実施など、幅広い対話を実施した。経済分野では、平成19年2月に開始された、日NZ両国経済関係を更に強化するための作業部会及び日NZ高級事務レベル経済協議を平成21年2月にも引き続き開催し、両国の経済分野での協力の方途を探り、平成21年2月の日NZ高級事務レベル協議において合意に達した。また、平成20年3月に開催された日NZ環境協力ワークショップのフォローアップ会合を平成21年2月に開催し、環境分野での協力が進展した。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

豪州及びニュージーランドとのこれまでの対話の結果を着実に実施し、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と持続可能な発展のため、首脳・閣僚級協議を含む二国間のハイレベル・実務レベルの対話、及び日米豪戦略対話を含む多国間の対話の促進等、今後更に両国との対話を拡充強化していく必要がある。

事務事業名 ② 第4回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議のフォローアップ

事務事業の概要

太平洋島嶼国は、伝統的に親日的な国々であり、国連改革をはじめとする国際場裡において我が国の立場を積極的に支持している。これらの太平洋島嶼国との外交関係を強化し、幅広い分野での友好・協力関係を推進し、絆を深めることは我が国にとって非常に重要であり、様々な対話や支援を継続していく必要

がある。

有効性（具体的成果）

平成18年5月に開催した第4回日・PIF首脳会議で採択された「より強く繁栄した太平洋地域のためのパートナーシップ（「沖縄パートナーシップ」）」で表明された、向こう3年間で総額450億円規模の支援を目指すとの支援策に基づき、着実に支援を実施した。支援策の実施状況について平成21年3月に行われた第5回太平洋・島サミット準備会合においてPIF諸国・地域の代表（事務レベル）に報告した。また、平成20年8月にはPIF域外国対話に参加し、ハイレベルでの意見交換を実施した。このほか、平成20年11月のモリ・ミクロネシア大統領の訪日、平成21年3月のタランギPIF議長（ニウエ首相）の訪日等の個別の会談、平成20年8月のトンガ国王戴冠式への皇太子殿下の出席、日・ミクロネシア外交関係樹立20周年記念式典（平成20年9月）及びパラオ大統領就任式（平成21年1月）への森喜朗特派大使（元総理）の派遣など、様々な機会を通じて、島嶼国との間で幅広い対話を実施し、緊密な協力関係を進展させた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「沖縄パートナーシップ」に基づく支援を着実に実施していくとともに、島嶼国地域に対する我が国の協力の効果的実施のため、PIF域外国対話への参加や第5回太平洋・島サミット及びそのフォローアップ会合など、様々なレベルでの意見交換を継続する必要がある。

また、太平洋島嶼国地域首脳と我が国総理が一堂に会し、直接対話をする機会を設け、日・島嶼国地域の関係強化を図るため、第5回日・PIF首脳会議（太平洋・島サミット）を開催するにあたり、本首脳会議のホスト国として、より充実したプログラム、内容を盛り込み、今まで以上に成果を得られる会合となるよう、様々な取組を展開させる。

事務事業名 ③ 人的交流の拡大（日・PIF未来創造高校生交流等）

事務事業の概要

日本・PIF未来創造高校生交流事業は、平成7年より平成16年度まで実施された「日本・太平洋島嶼国若人交流事業」を発展的に継承する事業として実施している。過去14年の間、両事業で訪日した各国高校生（含、引率者）は113人、日本より各国を訪問した日本人高校生（含、引率者）は74人であり、過去14年間の交流実績は187人にのぼる。

有効性（具体的成果）

平成20年度における本事業では、ニウエから高校生5名を招聘した。外務省での大臣政務官表敬や都内視察の他、群馬県桐生市を訪問した。同市では、市長表敬、市内見学の他、群馬県立桐生高校を訪問し、同校の生徒と共に授業を受け伝統的な踊りを披露する等の交流を通じ、我が国への理解を深めた。また、同高校生徒宅でのホームステイを行い日本での生活を実際に体験したことで、人と人とのふれあいを通して、我が国への親近感を更に深めることにつながった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

太平洋島嶼国地域の青年層における対日理解者を増やしていくことは、我が国の対島嶼国外交を強化する上で非常に意義がある。第4回太平洋・島サミットで我が国が示した「人と人との交流：3年間で1000人以上の青少年交流」実現の一環として、毎年合計5～10名程度の高校生を招聘してきており、今後より充実した内容となるよう拡充強化していく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

トップページ>各国・地域情勢>大洋州>各国情勢またはトピック

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワー

ード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I — 2 北米地域外交

具体的施策

I -2-1	北米諸国との政治分野での協力推進	49
I -2-2	北米諸国との経済分野での協力推進	53
I -2-3	米国との安全保障分野での協力推進	57

I－2－1 北米諸国との政治分野での協力推進

(施策レベル評価版：100 頁)

事務事業名	①政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施
事務事業の概要	共通諸課題に関する、首脳・外相レベルを含む政府間の協議の実施
有効性（具体的成果）	<p>1. 米国について</p> <p>首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談（3回）、外相会談（6回）を実施した他、累次の機会を捉え、電話会談を実施し、北朝鮮、金融・世界経済、アフガニスタン・パキスタンを含む日米両国に共通する政策課題について緊密な調整を行い、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。平成21年1月に発足したオバマ新政権との間でも幅広いレベルにおける累次の対話及び政策協調に基づく協力を通じて、日米同盟はより一層重層的なものへと強化された。</p> <p>また、地域・国際社会が直面する諸課題について、中長期的観点からの情勢認識や共通戦略のすり合わせの場として、日米戦略対話を行った。</p> <p>（1）北朝鮮</p> <p>北朝鮮が平成20（2008）年6月26日に核計画の申告を提出したことを受け、朝鮮半島の非核化に向けて、早急に実効的な検証方法に合意し検証を開始できるよう、日米で緊密に連携を行った。7月の日米首脳会談で両首脳は、しっかりと検証を行い、最終目的である「すべての核兵器及び既存の核計画」の放棄につなげていくことが必要であるとの点で一致した。また、11月の日米首脳会談においては、ブッシュ大統領から、核の検証問題はしっかりと取り組まなければならない旨述べたのに対し、麻生総理大臣から、日米間で緊密に連携をとつて、しっかりとした検証体制をつくっていきたい旨述べ、核問題の解決に向け、引き続き日米、日米韓で連携していくことで一致した。拉致問題については、米国からは首脳レベルを含め一貫して日本政府に対する支持が示された。</p> <p>（2）テロ対策（含む：アフガニスタン復興支援）</p> <p>日米は、国際社会の重要課題であるテロ対策に関し、緊密に連携した。平成19（2007）年11月1日に中断したインド洋における日本の補給支援活動は、平成20（2008）年1月11日の補給支援特別措置法成立により、2月に再開した。こうした補給支援活動は、米国を含む国際社会から高く評価されており、日本は12月14日に同法を1年間延長した。アフガニスタンの復興支援については、平成21（2009）年のアフガニスタン大統領選挙等に向けて、日米で積極的に協力を行った。このほか、日米両国は、出入国管理・交通保安体制の強化、国際法的枠組みの強化、テロ資金対策等のテロ対策に関する協力を引き続き行った。</p> <p>（3）グローバルな課題</p> <p>アフリカ開発については、TICAD IVの成果を踏まえて7月の日米首脳会談で議論された結果、日米両国が、アフリカにおける保健（保健システム強化、ポリオ根絶、マラリア対策、顧みられない熱帯病対策）及び食料安全保障（食料増産と交易・交通インフラの整備やアフリカの中小企業の支援）上の課題について協力をいくことで一致した。気候変動については、G8北海道洞爺湖サミットの直前に行われた日米首脳会談において、両首脳は、この問題が人類が直面する最も深刻な脅威の一つであるとの認識を共有し、G8サミット及びその際に行われた主要経済国首脳会合（MEM）に向けて協力することで一致し、G8北海道洞爺湖サミットでの成果に貢献した。</p>

2. カナダについて

日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化された。

平成20年度を通じて、加首相の公賓訪日やG8サミット、APEC等国際会議等の様々な機会を捉えて日加に共通の諸課題に関する首脳間及び外相間をはじめとする協議・政策調整を行った。(具体的には、平成20年7月の日加首脳会談(2回)、11月の日加首脳電話会談、平成20年6月、11月外相会談が実現した。)また、様々なレベルにおいて、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

政治分野での日米・日加両国間の協力を日本政府として推進し、日米・日加両国が直面する諸課題への取組における日米・日加両国間の連携を強化する上で、両国政府間のハイレベルでの対話を現状の頻度で継続することは不可欠である。

事務事業名 ②民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施

事務事業の概要

研修計画、招聘プログラム等を通じた、民間有識者を含む重層的な交流の実施。

有効性(具体的成果)

- (1) 日米知的交流事業の一環として、将来、米国の外交政策及び世論形成過程に影響力をもって関与しうる、次世代の対日関心層を拡大するため、平成20年10月に米国若手指導者ネットワーク・プログラムを実施した。30代～40代前半の米国における有力な若手有識者6名(大学教授、研究者、実業家、議会関係者)を招聘し、我が国の各界要人・有識者との意見交換及び人的ネットワーク形成の機会を提供した。米国における日本の専門家の育成に効果を上げているのみならず、米国知識層に対して日米関係の有する有益な発信を行っている。
- (2) 平成19年に福田総理(当時)が訪米した際に表明された日米交流強化イニシアティブの一環として、7つの在米日米協会へ資金支援が行われた。全米に広がる日米協会の活動を支援し、充実させ、かつ、各日米協会間のネットワークを促進することで、米国における日本理解の増進が図られつつある。
- (3) 平成18年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁・民間で1年間勤務するマンスフィールド研修計画(平成20年度は第13期生が6名来日)を実施した。同計画の参加者の多くが米国政府内の意思決定過程で重要なポストに就くようになってきており、米国政府の実務レベルにおける知日派・親日派の育成に効果を上げてきている。
- (4) 在米日系人との交流については、平成20年度も、在米日系人リーダー13名の招聘(国際交流基金との共同事業として13名が来日)及び在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施し、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与した。また、本招聘プログラムの広報を強化した結果、我が国及び米国のマスメディアでも多数取り上げられ、我が国の国民による日系人及び米国の多様性についての理解の増進に寄与した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日米関係は政府間の関係のみならず、民間の各種チャンネルでの幅広くかつ深みのある交流の積み重ねにより醸成された相互理解によって支えられている。米国若手指導者ネットワーク・プログラムや行政官交流、日系人招聘等を含む重層的な交流事業を実施することで、相互理解の促進をはかり、次世代の米国

における日本専門家や知日派・親日派を育成することは、日本外交の要である日米関係をとり進めるに当たり、不可欠な役割を果たしている。

事務事業名 ③米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

事務事業の概要

米国議会関係者及び有識者等の招聘の実施。

有効性（具体的成果）

米国連邦議会との関係強化事業として、議会関係者 7名（有力議員スタッフ他）を招聘した。（平成21年2月）

招聘した際には、外務副大臣表敬、外務省関係者による日米関係・日本外交・日本／世界経済に関するブリーフを通じて日本外交についての理解を深めるとともに、若手省員との意見交換会、国会議員・衆議院事務局との意見交換会、企業関係者との意見交換、工場視察、地方視察（京都、名古屋）、都内視察を行い、多面的な対日理解促進に努めた。

招聘を通じ、被招聘者が日本に対する関心・理解を深めるとともに、その後の我が方大使館との間での良好な関係の維持・構築にも効果が得られた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

本件招聘に参加する議会関係者の対日理解が進み、我が国政府関係者とのチャンネルも多様化（東アジア関係者のみならず、国連、欧州等の分野にも拡大）している。

日本外交の要である日米関係を取り進めるにあたり、米国連邦議会との関係強化は不可欠であり、有力議員スタッフ等の米議会関係者の招聘は非常に有効な連邦議会関係強化対策である。

事務事業名 ④平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘

事務事業の概要

「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘の実施。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年11月、第7回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」をオタワで開催し、日加両国政府関係者及び有識者等約30名の参加を得て、ロシア、中国、インド情勢、アジアにおける地域的安全保障枠組み、災害救援・緊急援助、平和協力、アフガニスタン問題等様々な分野における議論を行った。平成17年1月の「平和及び安全保障に関する協力のための日加計画」において、日加首脳は、日加安保シンポジウムの毎年開催に合意しており、平和及び安全保障分野で更なる協力を推進した。
- (2) 平成20年7月、カナダ側の日加友好議員連盟が我が国を訪問し、日本側の日加友好議員連盟のメンバーとの間で様々な分野における意見交換を行うと共に交流を深めた。
- (3) 平成20年11月、ハーパー首相の政治指南役とも言われているトム・フラナガン・カルガリー大学教授が21世紀パートナーシップ招聘で訪日し、当省関係者のみならず、我が国有識者等と意見交換を行うなど、我が国への理解の促進が図られた。
- (4) 平成20年度より、在加日系人招聘が始まられ、平成21年3月、カナダ各地の日系人指導者が訪日、当省関係者の他に政府関係者、有識者、経済界等、様々な関係者との意見交換を通じ、対日理解

の促進が図られた。

- (5) さらに、JETプログラム、留学生交換プログラム等を通じて草の根レベルまで幅広い交流が行われているが、日加修好80周年を記念し、カナダ各地で我が国紹介事業、文化交流等が行われ、カナダにおける対日理解、対日関心が増進された。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

加世論形成に大きな影響力を有する有識者等を我が国に招聘し、我が国政府関係者・有識者との懇談や各地の視察を通じて我が国について正しい理解を深め、帰国後我が国に関する情報の発信者となつてもらうことは有意義であると考える。

評価をするにあたり使用した資料

- 外務省HPに掲載されている日米首脳会談、日米・日加外相会談などの概要等

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－2－2 北米諸国との経済分野での協力推進

(施策レベル評価版：106 頁)

事務事業名 ① 日米経済関係の強化（「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営を含む）

事務事業の概要

(1) 日米両国は世界の二大経済大国であり、両国間の経済に関する事項は多岐にわたっているため、日米間で密接かつ双方向の対話をを行うには、目的やレベルに応じた種々の対話の枠組みが必要である。

平成13年6月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された日米間の経済対話の枠組みである「成長のための日米経済パートナーシップ」の下には次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムの6つの枠組みがある。平成21年1月に発足したオバマ政権との間では、これに代わる日米経済対話の「新たな枠組み」を検討している。

平成20年度は、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブを開催した。このような枠組みを利用した対話の実施や日米首脳会談等ハイレベルでの対話の実施は、日米両国の持続可能な経済成長を実現するための各種政策分野での協調の推進や、気候変動・エネルギー問題、アフリカ開発問題といったグローバルな課題に対し、日米両国がより一層緊密に連携をして取り組んでいく上で極めて重要である。

(2) 平成21年1月の米新政権発足を見据えて、経済局長の声掛けによる有識者研究会を立ち上げ、新しい日米経済関係の在り方について議論の上、その成果を報告書にまとめて外務大臣に提出した。

有効性（具体的成果）

(1) 本事務事業を実施した結果、平成20年度において日米両国の経済分野での協調は深化した。深化の度合いは二国間の貿易や投資額等に現れており、平成20年における日米間の貿易総額は2132億ドル（財務省）に上り、米国は中国に次ぐ日本の最大の貿易相手国であった。

(2) 日米次官級経済対話の下で行われている緊密な対話等を踏まえ、平成20年7月のG8北海道洞爺湖サミットに際して行われた日米首脳会談では、「アフリカにおける保健および食料安全保障上の課題に関する日米協力」（平成20年7月6日）を発表した。世界をリードする二大経済大国が、開発途上国における保健及び食料安全保障問題の改善という共通の課題に取り組む姿勢を明らかにし、日米協力は一層、強化・拡大された。平成20年後半は、9月のリーマン・ブラザーズ経営破綻を契機として米国の金融危機が世界的な金融・経済危機に広がり、実体経済にも波及したことにより、金融・世界経済の早期回復が国際社会の喫緊の課題となった。こうした中、米国のオバマ政権発足後、平成21年2月のクリントン国務長官訪日の際の日米外相会談、その直後の麻生総理訪米の際の日米首脳会談を通じて、（イ）世界の二大経済大国として世界経済の回復に向け全力を尽くすこと、（ロ）基軸通貨たるドルの信認の維持が重要であること、（ハ）保護主義への対抗は日米の重大な責務であること等について一致した。特に、2月の日米首脳会談では、今後の経済再生策の鍵となるエネルギー・環境分野について、クリーン・エネルギーや省エネルギー分野での日米協力の具体化のための協議を開始することで一致するとともに、高速鉄道分野での日米協力を探求することとなった。この他にも、テロ対策と円滑な貿易の両立、エネルギー安全保障、知的財産権の保護や、第三国との自由貿易協定（FTA）に関する情報交換を進め、日米経済関係の強化に努めた。

(3) 平成20年9月から12月にかけて、経済局長の声掛けにより有識者が計6回の会合を行い、米新政権との日米経済関係の在り方について議論した。その成果が平成21年1月に報告書「米新政権との新たな日米経済関係の構築に向けた提言」としてまとめられ、中曾根外務大臣に提出された（外務省HPにも公開）。同報告書は、「外交フォーラム」3月号（2009 No. 248）にも掲載されている。

(4) 近年、日米間でいわゆる「貿易摩擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後摩擦につながり得る問題は常に存在する。「成長のための日米経済パートナーシップ」の下の建設的な対話の推進は、「摩擦」の芽を摘み取り、日米間の協調を推進するという意味において大きな成果を上げているといえる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「成長のための日米経済パートナーシップ」は上述のように既に一定の成果をあげている。こうした協力関係を基礎として、オバマ政権との間で、良好な日米経済関係を維持・発展させることが不可欠である。オバマ政権との間で、二国間関係のみならず、現下の国際経済の諸課題に対応する効果的な日米経済対話の「新たな枠組み」を構築することを含め、日米間の連携・対話を一層強化していく方針である。

事務事業名 ② 規制改革及び競争政策イニシアティブ

事務事業の概要

「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(以下、日米規制改革イニシアティブ)は「成長のための日米経済パートナーシップ」における6つのフォーラムの一つである。日米規制改革イニシアティブは、日米両国間の双方向の対話により、規制改革及び競争政策に関する分野別及び分野横断的な問題に焦点をあてて長期的に両国の経済成長を促進することを目指している。

具体的には、民間からも直接要望を聴取の上、毎年、日米間で規制改革に関する改善提案を交換し、作業部会及び上級会合にて議論を行う。更に、これらの会合を踏まえ、年1回、議論の成果をとりまとめた報告書を両国首脳に提出する。

有効性(具体的成果)

日米規制改革イニシアティブにおける議論を、民間部門の問題意識を十分踏まえたものとすることは、在米日本企業の経済活動のための環境を整備し、日米間の経済分野での協調を推進する上で極めて重要である。この観点から、平成20年度においては、具体的に以下の取組を行った。

(1) 日米規制改革イニシアティブにおいて米国に対する要望を行うに当たり、全在米公館を通じて在米日本企業の問題意識等を聴取し、貿易救済制度、税関・流通手続、査証、国際運輸免許等の領事事項、政府調達制度、特許制度、金融、電気通信等、幅広い分野において米国規制の改善要望を行った。特に平成21年1月から導入が予定されていた米国入国の際の電子渡航認証システム(以下、ESTA)は、周知がなかなか進まず、平成20年12月3日時点では29,000人(平成19年の渡米者の0.85%に相当)しか申請者がいなかった。こうした事態を受け、日米規制改革イニシアティブ等を通じて、米側に日本国民に対して同システムの周知を徹底するよう要求したところ、ESTAの周知度が高まり、同システムは特段混乱を生むこともなく、予定通り平成21年1月に、運用が開始された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米経済関係の円滑な発展にとって極めて重要な人的往来の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。ESTAをはじめとして上記各分野において、制度の改善や制度の改善に向けた取組がみられ、建設的な対話の成果があがっている。

(2) G8洞爺湖サミットの際に行われた日米首脳会談に合わせて、作業部会及び上級会合での議論の成果をとりまとめた報告書が公表された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も、民間部門の問題意識を聴取する場を設け、政策に反映させていくことは極めて重要である。このような方針は在米日系企業などの民間部門からも評価を受けているが、オバマ政権の発足を契機に民間部門との一層緊密な連携を図るべく、内容の見直し・改善に努めしていく。

事務事業名 ③ 個別通商問題への対処

事務事業の概要

協調的・建設的な日米経済関係を維持し、日米両国の経済的発展を促進していくために、米国産牛肉問題やメガポート・イニシアティブ等の個別案件についても、関係省庁と連携しながら二国間での協議によって問題解決を図っている。

有効性（具体的成果）

- (1) 米国産牛肉貿易問題については、平成18年7月、輸入手続が再開された。その後、平成19年5月、国際獣疫事務局（OIE）総会において、米国のBSEステータスが「管理されたリスク国」と認定されたことを受け、米国から牛肉の対日輸出条件の緩和を要求されており、関係省庁と連携しつつ、問題の解決に向けて対話を継続している。
- (2) 平成20年3月から横浜港南本牧ふ頭において、核不拡散及びテロ対策の強化に資する取組であるメガポート・イニシアティブ（MI）のパイロット・プロジェクトを開始した。本パイロット・プロジェクトは我が国におけるメガポート・プロジェクトの実現可能性を検証するもので、放射線施設の調達、同施設の設置、テスト運転の施行を経て順調に運用されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

個別問題は、米国産牛肉問題等のみならず、今後とも多岐に亘る分野で生じる可能性がある。問題解決のためには、日米関係の維持・強化の観点から、引き続き緊密かつ地道な協議の継続が求められる。今後とも、現在の日米間に存在する懸案事項の解決を図るべく二国間の協議を継続する。

事務事業名 ④日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化

事務事業の概要

平成17年11月に日加首脳により署名された「日加経済枠組み」文書、及び貿易・投資の潜在力を最大限に引き出すことを検討し平成19年10月に両首脳に提出された共同研究報告書に基づき、個別分野での日加両国間の協力を促進するとともに、日加経済関係を更に深化させるための具体的な諸施策を進める。

有効性（具体的成果）

日本にとって特に食料・エネルギー供給国としての重要性が高いカナダとの経済関係を強化するため、平成20年10月には「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、さらに11月、第1回貿易投資対話を開催し、両国間の貿易・投資の拡大・促進に向け具体的かつ詳細な議論が行われた。また、12月にはこれまで定期的に開催してきた日加次官級経済協議が開催され、日加経済関係の深化・活性化を目的として検討を行った。このほか「日加経済枠組み」の下で、日加経済協力のための様々な取組が積極的に進められている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日加両国の経済関係の潜在力が最大限に引き出されるように、「日加経済枠組み」の下で、様々な投資、貿易促進のための取組が積極的に進められている。日加共同研究報告書により提示された貿易投資対話

や、次官級経済協議等の場を通じて、両国の経済関係を深化・活性化する諸施策について、カナダ側と具体的な協力を継続して進めていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 「成長のための日米経済パートナーシップ」（平成13年6月30日）
- 「アフリカにおける保健および食料安全保障上の課題に関する日米協力」（平成20年7月6日）
- 「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」7年目の対話に関する要望書（平成19年10月18日）
- 「日米規制改革・競走政策イニシアティブ」8年目の対話に関する要望書（平成20年10月15日）
- 「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」7年目の対話に関する両国首脳への報告書（平成20年7月6日）
- 「米新政権との新たな日米経済関係の構築に向けた提言」（平成21年1月23日）
 - 平成17年1月19日の日加共同声明
 - 平成17年11月19日の日加経済枠組み文書
 - 平成19年10月の日加共同研究報告書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－2－3 米国との安全保障分野での協力推進

(施策レベル評価版：113 頁)

事務事業名 ①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続

事務事業の概要

依然として不安定・不確実なアジア太平洋地域において、我が国及びアジア太平洋地域における平和・安定及び繁栄を確保するため、安全保障分野での協力に関し日米間の緊密な協議を継続していく。

有効性（具体的成果）

- (1) 在日米軍駐留経費負担（HNS）に係る新たな特別協定が発効し、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保が図られた（平成20年5月）。
- (2) 横須賀基地を中心に行っていた通常型空母キティホークと交替した原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への円滑な入港を実現し、引き続き日本周辺の米海軍の強固なプレゼンスが維持されることとなった（平成20年9月）。
- (3) 弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米側の協力の下、PAC-3 発射試験に成功し、日米安保体制の抑止力及び信頼性を一層向上させた（平成20年9月）。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国が安全保障の分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続することは、我が国及び国際社会全体の平和・安定及び繁栄を実現するために極めて重要である。

事務事業名 ②在日米軍再編等の着実な実施の推進

事務事業の概要

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

政府として、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するため、今後も引き続き「ロードマップ」に基づき、在日米軍再編の着実な実施に取り組んでいく。

有効性（具体的成果）

- (1) 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定に署名した（平成21年2月）。
- (2) 普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価に関する調査を終了した（平成21年3月）。
- (3) 米軍機の訓練移転を実施した（平成20年度に計6回）。 等

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、「ロードマップ」に基づき、引き続き在日米軍再編の着実な実施に取り組み、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に努めていくことが重要である。

事務事業名

③日米地位協定の運用改善の推進

事務事業の概要

施設・区域周辺の住民の負担を軽減すべく、政府として、日米地位協定の運用の改善に関し国民の目に見える形で一つ一つ成果を上げていくことが重要であるとの考えに立ち、具体的な取組を引き続き進めていく。

有効性（具体的成果）

日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した（平成 20 年 5 月）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日米地位協定の運用改善に引き続き取り組むことは、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用に資する。

評価をするにあたり使用した資料

平成 21 年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I — 3 中南米地域外交

具体的施策

I -3-1	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	61
I -3-2	南米諸国との協力及び交流強化	66

I－3－1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

(施策レベル評価版：123 頁)

事務事業名 ①経済連携協定（EPA）に基づく取組、様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組

事務事業の概要

日メキシコEPAを通じ、両国間の貿易・投資が拡大すると共に、協定に規定された合同委員会その他の各種小委員会、ビジネス環境整備委員会の開催により、経済関係の更なる発展に向け、両国が連携して取り組む意思を確認した。また、中米諸国等との間では、ビジネス促進のための民間レベルの対話やパナマ運河拡張計画への日本企業参画に向けた支援を行った。

有効性（具体的成果）

1. 中南米最大の貿易相手国であるメキシコとは、EPAの発効後、平成19（2007）年度の貿易総額は1兆5442億円となり、発効前の貿易額と比較して80%以上増加した。また我が国からの直接投資についても、発効前の3倍という高い伸びを示している。9月に第4回ビジネス環境整備委員会が開催され、競争力強化、知的財産・基準認証、治安、税務・通関、観光、入国管理等の分野について、我が国民間企業の改善要望をメキシコ政府に申し入れ、今後両国政府で努力していくこととした。また、第4回合同委員会が10月にメキシコで開催され、EPAの枠組みを利用して、日墨経済関係をより発展させていく必要があるということで一致した。また、個別の課題についても各種小委員会を通じて日墨間で協議が進められた。
2. 中米諸国等とは、第1回日・中米ビジネスフォーラム（平成18年）のフォローアップとして、平成20年10月に日・中米ビジネスワークショップを東京で開催し、訪日中の中米の貿易投資機関関係者と日本企業関係者の間で、中米への貿易投資の可能性と課題について、情報・意見交換を行った。さらに、パナマ運河拡張計画については、要人往来の機会に先方政府に対して、我が国が同拡張計画に経済力及び技術力をもって最大限貢献する意向を表明し、第三閘門の設計建設に応札中の日米企業連合を政府としても支援している旨申し入れた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日墨EPAについては、さらなる協定の効果的な運用のための見直しが協議される予定であり、その結果を踏まえつつ必要に応じて事業を見直す。また、パナマ運河拡張計画については、平成21年6月に落札者が決定予定であり、日米企業連合が落札した場合には日本企業が活動しやすい環境整備を支援する。

事務事業名 ②環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

事務事業の概要

メキシコ、中米・カリブ諸国等との間で、様々な機会を活用して、環境・気候変動問題を始めとする国際社会の諸課題について協議し、中米諸国等から我が国のクールアース構想について首脳レベルで賛意が得られたほか、主要な国際選挙に関し広範な支持を得るなど、協力関係の強化を図った。

有効性（具体的成果）

1. メキシコとは、2度の首脳会談、エスピノサ外相の訪日、次官級の政策協議の機会に気候変動問題について政策対話を行った。また、安保理非常任理事国選挙では相互支持を行い、相互に当選を果たし、安保理でも緊密に協議していくことを確認した。さらに、G8北海道洞爺湖サミットのフォローアップとして、メキシコから気候変動分野の政策等に関わる政府関係者等10名を訪日招待し、今後の同分野における協力促進に向けて大きな成果が得られた。また、人間の安全保障の普及に向けフレンズ会合を我が国とと

もに共催した。開発援助の分野でも、日本・メキシコパートナーシップ・プログラムを通じて中南米諸国に対する協力を行った。

2. 中米諸国等の関係では、5月、ホンジュラスのサンペドロスーラにて開催された気候変動に関する中米・カリブ首脳会合に我が国から代表を派遣し、我が国のクールアース構想についての説明と支持を求めた。この結果、同首脳会合で採択されたサンペドロスー拉宣言においては、中米諸国等の首脳は我が国のクールアース構想に賛意を表明した。10月には、そのフォローアップとして、中米4か国に省エネルギーに関する我が国専門家を派遣し、講演、セミナーを実施すると共に、平成21年2月、中米諸国等より省エネルギーをテーマに各国実務者を訪日招へいし、我が国の優れた省エネルギー政策や技術に対する理解の促進に努めた。また、主要な国際選挙に際して、中米諸国等から広範な支持を得た。

3. カリブ共同体諸国からは、主要な国際選挙に際し、広範な支持を得るとともに、海洋生物資源の持続的利用の立場を共有し引き続きIWCで協調するなど、国際場裡における協力の維持強化に努めた。気候変動に関しては、小島しょ国グループとして独自の立場を有するカリブ共同体諸国に対し、クールアース構想支持取り付けの働きかけを行い、スリナム及びベリーズは5月の気候変動に関するサンペドロスー拉宣言に参加し、クールアース・パートナー国となった。

4. キューバに関しては、同国が非同盟運動（NAM）議長国であることから（任期：平成18～21年）、安保理改革を含む国連改革、北朝鮮を含む国別人権状況決議、軍縮・不拡散問題など重要政策への協力、及び我が国の国際機関選挙立候補へのNAM諸国の支持を得るために協力を求めた。また、平成20年6月、キューバにて気候変動に関する政策協議を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも、メキシコ、中米・カリブ諸国等との間で、環境・気候変動問題等の国際社会の諸課題について、各種の機会を捉えて緊密に協議し、協力関係の維持・強化を図る。また、G8北海道洞爺湖サミットに先立って我が国のクールアース構想に対し賛意を表明し、クールアース・パートナー国となった中米・カリブ諸国等に対しては、気候変動関連の協力案件の早期実現を通じて協力関係の一層の強化を図る。

事務事業名 ③要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進

事務事業の概要

メキシコとの間では、2度の首脳会談のほか、墨外相の訪日、我が国の外務副大臣の訪墨等のハイレベルの対話が実現したほか、国交樹立120周年（平成20年）、交流400周年（平成21～22年）の記念事業が開催され、相互理解が促進された。中米・カリブ諸国等との間では、我が国の外務副大臣の訪問、特派大使の派遣、先方の有力者の訪日招待等を通じて、対話の促進と相互理解の促進を行った。

有効性（具体的成果）

1. メキシコとの関係では、2度の首脳会談を実施したほか、エスピノサ外相が平成19年に続いて訪日し、ハイレベルの政策対話が緊密化した。また、次官級政策協議を2年ぶりに実施したほか、平成21年より日墨両国が国連安保理非常任理事国を務めることを踏まえ、多国間分野の政策協議も行った。さらに、平成20年は日墨国交樹立120周年であったところ、両国で記念式典、シンポジウムなどを実施し、相互理解が促進した。また、平成21年3月には、伊藤外務副大臣がメキシコを訪問し、エスピノサ外相、アランダ外務筆頭次官他と会談を行った他、プエブラ州知事とともに日本メキシコ交流400周年の記念式典に出席した。第36回日本メキシコ交流計画にて日墨双方の研修生の相互の派遣が行われた。

2. 中米諸国との関係では、ニカラグアより運輸インフラ大臣（平成20年7月）、パナマより、商工会議所会頭（同年9月）、コスタリカよりラ・ナシオン紙編集長（同年10月）を訪日招へいし、これら各国有

力者への対日理解促進を図った。また、平成21年3月、伊藤外務副大臣が、コスタリカ、パナマを訪問した。コスタリカでは、アリアス大統領、スターニョ外相と国際場裡での協力関係構築に向け幅広く意見交換を行うと共に、パナマでは、アレマン・パナマ運河庁長官、ドゥラン外務次官と会合し、パナマ運河拡張計画への日本企業参加に関する我が国の関心を表明した。ドミニカ共和国については、平成20年8月の大統領就任式に大野功統衆議院議員を特派大使として派遣し、フェルナンデス大統領、モラレス外務大臣ほか要人と会談した。

3. カリブ共同体諸国との関係では、木村外務副大臣（当時）が平成20年6月、ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ及びバルバドスを訪問し、ボーア副首相兼外相（ジャマイカ）、シンクラー外務・外国貿易・国際ビジネス相（バルバドス）及びスペンサー首相兼外相（アンティグア・バーブーダ）と会談した。また、カリブ共同体諸国からは、ジャマイカ・エネルギー大臣を招聘し、その他スリナムのエネルギー大臣、ジャマイカ観光大臣及びハイチ対外協力大臣が来日した。その他、カリブ共同体諸国若手外交官グループ（8名）を招聘し、我が国政策への理解を深めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成21年から22年にかけて日本メキシコ交流400周年を迎える機会を活かし、メキシコとのハイレベルの要人往来や文化交流事業を強化し、相互理解を促進させる。さらに中米3か国（エルサルバドル、パナマ、ホンジュラス）で平成21年度に誕生する新政権と関係強化を図るほか、カリブ共同体諸国とも要人往来等を通じて関係を強化する。また、キューバについては、平成20年度に延期となった外相訪日の早期実現に取り組む。

事務事業名 ④中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

事務事業の概要

地域ブロックとして単位で発言力を増している中米統合機構（SICA）及びカリブ共同体との間で協議を開催し、これまでの協力関係のレビューや国際社会の諸課題について意見交換を実施するとともに、今後の協力強化の方策を検討した。

有効性（具体的成果）

1. 中米統合機構（SICA）との関係では、平成21年2月、東京において、第12回日・中米「対話と協力」フォーラムを開催し、平成17年に首脳間で合意した東京宣言・行動計画の総括的レビューを行うとともに、世界経済・金融危機における対応、気候変動等、新たな国際社会の課題について、外務次官レベルで意見交換し、共同声明をとりまとめた。また、一層の関係強化のため、我が国からSICAのオブザーバー参加につき希望表明したところ、中米側から歓迎の意が表され、具体的な手続きを進めることになった。

2. カリブ共同体（カリコム）との関係では、平成21年3月、バルバドスにおいて、第13回日カリコム事務レベル協議が開催され、日カリコム協力のレビュー、気候変動問題を含む国際場裡における協力について意見交換を行うとともに、次回日カリコム閣僚レベル会議の開催を検討することになった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

SICAについては平成17年の日・中米首脳会談開催から4年、特にカリブ共同体については平成12年の日カリコム閣僚レベル会議から9年が経過し、我が国とのハイレベルでの接触機会が限られる中で、閣僚級の会合を開催し、対話と国際場裡での協力関係の維持強化を図る必要がある。

事務事業名 ⑤FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）やECLAC（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）、OAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化

事務事業の概要

FEALACでは、各種作業部会にアジア側調整国として次回外相会合の我が国開催に向けて積極的に参加するとともに、招へい事業や委託調査も実施し、アジアと中南米の両地域間の関係強化に貢献した。また、ECLAC、OASの地域国際機関の各種会合にも参加し中南米地域との関係強化を図った。

有効性（具体的成果）

1. FEALACに関しては、7月、11月、平成21年2月と各種作業部会が開催され、アジア側調整国として次回外相会合の我が国での開催に向けて積極的に参加した。また、11月には環境ビジネスをテーマに、環境ビジネス振興について国内の政策形成に影響を及ぼしうる若手ビジネスリーダーを我が国に各国一名ずつ招へいし、アジアと中南米の関係緊密化に貢献した。また、平成21年3月には、ECLACとも協力して、世界経済・金融危機下でのアジアと中南米の交流と協力の強化に関する委託研究を行い、両地域間の関係強化の方途について提言を得た。
2. ECLACに関しては、6月にドミニカ共和国で開催された総会、平成21年2月にニューヨークで開催された全体会合に正式加盟国として出席したほか、平成21年3月には、我が国の委託研究の一環としてECLAC事務局専門家が訪日、有識者セミナーに参加し、アジアと中南米の関係強化の方途について意見交換を行った。
3. OASに関しては、6月にコロンビアにおいて開催された総会にオブザーバー国として出席し、OASを通じた選挙支援、我が国の地雷除去支援等の中南米の民主主義と平和の定着に対する貢献をアピールし、オブザーバー国との対話の議長（コロンビア外務大臣）から「多大な貢献に謝する」との発言を得た。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

FEALACに関しては、平成19年にアジア側議長国に就任し、次期外相会合を平成21年度に我が国において開催する予定であるところ、中南米とアジアの関係強化により一層のイニシアティブを発揮するとともに、同外相会合での成果を着実にフォローアップする必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 「日本の経済連携協定（EPA）交渉（平成21年1月）」
- 「日メキシコ首脳会談（概要）（平成20年11月）」
- 「日メキシコ首脳会談（概要）（平成20年7月）」
- 「日本・メキシコ外相会談（概要）（平成20年12月）」
- 「パンフレット「日本とメキシコ」（平成21年3月）」
- 「伊藤外務副大臣のパナマ、コスタリカ及びメキシコ訪問（概要）（平成21年3月）」
- 「ベルガラ・パナマ貿易産業大臣及びアレマン・スピエタ・パナマ運河庁長官の西村外務大臣政務官表敬（平成20年10月）」
- 「ドミニカ共和国大統領就任式典への特派大使の派遣について（平成20年8月）」
- 「木村副大臣のカリブ諸国訪問（平成20年7月）」
- 「カリブ共同体（カリコム）諸国若手外交官の西村外務大臣政務官表敬（平成20年10月）」
- 「日・中米フォーラム（概要）」
- 「日カリコム協議（概要）」

「FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）（概要）」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－3－2 南米諸国との協力及び交流強化

(施策レベル評価版：128 頁)

事務事業名 ① 南米諸国との経済関係強化のための取組

事務事業の概要

経済連携協定や投資協定等法的枠組みの整備及び活用、資源エネルギーの安定的供給源の確保、高速鉄道や地上デジタル・テレビ方式等の新たな経済分野における協力の推進を通じ、経済関係の再活性化に努めた。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年度には、日ペルー投資協定の署名、日コロンビア投資協定の交渉開始の合意、日ペルーEPA交渉開始に向けた取組、日チリEPA第一回ビジネス環境整備小委員会及び物品小委員会の開催等により法的枠組みの整備及び活動において成果を挙げた。特に、平成19年9月に発効した日チリEPAの利用率が順調に増加し、1年経過したが、特に、自動車、一般機器を主要輸出品とする対チリ輸出額が前年比約7割増加したほか、鉱山分野の大規模投資を始めとする対チリ投資が活発化した。また、新たに日ブラジル貿易投資促進合同委員会を立ち上げ、平成21年2月に第1回会合を開催した。
- (2) G8北海道洞爺湖サミット出席のためルーラ・ブラジル大統領が訪日したほか、アラウッホ・コロンビア外相、ガルシア・ペラウンデ・ペルー外相他閣僚、ペルドモ・ウルグアイ下院議長他議会関係者、コウチーニョ・ブラジル経済社会開発銀行総裁やカブラル・ブラジル・リオデジャネイロ州知事等を含む活発な要人往来が行われたほか、各種経済ミッションの往来、日ブラジル官民合同会議、日・ペルー経済協議会総会の開催、ペルー展の開催、日コロンビア賢人会による提言の提出等様々なレベルでの対話や交流が行われ、経済関係の活性化に貢献した。
- (3) 資源エネルギーの安定的確保の観点から、平成21年3月にベネズエラと石油・天然ガス分野を始めとするエネルギー協力に関する政府当局間の協力文書への署名が行われた。ボリビアにおいては、世界有数の規模を有するサンクリストバル鉱山、世界最大のリチウム埋蔵量を有するウユニ塩湖において大規模な鉱物資源開発が進んでおり、官民連携による働きかけを実施した。
- (4) ブラジルにおける高速鉄道建設計画は、リオデジャネイローサンパウローカンピーナスの三都市（全長約500km）を結ぶ大型インフラ案件であり、首脳レベルを始め官民連携による働きかけを実施した。
- (5) 地上デジタル・テレビ方式選定については、既に日本方式を採用したブラジルと連携し、南米諸国において、要人による働きかけ、各種試験放送や、セミナー・デモンストレーションの開催が実施され、日本方式の採用に向け、首脳レベルを始めとして、オールジャパンによる重層的な働きかけを行った。平成21年4月にはペルーが日本・ブラジル以外では初めて日本方式を採用した。また、ブラジルとデジタル・テレビに係る共同作業部会第4回及び第5回会合を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

鉱物・エネルギー・食料資源が豊富に存在する南米諸国との経済関係を拡充強化することは、資源エネルギーの供給源の多角化、一部の諸国における資源エネルギーに対する国家管理強化の動きへの対応、中国等新興国の進出に対する対応等において効果的である。特に、南米諸国においては、ネオリベラリズムの反動により、国家の経済分野への介入の動きが顕著となっている国もみられるところ、各国における

社会経済開発への支援を行いつつ、官民連携による働きかけが不可欠となっている。また、高速鉄道建設計画やデジタル・テレビ方式選定等の大型案件については、オールジャパンによる重層的な働きかけを拡充強化していく必要がある。

事務事業名 ② 南米諸国との国際場裡における協力の強化

事務事業の概要

ハイレベルの要人往来や政策対話を通じ、環境・気候変動問題、国連改革等の国際社会が直面する課題について、共通の価値基盤を有する南米諸国が、我が国とより緊密に協調して行動するよう努めた。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

以下を始めとする要人往来や政策対話、招聘等を活用し、相手国の様々なレベルとの対話を実施。国際社会の課題等に係る我が国の立場・取組に対する理解を深め、協力関係が促進された。

- (1) ロウセフ・ブラジル大統領府文官長の訪日（平成 20 年 4 月）
- (2) 木村外務副大臣（当時）のコロンビア訪問（平成 20 年 5 月）
- (3) アラウッホ・コロンビア外務大臣（当時）の訪日（平成 20 年 7 月）
- (4) 佐々江外務審議官のブラジル、アルゼンチン訪問（平成 20 年 7 月）（日ブラジル政策協議、日アルゼンチン政策協議）
- (5) 西村外務大臣政務官のブラジル、ベネズエラ、エクアドル訪問（平成 20 年 11 月）
- (6) 中曾根外務大臣コロンビア訪問（平成 20 年 11 月）
- (7) 麻生総理大臣のペルー訪問（平成 20 年 11 月）
- (8) 西村外務大臣政務官のコロンビア、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ訪問（平成 21 年 2 月）
- (9) ガルシア・ベラウンデ・ペルー外務大臣の訪日（平成 21 年 2 月）
- (10) ブラジル環境関係者 7 名の招聘（平成 21 年 3 月）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際場裡において益々発言力を増すブラジル等の南米諸国と、ハイレベルの要人往来や各国との政策対話を通じ、環境・気候変動、国連安保理改革、軍縮・不拡散、WTO等の分野において協力関係を更に強化することが重要である。

事務事業名 ③ 周年事業の活用を通じた相互理解の促進

事務事業の概要

外交関係樹立や日本人の移住に関わる周年事業を活用しつつ、人物交流及び文化交流を促進することにより、様々なレベルにおいて南米における対日理解、及び我が国における対南米理解の増進を図った。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

平成20年は、日本人ブラジル移住100周年を迎える、「日本ブラジル交流年」として両国において盛大に祝賀し、通年にわたり双方で約1,500件以上の記念事業を実施した。当課が交流年実行委員会事務局の役割を担い、名誉総裁を皇太子殿下、名誉会長を麻生太郎日ブラジル国会議員連盟会長、名誉副会長を河村建夫日本ブラジル国会議員連盟幹事長とした日本側実行委員会を立ち上げ、3回の総会、8回の幹事会を開催した。4月には天皇皇后両陛下及び皇太子殿下の御臨席、三権の長、ロウセフ・ブラジル大統領府文官長他の参加を得て日本政府主催の記念式典を実施し、6月には皇太子殿下がブラジルを御訪問され、ブラ

ジル政府主催記念式典、サンパウロ、ローランジア等における記念式典に御出席された。

コロンビアにおいては外交関係樹立 100 周年を迎えるにあたり、我が国は 4 月にボゴタ国際図書展に特別招待国として参加したほか、5 月に開催されたコロンビア主催 100 周年記念式典に中川日コロンビア友好議員連盟会長、安倍元総理、木村外務副大臣（当時）他が出席した。

また、平成 20 年は日エクアドル外交関係樹立 90 周年、日ベネズエラ外交関係樹立 70 周年、日アルゼンチン外交関係樹立 110 周年を迎えるにあたり、各種記念行事が実施された。

さらに、ウルグアイにおいては日本人移住 100 周年の機会に記念式典が実施され、南米（サンパウロ、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ）を御訪問された高円宮妃殿下が御出席された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

地理的に遠距離にある中南米との関係強化においては、各種周年の機会における交流強化の気運の盛り上がりを捉え、相互理解の促進を図ることが効果的・効率的である。平成 21 年は、日本人ペルー移住 110 周年、日本人ボリビア移住 110 周年、日本人アマゾン移住 80 周年、日パラグアイ外交関係樹立 90 周年等に当たり、これらを契機とした交流の活発化、相互理解の促進を図っていくことが重要である。

事務事業名 ④ 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組

事務事業の概要

南米諸国出身の在日外国人は、90年代より増加を続け、現在、40万人近くの南米出身者が我が国に滞在しており、新たな交流の一翼を担い始めている。他方、社会保障問題、子弟の教育問題、逃亡犯問題等の課題が顕在化しており、これらの問題の解決に向け出身国政府、日本国内の関係官庁、地方自治体、国会議員等とも連携しつつ取り組んだ。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

- (1) 教育分野においては、平成 20 年 9 月に第 4 回日ブラジル教育協議を実施し、ブラジル人子弟の公立小中学校への受入、在日ブラジル人学校への支援、不就学問題等について協議を進展させた。
- (2) 司法分野においては、平成 20 年 10 月に第 2 回日ブラジル司法分野作業部会を実施し、在日ブラジル人逃亡犯人が増加していることにかんがみ、日本側は「不処罰を許さない」との観点から、ブラジル側に国外犯処罰規定の適用への協力を要請した。ブラジル側も迅速に対応し、現在 4 件の公判が進行中である。
- (3) 社会保障分野においては、平成 20 年 10 月に第 3 回日ブラジル社会保障作業部会を実施し、今後、社会保障協定の締結を視野に入れた当局間の協議を開始することで一致した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

在日ブラジル人の逃亡犯問題を含む、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に対する国民の関心は引き続き高い。南米諸国出身の在日外国人の殆どは不安定な雇用条件の下にあることから、昨今の経済危機に起因する種々の問題に直面しており、今後も厳しい情勢が続くものと見られるところ、内閣府及び関係省庁と連携し、外務省としても積極的に本件問題に取り組んでいくことが必要。

事務事業名 ⑤ メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

事務事業の概要

南米地域においては、メルコスール（南米南部共同市場）等の地域国際機関による地域統合・協力の動

きが進んでいるところ、これらの地域国際機関との対話及び協力関係の強化に努めた。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

第7回日メルコスール高級事務レベル協議において合意されたビジネス環境整備のための日メルコスール作業部会の立ち上げに向けて議題調整等の準備を行った。また、国際協力局と連携し、メルコスール技術協力委員会（CCT）会合に対処する一方、対メルコスール経済技術協力方針について協議を行った。同方針に基づき、「メルコスール観光振興プロジェクト（フェーズ2）」に加え、平成21年度の地域別研修として省エネ分野の案件と中小企業育成分野の案件が採択された。なお、日メルコスールビジネス環境整備作業部会は平成20年に第一回会合を開催予定であったが、メルコスール側の都合により、平成21年6月に延期となった。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

南米地域においてはメルコスール、アンデス共同体等の地域国際機関のみならず、平成20年5月には、南米諸国連合（UNASUR）が設立された。また、域内国防協力強化を目的とする南米防衛評議会が立ち上げられ、域内協力が拡大・深化している。我が国としても、これらの動きを注視しつつ、地域国際機関との関係を強化していくことが必要である。ただし、これらの地域統合・協力に向けたプロセスには今後も紆余曲折が予想されるところ、双方にとって意義の大きい協力形態を模索することが重要。

評価をするにあたり使用した資料

- 「日本ブラジル交流年」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/jb2008/index.html>)
- 「日本ブラジル交流実行委員会HP」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html)
- 「日本・チリ経済連携協定」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html)
- 「南米南部共同体（メルコスール）」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>)
- 「ロウセフ大統領府文官長の来日」（平成20年4月）
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/visit/0804.html>)
- 「高村外務大臣とアラウッホ・コロンビア外務大臣との会談」（平成20年7月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/7/1181562_912.html)
- 「日ブラジル首脳会談（概要）」（平成20年7月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/visit/0807_sk.html)
- 「中曾根外務大臣とサントス・コロンビア副大統領の会談」（平成20年10月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/10/1184318_918.html)
- 「中曾根外務大臣のAPEC閣僚会議への出席及びコロンビア公式訪問」（平成20年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/apec_08/index.html)
- 「日コロンビア首脳会談（概要）」（平成20年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/apec_08/jc1b_gaiyo.html)
- 「日ペルー外相会談」（平成20年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/apec_08/jpr_gk.html)
- 「麻生総理大臣のペルー公式訪問（概要と評価）」（平成20年11月）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/peru_08_gh.html)

- 「ブラジル首脳会談（概要）」（平成20年11月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_08/jp_brazil.html)
 - 「日本・コロンビア賢人会報告書の麻生総理への提出について」（平成21年2月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/colombia/visit/0902_ts.html)
 - 「ガルシア・ベラウンデ・ペルー外務大臣の訪日」（概要と評価）（平成21年2月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/visit/0902_gh.html)
-
- 資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I — 4 欧州地域外交

具体的の施策

I -4-1	欧洲地域との総合的な関係強化 ······	73
I -4-2	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の 推進 ······	77
I -4-3	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露 関係の進展 ······	82
I -4-4	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 ······	89

I－4－1 欧州地域との総合的な関係強化

(施策レベル評価版：140 頁)

事務事業名 ①欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CE）との政治面での対話

事務事業の概要

欧州連合（EU）は、外交・安全保障等の分野でも統合を進め、国際社会における発言力と存在感を強めている。平成21年末から平成22年初頭にかけて里斯ボン条約が発効すれば、EUの外交実施体制が更に強化され、国際場面におけるEUの存在感が一層増大することが見込まれる。北大西洋条約機構（NATO）は、基本的価値観とグローバルな課題の解決に向けた責任感を我が国と共有しており、安全保障面での国際的な活動を活発化させている。欧州安全保障協力機構（OSCE）、欧州評議会（CE）は選挙支援活動、セミナー等を通じ民主化支援を積極的に実施している。このような状況下で、我が国と欧州地域が協力を深めていく重要性が高まっており、今後とも民主主義等の基本的価値を共有するEU、NATO、OSCE、CEとの認識の共有、協力関係深化に向け、政治面での対話・具体的協力を継続・促進する。

有効性（具体的成果）

（1）EUとの間では、平成20年4月に東京で第17回日・EU定期首脳協議を行い、日・EUが戦略的パートナーとしての連携を強化し、特に気候変動、世界経済、開発・アフリカ、WTO、不拡散等のグローバルな課題に対処すべく、北海道洞爺湖サミット成功に向けた取組につき一層協力することで一致し、「消費者の安全・安心」に関する文書を発出した。特に気候変動分野において、2013年以降の実効的な枠組み構築に向けての協力継続を確認したことは大きな成果と言える。その他、日・EU間であらゆるレベルで対話をを行い、我が国がEUと協力して取り組むことが、我が国が外交政策を進めていく上で有益である課題（経済・金融危機、アフガニスタン・パキスタン、北朝鮮問題等）につき、相互理解を深め、認識の共有を図ることができた。平成20年度は、日・EU定期首脳協議を1回（上記）、日・EUトロイカ政務局長協議を2回（平成20年11月、パリ；平成21年3月、東京）、日・EU行動計画運営グループ会合を2回（平成20年11月、東京；平成21年2月、ブリュッセル）、日・EUトロイカ政策担当者協議を8分野で実施した。この他、平成20年12月にタジキスタンの国境管理能力強化のための研修事業をEUと共同で実施したことは、日・EU関係をより行動志向のものとする試みの第一歩と評価できる。

（2）NATOについては、平成20年4月のNATO ブカレスト首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合に佐々江外務審議官が出席し、日本のアフガニスタン復興支援へのコミットメント強化や、その中のNATOとの更なる連携等について発言を行った。アフガニスタンでは、PRTと連携した経済協力が着実に進展し、平成21年3月までに11のPRTと連携した48の案件が開始された。これに加え、ISAFにおいて輸送用ヘリコプターの不足が深刻化したことから、NATOに新設された信託基金を通じてその改修支援を実施した。また、テロ対策に関する政策対話や、NATO・PfP信託基金を通じたアゼルバイジャン不発弾処理プロジェクトへの協力を、日・NATOの対話と協力をさらに促進した。

（3）OSCEについては、平成20年12月のヘルシンキ外相理事会に伊藤外務副大臣が出席し、日本とOSCEが安全保障分野での対話と協力をを行うことの重要性、特に北朝鮮の拉致問題・核問題等に言及し、東アジアの安全保障環境についてOSCEの理解と支持を訴えた。また、OSCEが実施するアフガニスタンの国境管理プロジェクトに協力し、タジキスタン、キルギス及びトルクメニスタンでの税關・国境管理要員の訓練等を支援した。さらに、平成20年度にはグルジア、ベラルーシ、マケドニア及びモルドバへのOSCE選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、これらの国への選挙支援を実施した。

（4）CEについては、中・東欧、西バルカン諸国、NIS諸国等のCE加盟国においてCEが実施する民主化支援事業を支援した（若手指導者養成を目的とする「政治研究スクール」事業（ボスニア・ヘルツェゴビナ、

セルビア・モンテネグロ、ウクライナ、アゼルバイジャン）や、地方自治体のキャパシティー・ビルディングを目的とする事業（ルーマニア、ブルガリア、マケドニア、モルドバ等）。さらに、我が国の支援事業を実施する際、日本人専門家を派遣する等により、我が国の支援を事業参加者の目に見える形でアピールし、欧州諸国に我が国の民主化支援への貢献を認識させる機会として効果的な活用を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）日・EU間の政治対話は、平成13年からの「日欧協力の10年」における首脳間の合意文書である「日・EU行動計画」に基づき実施しており、今後とも日・EU定期首脳協議、日・EUトロイカ外相協議、日・EUトロイカ政務局長協議、日・EU行動計画運営グループ会合、日・EU政策担当者協議等を着実に実施していく必要がある。「日・EU行動計画」は平成22年に終了するところ、平成23年以降の日・EU関係を更に未来志向のものとし強化すべく、検討を開始する必要がある。また、平成21年から平成22年にかけて、EUの新条約となるリスボン条約が発効する見込みである。同条約が発効すると、新たに常任の欧州理事会議長やより強い権限を持つ外務・安全保障政策上級代表が任命され、EUの外務省に当たる「対外活動庁」が新設されるなど、EUの外交実施体制が強化され、国際場面におけるEUの存在感が益々増大していくものと予想される。これにあわせ、日・EU間の政治対話も更に強化していく必要がある。

（2）NATOが冷戦終了後の役割変化に伴い域外国との関係を再整理している中、基本的価値と国際社会における責任を共有する我が国との関係強化に向けたNATOの期待は高い。このような中、NATO加盟国との安全保障分野における認識の共有を促進するとともに、我が国の取組に対するNATO加盟国との理解と協力を得ることは極めて有効である。そのために、NATOとの対話のスキームである日・NATO高級事務レベル協議等を通じて緊密な政策対話を継続するのみならず、加盟国との対話を拡充強化し、我が国が進めるグローバルな平和構築の取組に関する具体的協力の可能性等につき協議を行う。併せて、アフガニスタンにおけるPRTと連携した経済協力やNATOの信託基金を通じた軍備管理・軍縮活動支援等の具体的協力を更に推進していく。

（3）OSCEについては、我が国は「協力のためのパートナー国」として、OSCE活動への積極的な協力が期待されている。OSCEが中央アジアやコーカサスをも含むフォーラムであることを踏まえ、我が国が全欧洲的な安全保障に関する議論の動向を把握し、アジアと欧州の安全保障環境について相互理解を深めるためにもOSCEとの関係強化は極めて重要である。今後もOSCE各種会合への出席、要人往来の機会を利用した意見交換、種々のOSCE主催セミナーへの参加を通じ、我が国の取組に対するOSCE加盟国との理解を得るとともに、OSCE選挙監視団や国境管理プロジェクト等への専門家派遣を通じたOSCEとの協力を推進し、我が国の中東・北アフリカ政策の遂行にOSCEの活動を活用していく。

（4）CEについては、我が国はオブザーバー・ステータスを認められたアジアで唯一の国であり、欧州諸国よりCEの活動への積極的な協力が期待されている。CEのオブザーバー・ステータスは、欧州と民主主義・人権分野での価値観と基準を同じくする国にのみ認められるものであり、我が国が欧州にとり信頼できるパートナーであることを象徴的に示すものである。このことを踏まえ、引き続きCEの場を活用し、欧州47か国に向け、我が国の意見をアピールしていくことが有益である。具体的には、CEの各種会合への出席により、欧州諸国のスタンダード・セッティングや各種施策策定にあたり、我が国の意見を反映していく。また、ウクライナの他、ロシア、バルカン諸国等16か所で実施される「政治研究スクール」事業等の優良事業に協力することにより、CEとの協力を推進し、我が国の民主化・人権の保護・促進への貢献と日欧協力を欧州の有力者・市民に対して効果的にアピールしていく。

事務事業名	②欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施
事務事業の概要	
<p>日本にとって欧州地域は、累積ベースで米国に次ぐ直接投資先となっており、こうした緊密な経済関係を更に促進する上で、特に我が国経済界からも強い要望のある租税条約及び社会保障協定の締結・改訂作業を継続していく必要がある。また、犯罪の国際化が進む中、刑事共助条約の締結により国際社会の中での犯罪対策を強化することは重要である。</p>	
有効性（具体的成果）	
<p>租税条約については、平成20年11月にスイスとの間で改正交渉を行った。</p> <p>社会保障協定については、平成20年5月及び9月にスペインとの間で締結交渉を行い、平成20年11月に署名を行った。また、平成20年5月及び11月にイタリアとの間で締結交渉を行い、平成21年2月に署名を行った。さらに、平成21年3月にアイルランドとの間で締結交渉を行った。この他、平成20年12月にオランダとの間で協定発効のための交換公文を行い、平成21年3月にチェコとの間で協定発効のための批准書交換を行った。また、スイス、ハンガリー、スウェーデン等との間で、将来的な協定締結交渉を視野に入れた意見交換等を行った。</p> <p>刑事共助条約については、平成20年5月にEUとの間で非公式予備協議を行った。</p>	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止	
(理由と今後の方針)	
<p>国際社会におけるEU及び欧州諸国的重要性及び影響力にかんがみ、欧州地域との法的枠組みを構築することは、国際問題の我が国にとって望ましい解決を生み出す観点から重要であり、本件施策は更に拡充・強化されるべきである。特に租税条約及び社会保障協定についての締結・改訂交渉の要望は多く寄せられていることから、我が国との経済関係の深度等の様々な要素を勘案の上、可能な限り多くの国との間で順次交渉を行い、緊密な連携の強化を図る。</p>	

事務事業名	③欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流
事務事業の概要	
<p>欧州有識者の日本への理解を促進し、日欧の共通の認識を醸成するため、様々な分野における我が国と欧州の有識者間の人脈を構築、発展させる。</p>	
有効性（具体的成果）	
<p>(1) 平成20年12月にリヨンで環境技術をテーマとする日・EU共同シンポジウムを開催し、日欧の有識者間の知的交流・人的交流を促進した。</p> <p>(2) 知的交流事業として、「中・東欧・コーカサス及び中央アジアから見た欧州安全保障情勢」をテーマに、福島安紀子・国際交流基金特別研究員、宇山智彦・北海道大学教授、神保謙・慶應義塾大学准教授等の安全保障分野の専門家を、中・東欧諸国等に派遣して意見交換を行い、研究者間のネットワークの基礎を構築した。また、各地でのセミナーにおいて、我が国を含む東アジアの安全保障環境について発表を行い、欧州の有識者の日本への理解を促進させた。</p>	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止	
(理由と今後の方針)	
<p>知的交流事業は、欧州各国に対し、我が国を取り巻く様々な問題への理解を深めさせるとともに、我が国の外交政策への欧州知識人の賛同を取り付ける基盤を形成するものである。したがって、本件事業は継続的に実施しつつ、内容の見直し・改善を行っていく。</p>	

具体的には、安全保障分野を始めとする多くの我が国専門家を欧洲各国に派遣し、各國の専門家と意見交換、人脈構築を行うとともに、我が国からも積極的に発信を行い、我が国と欧洲の認識を共有させるための基盤を形成していく。また、EUとの間で日・EU共同シンポジウムを引き続き開催していく。

事務事業名 ④欧洲各国からの青少年招聘、高校生交流による草の根交流

事務事業の概要

欧洲地域からの青少年を招聘するとともに、高校生交流事業を実施し、日欧の相互理解を促進させるとともに、将来の親日派を育成する。

有効性（具体的成果）

平成20年9月及び10月には欧洲諸国から30名ずつ計60名の青年を招聘し、将来の日欧関係の基盤となる若い世代に対し、我が国の政治、経済、文化を多面的に理解させることができた。また、高校生については、EUをはじめとする欧洲34か国を対象として、短期29名、長期26名の計55名を招聘した。日本人家庭でホームステイをしつつ高校への体験留学を行い、日欧高校生間の交流を深めることができた。これらの草の根交流を通じ、参加者の多くが高校卒業後、日本語学科への進路変更を希望したり、我が方在外公館が主催する文化事業にボランティアとして積極的に参加し、日本を紹介する役割を果たしたりする等、交流事業の効果が現れている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日欧協力の10年のための具体的措置として採択された日・EU行動計画では、人と人との交流を日・EU関係の基盤とし、人物交流の促進を重視するとしている。目標達成のためには、平成17年に実施された市民交流年により活性化した日欧市民の交流を引き続き促進することが効果的である。具体的には、欧洲青年招聘、高校生交流を引き続き実施するとともに、より効果を上げるために、プログラムに交流・体験の要素を増やすなどの必要な見直し、改善を行っていく。

評価をするにあたり使用した資料

- 日・EU協力のための行動 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keikaku.html>)
- 対話の枠組み (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/taiwa.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各國・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－4－2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

(施策レベル評価版：145 頁)

事務事業名 ①西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進

事務事業の概要

要人往来や国際会議出席等の機会を捉えて様々な二国間対話の機会を設定し、協議、交渉の実質的進展を図る。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（総論）要人往来や国際会議等の機会に、我が国と西欧及び中・東欧諸国との間で対話を実施し、協議、交渉の実質的進展が見られた。また、「V4+日本」や「GUAM+日本」といった地域的枠組みとの対話を活発化させ、西欧及び中・東欧諸国との間で重層的な協力の促進を図った。

（各論）我が国と西欧及び中・東欧諸国との間の、主な要人往来及び事務レベルの協議を通じ、西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進を図った（平成20年4月から平成21年3月まで）。

<我が方要人の外国訪問>

平成20年 6月 高村外務大臣（当時）のフランス訪問（アフガニスタン支援国際会合出席）

6月 福田総理（当時）のドイツ・英国・イタリア訪問

6月 小野寺外務副大臣（当時）の英国及びポーランド訪問

12月 中曾根外務大臣のノルウェー訪問（クラスター弾に関する条約署名式）

平成21年 1月 伊藤外務副大臣のルーマニア訪問

1月 麻生総理のスイス訪問（ダボス会議出席）

1月 御法川大臣政務官のドイツ訪問（日独開発シンポジウム出席）

2月 伊藤外務副大臣のドイツ訪問（ミュンヘン安全保障会議出席）

（他省庁閣僚、外務副大臣、大臣政務官の西欧諸国訪問多数）

<外国要人の日本訪問>

平成20年 4月 フランソワ・フィヨン仏首相訪日（公式実務訪問賓客）

4月 ラインフェルト・スウェーデン首相訪日

4月 ヤンシャ・スロベニア首相（当時）訪日（公式実務訪問賓客、日・EU定期首脳会議出席）

6月 ヴァンハネン・フィンランド首相訪日（実務訪問賓客）

6月 ミリバンド英外相訪日（G8京都外相会合出席）

6月 クシュネール仏外相訪日（G8京都外相会合出席）

6月 フラッティーニ伊外相訪日（G8京都外相会合出席）

6月 ルーペル・スロベニア外相訪日（G8京都外相会合出席）

6月 シュタインマイヤー・ドイツ副首相兼外相訪日（G8京都外相会合出席）

7月 ブラウン英首相訪日（北海道洞爺湖サミット出席）

7月 サルコジ仏大統領訪日（北海道洞爺湖サミット出席）

7月 ベルルスコーニ伊首相訪日（北海道洞爺湖サミット出席）

7月 メルケル・ドイツ首相訪日（北海道洞爺湖サミット出席）

9月 クラウス・チェコ大統領訪日（国際会議出席）

- 10月 シコルスキ・ポーランド外相訪日（外務省賓客）
 10月 英国皇太子殿下訪日（公賓）
 10月 フェルハーヘン蘭外務大臣訪日（外務省賓客）
 11月 フアン・カルロス・スペイン国王王妃両陛下訪日（国賓）
 12月 カチンスキ・ポーランド大統領訪日（公式実務訪問賓客）
- 平成21年 1月 パルヴァノフ・ブルガリア大統領訪日（公式実務訪問賓客）
 1月 カルフィン副首相兼外相訪日（パルヴァノフ大統領訪日に同行）
 1月 シュピングルエッガー・オーストリア外相訪日
 1月 カウエン・アイルランド首相訪日（実務訪問賓客）
 1月 ゴドマニス・ラトビア首相訪日（実務訪問賓客）
 2月 日英21世紀委員会の英国側委員の訪日
 2月 ロイタード・スイス経済大臣訪日（外務省賓客、日スイスEPA署名）
 3月 ティモシェンコ・ウクライナ首相訪日（実務訪問賓客）
 3月 マンベルティ法王庁外務長官訪日（外務省賓客）
- <国際会議等の際の会談、電話会談>
- 平成20年 6月 福田総理とブラウン英首相との日英首脳会談（ドイツ・英国・イタリア訪問）
 6月 福田総理とベルルスコーニ伊首相との日伊首脳会談（ドイツ・英国・イタリア訪問）
 6月 福田総理とサルコジ大統領との日仏首脳会談（ドイツ・英国・イタリア訪問）
 6月 高村外務大臣とミリバンド英外務大臣との日英外相会談（G8京都外相会合）
 6月 高村外務大臣とフラッティーニ伊外務大臣との日伊外相会談（G8京都外相会合）
 7月 福田総理とベルルスコーニ伊首相との日伊首脳会談（北海道洞爺湖サミット）
 7月 福田総理とブラウン英首相との日英首脳会談（北海道洞爺湖サミット）
 9月 中曾根外務大臣とシュタインマイヤー独外相との立ち話（国連総会）
 9月 中曾根外務大臣とミリバンド英外相との立ち話（国連総会）
 10月 グーゼンバウアー・オーストリア首相との首脳会談（北京、ASEM首脳会合）
 10月 麻生総理とメルケル独首相の会談（第7回ASEM首脳会合）
 10月 麻生総理とサルコジ仏大統領との日仏首脳会談（北京、第7回ASEM首脳会合）
 10月 麻生総理とベルルスコーニ伊首相との日伊首脳会談（北京、第7回ASEM首脳会合）
 11月 麻生総理とブラウン英首相との日英首脳会談（ワシントン、金融・世界経済に関する首脳会合）
 12月 「GUAM+日本」外相級会合（伊藤外務副大臣、OSCE外相理事会、於：ヘルシンキ）
 12月 カルミ＝レ・スイス外相との外相会談（オスロ、クラスター弾に関する条約署名式）
 12月 中曾根外務大臣とストーレ・ノルウェー外務大臣との外相会談（オスロ、クラスター弾に関する条約署名式）
- 平成21年 1月 メルツ・スイス大統領との首脳会談（スイス、ダボス会議）
 カルミ＝レ・スイス外相との電話外相会談
 1月 麻生総理とラスムセン・デンマーク首相との首脳会談（ダボス、世界経済フォーラム年次総会）
 1月 麻生総理とブラウン英首相との日英首脳会談（ダボス、世界経済フォーラム年次総会）
 1月 麻生総理とベルルスコーニ伊首相との日伊首脳電話会談

- 1月 中曾根外務大臣とフラッティーニ伊外務大臣との日伊外相電話会談
- 1月 中曾根外務大臣とミリバンド英外務大臣との日英外相電話会談
- 3月 中曾根外務大臣とミリバンド英外務大臣との日英外相電話会談
- 3月 麻生総理とブラウン英首相との日英首脳電話会談

<局長級の政策対話等>

- 平成20年 5月 旧ソ連圏諸国に関する日・ポーランド政策対話（於：東京）
- 5月 日・ノルウェー政務協議（於：東京）
- 5月 日・ベルギー政務協議（於：ブリュッセル）
- 5月 日・ボスニア・ヘルツェゴビナ政務協議（於：サラエボ）
- 6月 日・クロアチア政務協議（於：ザグレブ）
- 7月 第3回「GUAM+日本」会合（於：バトゥミ（グルジア））
- 9月 日・フィンランド政務協議（於：東京）
- 10月 日・ギリシャ政務協議（於：アテネ）
- 10月 日・キプロス政務協議（於：ニコシア（キプロス））
- 10月 日・ウクライナ外務省間協議（於：キエフ）
- 10月 日・ブルガリア政務協議（於：東京）
- 10月 日・ポーランド政策企画協議（於：東京）
- 10月 日・仏次官協議（於：パリ）
- 10月 日・ベルギー政務協議（於：ブリュッセル）
- 10月 日・スペイン政務協議（於：マドリード）
- 10月 日・英次官協議（於：ロンドン）
- 11月 日・仏政務協議（於：パリ）
- 11月 日・アルバニア政務協議（於：ティラナ）
- 11月 日・スペイン政務協議（於：マドリード）
- 11月 日・デンマーク政務協議（於：東京）
- 12月 日・スウェーデン政務協議（於：ストックホルム）
- 12月 日・エストニア政務協議（於：タリン）
- 12月 日・ラトビア政務協議（於：リガ）
- 12月 日・リトアニア政務協議（於：ビリニュス）
- 12月 日・ウクライナ政務協議（於：キエフ）
- 12月 「V4+日本」政策対話（於：ワルシャワ）
- 12月 日・チェコ政務協議（於：東京）
- 平成21年 1月 日独局長協議（於：ベルリン）
- 1月 日・英政務協議（於：ロンドン）
- 1月 日・仏政務協議（於：パリ）
- 2月 第4回「GUAM+日本」会合（於：東京）
- 2月 日・スロバキア政務協議（於：ブラスチラバ）
- 3月 日・モルドバ外務省間協議（於：キシニョフ）
- 3月 日ハンガリー政務協議（於：東京）

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

西欧及び中・東欧諸国との友好関係を維持・促進し、国際的な諸課題に対する我が国の立場に理解と支持を得るために、要人往来をはじめとする様々な対話の機会を通じて二国間関係の強化を図ることが引き続き重要である。

事務事業名 ②共通の諸課題に関する協議・政策調整

事務事業の概要

世界金融危機への対応や環境・気候変動、安保理改革等の国際社会が直面している諸課題について、多国間及び二国間協議の場で我が国の立場への理解と支持を得るよう努力する。

有効性（具体的成果）

(1) 国際的課題に関する共通認識の形成

(イ) 各国との首脳会談・外相会談の機会を捉え、環境・気候変動や安保理改革等の国際的課題への対処につき二国間で協力する意思が表明された（「ヤネス・ヤンシャ・スロベニア共和国首相訪日に際する共同プレス・リリース」（平成20年4月）、「日本・ポーランド共同プレス・ステートメント」（平成20年10月）、「日本・ブルガリア共同プレス・リリース」（平成21年1月）、「日本・ウクライナ共同声明」（平成21年3月）等）。

(ロ) 平成20(2008)年国連安保理非常任理事国選挙や国際刑事裁判所（ICC）裁判官選挙等の様々な国際選挙で、我が国の立候補に対して多くの国から支持が得られた。

(2) 地域的枠組みとの協力関係の形成

「経済的繁栄と民主主義を希求する先に、平和と人々の幸福がある」（平成21年2月 ダボス会議における麻生総理大臣特別講演）との信念の下、「自由と繁栄の弧」実現のため、特に中・東欧地域における地域的枠組みとの協力を一層強化した（「V4+日本」政策対話、「GUAM+日本」外相会合、バルト・セミナー等）。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会が直面している諸課題について、多くの西欧及び中・東欧諸国より、我が国の立場への理解と支持を得ることができた。こうした努力は継続的に行う必要があるところ、今後とも西欧及び中・東欧諸国と共に共通の諸課題に関する協議・政策調整を継続することが重要である。

事務事業名 ③人的、知的交流、民間交流の維持・促進

事務事業の概要

各種招聘枠組みや賢人会議等を活用した人的、知的交流を維持・促進し、民間交流の維持・促進を側面から支援する。

有効性（具体的成果）

(1) 各種招聘枠組みを用い、西欧及び中・東欧諸国から議員・政府・地方自治体関係者・有識者等が訪問したほか、各国において将来影響力ある地位に就くと目されている人物を訪日招待し、親日家育成に努めた。

(2) 日本・スペイン・シンポジウム（平成20年10月）、日英21世紀委員会（平成21年2月）、日独フォーラム（平成20年11月、於：ベルリン）、日澳21世紀委員会（平成20年11月、於：ウィーン）、日・バルト・セミナー（平成21年1月）等を通じて知的交流を促進し、関係国の各界識者からの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、提言をまとめる等して関係強化、相互理解の向上につなげた。

(3) 平成20年度は西欧及び中・東欧諸国との間で複数の周年事業を実施し（英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年2009」等）、各国との間の周年事業を通じて民間レベルの交流が促進された。

(4) 日英平和交流事業、日蘭平和交流事業等により、元戦争捕虜やその関係者と日本人との間の民間交流を促進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

招聘事業は親日派を形成し、国際社会の諸側面における国益確保に有益であり、今後とも招聘事業を通じた交流の拡大進化が必要である。また、有識者による賢人会議や周年事業等は、政治・経済・民間等様々なレベルにおける交流促進の契機となるところ、相手国との相互理解を深め、二国間関係を質的に強固なものとする上で不可欠である。草の根レベルの交流は相互理解の基礎となるものであり、引き続き推進する。

評価をするにあたり使用した資料

平成21年版外交青書（外交青書2009）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－4－3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

(施策レベル評価版：149頁)

事務事業名 ①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

事務事業の概要

(1) 平和条約交渉の推進

日露両国のあるべきレベルにおける可能な限り頻繁な平和条約締結交渉の実施。

(2) 領土問題解決に向けた環境整備

日露両国民の相互理解の促進、ロシア人の我が国に対する信頼感の向上、平和条約締結に前向きなロシア国内世論の形成のため、以下の施策を実施。

(イ) 四島交流、自由訪問及び北方墓参

内閣府等との協力の下、年間計画に沿って実施。

(ロ) 世論啓発事業

インターネット等を通じた我が国政府の立場の啓発事業の実施。

(ハ) 四島住民支援

四島住民の患者受け入れ及び健康診断。

有効性（具体的成果）

(1) 平和条約締結交渉

首脳レベル（計5回）、外相レベル（計2回）、事務レベル（次官級、局長級協議等）等で精力的に交渉が行われた。その結果、平成21年2月に行われたサハリンでの日露首脳会談において、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、この問題を我々の世代で解決すること、そして、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、メドヴェージエフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で、四島の帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく、追加的な指示を出すことで一致した。

(2) 領土問題解決に向けた環境整備

四島交流では、14回の我が国訪問団による四島訪問事業（515名参加）及び15回の四島居住ロシア人受入事業（337名参加）を通じ、計852名が参加した。自由訪問では、4回の訪問で計201名が北方四島を訪問した。北方墓参では、4回の訪問で計149名の元島民及び関係者が墓参を行った。これらの訪問が円滑に行われたことは、訪問事業の継続的な実施により培われた日露間の信頼と実績によるところが大きい。

各種世論啓発事業では、平成20年度も（社）北方領土復帰期成同盟を通じて北方領土相互理解促進対話交流使節団をロシアに派遣し、モスクワ及びサンクトペテルブルクの行政府、議会関係者及びマスメディアへの働きかけを実施したほか、（社）千島歯舞諸島居住者連盟の主催により、モスクワにおいて「元島民による北方領土を語る会」を実施した。さらに、外務省HPにおいて北方領土問題専用のページを開設する等インターネット啓発事業を強化したほか、北方領土問題に関し英語及びロシア語で歴史的経緯や我が国政府の考え方等をわかりやすく記した資料を広く配布し、啓発に努めた。このように積極的に世論啓発に努めていることで、日本国内において北方領土問題に対する認知度が高まり、また、ロシアにおいても、日露間の閣僚・首脳レベルの会談前後だけでなく、日露関係、平和条約問題に関し日本側の動きをフォローした細かな報道がなされている。

平和条約締結交渉のための環境整備にも資するものとして、平成19年2月のフラトコフ首相訪日の際に作成された、北方四島を含む日露の隣接地域における防災分野での協力の具体的方向性を示した「日本国

及びロシア連邦の隣接地域における地震、火山噴火及び津波の予測、警戒及び対処の分野に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協力プログラム」に基づき、北海道大学等の地震・火山学専門家による協力が進められている。

また、平成19年5月の日露外相会談において、北太平洋地域における重要な協力として、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力の実施に向けて検討するため、両国の専門家間で議論させることで一致した。これを受け、四島交流の枠組みによる専門家の交流が行われているほか、平成20年5月及び6月に行われた両国の専門家による会合の議論を経て、具体的な協力の方向性を定めたプログラムの内容が概ねまとめられた。平成21年3月には、日露の専門家による「オホツク生態系保全・日露協力シンポジウム」を札幌で開催しており、今後、プログラムの署名を経て、プログラムに基づき具体的な協力が進むことが期待される。

四島住民支援では、平成20年度は、国後島、択捉島、色丹島在住の患者延べ12名を市立根室病院、5名を町立中標津病院、2名を北海道大学病院、1名を札幌医科大学付属病院にて受け入れた。患者の受け入れ及び健康診断については、四島側から謝意が表明される等、高い評価が得られている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日露間では、北方領土問題が最大の懸案として残っている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した方針の下、引き続き精力的に交渉を継続するとともに、領土問題解決に向け一層の環境整備に努めることが不可欠である。そのため、平成21年度には、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力等の取組を進めるとともに、四島交流、自由訪問及び墓参事業並びに四島住民支援事業の一層円滑な実施に向けて、必要な措置を講じていく。

事務事業名 ②政治対話の積極的な実施

事務事業の概要

- (1) あらゆる機会を捉えた、首脳・閣僚レベルを始めとするあらゆるレベルにおける会談の実施。
(2) 日露両国の国会議員による相互訪問。

有効性(具体的成果)

(1) 平成20年度においては、首脳会談を計5回、外相会談を計2回それぞれ行った他、平成20年8月にゴルデーエフ農業大臣、10月にフリステンコ産業貿易大臣が訪日し、さらに、平成20年12月にナルイシュキン大統領府長官が訪日した。

また、既存の外交当局間の協議に加え、外務省事務官トップによる戦略対話を平成20年4月、10月及び平成21年3月に行った。

(2) ロシアからは、グリズロフ国家院議長、ミロノフ連邦院議長、ポドレソフ連邦院議員、プリギン国家院議員、ネフヨードフ国家院議員、ジトキフ連邦院議員、シェスタコフ国家院議員、カレリン国家院議員、シハルリッゼ国家院議員、ホルキナ国家院議員、スヴィシチエフ国家院議員他が訪日し、我が国からは、小泉純一郎衆議院議員、海部俊樹衆議院議員、久間章生衆議院議員他が訪露する等、1年間で日露双方で延べ26名の議員が相互に訪問した。これらの機会を通じ、相互の信頼と理解が深められた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳及び閣僚レベルをはじめとする重層的な政治対話は、平和条約締結問題の解決及び幅広い分野における協力推進のための重要な機会である。今後とも、政治対話を積極的に実施していくことが重要である。

事務事業名 ③貿易経済分野における協力の推進

事務事業の概要

(1) 貿易経済日露政府間委員会

日露間の経済問題に関する意見交換の実施。

(2) エネルギー協力

サハリンⅠ・Ⅱプロジェクト、太平洋パイプライン・プロジェクト等。

(3) 運輸、情報通信、農業等の分野での協力

各分野での両国政府当局及び企業の間の交流の促進。

(4) 貿易投資の促進のための諸措置

日露貿易投資促進機構を通じた、我が国企業の対露貿易投資の促進及びトラブルへの対処。

(5) 漁業分野の協力

漁業交渉、ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出対策における協力。

(6) 対露技術支援

日本センター等を通じたロシアにおける改革促進のための技術支援。

有効性（具体的成果）

(1) 貿易経済日露政府間委員会

平成20年9月に政府間委員会貿易投資分科会第8回会合をモスクワに於いて開催し、日露間の貿易投資発展の問題点等につき議論した。また同年4月に行われた政府間委員会共同議長間会合を受け、次官級に格上げされることとなった地域間交流分科会を同年9月に東京において開催した。同年10月には、これら分科会の結果を受けて約3年ぶりに政府間委員会第8回会合が開催され、極東・東シベリア地域に重点を置きつつ、互恵的経済協力を発展させることを確認した。

(2) エネルギー協力

我が国企業が参画しているサハリン・プロジェクトについては、サハリンⅠにおいて平成17年10月より石油・天然ガスの生産が開始され、平成18年10月から原油の輸出が開始されている。平成20年度は、サハリンⅡについても平成21年3月末に全量をLNG化して我が国を含むアジア太平洋地域を中心に輸出が開始されるなど大きな進展があった。今後とも引き続きプロジェクトの円滑な実施を確保し、我が国の利益が損なわれないよう、政府としてもロシア側に働きかけを行う必要がある。

太平洋パイプライン・プロジェクトについては、平成20年4月に(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)によりイルクーツク州にて地元企業と共同探鉱が開始される等、東シベリア地域の探鉱協力が進んでおり、今後この協力が更に拡大することで、同パイプラインの太平洋岸までの建設が推進されることが期待される。

また、原子力分野における協力については、平成19年2月に第1回日露原子力協力協定交渉が始まり、以降平成20年末までに8回の交渉が行われるなど、日露間の互恵的な協力のため、具体的な進展がみられた。

(3) 運輸、情報通信、農業等の分野での協力

運輸協力に関する政府間作業グループ第2回会合開催に向け、露側の準備作業の加速を働きかけるとともに、同作業グループの日露共同議長間の会合を数度に亘り開催した。

情報通信分野では、日露間協力により、日本とロシアとの間の海底光ケーブルをNTTコミュニケーションズ及びKDDIがそれぞれ敷設し、平成20年に運用を開始した。これまでの米国等の経由ルートに比して通信速度は約2倍、より大量のデータの送受信が可能となった。

(4) 貿易投資の促進のための諸措置

平成 17 年 4 月に正式に立ち上げられた日露貿易投資促進機構の活動を通じて、日露両国の企業に対し、他方の国の企業や制度に関する情報提供、コンサルティング（企業紹介、初期的な進出支援）、紛争処理等の支援を行った。こうした支援が、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資の一層の活性化に寄与している。

また、我が国企業が対露貿易投資上直面するトラブル（通関制度、税制、債務未払い等）につき、公平、公正かつ透明なかたちで解決されるよう、累次にわたり露側政府関係者に働きかけを行うとともに、世界金融危機後に露政府が断続的に導入している保護主義的措置について、撤回、見直しを求める働きかけを行っている。

（5）漁業分野の協力

平成 20 年 10 月、モスクワにおいて北方四島周辺操業枠組協定に基づく政府間協議を実施し、協定の効力の 1 年間延長及び協定に基づく互恵的な協力の維持・発展を確認した。また、同時に開催された民間交渉において、平成 21 年の操業条件につき協議した。

平成 20 年 11 月～12 月、東京において日ソ地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第 25 回会議を実施し、双方の 200 海里水域における平成 21 年の操業条件につき妥結した。

平成 21 年 3 月～4 月、モスクワにおいて日ソ漁業協力協定に基づく日露漁業合同委員会第 25 回会議を開催し、我が国 200 海里水域におけるロシア系サケ・マスの我が国漁船による同年の操業及び漁業関連の協力につき妥結した他、これに併せて別途政府間協議を開催し、ロシア 200 海里水域におけるロシア系サケ・マスの我が国漁船による同年の操業につき妥結した。

また、平成 20 年 6 月及び平成 21 年 1 月に、水棲生物資源及び水産物の密漁・密輸出対策に関する日露専門家会議を開催し、水産物の密漁・密輸出対策分野における日露協力の現状を評価し、今後の協力のあり方につき日露の関係省庁間で活発に意見交換を行った。

（6）対露技術支援

ロシアにおける改革促進のための技術支援を行う日本センター事業は、「日露行動計画」において、「ロシア連邦の市場経済への移行を促進した」との意義が明記されており、ロシア各地でも高い評価を得ている。平成 20 年度においては、ロシア側においてニーズの高い各種事業（経営関連講座、訪日研修、日本語講座等）を実施し、日露間の貿易経済関係の発展に資する人材の発掘及び育成を促進できた。また、平成 19 年に日本より提案し、ロシア側の支持を得た「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」の趣旨を踏まえ、「保健・医療分野」、「ITビジネス」、「運輸・物流」をテーマとする研修を実施した。平成 6 年に日本センターが設立されてから平成 20 年度までの間に、約 4 万 4000 名が日本センターの各種講座を受講し、約 3500 名が訪日研修に参加した。

また、我が国のロシアに対する改革促進支援の一環として、公務員養成講座の訪日研修を平成 3 年より実施してきており、平成 9 年に打ち出されたロシア側の「公務員養成計画」に対する協力とも位置づけられている。「日露行動計画」においても、「公務員養成計画」の実施のための協力強化が明記されており、ロシア側より高い評価を得ている。平成 20 年度までに計 636 名が参加し、ロシアの法律や社会制度の改革に貢献している（平成 20 年度は 3 回の訪日研修を実施し、計 28 名が研修に参加した）。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは、我が国の経済的利益の増進のみならず、両国間の信頼感を深め平和条約交渉の進展に資する観点からも重要である。

貿易投資促進機構の活動に対する我が国企業からのニーズは高まっている。特に、ロシア国内で日本側

機構の支部として活動する日本センターは、企業関係者からも高い評価を得ているが、現在7つの日本センターのうち5センターにしか機構関連の活動の予算がついていない。本邦企業のニーズに合致させるための予算の拡充及び残り2センターへの予算措置も視野に入れ、検討することが必要である。

事務事業名 ④国際舞台における協力の推進

事務事業の概要

(1) グローバルな問題の解決のための協力

国際金融情勢に関する意見交換、環境分野における協力。

(2) 地域情勢に関する対話

北朝鮮、イラン、中央アジア、グルジア紛争等に関する意見交換の実施。

有効性（具体的成果）

(1) グローバルな問題の解決のための協力分野

国際金融情勢について、累次の会談において意見交換が行われ、両国が世界経済に共通の責任を負っていることを確認し、国際金融危機打開のために密接に協力していくことで意見の一致をみた。

また、地球温暖化対策等の観点から、平成20年9月に気候変動に関する日露協議が開催される等、環境分野における日露間の協力が進められた。

(2) 地域情勢に関する対話

イランの核問題、北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、グルジア紛争をはじめとする緊急かつ重要な問題に関し、首脳レベル、外相レベルで、種々の機会に精力的に協議が行われた。また、事務レベルにおいても、日露戦略対話及び日露次官級協議において地域情勢に関し幅広い分野にわたり協議が行われたことに加え、中央アジア情勢に関する協議、軍縮・不拡散協議等数多くの協議が行われ、我が国の対外政策を策定していく上で非常に有益であった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「行動計画」の重要な柱の一つである「国際舞台における協力」は、国際的な平和と安定の維持及び強化に資するのみでなく、幅広い分野での日露関係全体の進展に資するものであり、引き続き推進していくことが重要である。

事務事業名 ⑤防衛・治安分野における協力の推進

事務事業の概要

(1) 防衛分野における協力

防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施。

(2) 治安分野における協力

海上保安庁とロシア国境警備局の交流の実施。

有効性（具体的成果）

(1) 防衛分野における協力

4月に統合幕僚長が訪露する等、防衛当局間のハイレベル交流が継続された。また、部隊間の交流として、9月のロシア海軍艦艇の舞鶴訪問に引き続いて日露捜索救難・合同訓練が行われた他、同月、サンクトペテルブルクにおいて陸上自衛官によるロシア地上軍旅団演習展示視察が行われた。

また、平成15年以来開催されていなかった日露安保協議を、4月、5年ぶりに開催した。

(2) 治安分野における協力

5月にはロシア国境警備局警備艇が横浜に訪問し、海上保安庁巡視船がコルサコフを訪問したほか、11月にロシア国境警備局長官が訪日する等、海上保安庁とロシア国境警備局との交流が行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日露間における防衛・治安分野での交流の進展を通じ、両国の当局間に信頼関係が構築され、透明性が確保されることは、アジア太平洋地域の安全保障に大きく資するものであり、今後とも活発な交流を継続することは、同地域の安定にとって不可欠である。

事務事業名 ⑥人的交流・文化交流の推進

事務事業の概要

(1) 日露青年交流事業

日露青年交流委員会による日露間の若い世代の交流事業。双方の国をよく知り、将来の日露関係発展の基盤となる人材を育成することを目的とする。

(イ) 短期招聘・派遣事業

(ロ) 日露学生フォーラム

(ハ) 日本語教師派遣事業

(2) 日露草の根交流事業

(イ) 対日友好団体等の協力を得て草の根レベルで実施する文化交流事業の実施

(ロ) 文化人派遣事業

有効性(具体的成果)

人的・文化的交流は双方の国を知る人材を育てるための糧となる。平成20年4月に開催された日露首脳会談において、青年の交流は将来の日露関係発展の基礎として重要であるとの意見の一致をみて、両首脳間で平成20年より規模を5倍に拡大して実施することで一致した。

(1) 日露青年交流事業

平成20年度には、G8北海道洞爺湖サミットを記念したロシア青年使節団が訪日し、日本の青年と活発に交流した他、ロシア・ベルゴロドで開催された日露学生フォーラムに全国から選抜された日本人学生が参加するなど16グループの往来を行った。また、日本語教師20名のロシアの高等教育機関への派遣が実施され、人的交流の促進、相互理解の深化に大きく貢献した。青年交流事業で両国を往来した者の数は230名であった。

(2) 草の根交流事業

平成20年度は、在ロシア5公館において、和食デモンストレーション、日本映画祭、書道レクチャーなど広い分野での交流事業を実施し、大きな広報効果を得ることができた。また、日本人書道家、日本料理の講師他を派遣し、ロシアにおける草の根レベルでの対日理解の醸成を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在、「日露行動計画」が着実に実施され、交流の抜本的な拡大が首脳レベルで合意されるなど日露間の文化交流及び人的交流がますます拡大傾向にある。上記の取組は、国民レベルでの相互理解や、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成21年版外交青書（第2章第5節 ロシア、中央アジアとコーカサス）
- われらの北方領土
- 最近の日露関係（外務省ホームページ→各国・地域情勢→欧州→ロシア）
- 北方領土問題について（同上）
- 北方領土問題の経緯（同上）
- 日本の対ロシア支援事業（同上）
- 日露青年交流事業（同上及び日露青年交流センターホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－4－4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

(施策レベル評価版：154頁)

事務事業名 ① 各国との対話等の継続・促進

事務事業の概要

中央アジア・コーカサス諸国との間で首脳レベルを含めた様々な政治対話、政務協議、二国間経済関係の増進

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年6月ナザルバエフ・カザフスタン大統領、平成21年3月ヴァシシャッゼ・グルジア外相が訪日した。また、様々なレベルによる政治対話が活発に行われるなど、二国間の友好の絆と相互の信頼関係を再確認し、良好な二国間関係を更に発展させる契機となった。
- (2) 平成20年度中には、アゼルバイジャン、キルギス、ウズベキスタン各国外務次官級との政務協議を含め、様々なレベルでの協議を実施し、二国間関係、国際情勢、国際場裡における協力等につき有意義な意見・情報交換を行うことができた。
- (3) また、経済関係において、ウズベキスタンとの投資協定署名、カザフスタンとの租税条約署名が行われ、二国間経済関係増進のための法的基盤を整備する上で進展があった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳レベルを含めた様々なレベルでの各国との交流は、相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするために引き続き重要である。また、各国との政務協議は、二国間の協力関係を深めるためのみならず、国際問題について我が国の政策に対する理解と支持を得るためにも重要な機会となっている。加えて、投資協定等の二国間の経済関係協定の締結は、二国間の安定的な経済関係発展の基盤として重要である。このため、こうした交流、協議等を引き続き継続する必要があり、また、経済関係協定の速やかな締結に向け精力的に交渉を進める必要がある。

事務事業名 ②「中央アジア+日本」対話「行動計画」の着実な実施、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施

事務事業の概要

「中央アジア+日本」対話の「行動計画」（特に地域内協力プロジェクト）の実施、同対話の枠組みにおける高級実務者会合等の実施

有効性（具体的成果）

平成20年7月には、「中央アジア+日本」第4回高級実務者会合が実施され、「行動計画」に謳われた政治対話、地域内協力（テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等）、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流についての実施状況を確認すると共に、更なる協力のあり方につき中央アジア政府関係者と意見交換を行い、我が国と中央アジア諸国との協力関係を深めることができた。

その後も、「中央アジアの電力・水資源に関する地域連携に関する委託調査」（平成20年9月及び11月実施）の実施、中央アジアの環境問題をテーマとしたシンポジウム「第3回東京対話」（平成21年2月）の開催等、平成18年6月の「中央アジア+日本」対話第2回外相会合において署名された「行動計画」を着実に実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「中央アジア+日本」対話の枠組みで様々な事業を実施することは、我が国と中央アジア各国との二国間関係の強化のみならず、一か国では解決が困難な地域共通の課題の解決に取り組むことにより、我が国と中央アジア全体との関係を強化・増進する上で大変有効な手段となっている。このため、今後、さらに「中央アジア+日本」対話の枠組みでの協議、「行動計画」の着実な実施を強化していく必要がある。

事務事業名 ③様々なスキームの活用等による人的交流の推進

事務事業の概要

様々なスキームを活用して、政府の実務者等を訪日招聘して、政府関係及びその他関係者との意見交換を行うとともに、各種施設訪問、地方視察などを通じ、我が国の実状を紹介する。

有効性（具体的成果）

- (1) 21世紀パートナーシップ招聘の枠組みを利用して、平成20年9月にサビトフ・ウズベキスタン外務省アジア・大洋州局長、同年12月にイブライモフ・キルギス外務次官、ハムジン・カザフスタン環境保護省責任書記をそれぞれ訪日招聘し、当省関係者との意見・情報交換を行うとともに、我が国の実情を理解するための視察をアレンジした。
- (2) 同様にオピニオンリーダー招聘の枠組みを利用して、平成20年10月にメヘレモフ・バクー国立大学学長兼アゼルバイジャン・日本友好議連会長を、同年11月にスルターノフ・カザフスタン戦略調査研究所長をそれぞれ訪日招聘し、我が国の実状について知見を広め、我が国における人脈形成を促進させる機会となった。
- (3) また、平成20年12月には、NIS諸国より11名の中堅・若手外交官等を日本に招聘し、政府及びその他の関係機関の関係者との意見交換、我が国の各種施設訪問、地方視察などの実施により、対日理解を促進するとともに、我が国とNIS諸国との関係の一層の緊密化が図られた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

地政学的にも、資源エネルギー外交の観点からも我が国にとって重要な中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化するためには、各国において影響力を有する、あるいは将来有する可能性の高い人物を訪日招聘し、政府を含め様々な関係者との意見交換、各種施設訪問、地方視察などを通じ、我が国の実状を紹介して、これら諸国における親日・知日派を増やすことが重要である。今後とも、各種スキームを活用して訪日招聘することで、幅広い親日・知日派人脈を築くことが二国間関係の強化につながるものと期待される。

評価をするにあたり使用した資料

各国概況（外務省HP）

「中央アジア+日本」対話「行動計画」（外務省 HP）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—5 中東地域外交

具体的の施策

I-5-1	中東地域安定化に向けた働きかけ	95
I-5-2	中東諸国との二国間関係の強化	99

I－5－1 中東地域安定化に向けた働きかけ

(施策レベル評価版：165頁)

事務事業名 ①イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置

事務事業の概要

(1) 首脳レベル、外相レベル、事務ハイレベル等の要人往来の機会を活用して、イスラエル、パレスチナ双方の政府首脳及び主要閣僚との直接かつ忌憚のない意見交換を通じた双方間の対話の促進を図るとともに、和平の実現に不可欠な周辺アラブ諸国との対話を通じ、和平プロセスの前進に向けた貢献を行っている。特に、有馬中東和平担当特使は、累次にわたってイスラエル、パレスチナをはじめとする中東地域や関係諸国を訪問するなど、累次の要人往来の機会を捉え、和平に向けての積極的な働きかけを行っている。

(2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、パレスチナ人による国づくり努力に対する我が国を含む国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。我が国は、事態即応的な支援としての人道支援と、パレスチナ自立化のための中長期的な支援の両面にわたって支援を行っている。

(3) 我が国は、イスラエル、パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした特長を活かし、イスラエル、パレスチナ双方間の信頼醸成に資する事業を展開している。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年2月にオルメルト・イスラエル首相がイスラエル首相として11年ぶりに来日し、日イスラエル首脳会談では、二国間関係強化と中東和平に向けた協力を柱とする共同声明が発表された。平成20年末にガザ情勢が悪化した際には、麻生総理がオルメルト首相と、また中曾根外務大臣がリヴィ・イスラエル外相とそれぞれ電話会談を行い、イスラエル側の最大限の自制とガザ住民に対する人道上必要な措置の実施を要請した。中曾根外務大臣はさらに、ミリバンド英外相、アブルゲイト・エジプト外相、モッタキ・イラン外相らと電話会談を実施した。平成21年1月には有馬中東和平担当特使をエジプト、イスラエル及びパレスチナ自治区に派遣、事態の解決に向けた協力を要請した。

(2) 28の国及び国際機関を迎えて平成20年9月にニューヨークで開催されたパレスチナ支援調整委員会（AHLC）において、我が国から出席した有馬中東和平担当特使は、パレスチナ自治区に対する1000万ドルのノンプロジェクト無償資金協力を表明した。さらに、平成20年末のガザ情勢悪化に際しては、1000万ドルの緊急人道支援及び毛布等100万ドル相当の物資協力を迅速に実施した。さらに平成21年3月にカイロで開かれたガザ復興支援国際会議に参加した伊藤外務副大臣は、当面2億ドルの対パレスチナ支援と、うち6000万ドルのガザ地区への緊急人道・復旧支援を表明した。「平和と繁栄の回廊」構想に関しては、ヨルダン外相、イスラエル環境保護相、パレスチナ自治政府計画庁長官らを招き、平成20年7月に第3回四者協議閣僚級会合を開催した。

(3) 平成20年10月にシトリート・イスラエル内相、エラカートPLO交渉局長らを招き、第4回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を開催した。同会議では、和平に向けた努力を継続し、二国家の平和的共存を目指していく決意が双方の当事者から示された。招聘事業としては、平成20年8月にイスラエル・パレスチナ双方から10名を招聘し、通算11回目となるイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を実施した。さらに平成21年2月にイスラエル・パレスチナ自治区からの参加者を含む計4名を招き、12回目となる中東若手外交官等招聘を実施し、普段接触の機会が少ない両者間の相互理解の進展を図り、双方の中長期的な信頼醸成の促進を目指すという目標に資する取組を行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

ガザ地区を巡る情勢は、イスラエルとハマス双方による一方的停戦を受けてひとまず沈静化したものの、依然脆弱な状況にある。また、パレスチナ諸派間の対立は依然として続いており、イスラエルにおいて平成21年2月に行われた総選挙で右派が躍進するなど、和平に向けた見通しは、平成19年11月にアナポリス国際会議が行われたときよりもむしろ混沌とし、国際社会のさらなる協力が必要となっているのが現状である。こうした中、我が国は、中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を最大限活用し、中東和平の実現に向けて、これまでの取組をさらに強化することが急務とされる。

事務事業名 ②イラクの安定・復興への貢献

事務事業の概要

イラクの安定は中東地域ひいては国際社会全体の安定に不可欠であることから、我が国は国際社会の責任ある一員としてふさわしい支援を行うため、ODAや自衛隊の活動を通じ、幅広い取組を行ってきている。イラクの安定と発展に伴い、イラクに対する日本の協力は、無償資金協力から円借款事業によるインフラ整備、技術協力及び経済・ビジネス関係の強化に移行しつつある。

- (1) ODAによる支援では、平成15年のマドリッド会合で表明した最大50億ドルの支援を着実に実施してきている。これまでに、無償資金協力については16.9億ドルの支援を実施し、円借款については、電力、運輸、石油、灌漑等の分野の12案件（約24.5億ドル）に関する交換公文（E/N）に署名した。このほか、約60億ドルの債務救済支援を実施した。
- (2) イラク特措法に基づく自衛隊による支援については、陸上自衛隊が平成18年7月に任務完了にともなってサマーワから撤収し、航空自衛隊についても、平成20年12月に任務を終了した。平成21年1月、自衛隊の活動終了後の日・イラク間の長期的友好関係の構築のため、安倍総理特使がバグダッドを訪問し、日・イラク・パートナーシップ宣言を発出した。
- (3) 経済関係については、平成20年7月にアンマンで第1回日・イラク経済フォーラムを開催し、両国官民250名が参加した。平成21年3月には、外務省、経済産業省および民間企業12社からなるイラク経済ミッションをバグダッドに派遣した。

有効性（具体的成果）

航空自衛隊は、平成20年12月の任務終了までに、計821回、約672.5トンの物資の輸送を行った。

また、我が国のODAによる支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野において平成20年度末までに以下のような成果が想定されている。

- (イ) 電力：サマーワ大型発電所の建設、発電所の復旧、変電整備などの供与の結果、約520MW（イラクの供給電力量の約10%に相当）が復旧する。
- (ロ) 医療・保健：全国11病院の整備を支援することによって年間延べ400万人程度の利用体制が整備される。平成19年度に実施した「ファルージャ母子病院設置計画」によって周辺住民約50万人の母子保健サービスが向上する。
- (ハ) 水・衛生：バグダッドの浄水設備及びムサンナー県の給水能力向上を支援することによって、延べ約600万人程度の人々が裨益する。
- (二) 教育・文化：校舎の再建・学用品の供与等の支援を行った結果、延べ約610万人程度の生徒・学生

が裨益する。

(ホ) シリア及びヨルダンにおけるイラク人難民の保護活動を通じ、難民の医療、保健状況等が改善された。

(ヘ) また、平成19年度末までに2421名を超えるイラク人に対してJICAによる研修を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

現状においては、イラクの復興は道半ばであり、イラク政府は強く支援の継続を求めるとともに、国際社会においても更なる支援の呼びかけがなされている。今後、我が国としても、支援を強化していく必要がある。

事務事業名 ③アフガニスタンの安定・復興への貢献

事務事業の概要

(内容と必要性)

アフガニスタンは、我が国をはじめとする国際社会の協力・支援を受け、着実に国家再建プロセスを進めているが、中央政府の統治が行き届いていない地域を中心に、未だ治安情勢は不安定であり、復興は道半ばである。

アフガニスタンに真の平和が定着し、再びテロの温床となることがないよう、我が国として引き続き和平プロセス、治安、人道・復興分野を中心に支援を実施していくことが必要である。支援の決定・実施に当たっては、アフガニスタンという紛争後の国家を効果的に支援するため、従来型の復旧・復興支援だけでなく、その前提となる治安や和平プロセスに対する支援も念頭に置いている。

(平成20年度の実績)

平成20年度においては、具体的には以下のよう事業を実施した。

- 平成20年6月のパリ会合で5.5億ドルの追加プレッジを表明。
- 補正予算を含め、約4億ドルの支援を実施。

有効性（具体的成果）

アフガニスタンの復興には進展がみられており、平成20年度末までに500万人の避難民が帰還したほか、平成19年には13.5%の経済成長率を記録した。教育分野では就学人数が平成13年の100万人以下から平成19年には570万人に増加し、医療分野でははしかの予防接種率が平成12年の35%から平成18年の68%に改善した。また、アフガニスタン政府は平成20年4月にアフガニスタン国家開発戦略(ANDS)最終版を策定し、同戦略に基づく施策が進められている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会の一員として、アフガニスタンをテロと麻薬の温床としないため、和平・復興のこれまでの成果を確実なものとしつつ、我が国は引き続き積極的に国際社会と協力し道半ばである同国の復興を支援していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（トップページ>各国・地域情勢>中東）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－5－2 中東諸国との二国間関係の強化

(施策レベル評価版：171 頁)

事務事業名 ①中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化・拡大

事務事業の概要

我が国が中東の諸問題に積極的に関与していく上で、中東諸国からの理解と支持を得ることが重要であり、そのため、中東諸国と、幅広い分野において政策対話をを行うことが必要である。また、より重層的なコミュニケーションをとる観点から、有識者同士の非公式かつ率直な意見交換の場を設けることも重要である。具体的な施策は以下の3点。

- (1) 要人往来：首脳レベル、大臣レベル、事務ハイレベル等における中東諸国との活発な要人往来
- (2) 人物交流：各種招聘プログラムを活用した、様々な分野及び様々な国々からの関係者の招聘
- (3) 対話事業：「日・アラブ対話フォーラム」及び「イスラム世界との文明間対話」の実施（いわゆるトラック2）

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年5月と7月に奥田碩総理特使が湾岸地方を歴訪し、5月に高村外務大臣（当時）が、11月に緒方貞子総理特使が、それぞれアフガニスタンを訪問した。また、12月に橋本外務副大臣が、平成21年1月に安倍晋三総理特使が、それぞれイラクを訪問し、要人と会談した。また、中曾根外務大臣及び橋本外務副大臣が平成20年10月にG8拡大中東北アフリカ構想「未来のためのフォーラム」第5回閣僚級会合に参加するためにUAEを訪れた際や、11月に高村総理特使が国連宗教間対話特別会合に出席するためニューヨークを訪れた際にも、中東諸国要人との活発な意見交換を行うことができた。

他方、我が国へは、ギュル・トルコ大統領（平成20年6月）を筆頭に、サルマン・バーレーン皇太子（10月）、マシャイー・イラン副大統領（11月）、オルメルト・イスラエル首相（2月）、ナーセル・クウェート首相（7月）、バシール・ヨルダン外相（7月）ら、多くの要人来訪を実現することができた。

(2) 平成20年7月から8月にかけて、11回目となるイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を行い、イスラエル及びパレスチナ自治区各界の若手10名を招聘し、地方訪問や要人表敬、関係者との意見交換を行った。また、平成21年2月にはイスラエル、ヨルダン、モロッコ、チュニジアから各1名を招き、12回目となる中東若手外交官等招聘を行った。さらに、平成8年から行っている「日本アラブ女性交流」を平成20年度も実施し、ヨルダン及びエジプトから中東において女性の地位向上に積極的な役割を果たす女性を招聘する一方、我が国の指導的地位にある女性をヨルダン、シリア及びエジプトに派遣するなど、各種人物交流を活発に行うことができた。

(3) 平成20年11月に6回目となる日アラブ対話フォーラムをサウジアラビアにて開催し、中東和平をはじめとする地域情勢について自由な意見交換が行われたほか、経済、文化分野でも幅広い議論が行われた。また、「イスラム世界との文明間対話」第7回セミナーが平成21年3月にクウェートで開催された。世界人口の約2割を占め、国際社会の多くの局面で強い影響力を発揮しているイスラム世界と我が国の有識者が議論を交わし、相互理解が増進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

政治家、財界人、知識人同士の繋がりや成果を蓄積し広く共有化させることを通じて、中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を図り、それを真に人々の間に根付かせていく作業は、中東和平の行方をはじめとする中東情勢が依然として混沌としている中、引き続き必要である。

事務事業名 ②自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援

事務事業の概要

GCCとの自由貿易協定(FTA)、各国との投資協定、租税条約交渉を進め、我が国と各国との関係を促進する。

有効性（具体的成果）

GCCとのFTAについては、平成20年7月に第3回中間会合、平成21年3月に第4回中間会合を開催した。投資協定については、平成18年10月に開始したサウジアラビアとの交渉が平成20年5月に実質的な合意に至った。

租税条約については、平成19年11月に開始したクウェートとの交渉が平成21年1月に基本合意に至り、サウジアラビアとの交渉は平成20年10月に開始し、平成21年6月に開催された会合で基本合意に達した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

交渉中の案件を鋭意進める。また、平成19年10月にカタールと投資協定のTOR(交渉の枠組み)に合意しており、早期の交渉開始に努める。

事務事業名 ③GCC諸国側の要望に応える形での人づくり協力

事務事業の概要

GCC諸国は我が国からの教育・人材育成支援に対して高い期待を有しているところ、我が国のノウハウや経験を伝える形で人づくり協力を進め、GCC諸国の国づくりの基礎に貢献する。

有効性（具体的成果）

初等教育分野での協力(UAEでの日本人学校への現地子弟受け入れ、カタールへの日本式教育を行う学校の設置に向けた調整)、留学生受け入れ(サウジアラビア)、青年交流(サウジアラビア)等を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

人づくり協力については各国とも首脳を含む高いレベルで我が国への期待と要請を表明しており、またODA対象から外れた(る)国に対しても、別の方で協力が可能な分野であるため、これまで具体的成果の上がっていない国を含め、継続して実施していくことが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ(トップページ>各国・地域情勢>中東)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード

検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—6 アフリカ地域外交

具体的施策

I-6-1	アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の 推進	103
I-6-2	多国間枠組みにおける対アフリカ協力の 推進	106
I-6-3	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策 に関する広報の推進	108

I－6－1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進

（施策レベル評価版：181頁）

事務事業名 ① TICADプロセスの着実な推進と制度化

事務事業の概要

TICADプロセスを通じ、打ち出された各種支援策の履行をモニターする制度を設置する。

有効性（具体的成果）

1. TICADIVでは、開発パートナーによる具体的な支援策を「横浜行動計画」として発出するとともに、その履行状況をモニターするための「フォローアップ・メカニズム」を設置した。
2. フォローアップ・メカニズムは、（1）支援策の履行状況にかかる情報を収集する「事務局」、（2）事務局が収集した情報に基づき、年次進捗報告書をとりまとめる「モニタリング合同委員会」、（3）年次進捗報告書を基に、閣僚級で支援策の履行状況を議論し、今後の実施に向けた提言を行う「閣僚級フォローアップ会合」から構成される。
3. 事務局は、支援策の履行状況を定期的に外務省ホームページに掲載し、「モニタリング合同委員会」及び「閣僚級フォローアップ会合」は、それぞれ平成21年2月、3月に開催された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

TICAD フォローアップ・メカニズムを活用した TICADIV の約束の履行状況のモニターにつき、より効率的かつ包括的に、さらに分かりやすい形で、取り進めていく。

事務事業名 ② 我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づく包括的かつ積極的な支援の推進

事務事業の概要

TICADIVにおいて、ドナー国、国際機関等の開発パートナーと連携し、対アフリカ開発支援につき、我が国的基本方針を踏まえつつ、包括的かつ積極的な支援策を打ち出す。

有効性（具体的成果）

1. TICADIVでは、我が国が表明した平成24年までの対アフリカODAの倍増、対アフリカ民間投資の倍増支援をはじめ、経済成長の加速化、MDGsの達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処の分野で多数の支援策が開発パートナーより打ち出された。
2. また、我が国は、平成21年3月のTICAD閣僚級フォローアップ会合において、現下の世界的金融・経済危機に直面するアフリカに対する支援として、（1）当面約20億ドルの無償資金・技術協力のできる限りの早期実施、（2）社会的弱者への影響を緩和するための約3億ドルの食料・人道支援及び世界エイズ・結核・マラリア基金への約2億ドルの拠出等を表明した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

現下の世界的金融・経済危機は、アフリカにも深刻な影響を及ぼしている。これがアフリカの好調な経済成長、MDGsの達成等を後退させぬよう、アフリカ開発支援を一層積極的に実施していく。

事務事業名	③ パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進）
事務事業の概要	
TICADプロセスは、従来より、南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進を重視しており、TICADIV開催の機会を捉え、アフリカ開発を支援するパートナーを拡大し、支援を強化する。	
有効性（具体的成果）	
TICADIVでは、アジアの開発パートナーより、コミュニティ開発、農業、保健分野において、アジアの成功経験を活用した各種支援策が表明され、着実に履行されている。	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input type="checkbox"/> 今まま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) 「横浜行動計画」の着実な実施だけでなく、AABF(アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム)など他の会議の機会も利用し、パートナーシップの更なる進展を目指していく。	
事務事業名	④ TICADIVを成功裡に開催し、アフリカ開発に関する議論をリードする
事務事業の概要	
TICADIVを成功裡に開催するとともに、その成果を約1か月後に開催されるG8北海道洞爺湖サミットにおける首脳間の議論に反映させることにより、アフリカ開発に関する国際社会の議論をリードする。	
有効性（具体的成果）	
1. 平成20年5月28-30日、横浜において第四回アフリカ開発会議(TICADIV)が開催され、40名の国家元首・首脳級を含むアフリカ51か国、34か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターやNGO等市民社会の代表等3000名以上が参加し、TICADIVは我が国外交史上類を見ない大規模な国際会議となった。 2. 本会合では、「元気なアフリカを目指して—希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処を重点事項として、アフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。最終成果物として、今後のアフリカ開発の取組・方向性に関する政治的意思を示す「横浜宣言」、同宣言に基づき今後のTICADプロセスの具体的取組を示すロードマップである「横浜行動計画」、TICADプロセスの実施状況の検証を行うための「フォローアップ・メカニズム」の三つの文書が発出された。 我が国自身、平成24年までの対アフリカODAの倍増、対アフリカ民間投資の倍増支援等を含む多数の支援策を打ち出した。 3. TICADIVの成果は、G8北海道洞爺湖サミットにおいて首脳間の議論に反映され、同サミットにおいても、アフリカ支援強化の必要性が強調された。	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input type="checkbox"/> 今まま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) TICADIVを成功裡に開催するとともに、同会議での成果をG8北海道洞爺湖サミットにおける首脳間の議論につなげることができた。これをもって本事務事業を終了する。	

評価をするにあたり使用した資料

- ・ TICADIVの概要
- ・ TICADフォローアップ・メカニズム（年次進捗報告書2008、TICAD僚級フォローアップ会合等）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－6－2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

(施策レベル評価版：185頁)

事務事業名 ①G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分、G8グレンイーグルズ・サミット文書「アフリカ」、「G8アフリカ行動計画」の着実な実施

事務事業の概要

平和・安全保障、ガバナンス、貿易・投資等極めて幅広い分野での取り決めを内容としたG8によるアフリカ開発への取組の基本に位置付けられる以下3つの文書の着実な実施。

- ・「G8アフリカ行動計画」：「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」に対するG8の支援枠組みとして、平成14年のG8カナナスキス・サミットで採択された。
- ・「アフリカ」：アフリカ開発に関するアフリカ自身の第一義的責任を明確に示しつつ、開発資金の増額を含むG8の一層の取組強化を謳った、平成17年のグレンイーグルズ・サミットの成果文書。
- ・G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分：平成20年7月に我が国が主催した同会合の成果文書の一つ。

有効性（具体的成果）

平成20年はTICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいてアフリカを重要な議題の一つとして扱い、福田総理（当時）からアフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）の重要性や、アジアでの発展の経験をアフリカと共有することの有用性等につき発言し、我が国の見解を積極的に提示した。G8サミットの首脳文書「開発・アフリカ」ではTICADIVの重要な貢献を歓迎する旨盛り込まれた。

我が国はG8議長国として同サミットに向けたアフリカ問題首脳個人代表（APR）会合を主催し、同サミットの首脳文書の付属文書であるG8アフリカ行動計画の実施に関するG8アフリカ問題首脳個人代表（APR）進捗報告書を取りまとめた。また、同サミット後にもAPR会合を開催して、サミットの結果を受けたG8間の取組をリードし、コミットメントの実施に当たるなど、G8の枠組みでの取組に積極的な貢献を続けている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年度は我が国がG8議長国を務めていたことから、G8プロセス等を通じて例年以上に会議を主催する機会が多く、議題設定から意見集約に至る幅広い分野で、アフリカ開発に対する国際社会の取組に積極的かつ効果的に参画することができた。他方、平成21年度は議長国でないことからリーダーシップの発揮には一定の限界があるものの、既存のコミットメントの着実な実施に加え、変化する国際社会の状況に応じた議論の方向性付け等、施策の内容面でも更に積極的に関与していくことが必要である。さらに、昨今の新興援助国の存在感の増大も考慮すれば、より広範な国際社会との連携推進もまた不可欠である。

事務事業名 ②その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画（MDGsへの貢献等）

事務事業の概要

平和の定着、貧困の撲滅、感染症対策、環境・気候変動問題等、アフリカの抱える種々の問題の解決に向け、国際社会との協力の下、アジアでの経験・知見を活かす形で積極的に取り組む。

有効性（具体的成果）

平成20年度、我が国はTICADIV及び北海道洞爺湖サミットにおいてアフリカの抱える諸問題を大きく取り上げた。これに加え、G8議長国としてアフリカの平和構築に関するACH会合を主催し議論をリードし

た他、国際的懸案となっているスーダン・ダルフール和平問題、ソマリア和平問題に関する関係国会合に出席し、我が国の見解、取組につき発言し高い評価を得るなど、アフリカの平和と安定に貢献する主体としての我が国の存在感が向上した。国内においても、平成21年3月にアフリカの平和と安定に関するシンポジウムを開催し、我が国の取組についての国民の認識を涵養するとともに、国内外のパネリストの議論を今後の政策立案の参考とした。

国連においては、昨年9月に開催されたアフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合に森喜朗元総理が出席し、アフリカの抱える種々の問題への我が国の支援策につきスピーチを行うなど、我が国の積極的な貢献につきアフリカ諸国のみならず他の援助国との認識を深めることができた。

その他、我が国が主催した第10回及び第11回APFでは環境・気候変動問題を議論した。また、我が国が前年度に打ち出した環境・気候変動問題の解決に向けた「クールアース・パートナーシップ」には、すでにサブサハラ・アフリカの31か国がパートナー国となるなど、我が国の施策に多くの賛同・支持が寄せられている。

こうしたG8及び国連等の多国間枠組みを通じた取組に加え、平成20年12月にはアフリカに関する日中韓政策協議第一回会合を開催し、各国の対アフリカ政策に関する情報共有及び地域情勢に関する意見交換等を行い、新興援助国との対話も進展した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年後半より顕在化した世界金融・経済危機がアフリカに与える影響及びその克服に国際社会の関心が高まっており、我が国としても右課題への取組が必要とされる。また、平成20年度を通じて、我が国が打ち出した対アフリカ支援策のフォロー・アップを着実に行いつつ、アジアの新興援助国との対話を通じてパートナーシップの拡充に取り組む。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 平成20年版及び平成21年版外交青書
- ・ G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分
- ・ G8アフリカ行動計画（G8カナナスキス／ウィスラー会議）
- ・ アフリカ（G8グレンイーグルズ会議）
- ・ アフリカにおける成長と責任（G8ハイリゲンダム会議）
- ・ 第10回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（概要と評価）
- ・ 第11回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（概要と評価）
- ・ 第5回アフリカ・クリアリングハウス会合（概要と評価）
- ・ G8アフリカ行動計画に関するG8APRによる進捗報告書
- ・ 国連アフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合（結果と概要）及び森元総理スピーチ
- ・ ダボス会議における福田総理特別講演（クールアース推進構想）
- ・ アフリカに関する日中韓政策協議（結果概要）（プレスリリース）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I－6－3　日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

(施策レベル評価版：189頁)

事務事業名 ①各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進

事務事業の概要

各種招聘スキームや交流事業の機会を活用して、日・アフリカ間の様々なレベル・分野における交流を促進することで、相互理解・相互信頼を増進し、友好関係を深める。

特に、民間・草の根レベルでの日・アフリカ間の交流が十分とは言えない現段階では、政府がイニシアティブをとって日・アフリカ間の交流の促進を図ることが重要である。

有効性（具体的成果）

平成20年度においては、5月に開催したTICADIVに41名の国家元首・首脳級（ジャン・ピンAU委員長を含む）を含むアフリカ51か国、34か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターやNGO等市民社会の代表等3000名が参加した。また同会議及び日アフリカ交流年にともない、官及び民の様々なレベルにおいて多くの広報イベント（TICADIV記念コンサート等）が実施されたことから、アフリカの文化人や芸能グループが複数日本を訪れた。さらに同会議に伴うアフリカからの報道関係者など、日・アフリカ間の人物交流がこれまでにないほど活発に、かつ様々なレベル・分野において実施された。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成20年は「日アフリカ交流年」と銘打ち、特に5月に開催したTICADIVに合わせて例年になく活発な人物交流が行われた。これらの様々なレベル・分野での日アフリカ間の交流が一過性のものに終わらないようフォローを行い、継続・発展させていく。

事務事業名 ②我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進

事務事業の概要

政府関係者等の我が国要人をアフリカ諸国に派遣することで、我が国の友好的姿勢やアフリカへの高い関心を示すと共に、我が国の立場や政策に関する先方の理解を促進する。

有効性（具体的成果）

平成20年度においては、TICADIVのフォローアップの一環として9月にアフリカ3地域（南部、東部、中・西部）の12か国に対し、貿易投資促進官民合同ミッションを派遣した。各ミッションを経済産業副大臣、外務大臣政務官が率い、外務省、経産省、国土交通省の3省、政府系機関、大手民間企業多数が参加し、先方政府の要人等との意見交換の際には、我が国の対アフリカ支援重視、貿易投資促進に向けた政策に対する理解を大いに促進することができた。

また、平成21年1月に、ガーナにおける新大統領の就任式に小泉元総理を特派大使として派遣し、平和裡に行われた民主的選挙の結果をたたえるとともに、新たな日・ガーナ関係の始動に際して友好・協力関係の一層の強化に向けたメッセージを伝えることができた。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国以外の国々からもアフリカへの要人訪問は非常に活発化している。こうした動きを踏まえ、我が国としてもより戦略的に要人のアフリカ訪問を促進していく必要がある。

事務事業名 ③アフリカ関係広報活動の積極的な推進

事務事業の概要

アフリカの紹介や我が国の対アフリカ政策に関する政策広報を積極的に行うことで、アフリカに対する物理的、歴史的な距離感を縮め、国民各層の関心・理解を促す。

有効性（具体的成果）

TICADIVの開催に併せ、国内日刊紙、雑誌、国際協力新聞等の広報媒体や外国メディア雑誌を活用した特集記事の掲載を実施した。また、各種のアフリカ関連国際会議、及び国内で開催したシンポジウム等において、我が国政府要人等より対アフリカ政策に関する講演や政策スピーチ等を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

TICADの開催年を終え、大型のアフリカ関連行事が前年と比べると減少する中、アフリカの現状及び我が国の対アフリカ政策に対する国内外の関心を高く維持するため、より積極的な情報発信を行っていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省広報紙『国際協力新聞』2008年4月号
- ・ Jeune Afrique誌 5月18-24日号
- ・ 国連アフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合における森元総理スピーチ
- ・ ダボス会議における福田総理特別講演（クールアース推進構想）
- ・ TICADフォローアップ・シンポジウムにおける中曾根外務大臣の政策スピーチ
- 他

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ—1 國際の平和と安定に対する取組

具体的な施策

II-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	113
II-1-2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	115
II-1-3	国際平和協力の拡充、体制の整備	117
II-1-4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	120
II-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	124
II-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	128

II-1-1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

(施策レベル評価版：204頁)

事務事業名 ①委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国際研、IISS等）との連携強化

事務事業の概要

中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想力強化のため、知見の蓄積を目的として、委託調査や会合を実施することにより、外部有識者との連携を強化する。

有効性（具体的成果）

(1) 委託調査の実施

「中長期的な日米中戦略関係の展望」に関する外部有識者による分析結果を得ることを目的として、(財)平和・安全保障研究所に対し、研究調査委嘱を実施した。

(2) 会合の実施

英国に所在する民間シンクタンクである国際戦略問題研究所（IISS）及び(財)日本国際問題研究所とともに、平成20年度に「アジアの戦略的挑戦」と題する有識者会合を開催し、会議の成果（提言）を町村官房長官（当時）に説明した。

故福田元総理の提唱により、各国の元首経験者が地球規模の問題につき議論し政策提言することを目的とするインター・アクション・カウンシル（IAC、通称：OBサミット）の会合が昭和58（1983）年以来開催されており、平成20年度は「国際法の再興」及び「国際金融市場の管理」をテーマに6月にスウェーデンにて総会が開催された。

他にも、省内において、外部有識者も交えて、総合外交政策上の地域政策（米国新政権と中東）について研究会を開催し意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

(3) その他

国際問題を中長期的視野に立って研究する総合的な研究機関として昭和34（1959）年に設立され、外交政策シンクタンクとしての機能・役割強化を図っている(財)日本国際問題研究所に対し、研究事業の補助を含む補助金を交付した。同研究所は、「米国の政治と外交」、「中国の台頭」などのテーマでの研究を実施し報告書をまとめた。また、同研究所で定期的に開催される外交懇談会に外務省より参加し有識者との意見交換を行うなど、連携を強化した。

平成8（1996）年に発足したアジア太平洋地域のシンクタンク・研究機関の国際コンソーシアムであるAPAP（アジア太平洋知的交流促進計画）を支援した。

外交政策調査員を採用し、政策構想力の強化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年度には、従来から開催している会合の実施のみならず、時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の外部有識者とのより積極的な意見交換が図られ、外交政策の企画立案を行う上での重要な参考意見や提言を得ることができた。今後も、中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、シンクタンク、外部有識者からの政策提言等を総合的な観点から分析・評価した上で政策構想につなげていくことが必要である。

事務事業名	②中長期的・戦略的外交政策の対外発信
事務事業の概要	政策スピーチや外交青書の作成など中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業の実施。
有効性（具体的成果）	
<p>(1) 平成20年度は、外務大臣の政策スピーチや寄稿等を通じて中長期的外交政策の戦略的発信に努めた結果、合計6回の政策スピーチが実施された。</p> <p>(2) 平成20年度初めにおいては、平成20年の国際情勢と日本外交に関する平成20年版外交青書の製本版について、和文及び英文それぞれ約4000部を国内、国外関係方面に配布した。また、同年度末にかけて作成した平成20年の国際情勢と日本外交に関する平成21年版外交青書においては、和文4000部、英文5000部、計9000部を国内、国外関係各方面に製本次第配布予定である（平成21年度）。外交青書の関連では、依頼のあった大学等に職員を派遣し、外交青書についての講義も実施した。外交青書は全文を外務省ホームページに公開し、広く国民の利用に供している。</p> <p>(3) 平成21年度の我が国の重点外交政策を策定し、平成20年8月に外務省HP上で発表した。</p>	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input type="checkbox"/> 今のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) 平成20年度においては、従来以上に外務大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を実施することができた。今後とも、大臣の政策スピーチ等の機会を活用し、一層積極的な中長期的観点から戦略的な外交政策の対外発信を実施していく必要がある。特に、各々の政策スピーチ等における発信内容の企画・検討に加え、政策スピーチ等の発信事業の一連のプロセスをより円滑に実施していく必要がある。	

評価をするにあたり使用した資料
<input type="checkbox"/> 外交青書 (http://www.mofaj.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html)
<input type="checkbox"/> 平成21年度 我が国の重点外交政策 (http://www.mofaj.go.jp/mofaj/jg_seisaku/j_gaiko_21.html)
資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (http://www.mofaj.go.jp/mofaj/) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－1－2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

(施策レベル評価版：207頁)

事務事業名 ①ASEAN地域フォーラム（ARF）、及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業

事務事業の概要

(1) ARF

地域の安全保障の促進のため、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、アジア太平洋地域の主要国が参加する全地域的な政治・安全保障の枠組みであるARFを活用する。ARFは、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という三段階のアプローチを設定し、漸進的な進展を目指している。

(2) 各国との安全保障対話

各国の安全保障担当部局との間で安全保障に関する対話をを行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。

有効性（具体的成果）

(1) ARF

次のように閣僚会合を始めとするほぼすべてのARF会合、セミナー及びワークショップに参加し、地域安全保障の促進に努めた。

平成20年4月	信頼醸成・予防外交に関するISG（インターナショナル支援グループ）（カナダ）
平成20年4月	対人地雷に関するセミナー（マレーシア）
平成20年4月	エネルギー安全保障に関するセミナー（シンガポール）
平成20年5月	災害救援に関する机上訓練（インドネシア）
平成20年5月	防衛当局者会合（シンガポール）
平成20年5月	第5回安全保障政策会議（シンガポール）
平成20年5月	高級事務レベル会合（シンガポール）
平成20年7月	第15回閣僚会合（シンガポール）
平成20年9月	復興及び安定化の問題ワークショップ（タイ）
平成20年10月	信頼醸成・予防外交に関するISG（インターナショナル支援グループ）（シンガポール）
平成20年10月	国防大学校長等会議（パキスタン）
平成20年11月	インターネットを使ったテロ対策セミナー（インドネシア）
平成20年11月	第3回EEP（専門家・賢人）会合（中国）
平成20年12月	第8回災害救援に関するISM（会期間会合）（インドネシア）
平成21年3月	海上安全保障に関するISM（同上）（インドネシア）
平成21年3月	気候関連セミナー（カンボジア）

(2) 各国との安全保障対話

各国との間で次のような安全保障対話及び防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係の進展に貢献した。

平成20年4月25日　日仏外務・防衛当局者会合（東京）

平成20年11月26日　日加外務・防衛当局者会合（カナダ）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1） ARF

アジア太平洋地域唯一の政府間の安全保障面での対話と協力の場であるARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進しており、予防外交に本格的に取り組む（具体的な行動の促進）ための体制強化が求められている。我が国としてもこれに積極的に関与する必要がある。特に、ARF開始当初の平成8（1996）年には年間5回開催されていた会合が、平成20年度には21回開催されるなど、年間に開催される会合数は増加傾向にある。また、優先的に取り組むべき5つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、PKO）に焦点が絞られ、それらについて活動が集中的に行われるようになってきている。さらに、活動内容も会合中心から、平成20年5月には災害救援の機上訓練が開催され、平成21年5月には災害救援の実働演習も予定されるなど、具体的協力が進んでおり、こうした変化に対応するための態勢の強化が必要となっている。

（2） 各国との安全保障対話

各国の安全保障政策を正確に理解しつつ将来の動向を見据えて我が国の対応を検討し、またアジア太平洋地域の安全保障に関する我が国の立場について各の理解を深めることとする。これは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で重要かつ必要である。特に、中国、インドの台頭に象徴されるようにアジアが大きく変貌している中で、地域の安全保障環境も変化しており、二国間の安全保障対話はその対象国の範囲及び開催回数を拡大及び増加させることが急務となっている。

評価をするにあたり使用した資料

【外務省ホームページ】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html> (ARF関係)

【関係国等ホームページ】

<http://www.aseanregionalforum.org/> (ARF)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－1－3 國際平和協力の拡充、体制の整備

(施策レベル評価版：210 頁)

事務事業名 ① 國際平和協力活動（イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策）への自衛隊派遣に関する事業

事務事業の概要

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であり、イラクやアフガニスタンの復興が失敗しそれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。こうしたことを踏まえ、イラクでは約25か国、アフガニスタン及びその周辺では約40か国強が部隊を派遣し治安の確保、人道復興支援等を実施している中で、我が国としては、我が国自身の安全を確保するためにも、自らにふさわしい活動を実施する。具体的には、イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動はできないことなどを踏まえ、イラク人道復興支援特措法に基づき自衛隊が人道復興支援活動等を行ってきたが、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了した。また、インド洋でテロリスト及び武器・麻薬等のテロ関連物資の海上移動を阻止・抑止するための作戦を継続しているコアリシジョン各国への支援を行うため、補給支援特措法に基づき自衛隊艦船がインド洋で各国艦船への給油等を行う。

有効性（具体的成果）

（1）イラク人道復興支援特措法に基づき航空自衛隊は、平成20年12月まで多国籍軍及び国連への支援を行い、クウェートのアリ・アルサレム飛行場を拠点に、おおむね週4～5回程度の運行頻度でイラク国内のアリ（タリル）飛行場、バグダッド飛行場及びエルビル飛行場の間でC-130機による物資・人員の輸送を実施してきた。

こうした自衛隊の活動について、国連の潘基文事務総長・ミギロ副事務総長特別代表、イラクのタラバニ大統領、米国のジョンドロー安全保障会議（NSC）報道官、ジェフェリー安全保障担当次席大統領補佐官等の要人から謝意が表明されている。

（2）海上自衛隊は、インド洋において海上阻止活動を実施している各国艦船への給油支援活動として、インド洋に海上自衛隊の補給艦1隻及び護衛艦1隻を派遣し、平成13年12月から平成19年10月までに、旧テロ対策特措法に基づき米国、英国、フランス、ニュージーランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、カナダ、スペイン、ドイツ及びパキスタンの合計11か国に対し、これまで合計約48.7万キロリットルの給油を実施し、さらに、平成20年1月に成立した補給支援特措法に基づき、平成20年2月から平成21年2月までに、計8か国に対して合計約16815キロリットルの給油を実施した。

こうした日本自衛隊の活動について、アフガニスタンのカルザイ大統領、スパンタ外務大臣、パキスタン外務省、アラブ首長国連邦のアブダッラー外務大臣、米国のオバマ大統領（※選挙期間中）、クリントン国務長官、国連の潘基文事務総長等の要人から謝意が表明されている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

アフガニスタンがテロの温床となれば、我が国を含む国際社会が深刻なテロの脅威にさらされることとなる。そのような事態を避けるため、国際社会と協力しつつ補給支援特措法に基づく自衛隊による人的貢献を通じこれらの国の安定と復興を支援し、テロとの闘いを継続する必要がある。なお、自衛隊の具体的な活動としては、インド洋におけるテロリスト等に対する海上阻止活動を行う各国艦船への給油活動等を継続する。

また、イラクについては、民主的な政府の樹立が着実に進み、また、治安状況についても改善傾向にあり、イラク自身の手による自立的な復興が進められている。イラク自身も平成21年以降の多国籍軍の活動を見直したい意向であることを踏まえ、政府は、イラクでの航空自衛隊による輸送支援が、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了した。

事務事業名 ② 國際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

事務事業の概要

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発する中、国際社会の平和と安定に向け、軍・警察・文民の連携をはかりつつ、国連PKO活動への参加をはじめとする国際平和協力を推進・拡大する。

有効性（具体的成果）

平成20年度は、国際平和協力法に基づきこれまで実施してきた下記（1）及び（2）の取組に加え、下記（3）～（6）の取組を新たに実施した。

- （1）国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）に対し、平成8年2月より司令部要員1名増の同要員3名及び輸送部隊43名を派遣。
- （2）国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対し、平成19年3月より軍事監視要員6名を派遣。
- （3）ネパール制憲議会選挙に平成20年3月から4月に選挙監視要員24名を派遣。
- （4）国連スーダン・ミッション（UNMIS）に対し、平成20年10月より司令部要員2名を派遣。
- （5）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請に応じ、スーダンの被災民の救援活動に使用するため、平成20年10月、物資協力として浄水器を無償譲渡。
- （6）国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）からの要請に応じ、ガザの被災民の救援活動に使用するため、平成21年1月、物資協力としてビニールシートやスリーピングマット等を無償譲渡。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性の増大に伴い、国連PKO等の国際平和協力の重要性も増大していることを踏まえ、平成20年度に引き続き、今後とも我が国が有する様々なリソースを国際平和協力に適切に投入していく必要がある。

事務事業名 ③ 平和構築人材育成事業の拡充

事務事業の概要

平和構築における文民の重要性が飛躍的に増加していることを踏まえ、平和構築の現場で活躍できる日本及びその他のアジアの文民専門家を育成することを目的として、平成19年度より実施している平和構築人材育成事業を拡充する。

有効性（具体的成果）

本事業2期目となる平成20年度には以下のようないい成果があった。

- （1）本事業は、国内研修、海外実務研修及び就職支援を柱としており、日本人15名、その他のアジア人14名が平成20年度事業を修了した。（予算：約1億8千万円）
- （2）日本人修了生は、外務省員1名を除く14名中12名（約86%）が国連PKOミッション（UNMIS、UNAMA等）や平和構築に関連する国際機関等（UNHCR、UNDP等）に就職または就職できる見込みであり、本事業は大きな成果をあげている。
- （3）平成20年7月、国連平和構築支援事務局（PBSO）、広島平和構築人材育成センター（HPC）、国連大学（ UNU）との共催で、公開セミナー「国連による平和構築が直面する課題：現場からの教訓と新しい取組」を

実施し、PBSO関係者をはじめとする国内外の有識者を招聘し、国連を中心とした平和構築支援活動の状況及び日本の貢献や課題等について、平和構築分野における国内外の有識者、実務家、研究者、学生、政府関係者間の交流を図った。

(3) 平成20年12月、シンポジウム「平和と安全のための国際協調戦略」を実施し、国際の平和と安全に関する諸問題や国連安保理のあり方、さらに我が国が国連安保理で果たすべき役割等に関して、国際機関、政府、援助実施機関、国内外の研究者等を交えた議論を行った。

(4) 平成21年3月、 UNU 及び HPCとの共催で、「国際セミナー 平和と人材育成に対する日本の貢献：『平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業』の総括と将来に向けた課題及び展望」を実施し、過去2年間に実施した同事業の成果及び教訓を総括し、同事業の将来的な課題及び展望に関して、平和構築分野における国際機関、政府、NGO、研究者等を交えた議論を行った。

(5) 平和構築分野の人材育成に関する政府一体としての取組を推進するため、内閣官房主催による関係省庁連絡会議を平成20年4月及び8月に開催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性の増大に伴い、平和構築の現場で活躍できる文民の重要性も飛躍的に増加しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成する本件事業を拡充していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

【外務省ホームページ】

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei.html (平和構築人材育成事業)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/josei.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/katsudou05.html> (補給支援特措法関係)

【官邸ホームページ】

<http://www.kantei.go.jp/jp/fukkosen/iraq/index.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

【防衛省ホームページ】

<http://www.mod.go.jp/j/iraq/index.html> (イラク人道復興支援特措法関係)

<http://www.mod.go.jp/j/news/hokyushien/index.html> (補給支援特措法)

【関係国等ホームページ】

<http://www.uniraq.org> (国連イラク支援ミッション)

<http://www.aseanregionalforum.org/> (ARF)

<http://www.nato.int/isaf/media/video/2008/index.html> (NATO/ISAF)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-1-4 國際テロ対策協力及び國際組織犯罪への取組

(施策レベル評価版：215頁)

事務事業名 ①国際的なテロ対策協力の強化

事務事業の概要

国連のテロ対策関連委員会やG8専門家会合、ASEM、APEC、ARF等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、日ASEAN、日米豪、日韓等の二国間・地域レベルでの協議を実施し、国際的なテロ対策の強化をはかった。本事務事業により、国際社会がより実効的なテロ対策を実施し、テロに対する脆弱性を克服するために、出入国管理、交通保安、法執行の分野で隙のない協力体制を構築・強化することに貢献した。

有効性（具体的成果）

テロリストは、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行うとともに、影響力の拡大を図っていることから、国連、G8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との二国間体制及び地域レベルでの協議の実施によって様々な枠組みにおける幅広く実効的なテロ対策協力体制を構築し、推進強化することは有効であった。実施した事業のうち主要なものは次のとおり。

（1）国連におけるテロ対策

国連テロ対策委員会事務局（CTC/CTED）や国連薬物犯罪事務所（UNODC）によるテロ対処能力向上支援を効率的に促進すべく、積極的にこれら機関との連携を図り、情報共有を行うとともに、平成18（2006）年に採択された「国連グローバル・テロ対策戦略」の実施レビュー会合等関連会合にも継続して参加した。

（2）G8におけるテロ対策

北海道洞爺湖サミットでは、我が国リードの下、「テロ対策に関するG8首脳宣言」を発出した。テロ対処能力向上を必要とする国への支援、過激化対策等に取り組むための努力、アフガニスタン・パキスタン国境地域対策等の重要性を強調した。また、G8テロ・国際組織犯罪専門家会合及びテロ対策行動グループ会合を我が国で開催し、議長国として国際的なテロ対策強化及び効果的な途上国へのテロ対策キャパシティ・ビルディング支援についての議論を取りまとめた。

（3）第6回ASEMテロ対策会議

平成20（2008）年4月、マドリードにおいて開催された第6回ASEMテロ対策会議に、外務省国際テロ対策担当大使以下関係省庁が出席し、国連グローバル・テロ対策戦略のフォローアップを中心に活発な議論を交わした。

（4）第4回日米豪テロ協議

平成20（2008）年10月、ワシントンにおいて第4回日米豪テロ協議が開催され、東南アジアにおける3か国のテロ対策関連支援に関する①法執行・法的事項・テロ資金対策、②国境管理・交通・海上保安、③生物テロ・CBRN、④過激化対策の分野の協力・協調の具体的方策について議論を行った。

（5）日韓テロ協議

平成20（2008）年9月、ソウルにおいて第2回日韓テロ協議を実施した。両国の国際テロ対策協力政策及び多国間枠組みにおける対テロ協力、対テロ能力向上支援、国内の対テロ法制・政策並びに最近の脅威事案と対処措置等につき、意見交換を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際テロ対策の脅威は依然として高く、また、多様化・複雑化する傾向にあることからも、その脅威を防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。引き続き、国連、G8等によるテロ対策に積極的な貢献を行い、多国間及び二国間協議を通じた実効的で隙のない協力体制を構築、強化することが必要である。

今後も、(1)国連グローバル・テロ対策戦略の実施や包括テロ防止条約交渉への積極的参加等、国連におけるテロ対策の協力をしていくとともに、(2)G8において、平成20年の議長国としてのイニシアティブをフォローアップ・強化し、更に(3)その他の多国間枠組みへの参画、二国間・地域レベルでの協議の実施を通じ、テロ対策協力の強化のための情報共有、意見交換、政策の援助協調を拡充していく。

事務事業名 ②途上国のテロ対処能力向上支援

事務事業の概要

①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約等の分野において、機材供与、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣等を実施した。

有効性（具体的成果）

継続的に我が国の有する知見、技術、資金をテロ対処能力が不十分な国に投入することは、テロの防止及び根絶のために必要不可欠なものである。このような我が国のテロ対処能力向上支援は、各国のテロ対処能力の向上に相応の効果を上げており、また各国よりも高い評価を受けている。実施した事業のうち主要なものは以下のとおり。

(1) 途上国等のテロ防止関連諸条約の批准促進

平成21（2009）年3月、東京において、6回目となるテロ防止関連条約締結促進セミナーを開催した。同セミナーには東南アジア及び太平洋諸国の13か国が参加し、我が国及びその他主要国のテロ防止関連条約・国際組織犯罪防止条約締結の経験・国内法制並びに関係国際機関の取組を紹介した。また、必要な知見等を提供することを通じて、招へい国のテロ防止関連条約及び国際組織犯罪条約の締結に対する理解の増進、法整備のためのキャパシティ・ビルディング強化に貢献した。

(2) 「東南アジア地域生物テロ対策ワークショップ」の開催

平成20（2008）年7月、クアラルンプールにおいて、米、豪及びマレーシアとの共催で、東南アジアの6か国を対象に生物テロ対策における関係機関間の情報共有・連携に焦点を当てたワークショップを開催した。ワークショップにおいては、生物テロの脅威、米国及び日本における生物剤事案の経験や対策の取組を共有することで参加者の生物剤事案に対する理解増進を図った。また、異なる機関間における情報共有、国際的な情報共有をどこまで行うのかを考える机上演習を実施し、生物テロ対策における国際的な協力推進に向けた議論の場を提供した。

(3) 「日ASEANテロ対策対話」の開催

平成20（2008）年8月、東京において中間会合、10月にラオスにおいて第3回日ASEANテロ対策対話を実施した。我が国、ASEANの双方から、各国のテロ情勢・テロ対策措置等について説明が行われるとともに、交通保安、国境管理/出入国管理、法執行、国民の参加、法的分野でのキャパシティ・ビルディング等の優先協力分野での協力のあり方等について協議した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際テロ対策が強化され、一定の効を奏しつつあることに対応し、テロの主体、手口等は多様化する傾向にある。またいわゆる「ホーム・グローン・テロリスト」の脅威も生じ、「テロとの闘い」は複雑で、引き続き息の長い取組が求められる課題となっている。

テロの脅威は依然として高く、特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域においては、テロ対処能力が脆弱な面があり、当該地域を拠点としたテロリストが国際的なテロ活動を展開している場合も見られる。また、途上国は、テロ対策に必要な知識・資源が不足していることから、多国間及び二国間の枠組み等を活用しつつ、当該地域のテロ対処能力を向上することは依然として重要である。このため、平成21年度も引き続き、当該地域を中心として、テロ対策の抜け穴となっている国・地域がなくなるよう、支援を拡充していくことが必要である。

事務事業名 ③国際組織犯罪対策における国際協力の進展

事務事業の概要

不正薬物、マネーロンダリング、人身取引の防止及び被害者の保護や生活向上支援、国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組の整備・強化を目的に、国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際的取組に参画するとともに、二国間の政府協議を通じて国際組織犯罪を防止するための連携強化を図る。

国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、我が国の経済、社会、市民生活にも直接に影響を与える。我が国は、国際社会の一員としてその責務を果たすと同時に我が国の国益を守る観点からも、国際社会と協力してこの問題に対処する必要がある。

有効性（具体的成果）

（1）国際的な法的枠組み強化への貢献

（イ）国際犯罪を防止するための国際的な法的枠組みとしては、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書、密入国議定書、銃器議定書、サイバー犯罪条約、国連腐敗防止条約があげられる。我が国は、国際組織犯罪防止条約については平成15年5月に、サイバー犯罪条約については平成16年4月に、人身取引議定書及び密入国議定書については平成17年6月に、そして国連腐敗防止条約については平成18年6月に、それぞれ締結について国会の承認を得た。銃器議定書については、早期の締結を目指し、国内担保法の整備等につき関係省庁とともに検討を行っている。我が国は、各条約の締約国会議にもオブザーバーとして参加して、枠組み強化に貢献した。また、マネーロンダリング、証券関連犯罪の防止・対策に資する情報交換枠組みの設定にも参画するなど、国際的なルールづくりに貢献した。

（ロ）平成21年3月には、テロ対策関連部局と協力して、「テロ防止関連条約・国際組織犯罪防止条約に関する法整備キャパシティ・ビルディングセミナー」を開催し、アジア太平洋諸国に対して、国際組織犯罪防止条約の実施を促進するため、我が国及びその他諸国の法制・経験並びに関係国際機関の取組を紹介し、各国の取組を支援した。

（2）国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等における国際的な取組への参加・貢献

（イ）国際組織犯罪を防止するための国際的な取組については、国連麻薬委員会、国連犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物犯罪事務所（UNODC）主要拠出国会合、G8司法・内務大臣会議、G8リヨン・グループ全体会合（年3回）、FATF全体会合（年3回）、アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）年次会合等があげられる。我が国はこれらの会合全てに参加し、他国の司法・法執行当局関係者とともに、国際組織犯罪防止対策として国際社会が一致して取るべき措置及び各国の実施体制・状況等につき協議・意見交換を行い、国際的な取組の促進及び体制の構築に貢献した。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等を通じて、途上国における不正薬物の生産、中継、使用を撲滅するためのプロジェクトを支援した。

(口)特に、G8北海道洞爺湖サミットでは、平成13年のジェノバ・サミット以来、初めて首脳宣言の中で国際組織犯罪の項を設け、G8の間でその対策の重要性を確認した。また、平成21年3月には、国連麻薬特別総会から10年が経過するのを機に開催された国連麻薬委員会ハイレベル会合に伊藤外務副大臣が出席し、我が国の薬物対策を各国に紹介とともに、今後10年の具体的な不正薬物対策に関する国際合意の形成を呼びかけた。また、我が国が主要提案国となり、大麻の種子に関する決議案の全会一致による採択を取り付けた。

(3) 人身取引撲滅のための国際協力の推進

(イ) 人身取引については、平成16年に策定された政府としての包括的な「人身取引対策行動計画」に基づき、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護に向けた諸施策を関係省庁と協力して推進している。また、平成16年度以降、フィリピン、タイ、インドネシア等我が国で保護される被害者が多い東南アジア諸国を中心に政府協議調査団を派遣し、これまでにのべ19か国との間で協議を行ってきた。特に、平成20年度は、我が国に対する人身取引被害者の送り出し及び通過国であると同時に、被害者の目的国でもある韓国に調査団を派遣し、被害防止に向けた二国間の具体的連携のあり方について協議するとともに、我が国の国内対策の参考とするため、韓国における被害の実態及び被害者保護の体制について視察した。

(ロ) また、我が国の人身取引対策に関する英文パンフレットを配布するとともに、人身取引撲滅のための啓発活動を行っている。特に、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議（平成20年11月、リオデジヤネイロ）」及び「人身取引に関する国際会議（平成21年3月、バーレーン）」に西村大臣政務官が出席して、人身取引対策分野における国際連携の必要性について訴えた。

(二) このほかにも、NGOとの間では、政府が行っているNGOとの定期協議に参加し、被害の防止と被害者の保護に関する具体的問題点等を話し合った。また、UNODCを通じてタイにおける人身取引被害者の芸術療法に関するプロジェクトを支援するなど人身取引の撲滅及び被害者の保護・生活復帰のための国際協力を推進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 ○今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際組織犯罪対策は一年で完結せず、国際社会が合意した枠組みに従いつつ、必要な国際貢献及び国内対策を継続していくかなくてはならない。

我が国は、今後、国際的法的枠組の一層の整備・強化、社会経済的側面にも配慮した途上国支援、国内外での国際組織犯罪防止のための法執行の向上と啓発活動の推進などを総合的に実施し、国際社会の中で主導的な役割を果たしていく。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成21年度版外交青書
- 警察白書
- パンフレット「日本の人身取引対策 一人身取引のない世界へ向けてー」
- UNODC Annual Report 2009
- 内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省ホームページ など

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－1－5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、 望ましい国連の実現

(施策レベル評価版：220 頁)

事務事業名 ① 安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること

事務事業の概要

国連は、設立後60年以上を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益を確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることができ不可欠となっている。

我が国は、第2位の国連財政負担国地位を保持し、改革に向けて十分にその意図が反映されるべき立場にあるところ、安保理を始めとする国連の諸機関の改革推進に率先して貢献する。

有効性（具体的成果）

麻生総理は、就任直後の平成20年9月に第63回国連総会一般討論において演説し、常任・非常任双方の議席拡大を通じた安保理改革の早期実現の必要性を強く国際社会に訴えた。

平成20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）（於：横浜）の際に発出された「横浜宣言」では、早期の安保理改革の重要性及び各国が安保理改革の実現に向けて努力すべきであることが強調された。また、5月の中日首脳会談、6月の英日首脳会談、9月の日米外相会談、10月の日仏首脳会談をはじめ、様々な二国間首脳・外相会談において、安保理改革の必要性につき認識が共有され、改革の早期実現に向け、各國と協力を継続していくことが確認された。さらに、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成20年10月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる10回目の当選を果たし、平成21年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めている。

マネジメント・事務局改革については、人事制度の見直し、国連の監査機関の役割の見直し等に関する審議に貢献し、制度改善に貢献した。また、2010年－2011年通常予算案アウトライン交渉においては、常駐代表会合を審議の要所要所に主催し、審議の取り纏めに積極的に貢献した結果、財政規律重視の我が国の主張が反映され、予算増を大幅に圧縮することに成功した。

国連改革の一環として設立された人権理事会及び平和構築委員会は、ともに平成18年に活動を開始したが、我が国は創設メンバーとして活動内容について建設的に議論に参加し、平和構築委員会では平成19年6月から平成20年末まで議長を務める等積極的に関与してきている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

国連の改革の必要性は引き続き存在しており、事業として継続することが適当。

事務事業名 ② 安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成

事務事業の概要

我が国の外交政策の重要課題の一つである、安保理改革の早期実現の必要性に関し、我が国国内、更には諸外国における理解を高めるべく、必要な事業を行う。

有効性（具体的成果）

国連外交の推進に向けたNGOや有識者等、国民各層の参画促進・連携強化のため、平成20年12月に、国連に関する広報キャンペーン「いっしょに国連」を立ち上げた。また、平成21年3月にはNGOと共に第7回「国連に関するパブリック・フォーラム」を実施し、国連や我が国の外交政策にとって優先度の高いテーマにつき議論を行い、NGO関係者、有識者、学生、国際機関関係者を含めた市民社会の声を施策に反映させる機会とした。

主として経済界が中心となり、国連の定める10原則を推進する取組である「グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)」の活動についても、GC-JNが平成20年11月に実施したシンポジウムで伊藤外務副大臣が特別講演を行う等により、外務省との連携を強化した。

国連広報局の一部である東京国連広報センター(UNIC東京)への支援を行い、国連活動の紹介や、国民にとって有益な国連文書の日本語訳がUNIC東京のホームページに掲載される等、国連に関する広報活動の幅が広がった。

また、(財)日本国連協会が実施する国連をテーマにした中学生の作文コンテストや高校生のスピーチコンクール等を実施し、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団派遣事業」として、上記コンテスト及びコンクールの優秀者を国連本部に派遣し、国連施設の視察や現地高校生との交流を行った。このような事業は、青少年の国連に関する見聞を広めると共に、将来国際機関で活躍する人材を育成するという意味でも有益であった。

平成20年度は、安保理改革の早期実現の必要性と我が国の国際貢献についての対外的な理解促進のために、安保理改革の早期実現の必要性と我が国の国際貢献の取組の現状について紹介する英文パンフレットを作成し、要人往来、各種広報活動等の機会を利用して広く配布した。

さらに、国連改革の中核をなす安保理改革については、各種スピーチや演説等での必要性について訴え、我が国国内及び諸外国における理解の促進に努めた。

平成20年10月に実施した外交に関する世論調査では、我が国の国連安保理常任理事国入りについて、「賛成」とする人が8割近くに及ぶ78.9%となった。

加えて、国連政策研究会、安保理学界ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて、我が国の国連政策に関する研究者との連携もより一層深めることができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は国連を重視し、国連を通じて我が国の国益、国際社会共通の利益を確保していくとの方針を継続していることから、国連改革推進等の我が国の国連政策に対する理解を深めることは引き続き肝要であり、今後とも十分な啓発・広報活動を行っていくことが必要である。

成果重視事業

事務事業名 ③ 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

国連関係機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行ひあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること（平成 16 年～平成 21 年 1 月までの 5 年間で、国連関係機関における専門職以上の邦人職員数を 10% 増加し 671 名とする）。国連関係機関における専門職以上の邦人職員数は、平成 21 年 1 月現在 708 名と、上記事業目標を達成したところ、今後は、さらなる増加を目指し、平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連関係機関における邦人職員数を 15% 増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定する。

[目標設定の考え方]

国連関係機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。当初設定された事業目標（平成 16 年～平成 21 年 1 月までの 5 年間で、国連関係機関における専門職以上の邦人職員数を 10% 増加し 671 名とする）については、平成 21 年 1 月現在 708 名と、上記事業目標を達成したところ、今後は、さらなる増加を目指し、平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連関係機関における邦人職員数を 15% 増加し 814 名とすること（従来の事業目標（5 年間で 10%）の 1.5 倍に当たるより高い目標）を新たな事業目標として設定する。

[事業計画期間及び平成 20 年度予算額]

(期間) 平成 16 年度～平成 20 年度

(予算額) 平成 20 年度予算額：1,220 百万円

[手段と目標の因果関係]

国連関係機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国連関係機関勤務を希望する人材の裾野が拡大し、また、国連関係機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国連関係機関への働きかけは国連関係機関勤務邦人職員数の増加に繋がるものである。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

A

(判定方法)

成果重視事業としての目標は、平成 17 年度中に既に達成している。外務省において毎年 1 月現在で調査している国連関係機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
計	557	610	642	671	676	698	708
うち幹部職員	51	59	60	58	61	58	65

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

成果重視事業としての目標は既に達成しているが、今後とも国連関係機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国連関係機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国連関係機関への働きかけを継続する。近年国連関係機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人→平成21年：708人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

成果重視事業としての目標は達成しているが、今後とも、更なる邦人職員数の増強に向けた取組を継続していく。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

内閣府実施、外交に関する世論調査 (<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-gaiko/index.html>)

外務省国際機関人事センターホームページ (<http://www.mofa-irc.go.jp>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－1－6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

(施策レベル評価版：226 頁)

事務事業名 ①国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関への支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組

事務事業の概要

我が国は、国際的な人権規範の発展・促進、各国の人権の改善に向けた取組を進展させるために、人権に関する議論を行う国連総会第三委員会や人権理事会をはじめとする国連フォーラムの議論に積極的に参加している。このような多国間の枠組みにおける人権分野の議論に我が国が積極的に参画することは、国際社会における人権の保護・促進の推進、人権分野での国際的なルールづくりの促進に寄与するものである。

国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門が活動を行うに際し不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行っている。

さらに、人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であることを踏まえ、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国際フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとの立場をとるとともに、二国間の友好関係を基礎に具体的な人権状況の改善を促すことが適切な国については、人権対話の実施や二国間のハイレベルの会談における申し入れを行っている。

民主主義についても、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携しつつ各国における民主主義基盤の強化に努めている。

有効性（具体的成果）

我が国は人権理事会の理事国として（我が国は平成18（2006）年の人権理事会の創設当初から理事国、任期満了に伴い、平成20（2008）年5月の第3回人権国理事国選挙で再選）、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加した。また、平成20（2008）年5月には、人権理事会の下で新たに設置された、国連加盟国すべての人権状況を平等に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー（UPR）の対日審査を受けた。

国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に対して、支援を行った。

さらに、我が国とEUが共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議（平成20（2008）年12月の国連総会、平成21（2009）年3月の人権理事会）が採択（国連総会では4年連続、人権理事会では2年連続）される等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。人権対話（中国、カンボジア、イラン）のほか、ハイレベルの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

民主主義については、国連民主主義基金（UNDEF）の主要拠出国として、同基金の運営について積極的に関与するとともに、同基金の拠出の公募の際には、外務省ホームページ等を通じて、主として国内のNGO等市民社会への広報・周知に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成23（2011）年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、米やEUとともに右レビューに加わり、実効性のある人権理事会の形成に向けて緊密に

連携していく。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各個人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、平成21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合（於：リスボン）等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

事務事業名 ②社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加

事務事業の概要

我が国は、国際社会における人権の保護・促進を図るためにあたり、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）保護を重視し、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援している。また、ハンセン病の差別解消に向けて、国際場裡において積極的にイニシアティブをとったほか、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に出席した。

さらに、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けて検討を行った。

有効性（具体的成果）

国連婦人開発基金（UNIFEM）や国際事実調査委員会（IHFFC）等の社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした基金に応分の貢献を行った。

ハンセン病の差別解消に向けて、平成20（2008）年6月の第8回国人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議を主提案国として提出し、本決議案は全会一致で採択された。平成21（2009）年1月には、国連主催「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」（於：ジュネーブ）において、我が国からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使が我が国の施策について積極的に発言を行うなど積極的に会議に参加した。

平成20（2008）年11月には、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」（於：リオデジャネイロ）に、第2回横浜会議（2001年）の主催国である日本政府を代表し、西村外務大臣政務官が出席し、今後も日本が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

引き続き障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討を行うほか、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援していく。

また、平成20（2008）年6月の「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくハンセン病差別撤廃を目的とする原則ガイドライン作成作業に協力するとともに、原則ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

事務事業名 ③主要人権条約の履行

事務事業の概要

政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、強制失踪条約等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行う。個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行う。

有効性（具体的成果）

平成20（2008）年10月に、自由権規約第5回政府報告審査を受けた。また、自由権規約以外の条約の政府報告については、平成20（2008）年4月に、女子差別撤廃条約第6回政府報告、児童の権利条約第3回政

府報告及び同条約の二つの選択議定書（武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書）それについて第1回政府報告を、同年8月には人種差別撤廃条約に関する第3回～第6回政府報告を作成、提出した。

新しい人権条約については、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、強制失踪条約等の新しい人権条約の早期締結に向けた取組を行う。引き続き、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行う。

事務事業名 ④難民の本邦定住促進のための事業の実施、及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携

事務事業の概要

（1）我が国は昭和54（1979）年以降インドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）からのインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族を政策的に受け入れており、これに合わせてこれらの者の我が国定住のための各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を、難民事業本部の下に庇護施設として国際救援センターを開設し、実施してきた。平成15（2003）年からは、法務大臣に難民として認定された者（条約難民）等も右事業の支援対象に加えた。しかし、国際救援センターにおけるインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対する支援事業は、平成6（1994）年のインドシナ難民国際会議での合意を受けて、我が国も同年3月、ボートピープルへの特別措置を廃止したことから、平成17（2005）年度をもってその任務を果たし、業務を終了した。平成18（2006）年度からは、条約難民等のみを支援対象とし、従来の国際救援センターに代わる新たな事業実施施設において我が国定住支援事業を開始している。

（2）昭和58（1983）年から難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対する生活支援（生活費・住居費・医療費等の支援、緊急宿泊施設の提供（平成15（2003）年以降）等）を実施している。

（3）これらの事業は、我が国における難民や難民認定申請者等に対する人道支援という目的の達成上重要なものである。（財）アジア福祉教育財団難民事業本部に業務を委託の上、関係省庁、NGOとの連携により適切な運営を図っている。

（4）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、我が国を含めた世界の諸国により難民の第三国定住の受入れが進むことに関心を有しており、UNHCRのかかる関心や国際的な動向を踏まえて、平成19（2007）年9月、関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた。

有効性（具体的成果）

（1）条約難民等を対象とした定住支援事業を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。RHQ支援センターでは、条約難民等のニーズに合致した支援が容易となるよう原則として通所型施設として運営している（但し、希望者に対しては無償の宿舎を斡旋）。

（2）難民認定申請者に対しては、生活困窮者向け保護措置（生活費、住居費、医療費等の支給）のほか、来日後間もない等の理由で住居を探すことが困難な者に対する緊急宿泊施設の提供を実施している。平成20（2008）年度は31名が同施設を利用した。

（3）難民・難民認定申請者に対する各種支援の実施においては、経常的な関係省庁との協力、緊急宿泊施設の連絡人業務の実施、海外における難民発生・受入状況に関する実態調査及び難民に対する各種セミナーや講演会の開催等においてはNGO等と緊密な連携を図っている。

（4）関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた結果、平成

20(2008)年12月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成22(2010)年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから約30人(家族単位)のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。本件決定に関連し、平成21(2009)年3月には、第三国定住に関するシンポジウム(於:東京)を主催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 条約難民等に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務であり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。また、我が国において難民認定を申請している者に対しても、当該者が生活に困窮している場合には、人道的な配慮から出来る限りの支援を行っていく必要がある。平成20年には難民決定申請者数は過去最大(法務省)となっており、今後も増加が見込まれるところ、これらの事業の継続及び一層の推進に当たっては、難民支援事業の運営に関係を有する各省庁や当該分野に知見と経験を有するNGO等との連携を引き続き適切に図っていくことが必要である。

(2) 他方インドシナ難民及び同呼び寄せ家族向け支援においては、我が国受け入れ事業は平成17(2005)年度限りで終了したが、既に我が国に定住している1万1千人余の者に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として、前掲の条約難民等向け我が国定住支援事業や難民認定申請者向け生活支援事業と同様に、今後もその施策を充実させつつ継続していくことが必要である。

(3) アジア地域で初となる、平成22(2010)年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースの成功に向けて、準備を進める。

評価をするにあたり使用した資料

平成21年版「外交青書」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 II—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

II-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 135

II－2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

(施策レベル評価版：235 頁)

(核兵器)

事務事業名 ①G8先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加

事務事業の概要

G8においては、平成13(2001)年9月11日の米国における同時多発テロ以降、大量破壊兵器の不拡散問題に大きな重要性が与えられている。これは、大量破壊兵器の拡散、中でもテロリストへの拡散が国際社会における最大の脅威であるとの認識を背景としている。こうした認識を反映して、平成14(2002)年のカナナスキス・サミット以来、不拡散に関する首脳文書が採択されてきており、また、G8における不拡散関連事項をより集中的かつ効率的に協議するため各種関連会合が設立されている。国際的な軍縮・不拡散の取組に対しては、G8各国は核兵器国及び非核兵器国的主要国でもあってそれぞれに影響力を有しているため、国際的な軍縮・不拡散の促進には、G8先進国首脳会議やG8の枠組みにおける軍縮・不拡散関連会合等の場で、軍縮・不拡散に関する様々な新たな試みのための議論を行って政策協調を行うことが、国際社会における取組の弾みとして非常に重要である。そのため、我が国として、G8の場で積極的に議論に貢献することが必要である。

有効性(具体的成果)

(1) 平成20年は、我が国が議長国としてG8不拡散関連会合を主催し、現下の国際社会の緊急の課題である大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防ぐための方途をG8諸国と協議し、関連議論をリードしてきた。

(2) 平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは首脳声明を採択した。右声明では、NPT・BWC・CWCへの加入呼びかけ、NPTへのコミットメントの再確認、核不拡散・核セキュリティー・原子力安全(3S)を確保した上での原子力の平和的利用の促進と新たな3Sイニシアティブの立ち上げ、我が国によるNSGでの濃縮・再処理の技術・移転の制限に関するガイドラインの改正のための協議、1540決議の完全実施、IAEA追加議定書の普遍化のためのG8共同の各國への働きかけ等が謳われた。長期的に、これらの取組を促進することにより、軍縮・不拡散関係国際条約の普遍性を高め、核不拡散義務を遵守した上での原子力の平和的利用を促進し、濃縮・再処理に関する技術の拡散を防ぎ、IAEA追加議定書の締約国を増加させることにつながり、軍縮・不拡散の推進に貢献することが期待される。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

G8の不拡散関連会合への我が国の積極的な参加・対応は、G8各國及び国際社会の取組強化に一定の貢献をしていると考えられるが、目標の達成に向けては長期的な取組が必要であり、継続して事業に取り組んでいく必要がある。今後は、個別の拡散懸念国への対応、NPT体制の維持強化、濃縮・再処理の技術・移転の問題、IAEA追加議定書の一層の普遍化等に向けて、取組が一層強化される必要がある。我が国は、引き続き、G8での不拡散関連の取組に積極的に貢献する。

事務事業名 ②ジュネーブ軍縮会議(CD)への積極的参加

事務事業の概要

国際社会において唯一の軍縮条約の交渉の場であるCDにおいて、新たな軍縮条約を策定するためには、CD参加国に積極的に働きかける。CDは、国際的な軍縮の推進のための軍縮関連規範の策定に不

可欠であり、我が国として、軍縮の推進を目指し、新たな軍縮条約策定のための議論をリードする必要がある。

有効性（具体的成果）

CDにおいて、我が国が大量破壊兵器関連規範の設定として重視する兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始は、平成17年度まで停滞していた觀があった。しかし、我が国を含めFMCT早期交渉開始に積極的な国の働きかけの結果、FMCTの早期交渉開始の必要性に対する理解が浸透し、平成20年度は前年度に引き続きFMCTに関する集中討議等が行われたものの、FMCT交渉開始には至っていない。FMCT自体は、重要な軍縮・不拡散措置であることから、交渉開始に向けた努力は継続されなければならない。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

FMCT早期交渉開始に向けてかつてなく機運が高まっている現状を捉え、交渉開始を実現できるよう、CDの場において積極的に働きかけていく必要がある。

事務事業名 ③核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加

事務事業の概要

NPT運用検討会議は、5年に1度、NPTの運用状況を検討するために開催される国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に重要な会議であることから、右会議を成功させることは、国際的な軍縮・不拡散の推進に極めて重要である。

有効性（具体的成果）

平成17（2005）年に行われたNPT運用検討会議において、実質的事項に関する合意文書を作成できなかったこと、また北朝鮮やイランの核問題にみられるようにNPT体制を巡って深刻な問題が存在することから、核軍縮・不拡散体制の基礎たるNPT体制の維持・強化のための努力が一層必要である。

そのような努力の一環として、我が国は平成22（2010）年NPT運用検討プロセスの成功に資するため、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用等の作業文書や報告を提出し、建設的に議論に貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

NPTを巡る深刻な問題が存在する中、我が国は唯一の被爆国としてNPT体制を維持・強化する責務があり、今後もそのために努力する必要がある。

事務事業名 ④NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ

事務事業の概要

軍縮・不拡散政策の推進のためには軍縮・不拡散体制の基礎であるNPTやCTBTへの批准国を増加させ普遍化させることが不可欠であり、NPTやCTBT批准国増加への働きかけは、軍縮・不拡散の実現のために重要かつ有効な手段である。我が国は、これまでNPT及びCTBTの普遍化のための取組を積極的に行ってきている。

有効性（具体的成果）

CTBT署名国・批准国数は着実に増加しており、平成20年1月にはCTBTの発効要件国であるコロンビアがCTBTを批准し、発効要件国は残り9か国となった。なお、平成18年10月に北朝鮮が核実験を実施したもの、その他の国は核実験モラトリアムを維持している。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

CTBTの早期発効、核実験モラトリアムの継続は、我が国の軍縮・不拡散分野における政策の重要な事項である。米国新政権がCTBT批准に積極的に取り組む姿勢を見せている中、我が国としてCTBT未署名国・未批准国に対し早期署名・批准を働きかけ、核兵器を保有している国に核実験のモラトリアムを働きかけることが必要である。インド、パキスタン、イスラエル等のNPT加入の実現のためには長期的な取組が必要であり、従来の方針を継続する。

事務事業名 ⑤核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の活動の支援

事務事業の概要

本件委員会は、ラッド豪首相が平成20（2008）年6月に訪日した際に提案したもの。同年7月9日の福田総理（当時）とラッド豪首相の間で、日豪共同イニシアティブとして立ち上げることが合意され、共同議長として川口順子元外務大臣とギャレス・エバンス元豪外相が任命された。本件委員会は、両共同議長を含め世界の有識者15名の委員から構成される。本件委員会は、核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用を取り扱い、平成22（2010）年5月に開催されるNPT運用検討会議の前に、具体的な勧告等を含む報告書を提示する。報告書の提示までに4回の会合を開催することとしている。

有効性（具体的成果）

核軍縮に向けた世界的な機運が高まる中で、本件委員会の活動の支援は、かかる機運を強化するための我が国政府の手段であると共に、明年の2010年NPT運用検討会議の成功に資する勧告を行うことを目指すこととなっており、我が国政府が進める核軍縮の取組の重要な施策として位置づけられている。

平成20（2008）年9月の国連総会の際には、麻生総理とラッド豪首相がニューヨークにおいて共同記者会見を行い、本件委員会の委員が確定したことを発表し、世界の注目を浴びた。

また、第1回会合は平成20年10月20日から21日までシドニーで、第2回会合は平成21（2009）年2月14日から15日までワシントンDCで開催された。特に第2回会合においては、川口・エバンス両共同議長がバイデン副大統領等米政府高官と会見し、本委員会の活動への支持・賛同を得た。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

本委員会は、第3回会合を平成21年6月にモスクワで、第4回会合を同年10月に広島で開催する予定である。その他、平成21年中に南アジア、北東アジア、ラ米、中東の4地域で地域会合を開催する。我が国は、国際的な核軍縮・不拡散体制の強化に資する日豪共同イニシアティブとしての本委員会の活動に対する支援を継続する必要がある。

事務事業名 ⑥核軍縮決議案の国連総会への提出・採択

事務事業の概要

（1）平成6年以来、我が国は、現実的、漸進的に核軍縮・不拡散を進めるために、毎年、国連総会に核軍縮決議を提出して国際社会で核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきている。

（2）平成20年は、平成18年10月9日の北朝鮮による核実験実施発表を受けて採択された安保理決議1718を強調する内容を含む簡潔で力強い核軍縮決議案（「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）を国連総会に提出した。

有効性（具体的成果）

- （1）決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」は、国連総会本会議において、賛成 173、反対 4、棄権 6 の平成 6 年の提出以来最多の支持を集め採択された。
- （2）我が国の核兵器国を含む全ての国に対する核廃絶に向けた核軍縮・不拡散分野における外交努力が国際社会において一層強調されるとともに、平成 17 年 5 月の NPT 運用検討会議及び同年 9 月の国連総会首脳会合において軍縮・不拡散分野で実質的な内容の合意ができなかったことから、我が国提出の核軍縮決議が平成 20 年も核軍縮分野における、国際社会で最も幅広い支持を得られた政治的意思となるなど、国際的にも重要な役割を担った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国の核軍縮決議は国際世論の形成に大きな役割を果たしてきており、今後とも、唯一の被爆国として、核廃絶に向けた国際社会での積極的なイニシアティブをとるという意味で継続する必要がある。今後も、核廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し、核廃絶に向けての国際世論の形成に主導的な役割を果たすこととする。

事務事業名 ⑦旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア極東退役原潜解体協力事業「希望の星」等）
の実施

事務事業の概要

【対ロシア】

（1）日露非核化協力委員会を通じた、ロシア極東における退役原潜の解体及び原子炉区画陸上保管施設建設に協力する事業。

（2）艦体の腐食による放射能汚染や艦内に残された核燃料の盗難を防ぐために、速やかな原潜解体の実施が必要である。また、解体により発生した原子炉区画も適切な管理を必要とするため、安全かつ長期的な保管を可能とする施設建設が必要。退役原潜の解体及び関連事業は、第一義的にはロシアの責任で実施すべきであるが、核軍縮・不拡散及び日本海の環境保護の観点から、国際的な協力が必要である。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

これら 3 か国に対する非核化協力を進めるため、各非核化協力委員会を通じ、各国の国内計量管理システム・核物質防護システム・医療器材等の整備を行っている。

有効性（具体的成果）

【対ロシア】

（1）日本の協力対象である 6 隻の退役原潜解体については、平成 21 年 4 月までに 4 隻の解体が完了し、残り 2 隻についても平成 21 年度中の解体完了が見込まれる。

（2）極東ロシアに建設中の原子炉区画陸上保管施設に対して、浮きドック等の必要不可欠なアイテムを供与すべく、実施取り決めの締結に向けた協議を進めた。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

核放射性物質の厳格な管理体制向上に寄与すべく、対象諸国の事情に応じた核物理防護システムの整備、計量管理システムの整備及び核放射性物質不法移転防止機材の供与などの実現に向け、専門家を含めた現地調査を実施した。

事業の総合的評価

【対ロシア】

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日本海の環境保全及び放射性核物質等の不拡散の観点から、本件事業を継続する必要があり、今後とも原潜解体及びその関連事業に協力していく。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

これら3か国の核不拡散、またIAEA追加議定書の批准及び実施を促進するとの観点から、本件事業を継続する必要があり、今後とも各国の国内計量管理システム及び核物質防護システムの整備の分野での協力を検討していく。

事務事業名 ⑧国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施

事務事業の概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である核兵器の拡散を防止するためには、原子力が平和目的から核兵器等の軍事目的に転用されないことを確保する必要がある。核物質等の軍事転用がないことを検証する措置として存在するのがIAEAの保障措置であり、核物質の計量管理報告の検認を中心とする包括的保障措置と、より広範な検証活動を可能にする追加議定書に基づく保障措置がある。IAEAの保障措置の強化に向けた手段のうち、外務省としては、特に追加議定書の普遍化を重視しており、そのための努力を継続することが重要である。追加議定書は、申告された核物質の検認のみならず、未申告の核物質及び原子力活動の探知をも可能とするものである。

追加議定書締結国においては、秘密裏に核開発を行うことが極めて困難となるため、追加議定書が国際社会において広く実施されることは、IAEAの保障措置体制、ひいては国際的な核不拡散体制を大幅に強化することになる。核不拡散体制の強化は、現下の国際社会が取り組むべき緊急かつ最も重要な課題の一つであるが、我が国は追加議定書の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途であると確信しており、平成16年のシーアイランド・サミットにおいては、未締結国に対する追加議定書締結促進のG8の共同での働きかけの実施が決定され、以後、G8議長国の主導により継続的に共同働きかけが実施されるなど、G8諸国の共通認識ともなっている。我が国は、非核兵器国として、厳格な保障措置を適用している原子力先進国として、国際社会に範を示すと同時に、国際的な不拡散体制の強化に尽力する責務がある。

有効性（具体的成果）

（1）追加議定書の署名国及び締結国は、平成20年3月時点でそれぞれ116か国及び86か国であったが、平成21年3月時点ではそれぞれ119か国及び90か国になった。我が国単独及び他国と共同での働きかけの結果、多くの場合、追加議定書の締結に向け肯定的な回答を得た。

（2）原子力発電所の新規導入を検討しているベトナムにおいて、平成19年8月、IAEAとの協力の下で実施した「ベトナム追加議定書セミナー」に続き、我が国は、平成20年8月にIAEAとの共催でベトナムにおいて、東南アジア諸国を対象にIAEA保障措置を含む3Sセミナーを開催したが、IAEAスタッフ及び東南アジア諸国の保障措置業務に従事する実務者とともに外務省の専門家も参加し、追加議定書締結の問題点、追加議定書締結後の経験等を率直に議論することにより、我が国が今後アジア・太平洋地域の追加議定書未締結国に対して締結促進のためのアプローチを行う上での有意義な情報が得られた。

（3）追加議定書等未締結国に対する他のG8諸国との共同での働きかけや二国間協議等の機会を捉えた追加議定書締結の働きかけを実施した。

（4）また、我が国自身も、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置を誠実に受け入れることで、自国の原子力活動の透明性を確保するとともに、他国に対して模範を示してきた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 ○今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

北朝鮮、イランのように核問題を抱えながら、あるいはブラジル等、大規模な原子力活動を行いながら追加議定書を締結していない国が依然として存在する。なかでも、我が国の安全保障上重要なアジア地域には、追加議定書を未締結の国が依然として多い。追加議定書の締結には、国内法令の整備、専門家の育成など一朝一夕に対応できない手続等が存在するため、各国が締結に踏み切るには継続的な働きかけに加え、国内実施体制の整備に向けた具体的な支援を継続して実施する必要がある。我が国としては、今後も「追加議定書」締結国の更なる増加を目指していく。

事務事業名 ⑨軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及

事務事業の概要

現在の核軍縮の停滞を開拓するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるという問題提起のもと、国連の政府専門家グループにより軍縮・不拡散教育に関する報告書が提出されたところ、唯一の被爆国として我が国は本件事業を推進することにより、現在の停滞を開拓するとともに、将来軍縮・不拡散を推進するような人材育成を期待できる。

有効性（具体的成果）

1. 国連軍縮フェローシップ

昭和 58 (1983) 年以来毎年、各国の若手外交官約 30 名を本邦へ招聘している。平成 20 年には 26 回目を迎える延べ 650 名を超える各国外交官等が我が国を訪問した。例年と同じく広島・長崎を訪問することにより、各参加者からは被爆の実相に触れ非常に感銘を受けたとの感想があった。

2. 軍縮・不拡散教育に関するセミナー

2010 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会（4 月 28 日～5 月 9 日、於：ジュネーブ）の機会を捉え、被爆体験を如何に語り継いでいかを主たるテーマに軍縮・不拡散教育に関するセミナーを開催した。また、会場では被爆に関する英語版の漫画の配布も行い、参加者の理解を深めるのに役立った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 ○今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国連軍縮フェローシップにより、唯一の被爆国として、国際社会に対し自国の被爆体験に基づいて核兵器の非人道性を訴えていくことができ有意義であり、今後も本件事業の継続が重要である。軍縮・不拡散教育に関するセミナーの開催は、国際社会に対する軍縮・不拡散教育の重要性に関する啓蒙事業として有意義である。

事務事業名 ⑩CTBT国内運用体制整備・強化

事務事業の概要

我が国は、平成 9 年に CTBT を批准した。同条約の規定では、国内 10か所の国際監視制度 (IMS) 施設を建設・運用することが責務とされ、また CTBT 発効後に設立される執行理事会に選出される理事国として核実験の探知に係る独自の解析・評価能力を備えることが必要である。

有効性（具体的成果）

国内 2 か所の国内データセンターにおける解析・監視プログラムの整備が着実に進んだ。また、国内 10 か所のうち、沖縄放射性核種監視観測所及び東海実験施設が、CTBT 準備委員会より新たに認証を受けた。未だ認証を受けていない 5 施設についても認証に向けた整備が発展した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国内データセンターにおけるデータ解析・監視プログラムを作成し、自動監視・識別解析システムを整備する必要がある。また、条約の下で国内に設置された10施設の運用が求められている。今後も未認証のIMS国内施設や国内データセンターの整備を目指す。

事務事業名 ⑪核燃料供給保証を巡る国際的議論への積極的参加

事務事業の概要

非核兵器国が平和目的で原子力を利用することは、NPT第4条によりすべての締約国の奪い得ない権利として認められている。一方で、原子力利用の拡大に伴い、各国が自国内に濃縮や再処理のための施設を持つと核拡散リスクが高まるところから、特に濃縮・再処理等の機微な技術が拡散しないよう、近年、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々なイニシアチブが提案され、国際的取組に関する検討が国際的場で活発に行われている。平成18(2006)年9月のIAEA第50回記念総会の際、核燃料供給保証に関する特別イベントが開催され、平成19(2007)年6月のIAEA理事会において、以下の諸提案等を踏まえた核燃料供給保証に関するIAEA事務局長報告が提出された。その後、G8先進国首脳会議において議論された他、ウィーンや英国などで関連国際会議が開催され、核燃料サイクル政策を有する我が国としても、かかる国際的議論に積極的に参加していくことが必要である。

有効性(具体的成果)

(1) 平成20年4月にドイツ、平成21年3月に英国で核燃料供給保証に関する国際会議が開催され、濃縮・再処理を含む核燃料サイクル活動を実施する国として参加し、我が国が提案する「IAEA核燃料供給登録システム」を紹介するなど、国際的議論に意義のある貢献を行った。

(2) また、我が国は、平成21年1月、ウィーンのIAEA本部において、多くの国が原子力発電の導入・拡大を検討しつつあることや、核燃料供給に関する様々な見解があることを踏まえ、核燃料サイクルにおけるフロント・エンド(ウランの採掘から核燃料製造に至る過程)全体の実態把握や情報共有に資するために「グローバルな核燃料供給に関するセミナー」を主催した。同会議には、IAEA加盟国から約200名の参加があった。同セミナーを通じ、国際機関及び民間企業からの出席者が、それぞれの立場から、フロント・エンドに関する専門的・技術的なプレゼンテーションを行い、率直かつ有意義な意見・情報交換が活発に行われ、フロント・エンドの現状及び将来見通しに関する理解が深まり、核燃料供給保証の議論を進める環境の醸成という観点からも有益な貢献を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

核燃料供給保証については、米国のオバマ政権の他、英国等も核不拡散、原子力の平和利用と気候変動問題との関係で重視している、また、今後原子力発電を導入しようとする国々の関心も高まっており、今後ますます核燃料供給保証を巡る国際的議論が活発化することが想定される。核燃料サイクル活動を実施している我が国としても、引き続き核燃料供給保証のあり方をめぐる国際的議論に積極的に参加し、有意義な貢献を行う必要がある。

(生物兵器・化学兵器)

事務事業名 ⑫生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援

事務事業の概要

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、これらの兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止しているBWC及びCWCの締約国数を増加させることで普遍化を図ると同時に、締約国の中で、特に途上国等に対し条約上の義務の国内実施を十分に履行させることが不可欠である。

有効性（具体的成果）

BWCについては、これまで専門家会合及び締約国会合において積極的に我が国の知見を紹介している。第6回運用検討会議（平成18年）での合意に基づき、平成19年より国内実施強化に関する種々のトピックにつき、年次会合において締約国間で共通理解を深めてきた。

CWCについても他の締約国や化学兵器禁止機関（OPCW）とともにイラクの締結支援を継続的に実施してきた結果、平成21年2月に同国はCWCに加入した。また、締約国であるラオスに対しては国内実施支援のためのワークショップを開催した（平成20年12月）。こうした我が国の働きかけは普遍化・国内実施強化というOPCW全体の雰囲気を高めることに貢献し、平成20年度にはイラクを含む3か国が新たに加入するとともに（これにより現在の締約国数は186か国にまで増加）、多くの国が国内実施強化に取り組んだ。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

普遍化及び国内実施の強化は両条約の最大の課題であり、我が国の平和と安全にとって最も影響を及ぼすアジア地域においても未締約国や国内実施が不十分な国もあるので、今後とも同事業を継続する必要がある。

（ミサイル）

事務事業名 ⑬弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への参加国を増やすための努力

事務事業の概要

HCOCは、弾道ミサイルの規制を目指す不拡散に関する初の国際的なルールであり、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制する上で尊重されるべき原則とそのために必要な措置を示す政治的文書である。HCOC参加国はHCOCに従い、弾道ミサイル活動の最大限の自制や大量破壊兵器拡散懸念国の弾道ミサイル活動を支援しないなどの政治的意思を示すことになるため、HCOC参加国の増加は国際的な弾道ミサイルの不拡散への取組を強化し、我が国安全保障環境を向上させることにつながる。

有効性（具体的成果）

（1） HCOC参加国は平成19年3月には126か国だったが、平成20年5月には、130か国に増えており、弾道ミサイルの不拡散に関する国際的な取組は一層強化された。

（2） 我が国は平成20年度には二国間での協議等で、HCOC非参加国に対して、弾道ミサイル不拡散の重要性等を説明するとともに、HCOCへの参加を働きかけており、我が国自身も、HCOCに明記された各種措置（HCOC参加国に対する我が国の平和目的ロケットの事前発射通報、年次報告提出など）を誠実に実施している。さらに、平成19年から20年にかけて国連で開催されたミサイル政府専門家パネルにおいてHCOCの基本的な理念を報告書に反映させ、国際社会における重要性の認識を向上させるべく積極的に議論に参加した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

HCOICは、平成14年11月に採択されてから、参加国が徐々に増加しており、引き続き積極的な働きかけを行い、HCOICの普遍化を目指す必要がある。我が国の安全保障上特に重要であるアジア地域においては、HCOIC参加国は我が国を除けばまだ6か国であり、引き続きアジア地域を含め各国に対する参加働きかけを継続していく必要がある。

(輸出管理)

事務事業名 ⑩原子力供給国グループ (NSG)、ザンガー委員会 (ZC)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) といった国際輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施

事務事業の概要

NSG（核兵器関連）、ZC（核兵器関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）のそれぞれの国際輸出管理レジームでは、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような資機材・技術等について参加国が認識を共有しそれを詳細にリスト化し、そのリストを基に各国が自国内法に従って厳格な輸出管理を行っている。

各国が大量破壊兵器やその関連物資等の開発に用いられ得る資機材や技術を、規制なしに輸出していては拡散を防止できず、こうした国際的な取組によって初めて関連資機材等の拡散を効果的に防止することが可能になる。したがって、このような国際輸出管理レジームの強化に向けた取組は、大量破壊兵器等の不拡散、ひいては安全保障環境の改善のために必要な措置である。

有効性（具体的成果）

我が国は、それぞれの国際輸出管理レジームの総会や種々の会合に積極的に参加し、議論の進展に貢献する一方、それぞれのレジームの非参加国に対するレジームのガイドラインの遵守への働きかけを積極的に行ってきている。また、北朝鮮の核実験を受けて採択された国連安保理決議1718やイランの核問題を受けて採択された国連安保理決議1737、1747、1803及び1835のように、普遍的な規範にレジームのガイドラインが反映されたことは、輸出管理の世界規模における適切な実施を確保するとの観点から画期的な成果である。

(各レジームでの動き)

各レジームでは、国際情勢の変化や技術進歩にあわせ、輸出管理ガイドラインや規制リストの見直しが行われている。これは輸出管理体制の強化に資するものとして評価できる。近年の主な改訂は以下の通り。

(1) NSGでは、総会において輸出管理強化のため内部手続きを改訂するとともに、輸出管理強化のための各種議論を継続した。また、アウトローチの継続につき合意した。

(2) WAでは、規制品目リストの見直しを行うとともに、携帯式地対空ミサイル(MANPADS)の輸出管理を強化するための協議の継続の重要性を強調した。

(3) AGでは、規制品目リストの見直し及びアウトローチの強化等について合意した。

(4) MTCRでは、技術進歩に合わせたリスト見直しを実施し、アウトローチを通じたMTCR非参加国との協力等につき合意した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 各国際輸出管理レジームにおいてはガイドラインの見直しが着実に行われているところである。し

かし、我が国の安全保障に直結するアジア地域においては、こうした国際的な変化に対応した輸出管理体制の強化は勿論、基本的な法規制も整備されていない国が多く存在することから、国際的な輸出管理体制の強化という本件事業の目標の実現のためには、アジアにおける輸出管理体制を強化し、レジーム非参加国であっても各レジームのガイドラインを自主的に遵守できるよう、今後とも引き続き働きかけを実施する必要がある。

(2) 大量破壊兵器等の開発に用いられる資機材・技術は技術進歩により変わりうるものであり、輸出管理体制の強化のためには隨時見直し作業を行い続ける必要がある。

(3) 各レジームのガイドラインを各国が確実に遵守するとともに、各レジームの活動が我が国の安全保障に資するものとなるよう、各種会合での協議に積極的に参加する必要がある。

事務事業名 ⑯原子力供給国グループ(NSG)への事務局機能の提供

事務事業の概要

原子力関連の資機材・技術に関する国際的な輸出管理の枠組みであるNSGに対して事務局機能（我が国のウィーン代表部が行っている）を提供し、その円滑な運営に貢献している。国際的な輸出管理レジームの強化は国際的な不拡散体制の強化のため不可欠であるため、事務局機能提供によるNSGの円滑な運営は本件施策の目標に照らして必要なものである。

有効性（具体的成果）

企業からの輸出申請に対する参加各国政府の拒否通報や補足情報の各国への配布、各国に対する文書の改訂等に関する連絡、とりまとめ等を実施した。また、年に2回、実質的な議論を行う場である協議グループ会合の開催場所を提供し、議長を補佐し、同会合を円滑に運営した。円滑な事務局運営の結果、各国による情報共有が滞りなく行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

本件取組は、核不拡散に関わる輸出管理レジームにおける我が国の貢献として各国より広く認知され、評価を受けている。また、我が国が事務局機能の提供を停止すればNSGの運営上支障が生じ、本件施策の目標達成が困難となる。したがって、今後とも、引き続き事務局機能を提供しNSGの円滑な運営に貢献する。

（その他の不拡散問題への対応）

事務事業名 ⑰アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組

事務事業の概要

大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資・技術の拡散は、アジア地域及び国際社会の平和と安定にとって現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。また、北朝鮮及びiranの核問題等をめぐって国連安理会決議が発出されるなど、取組の重要性は増している。しかしながら、アジアにおける不拡散体制の強化は、未だに十分というレベルには達しておらず、これを強化することが喫緊の課題になっている。このような認識に基づき、我が国は、特に（1）大量破壊兵器関連条約の締結促進及び国内履行強化、（2）輸出管理体制の整備・強化及び（3）拡散に対する安全保障構想（PSI）を3つの大きな柱として、アジア諸国を対象とするアウトリーチ活動を積極的に展開している。二国間・多国間の協議やセミナー等を行うことにより、不拡散体制の強化のための各種取組について、アジア諸国の理解と認識が深まるとともに、これらの諸国が抱える問題点やニーズが明らかになり、今後の協力・連携のあるべき方向性を提供することが期待される。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年4月に、我が国が主催した第5回アジア不拡散協議(ASSTOP)では、ASEAN10か国、日、中、韓、米、豪、加、NZの17か国からの参加を得て、①IAEA追加議定書の普遍化の重要性、②地域の不拡散問題(北朝鮮、イラン及びシリア)、③不拡散関連の安保理決議の履行や輸出管理体制の強化、④PSIなどにつき協議し、アジア地域における不拡散の取組強化の重要性や各国の政策について理解を深めた。

(2) 平成21年2月にアジア諸国の輸出管理に対する共通理解を深めるための「第16回アジア輸出管理セミナー」を経済産業省との共同委託事業として(財)安全保障貿易情報センターの主催で開催した。このセミナーでは、最近の大量破壊兵器の拡散及び国際輸出管理動向、アジアにおける輸出管理の最新動向及び課題、効果的な輸出管理に向けての課題、最近の各国・地域の輸出管理の状況と将来の課題、ライセンシング、通過・積替規制、輸出規制の執行、産業アウトーチ・輸出管理社内規定(ICP)、及び国際協力につき議論が行われた。なお、今回のセミナーでは、国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ(AG)とミサイル輸出管理レジーム(MTCR)の議長国を務めている豪より、これらの国際輸出管理レジームについての紹介があった。今次セミナーでは、参加国・地域において輸出管理強化の重要性の認識がより一層深まっていることが伺えた。今後とも我が国としてこれら諸国・地域に対する働きかけを継続していく方針である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今後のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

不拡散の取組強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まっている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一律に解決できるものではない。したがって、今後とも引き続き不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対応できるような協力のあり方について引き続き精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。アジアにおける不拡散問題に関する更なる認識の強化と具体的な協力に向けたニーズの精緻化に取り組む。

事務事業名 ⑯拡散に対する安全保障構想(PSI)に対する貢献

事務事業の概要

国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の不拡散に関しては、NPT等国際条約に基づく不拡散体制が構築されるとともに、種々の国際的な輸出管理協力の枠組みも重要な役割を演じている。こうした国際的取組の存在は極めて重要であるが、関連条約を遵守しない国の中などもあり、大量破壊兵器等の拡散を完全には防止できていないことから、従来の不拡散体制の抜け穴を埋めるべく、国際法・各国内法の範囲内で参加国が共同してとりうる措置を検討する取組として、平成15年に「拡散に対する安全保障構想(PSI)」が立ち上げられた。

我が国は、輸送段階、輸出入管理、国内管理等のすべての過程において不拡散のための取組を強化する必要があるという考え方の下、これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、PSIに積極的に参加してきている。また、PSIの発展のみならず、事務事業⑯の「アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組」の一環として、アジア諸国によるPSIへの理解と支持の拡大を目的とするアウトーチ活動を重視している。

有効性（具体的成果）

(1) 各種会合及び訓練への積極的な参加を通じて、他国との協働の下、PSIの活動基盤を強固にした。

(2) 我が国は、自らPSIの諸活動に積極的に貢献する一方で、アジア諸国を中心とするPSI非参加国に対して、PSIへの支持と理解を促進するため、二国間の協議に加え、多国間の協議（我が国によるアジア不

拡散協議の開催など) の機会を活用し、アウトリーチ活動を展開している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

可能な限り多くのアジア諸国が大量破壊兵器等の拡散阻止活動に参加・協力することにより、我が国及びアジア地域全体の安全保障が向上するとの認識の下、アジア諸国によるPSIへの理解の促進と支持の拡大を目指す働きかけが引き続き必要である。PSIの活動をより効果的なものとするためにも、関係各国、関係国内機関の連携強化を一層強化していくことが有益である。引き続き各種会合及び訓練に積極的に参加していくほか、アジアにおけるアウトリーチ活動を一層進めていく。また、我が国PSI関係機関による連携を一層強化するための体制を整備していく。

事務事業名 ⑩個別の国・地域における懸念動向への適切な対応

事務事業の概要

大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に対しては、関連する諸条約の普遍化や適切な検証の実施と輸出管理による移転防止が必要である一方、こうした取組から逸脱する案件については、単に当該事案を防止するのみならず、他の諸国に対しても国際社会の不拡散に対する強い姿勢を示すためにも、厳格な対応が必要である。近年では特に北朝鮮の核・ミサイル問題とイランの核問題の解決が主な課題となっている。

有効性(具体的成果)

(1) 六者会合(非核化作業部会を含む)において、北朝鮮の核廃棄に向けた具体的な作業について技術的な分析と検討に積極的に参加した。平成19年2月に採択された六者会合成果文書「共同声明実施のための初期段階の措置」を受け、同年7月以来、IAEAが寧辺の核施設の活動停止と封印の監視・検証を継続した。また、同年10月に採択された六者会合成果文書「共同声明実施のための第二段階の措置」を受け開始された寧辺の核施設の無能力化作業が継続され、北朝鮮の核計画に関する申告が提出された。

(2) イランの核問題について、平成20年7月の北海道洞爺湖サミット等の機会を通じて、類似の安保理決議等の要求事項に従い交渉に戻るようイランに対して強く働きかけた。また、各種多国間会合及び二国間会合の機会を通じて、同問題の理解を深めるとともに、各国に対しても早期実施を働きかけた。また、IAEA理事国として、IAEAにおけるイランの核問題への対応につき各国と協調を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 北朝鮮及びイランの不拡散上の諸問題は依然として解決に至っておらず、引き続き平和的解決に向けた国際社会の努力が必要である。国連安保理において拘束力ある決議が出されるなどしている中、同問題に対する国際社会の一層の理解を促し、関連する安保理決議の履行促進に向けた協力を実施するとともに、六者会合を通じて北朝鮮の核廃棄のための議論に積極的に貢献する。

(2) アジア諸国をはじめとする各国は、依然として国連安保理決議に基づく制裁措置の実施に政治的・技術的な困難を抱えていることが多く、不拡散政策担当者やその他の関係者に決議履行の重要性と履行の実例に関する情報交換は引き続き重要である。

事務事業名	⑯対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組
事務事業の概要	
<p>普遍化に向けた努力の強化は、平成16年12月に開催された第一回検討会議でもその後5年間の重要な課題として挙げられ、我が国として未締結国への働きかけやハイレベルでの発言を通じ、これに積極的に取り組む必要がある。</p>	
有効性（具体的成果）	
<p>アジア・太平洋地域の未締結国を中心に18か国に対し、二国間協議や国際会議等の場において、我が国は、発言・ステートメント等を通じてオタワ条約普遍化促進の意義を強調し、加入を働きかけた結果、検討状況及び条約加入を困難にしている要因が明らかになった。</p>	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input type="checkbox"/> 今そのまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) <p>現在、156か国及び地域が締結しているが、平成20年度新たに加盟した国ではなく、対人地雷の全面禁止の実現に向け、一国でも多くの国が条約に参加することが重要である。長期的な取組として、多国間や二国間の協議の機会を捉えて、未締結国各国の状況も勘案しつつ、オタワ条約早期加入を働きかけていく。</p>	

事務事業名	⑰小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献
事務事業の概要	
<p>小型武器の分野では、国際的枠組みの整備が行われており、我が国として、国連小型武器行動計画を中心とする制度的枠組み作り及び各国によるその着実な実施に積極的な提案・働きかけを行っていく。</p>	
有効性（具体的成果）	
<p>(1) 我が国が例年に引き続き提出し、採択された小型武器決議により、次回国連小型武器隔年会合（平成22年）及び国連小型武器行動計画履行検討会議（平成24年）の実施が決定され、今後の国際社会における小型武器に関する議論の道筋を明らかにした。</p> <p>(2) 平成20年7月に開催された国連小型武器隔年会合において、アジア地域ビューロー国として準備段階より貢献したほか、副議長として議長をサポートし、報告書の採択に貢献した。</p>	
事業の総合的評価	
<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input type="checkbox"/> 今そのまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) <p>武器自体の移転が容易であり、各国の安全保障上等の理由からも完全に規制することが難しい小型武器問題は、国際社会全体として一層の努力を払い取り組むべき課題である。我が国は今後も関連会合に出席し積極的に議論を牽引するとともに、小型武器決議案を含む関連決議案の国連総会への提出等を通じ、国連を中心とする国際社会での小型武器問題への取組に貢献していく。</p>	

事務事業名	⑱CCW（特定通常兵器使用禁止制限条約）への取組
事務事業の概要	
<p>安全保障上及び人道上の観点を考慮しつつ、一定の種類の通常兵器を規制するため、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）における取組に貢献する。</p>	
有効性（具体的成果）	
<p>クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みで議論が行われ、平成20（2008）年11月の締約国会議において、交渉が平成21（2009）年に継続され</p>	

こととなった。他方、平成19(2007)年2月のオスロ宣言に端を発するオスロ・プロセスにおいて、平成20年5月にクラスター弾に関する条約（オスロ条約）がダブリンで採択され、同年12月にオスロにて署名式が行われ、我が国もこれに署名し、同条約の早期締結に向けた作業を進めている。

我が国は、これまでクラスター弾に関する国際的議論に積極的に参加し、クラスター弾の主要生産国及び保有国が参加するCCWの枠組みにおいても、実効的な国際約束の作成を目指し、議論に貢献してきた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

クラスター弾の問題は、人道上・安全保障上の観点から、引き続き国際社会全体として取り組むべき課題である。クラスター弾については、CCWの枠組みにおいて実効的な国際約束が作成されるよう、引き続き積極的に貢献していく。

事務事業名 ② 通常兵器一般に関わる取組（含む武器貿易条約（ATT）構想）

事務事業の概要

通常兵器の国際的な移譲を管理するための共通基準である武器貿易条約（ATT）を作成しようとする構想。

有効性（具体的成果）

ATT構想については、アジア・太平洋地域における議論の活性化を図るために、平成21年2月にアジア・太平洋地域会合を開催した。また3月、国連本部で開催されたオープンエンド作業部会（OEWG）に出席した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成21年7月にOEWGが開催されることとなっており、より一層の議論の活性化が見られるよう、我が国としてより積極的に議論に参加する。

事務事業名 ③ 対人地雷・小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組

事務事業の概要

被害国の現場において不発弾及び対人地雷や余剰小型武器を回収・廃棄するとともに、住民への啓発活動や税関・警察などの治安関係者の能力構築支援、犠牲者支援等を行うことで、地域の治安回復と住民の社会復帰を目指す。

有効性（具体的成果）

不発弾・対人地雷・小型武器等による実際の被害の削減に直接寄与するとともに、紛争解決後の開発を阻害しているこれら武器を除去することにより、被害国（地域）の円滑な開発を促進することが可能となる。

不発弾及び対人地雷の分野では、不発弾・地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成21年3月現在41件のプロジェクトを支援（約37億円）している。具体的には、例えばカンボジアで地雷除去を行う政府機関に対し安全かつ効率的な不発弾・地雷除去を促進するため、地雷・金属探知機等機材整備支援を実施している。

小型武器の分野では、これまで、カンボジア、シエラレオネ、リベリア、コンゴ（共）、中央アフリカ

の各国にて開発事業を組み合わせた小型武器回収等のプロジェクトを支援してきたほか、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の小型武器管理計画への支援を通じ西アフリカ地域における小型武器問題の解決への取組を実施している。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

不発弾及び対人地雷や小型武器は、未だ多数埋設・蓄積されており、地域社会の治安を脅かすとともに復興・開発の取組を遅延させる要因となっているため、引き続き支援を行うことが必要である。今後も被害国や関連国際機関・NGOと連携しつつ、必要な支援内容を検討し、効果的な支援の実施に貢献していく。

評価をするにあたり使用した資料

- 外務省ホームページ
外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』第三版、太陽美術、2006年3月
外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』第四版、太陽美術、2008年4月
IAEAホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

具体的施策

II-3-1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	153
II-3-2	科学技術に係る国際協力の推進	158

II－3－1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

(施策レベル評価版：248 頁)

事務事業名 ①我が国核燃料サイクル政策に対する支援（資源外交、放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応を含む。）

事務事業の概要

- (1) 資源に乏しい我が国は、原子力発電によるエネルギー供給に活動の多くを依存しており、エネルギーの長期的な安定供給の確保が不可欠である。そのため、原子力発電所の使用済核燃料を再処理し、再度燃料として利用する「核燃料サイクル政策」を基本政策としている。我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることになっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠となっている。
- (2) 放射性物質の海上輸送の実施にあたり、国際法の原則として、すべての国の船舶は、領海においては無害通航権が、排他的経済水域及び公海においては航行の自由が認められている。しかしながら、万一の輸送中の事故の悪影響を懸念する沿岸国より、現行国際法の枠組みを超える情報提供や補償措置の一層の拡大についての要求や、放射性物質の海上輸送に対する安全性についての懸念が表明されてきている。このため、これら沿岸国に対し、我が国にとっての放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行う、緊密な対話を通じて理解を増進する等、外交上の措置を継続する必要がある。
- (3) 沿岸国との協議については、平成20年10月にIAEA総会と同時期に、放射性物質輸送に係るコミュニケーションに関する非公式協議を実施し、我が国の立場及び輸送の安全性につき説明を行った。
- (4) 平成21年3月、かつて、放射性物質輸送を実施した際、強い懸念を示したことのある沿岸国の一
つであるミクロネシアのチギヤル外務次官を招聘し、我が国原子力関連施設への視察を含め、我
が国の放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行った。

有効性（具体的成果）

- (1) 国際原子力機関（IAEA）、国連等の場において、放射性物質輸送について沿岸国より懸念が表明されているが、輸送の必要性や安全性については一定程度の理解を得られた。
- (2) 我が国の原子力関連施設を視察したチギヤル外務事務次官（ミクロネシア）からは、本視察が、安全確保に向けた我が国の原子力活動全般及び放射性物質輸送の安全性を理解する上で有意義であった旨、また、今後ともかかる視察を継続して欲しい等のコメントを得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

放射性物質の海上輸送は、これまで安全かつ円滑に実施されてきている。今後も継続的に円滑に実施していくためには、輸送沿岸国の懸念への対応に向けた長期的な取組などが必要であり、本事業を継続していく必要がある。

事務事業名 ②我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。）

事務事業の概要

- (1) 日露原子力協定の締結に向け、ロシア側と4回の交渉を行い、そのための国内調整を実施した。
- (2) 日カザフスタン原子力協定の締結に向け、カザフスタン側と交渉を1回行い、そのための国内調整を実施した。
- (3) 我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものであり、本件外交手續は近年増加傾向にある。
- (4) 原子力関連品目及び技術の我が国からの移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手續を行った。これは、我が国由来の核物質、原子力関連資機材及び技術の平和的利用等を確保した形での移転を行う上で不可欠であり、本件外交手續は近年増加傾向にある。
- (5) 韓国をはじめとする各国より我が国に対して原子力協力の要請が多数寄せられているところ、こうした諸国との原子力協力に関する対話を実施した。

有効性（具体的成果）

- (1) 二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目及び技術の我が国からの移転に係る外交手續の実施は、原子力の平和的利用を確保する上で有効である。平成20年度も200件以上（平成18年度は約120件、平成19年度は約150件）の原子力関連品目及び技術の輸出入の際に、二国間原子力協定等に基づく外交手續を実施し、平和的利用を確保した上で円滑な輸出入を確保した。
- (2) ロシア及びカザフスタンとの間では、今後の二国間協力等についても協議し、原子力分野での協力について互いの立場についての認識をより深めることができた。
- (3) 韓国、ベトナム、アラブ首長国連邦(UAE)をはじめとする各国との間では、原子力発電の拡大及び新規導入のあり方等について協議し、互いの立場についての認識を深めるとともに、更に、原子力の平和的利用の推進に当たっては3S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）を確保することが重要であることも確認することが出来た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後も、カザフスタン及び韓国との間で早期の二国間原子力協定の締結に向けた協定交渉を積極的に継続する。また、UAE及び韓国など我が国との原子力協力を希望する諸国との間では原子力平和利用に関する意見交換・協議を積極的に推進していく。

さらに、二国間原子力協定の運用等により、原子力発電所用の核物質等の輸入や原子力関連品目及び技術の輸出に当たって平和的利用を確保することは、我が国が原子力の平和的利用を継続的に推進していく上で必要である。その他の国々との間では原子力の平和的利用の確保、3S体制の整備状況等を勘案しつつ、引き続き体制整備のための協力を続ける。

事務事業名 ③新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力（国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)等での対応を含む。）

事務事業の概要

- (1) 平成18(2006)年2月、米国は、核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつエネルギー需要、環境、開発、不拡散上の諸問題への対応を図ることを目的として、国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)構想を提唱した。米は、日、仏、露、中等にGNEP参加を呼びかけ、この5か国が中

心となって、GNEP構想の実現に向けた意見交換を継続的に実施した。

(2) 平成19(2007)年5月、GNEP第1回閣僚級会合が開催され、米、日、仏、露、中の代表が参加した。我が国よりは、高市内閣府特命担当大臣（当時）が出席した。参加国は、GNEPの基本的な目標、参加国の拡大を含めた今後の展望等について意見交換を行うと共に、9月の第2回閣僚級会合に向けた検討を継続することに同意した。

(3) 平成19(2007)年9月、第2回閣僚級会合が開催され、我が国を含む16か国がGNEPの「原則に関する声明」に署名して、GNEPの体制が国際的に確立した。また、閣僚級が委員となる執行委員会の設置が決定され、さらに、今後、燃料供給保証サービス、新規原発導入国への基盤整備について引き続き検討が行われることとなった。

(4) 平成19(2007)年12月、第1回運営グループ会合が開催され、米が議長、日、仏、中が副議長に選出された。また、運営グループ行動計画、核燃料供給サービス及び基盤整備に関するワーキング・グループの委任事項が採択された。

(5) 平成20(2008)年11月現在、GNEPの参加国は我が国を含む25か国である。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20(2008)年3月及び7月に基盤整備ワーキング・グループが、平成20(2008)年3月及び9月核燃料サービス・ワーキング・グループがそれぞれ会合を開催し、今後の協力のあり方や課題について理解を深めることができた。我が国は世界有数の原子力技術先進国として原発新規導入国に対して国際協力を実施しており、基盤整備ワーキング・グループでの議論を通じて、我が国の国際協力のあり方に関する考え方を各国と共有すると共に、我が国協力のあり方について検討する上で有益であった。

(2) 平成20(2008)年10月、パリにおいて第2回執行委員会（平成19年5月の第1回閣僚級会合が第1回執行委員会としてカウントされている）が開催され、我が国の提案による共同声明が発出された。また、放射性廃棄物管理について焦点を当てることの必要性が唱えられ、今後議論を続けていくこととなった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

(1) 近年エネルギー安全保障や気候変動への対応の一つとして、多くの国で原子力エネルギーの導入や拡大が図られており、そのための新たな国際協力が模索されている。GNEPもかかる国際協力の推進の表れである。我が国は、世界有数の原子力先進国であり、GNEP等の新たな原子力制度の開発のための国際協力に積極的に参加していくことは極めて重要である。

(2) 原子力の利用にあたっては3Sを確保することが不可欠である。3Sを確保した適切な原子力利用の国際協力を推進することは、我が国原子力外交の要でもある。この観点より、我が国がGNEPの諸活動に積極的に参画することは3S確保の重要性に関する国際的な認識を高め、国際社会による適切な協力を推進することに資るので、引き続き協力をっていく。

事務事業名 ④原子力安全・核セキュリティ強化に係る国際協力（関連条約に係る取組、G8、IAEA等での国際規範策定・整備、国際的なアウトリーチ活動に係る活動を含む。）

事務事業の概要

(1) 原子力の平和的利用のためには国際協力に係る多数国間条約の締結等の法的枠組み策定及び義務の着実な履行が必要である。具体的には条約締結等に向けた交渉等のための国内官庁との調整作業等、平成20年度に行った主な取組は以下のとおり。

(イ) 改正された核物質防護条約締結に向けた国内省庁との調整、及び諸外国の検討状況調査。

(ロ) 平成20年4月、第四回原子力の安全に関する条約検討会合への対応。

- (ハ) 平成20年10月、第三回放射性廃棄物管理安全条約に関する条約組織会合への対応。
- (2) 原子力の平和的利用のため国際協力に係るG 8、IAEA等での諸活動を通じた協力活動の実施。
- (3) 欧州復興開発銀行（EBRD）が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトに対して資金的な貢献を行うと共に、プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。
- (4) 国際的核セキュリティ対策強化に関し、IAEAが核セキュリティ基金を通じて実施している活動に対する資金的・技術的な貢献を行うと共に、平成18年7月に米露両大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」（GI）に積極的に参加した。

有効性（具体的成果）

- (1) 國際規範策定のための国際的な活動は必要である。平成20年7月、G 8北海道洞爺湖サミットにおいて我が国提案により「3 S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」（3 Sイニシアティブ）を立ち上げることにつき各国の支持を得て、開始した。平成20年8月、国際原子力機関（IAEA）と協力して、3 Sイニシアティブの一環として、3 Sに関するセミナー（於ベトナム）を開催し、参加各国の3 Sに対する認識を向上させるとともに3 Sに関連する今後の課題等を明らかにすることができた。
- (2) IAEAによる核セキュリティ活動については、協力を継続し、平成20年度には、原発の新規導入を検討している国が多いアジア地域で複数のプロジェクトを実施している。
- (3) チェルノブイリ・シェルター・プロジェクトについて使用済燃料貯蔵施設の建設を進めるにあたり、資金不足が課題となっていたが、平成20年7月には、我が国がG 8議長国としてロンドンで拠出国総会プレッジング会合を実施し、同建設計画に進展が見られた。
- (4) 平成18年7月に米露首脳より発表された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の当初参加国として、平成20年6月、GI第4回次官級会合（スペイン）に参加し我が国の国際的な核セキュリティ強化に向けた取組について発表を行い、各国と意見交換を行った。
- (5) 核物質防護条約強化のための改正については、我が国を含む共同提案国の中止・廃止

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

核セキュリティ対策の強化は喫緊の課題であり、我が国としても国際的取組（条約、イニシアティブ等）と連動し、適切な対応を実施することが求められている。このような状況下において、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の締約国を増加させるため、我が国の経験を紹介し早期締結を促していく必要がある。また、核物質防護条約改正については、引き続き締結に向けた国内調整を行っていく必要がある。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の具体的活動が平成21-22年度にも継続することを受け、我が国としても国際的取組に連動した対応が一層求められる。右に加え、IAEA及びG 8原子力安全セキュリティ関連会合への対応、及びチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトのフォロー及び追加拠出の必要性等を巡るG 8間の調整作業、IAEA核セキュリティ活動に対する一層の貢献、今後原発の新規導入・拡大が予定されているアジア地域の核セキュリティ確保の作業がある。

事務事業名 ⑤技術協力・研究開発(IAEAの技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA)に係る対応を含む。)

事務事業の概要

本協定は、IAEA活動の一環として、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関（我が国の場合には、群馬大学、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等）を通じて、促進及び調整することを目的としている。我が国は本協定及びIAEA技術協力を通じ、原子力の平和利用のための国際協力を推進している。

平成20年4月、ベトナムにおいて政府代表者会合が開催され、我が国代表が出席し、平成19(2007)年活動のレビュー、平成20(2008)年活動の承認、及び平成21(2009)－平成23(2011)年プログラムのレビュー等を行った。

有効性（具体的成果）

RCAは、医療・健康、農業、工業、環境、エネルギー、研究炉、放射線防護等の分野において、各種セミナー、トレーニング・コースの開催等を行っている。その中で、我が国は特に医療・健康分野の活動を重視しており、平成17年よりリードカントリーとして同分野、特に子宮頸ガンの放射線治療分野での事業の発掘・形成、評価、実施計画の策定を行ってきている。また、我が国がリードカントリーとしての役割を円滑に実施できるよう、国内におけるナショナル・プロジェクト・コーディネーターの指名及び国内対応委員会を設立し、平成20年度中には、2回の会合が開催され、医療・健康分野におけるRCAの活動に関する調整が行われた。こうした取組を通じ、我が国の貢献はRCA関係国に評価され、IAEAの場においても信頼を得てきている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今後のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は、引き続き医療・健康分野におけるリードカントリーを務めることが求められており、また、域内における放射線治療先進国として、協定加盟国の放射線治療技術の高度化に一層資するため、トレーニング・コース等の開催に引き続き貢献を行う必要がある。我が国は、国内のサポート体制と併せ、今後とも本件プログラムを着実に実施する必要があり、また、平成21年度にRCA議長国となることが予定されていることから、原子力先進国として、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティに留意しつつ、原子力技術の移転を円滑に実施することを支援する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ IAEAホームページ (www.iaea.org)
- ・ RCAホームページ (www.rca.iaea.org)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－3－2 科学技術に係る国際協力の推進

(施策レベル評価版：252頁)

事務事業名 ① 英、米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進

事務事業の概要

我が国は、43か国との間で28の科学技術協力協定を締結しており、協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策に関する情報・意見交換や、具体的な協力案件についての協議を行っている。外務省は個別の協力案件を実施する国内関係府省庁・独立行政法人をとりまとめて相手国との協議枠組みを調整・提供し、対話を主導している。

有効性（具体的成果）

科学技術協力協定を通じた協力は、二国間の科学技術協力に制度的枠組みを与えて実施していく重要な手段であり、協定に基づく実施取決めや二国間で合意する他の協力枠組み（例えば特定分野の協力のためのワークショップの開催等）を通じた協力活動の実施、対話を通じた情報交換・認識の共有・課題の確認など、我が国及び国際社会の科学技術発展という施策の目標の達成に欠かせない手段である。

平成20年度には、科学技術協力協定に基づき、フィンランド、オーストラリア、スイス、英国、フランスとの間で二国間会合を実施し、両国の科学技術政策や、ライフサイエンス・ナノテクノロジー・地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行い、両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、個別の二国間の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができた。また、EUとの間では、平成15年より困難な交渉をしてきた科学技術協力協定につき仮署名に至り、新たな二国間対話の基礎を作ることができた。これらにより、我が国と国際社会の科学技術の発展に寄与することが期待される。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国が科学技術協力を実施している主要国との間で、定期的な意見交換を行い、政府間で科学技術協力の推進を確認していくことは重要であり、平成20年度までに定期的な協議を実施しなかった各国との間で対話を実施する必要がある。また、科学技術協力を推進する上で重要な国の中、科学技術協力協定を締結していない国については、協定の新規締結の可能性の検討も含め、一層の協力を促進する必要がある。

事務事業名 ② 核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動）の実施に向けた国際協力の推進

事務事業の概要

イーター事業は、燃料が豊富で地域的偏在のない、そして安全かつ環境への負荷が少ないエネルギー源である水素を用いて、核融合エネルギーの科学的、技術的可能性を実証することを目的とする国際協力プロジェクトである（我が国、中国、EU、インド、韓国、ロシア及び米国の7極が参加）。資源の少ない我が国は、人類の恒久的なエネルギー源として期待される核融合エネルギーの研究開発において主導的な役割を果たしてきており、イーター工学設計活動を実施するなど、イーター事業の立ち上げにも初期から一貫して積極的に関わってきた。

また、今後我が国は、EUと協力して、イーターを支援するとともに将来の核融合原型炉建設をも視野に入れてブローダー・アプローチ活動を我が国において実施することとなっている。ブローダー・アプローチ活動を通じ、我が国とEUは、核融合エネルギーの実現に向けた研究開発分野における主導的役割を果た

し続けることを目指している。

外務省としても、イーター設立協定、ブローダー・アプローチ協定の策定等を通じ、こうした取組を支援している。

有効性（具体的成果）

平成19（2007）年に発効したイーター設立協定、ブローダー・アプローチ協定の下、イーター事業では各加盟国からの現物貢献のための調達契約がイーター機構との間で交わされ、ブローダー・アプローチ活動ではサテライト・トカマク計画で統合設計報告書が採択される等、両事業にて進捗が見られた。また、我が国は準ホスト国として機構長を輩出しており、また、平成20年6月には青森で理事会を開催する等、所要の国際的役割を果たしている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今^のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

イーター事業は機構発足後10年で実験炉を建設、その後20年間実験を行い、科学的、技術的な実現可能性実証がなされる長期の事業であり、現時点での総合的な評価を行うことは困難であるが、加盟各極の適切な関与を30年間維持し続けるための外交努力、各極への働きかけが不可欠である。また新たな貢献が得られる新規加盟極の開拓なども重要となっている。更に、我が国は本件事業の準ホスト国としての立場もあり、機構長を我が国から出しているほか、平成20年及び21年（予定）、理事会を本邦で開催するなど、ホスト極EUと共に本件事業の成功に向け努力する必要があることから、外務省としても引き続き可能な限りの支援を行う必要がある。

事務事業名 ③ 宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力

事務事業の概要

各国との宇宙に関する法的枠組み調整では、民間主体による宇宙活動の拡大、商業利用の一般化等、宇宙活動が多様化していく中、我が国は宇宙先進国として宇宙の秩序に係る法的側面からの議論に参加することが必要であり、国連及び各国間におけるルール作りに貢献することが求められる。

また国際宇宙基地協力協定の下、我が国、米、露、加、欧州15か国の共同プロジェクトとして国際宇宙基地計画が進められているが、同計画により微小重力環境を活用した科学研究が可能となるなど、我が国の総合的な科学技術力向上にとっても大きな成果が期待されることから、ISSの早期完成に向けた外交上の施策を実施している。

こうした外交上の施策の実施は、今後将来の国際協力の課題としての比重を増すと考えられる月・火星探査において我が国が適切な役割を果たす上でも重要である。

有効性（具体的成果）

宇宙に関する法的枠組みについては国連の中で、宇宙空間の平和利用に関する各国の国内法制やスペースデブリ（宇宙ゴミ）低減措置に関する国内メカニズムについて情報交換を行い、我が国の国内法制等を紹介し各国内法制等の調和に向けて一定の理解を得るとともに各国が宇宙空間の平和利用を行う際の法的基盤について有益な示唆を得た。更に、EUは「宇宙活動に関する行動規範」の案文策定作業を進めているが、我が国は宇宙の秩序構築への貢献等の観点から右案文に対し我が方見解を提示するとともにEU側との意見交換を行った。また、民間主体の参入・宇宙の商業利用等、近年の宇宙活動の多様化を踏まえ、平成20年度においても前年度に引き続き専門家等を招いて「宇宙法等検討会」を開催し、国際条約に合致した宇宙活動を行うための国内体制について検討を行い、とりまとめを完了した。その成果を、宇宙開発戦略専門調査会の下に設置された「宇宙活動に関する法制検討WG」に提示することを通じ、宇宙活動法に関する議論に貢献した。

更に、ISS計画については、日本の実験棟「きぼう」の中核部分打上げ、「きぼう」運用・利用開始、日本人宇宙飛行士（土井・星出・若田の三氏）搭乗等に当たり、我が国が国際宇宙基地協力協定に基づくISS計画の参加国としての活動が円滑に行われるよう、外交ルートを通じた働きかけを行うとともに、多数者間調整委員会や宇宙機関長会議での動向を現行の法的枠組みの観点から注視するよう努めた結果、法的枠組みに則った活動が行われている。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年8月に施行された宇宙基本法では「宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進する」ことが明記されており、平成21年5月末に策定予定の宇宙基本計画においても、「外交のための宇宙」（国際社会・アジア太平洋地域等への貢献等）、「宇宙のための外交」（宇宙産業発展のための外交努力、宇宙のルール（ガバナンス）構築への貢献等）の推進が盛り込まれる予定であることを踏まえ、外務省としても、従来の施策をより一層拡充強化していく必要がある。

例えば宇宙に関するルール作りでは、各国の利害が必ずしも一致しない中で、宇宙先進国としての指導的地位を維持しつつ、我が国が不利益を被ることのないように対応することが必要である。このような観点から、我が国の利益が確保されるような国際的なルール作りに引き続き努めるとともに、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等の国際的な調整の場において議長等の主要な役割を担えるような人材の中長期的育成に取り組む必要がある。

ISS計画については、日本の実験棟「きぼう」の着実な運用及び利用を通じて国際宇宙ステーション計画に貢献することにより国際パートナーの信頼を得ていく。また、宇宙諸条約との整合性の確保の観点からは、我が国も加盟している国際移動通信衛星機構（IMSO）において、平成20年10月に採択された条約改正による国内手続きを進めていくとともに、平成20年8月に施行された宇宙基本法の下、宇宙活動法策定に関する検討作業において、国際法との整合性等を確認していく。

その他、アジア太平洋地域等への貢献（我が国が主導するアジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）等を活用した取組の推進）、地球規模課題への対応等への貢献、二国間関係の強化、トップセールス等の宇宙外交に関する諸施策をより一層推進する。

事務事業名 ④ 国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じた科学技術協力の推進

事務事業の概要

国際社会において、懸念国・テロ組織への、大量破壊兵器・関連技術の拡散防止が喫緊の課題となっているところ、ISTCでは、ロシア・NIS諸国の大規模破壊兵器に関する技術及び専門知識の拡散を防止するため、関連研究者・技術者による、平和目的かつ将来の自立に繋がるプロジェクトの研究・技術開発を支援している。

我が国はISTCの原署名国であり、外務省より財政的な支援も行っている。またISTC理事会等の意思決定機関に外務省から代表者を派遣しISTCの運営に積極的に関与している。

有効性（具体的成果）

平成20年度も応分の支援を行った。また、コラボレーター（政府資金プロジェクトに技術的協力等を行う民間人）、パートナープロジェクト（民間企業による直接の資金的貢献）を通じて、関連研究者・技術者の知識・技術、関連施設を活用することにより、我が国の科学技術の発展も促した。支援額全体では、これまで8億1千万ドル以上の支援が行われ、延べ約9万7千人の大量破壊兵器関連研究者・技術者が平和目的のプロジェクトに従事することができ、関連技術の不拡散・ロシア・NIS諸国の平和的発展に貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

ISTCは東西冷戦終結時の大量破壊兵器の拡散防止に大きく貢献したが、ロシア、NIS諸国の研究者・技術者の置かれた研究環境、経済状況が全般的に向上したとは未だ言えない状況にある。技術・知識の流出の危険性は依然として存在し、懸念国やテロ組織への拡散の可能性はこれまでの脅威を更に増大させていくところ、軍縮・核不拡散の取組の一つとして、ISTC支援を継続する必要がある。

他方、これまで15年間の実績・経験の積み重ねを踏まえ、加盟各極の中には本件事業の地理的拡大（対象国、支援国）、事業範囲の拡大を主張する向きもあり、このためにISTCを改編していくことも討議の対象となっている。大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的事業への転用にかかるノウハウは他国・地域にとっても有用と考えられるところ、ロシア・旧CIS諸国以外にもこれらを必要とする国々は地球上に存在することから、これらに対応する可能性も含め、ISTCの改編にかかる議論について、我が国としても前向きに取り組み、改編の議論の過程に応じ従来の対応を見直し、改善していく必要がある。

事務事業名 ⑤ 国際科学技術研究開発協力分野における調査

事務事業の概要

科学技術・研究開発の発展及び規模の拡大にともない、科学技術分野での外交の重要性が増している。この分野において主導的な立場を有する我が国は、各国との科学技術分野での交流を戦略的に推進し、我が国が有する特性を活かして、国益を確実に反映するのみならず各国へも裨益する形で我が国外交を強化することが望まれる。そのためには、外部の専門家の知見等を活用しつつ、各国における科学技術外交の動向を把握し、科学技術研究開発における諸問題やその成果の国際政治及び経済問題に対する影響を分析し、我が国外交に生かすことが望まれる。

有効性（具体的成果）

平成20年度には、科学技術外交の取組を強化していく必要があるとの要請を踏まえ、先行する英国の事例を調査した。この結果、科学技術外交を進めていく上での体制上の課題等が明らかとなり、我が国における同様の政策の企画立案において、英国の成功例を取り入れ失敗を回避することが可能となり、政策遂行に効率性をもたらすことが期待される。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

専門家の知見の提供は、必ずしも科学技術面での情報に通じていない外務省にとって、政策立案上、重要な意義があった。

しかしながら、今後はこの調査の結果を踏まえ、科学技術外交の実践に向けた取組を強化していく必要があると考えられるため、調査・分析活動についてはいったん終了し、新規事業に投入資源を振り向けることが適切である。

評価をするにあたり使用した資料

二国間の科学技術協力（外務省ホームページ）

多国間科学技術協力（外務省ホームページ）

宇宙協力（外務省ホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 II—4 国際経済に関する取組

具体的施策

II-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	165
II-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	168
II-4-3	重層的な経済関係の強化	170
II-4-4	経済安全保障の強化	173
II-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	180
II-4-6	北海道洞爺湖サミットの開催	182

II-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

(施策レベル評価版：268頁)

事務事業名 ① ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組

事務事業の概要

日本の経済発展の礎って立つ柱である多角的自由貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉が妥結するよう取り組むと同時に、これと表裏の関係にある保護主義に対抗する。

有効性（具体的成果）

ドーハ・ラウンド交渉の推進

平成20年前半には、農業、非農産品市場アクセス（NAMA：Non-Agricultural Market Access）、サービス貿易、ルールの各交渉分野において議論のたたき台となる文書が発出された。これを受け7月にジュネーブで開催された閣僚会合において、我が国その他、米国、EU、オーストラリア、インド、中国、ブラジルからなる少数国会合に出席し、交渉の前進に努めた。また、サービス貿易についてはシグナリング閣僚会合が開催され前向きな進展が得られた。一時は、合意に向けて急速に協議が進んだものの、最終的には農業分野における関係国間の対立を直接の原因として交渉は合意に至らなかったが、11月には、世界経済の減速が顕在化して以降、保護主義の台頭に抗し、世界経済の回復に資するとの立場から、ラウンドの妥結を目指す気運が高まり、「金融・世界経済に関する首脳会合」及びAPEC首脳会合にて「年内のモダリティ合意を目指し努力する」とする首脳間の合意を達成した。12月には農業・NAMAの4回目の改訂文書が提示された。また、平成21年2月には我が国にラミーWTO事務局長を招へいし、交渉の進展を促すとともに、各交渉分野における我が国の立場を改めて伝えた。

保護主義の防遏

世界経済・金融の低迷を受け、各国が保護主義的措置を導入する中、WTOにおいては、加盟国の措置の透明性確保と保護主義を抑止する意図から、WTO整合性を予断しない形での関連措置のとりまとめを実施し、我が国も保護主義を防遏する立場からWTOによる報告書の改訂作業等に協力した。また、2月に開催された対日貿易政策審査においては、加盟国から寄せられた700余の質問への回答及び議場での議論を通して情報公開に努め、各国より我が国において保護貿易的措置が取られていないことへの評価を受けた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

世界的な金融・経済危機を受け、各国が保護主義的傾向を強める中、ドーハ・ラウンドの早期妥結により自由貿易体制を維持・強化し、世界経済の回復を図ることがこれまでに増して重要となっている。

また、平成20年度前半には交渉の主要プレーヤーである米・印政権の新政権立ち上げ等を経てラウンド交渉の加速化が見込まれる中、我が国としても望ましい妥結を導くべく交渉体制を強化する必要がある。

さらに、ラウンド交渉が妥結した場合には、その成果を協定に盛り込む協定改正の作業が必要となるため、人的資源及び専門的知見の充実が不可欠である。

事務事業名 ②経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進

事務事業の概要

現在交渉中の国々との間での経済連携協定交渉（EPA）締結に向けて交渉し、また、地域大のEPAの研究や検討へ積極的に参加し、貢献する。

有効性（具体的成果）

（総論）

インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体及びフィリピンとの協定発効、ベトナム及びスイスとの協定署名をはじめ大いに進展があった。

（各論）

我が国の経済連携強化に向けた取組の成果は、以下のとおり。

（1）日インドネシア経済連携協定は平成20年7月に発効し、往復貿易額の約92%の関税が10年以内に無税となる。

（2）日ブルネイ経済連携協定は平成20年7月に発効し、往復貿易額の約99%の関税が10年以内に無税となる。

（3）日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定は平成20年12月に我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間で、平成21年1月にブルネイとの間で、平成21年2月にマレーシアとの間で発効した。本協定は我が国初の複数国間のEPAであり、我が国と緊密な関係を有するASEANとの戦略的関係強化や原産地規則の累積（注）規定を日・ASEAN域内で適用することによる域内全体の生産ネットワークの強化も期待できる。

（4）日フィリピン経済連携協定は平成20年12月に発効し、往復貿易額の約94%の関税が10年以内に無税となる。

（5）日ベトナム経済連携協定は平成20年12月に署名された。本協定が発効すると、往復貿易額の約92%の関税が10年以内に無税となる。同協定は、物品及びサービスの貿易自由化並びに関連分野での連携強化を図ることにより、近年目覚ましい経済発展を遂げているベトナムとの貿易・投資を始めとする経済関係全般の強化に資するものである。

（6）日スイス経済連携協定は平成21年2月に署名された。本協定が発効すると、往復貿易額の約99%の関税が10年以内に無税となる。同協定は、我が国にとって欧州の国との初のEPAであり、両国の一層の経済関係強化に寄与するとともに、アジアを中心に進めてきたEPAの網を欧州に広げたという観点からも、我が国の経済外交推進の上で戦略的意義を有するEPAと言える。

（7）韓国との間では、平成20年4月の首脳会談の一致を受け、6月及び12月に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催した。平成21年2月の日韓外相会談にて実務協議のレベルを審議官級に上げることで一致した。

（8）湾岸協力理事会（GCC）との間では、2回の中間会合を開催した（平成21年3月に第4回中間会合を開催した）。

（9）インドとの間では、6回の会合を開催した（平成20年12月に第11回会合を開催した）。

（10）豪州との間では、4回の会合を開催した（平成21年3月に第8回会合を開催した）。

（11）平成20年7月に採択された日EU・BDRT（ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル）による日EU首脳への提言を踏まえ、政府レベルでも日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、真剣に検討をしてきているところである。

（12）ASEAN+3の民間専門家により検討が進められている東アジア自由貿易圏（EAFTA）構想につき、平成20年8月のASEAN関連経済大臣会合にて同研究の中間報告が行われた。平成21年秋の最終報告書に向け研究を継続している。

（13）ASEAN+6の民間専門家により検討が進められている東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想につき、平成20年8月のASEAN関連経済大臣会合にて同研究の報告が行われ、第2段階の民間研究を始めている。

（14）アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想につき、平成20年11月のAPEC首脳・閣僚会議にてFTAAPの選

折肢及び展望の検討作業の進捗につき報告が行われ、更なる検討作業を継続している。

(注) 累積：ある產品が締約国Aで生産される場合、その生産に使用された締約国Bの原産材料を締約国Aの原産材料とみなすこと。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

経済連携については、平成20年6月27日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」において経済連携の加速の重要性が確認された。現在交渉中のGCC諸国、インド、豪州、ペルー、またEPA交渉再開に向けて検討している韓国につき、「経済財政改革の基本方針2008」別表の「2010年に向けたEPA工程表」を踏まえ、引き続き積極的に推進する必要がある。また、様々な広域経済連携構想の検討が進められているところ、我が国としてグローバル化が進展する国際社会の安定的な成長に寄与していくため、東アジア及びアジア太平洋地域におけるこれら経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、各國と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。米国及びEUとの取組については、将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論を踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUとともに準備を進めていく。さらに、発効済みのEPAにつき、合同委員会や各種小委員会の開催等を含め、その着実な実施に引き続き取り組む。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（世界貿易機関（WTO）、自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）

世界貿易機関（WTO）ホームページ <http://www.wto.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワ

ード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-4-2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組

(施策レベル評価版：272 頁)

事務事業名 ①OECDにおける国際的なルール作りおよび政策協調への積極的参画

事務事業の概要

経済協力開発機構（OECD）は、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に加え、金融・経済危機等への取組等、新たな課題にも意欲的に取り組んでおり、「先進国標準」が醸成されていくことや、政策提言を行う先導的役割を果たすことにその特色がある。それら活動は、国際的なルール作り政策協調に直結しており、我が国にとって有利な形に導くことが極めて重要である。

有効性（具体的成果）

（1）ルール作り及び政策協調への参画

（イ）OECD 産業・イノベーション・起業委員会で引き続き模倣品・海賊版に関する作業が行われており、フェーズⅠ（有形の模倣品・海賊版の影響調査）に続き、平成 20 年度にはフェーズⅡ（デジタル・コンテンツの模倣品・海賊版の影響調査）が終了した。

また、平成 20 年には、知的財産権侵害への対処に関する OECD 勧告案の検討が開始され、我が国は米国との協調の下、勧告案採択に向けて取り組んでいる。

（ロ）平成 20 年度 OECD 閣僚理事会において、ソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド。SWF）に関する閣僚宣言が採択された。これにより、SWF に対する受け入れ国の投資政策ガイドラインが策定され、宣言の参加国はガイドラインを順守するよう奨励されることとなった。近年国際的に関心の高まった SWF に関する投資政策ガイドラインをいち早く策定することにより、OECD が国際情勢をわきまえつつ国際標準のルールを形成する能力を示す一例となった。我が国よりも、SWF 側が透明性を高めることにより受け入れ国側が保護主義的な投資政策を回避しやすくなることの重要性を指摘し、宣言に適宜反映された。

（ハ）平成 20 年 4 月、OECD による対日経済審査の結果が公表された。OECD による同審査を通じて、我が国が取り組んでいるマクロ経済政策や歳出改革、税制改革及び労働市場改革等の制度改革に係る様々な施策が、OECD 並びに加盟各国に認識されることとなった。

（2）非加盟国協力活動の支援・促進

（イ）MENA-OECD イニシアティブ（中東・北アフリカの 18 か国を対象とし、投資プログラム及びガバナンスの 2 つのプログラムより構成）は、平成 20 年 1 月から更に 3 年間 MENAⅡ として延長されることとなった。MENAⅡ では、MENAⅠ での成果に基づき、MENA 諸国の投資環境改革に向けより具体的な貢献を行っている。また、我が国は MENA 開始時より共同議長を務める等人的財政的貢献を行ってきている。

（ロ）NEPAD-OECD アフリカ投資プログラム（我が国が平成 17 年の OECD 閣僚理において提案。サブ・サハラ地域を対象とし、開発の促進・貧困削減等を目的としている）に対して、我が国はプログラム開始当初より人的財政的貢献を行ってきている。TICAD プロセスにおいてより一層の対アフリカ支援の姿勢が打ち出される中、我が国は同プログラムの平成 21 年から 23 年までの延長を支持した。平成 20 年 12 月には第三回ラウンドテーブルが開催され、運輸インフラへの投資を中心に議論が行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(イ) ルール作り及び政策協調への参画

OECDにおけるルール作り及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より有効である。また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが必要である。

(ロ) 非加盟国協力活動の支援・促進

OECD加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めるこことや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より有効である。また世界標準の対等な競争環境を創造することは我が国企業の利益となる。

事務事業名 ②世界経済の分析とOECDを通じた国際経済秩序強化の取組

事務事業の概要

OECDは、現在、世界的に影響を及ぼしている金融・経済危機についても積極的に取り組んでおり、豊富なマクロ経済分析等を通して政策提言を行っている。我が国としても、その過程に貢献し、国際的な経済秩序の強化に積極的に取り組むことが重要である。

有効性（具体的成果）

平成20年度後半より深刻化した金融・経済危機に関し、OECDにおいては、幅広い情報やマクロ経済分析及び長期的、構造的な分析への知見を通して、首脳会談等のタイミングを捉えて政策提言等重要なインプットを行い世界経済回復に向けた議論をリードしている。中でもロンドンサミット（4月2日）の前には、我が国からの強い働きかけにより臨時で経済政策委員会を開催し、3月31日に経済見通しを公表した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

金融・経済危機への対処は、短期的には緊急避難的な措置として重要であるだけでなく、長期的には磐石な国際経済秩序の構築に繋がる取組である。従って、引き続き、中・長期的な視点から、OECDによる世界経済の分析、及び政策提言をサポートすべく、我が国として貢献する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成21年版外交青書

外務省ホームページ(OECD) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html>

OECD東京センターホームページ <http://www.oecdtkyo.org>

OECDホームページ <http://www.oecd.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－4－3 重層的な経済関係の強化

(施策レベル評価版：276 頁)

事務事業名 ① APEC（アジア太平洋経済協力）を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進

事務事業の概要

APEC首脳会議、閣僚会議等で、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力を推進する。

有効性（具体的成果）

以下の取組を含む施策の展開により、APECを通じた貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に貢献した。

- (1) 国際金融危機の早期解決に向け、首脳レベルでの力強いメッセージを発出すべきとの認識で一致し、平成20年11月の首脳会議において、世界経済に関する独立声明が採択された。
- (2) 同声明において、保護主義の防遏に向けてWTO・DDA交渉の早期妥結を追求することが確認された。
- (3) 平成20（2008）年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書が承認され、引き続き取組を進めていくことが確認された。
- (4) 平成20年6月の貿易担当大臣会合において、APEC域内の投資環境整備を一層促す投資円滑化行動計画（IFAP）が承認された。
- (5) セーフガード、ビジネスマンの一時的入国、競争政策、環境の4分野に関し、FTA交渉の参考となる具体的措置を列挙したモデル措置が承認された。
- (6) 構造改革及び国内措置に関する取組は、ボゴール目標達成の手段として、また地域経済統合に資するものとして重要との認識の下、平成20年8月にAPECで初となる構造改革大臣会合が開催された。
- (7) APECの取組の効率性・継続性を確保する観点から、平成22年1月に就任予定のAPEC専任事務局長の諸条件及び選定プロセス等を含む、事務局機能の強化を柱としたAPEC改革案が承認された。
- (8) 我が国は、平成20年8月にリマにおいて「投資環境改善の成功要因共有のための包括的キャパシティビルディングに関するセミナー」を開催した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

先進エコノミーにとってはボゴール目標の達成期限であり、我が国がAPECの議長となる平成22（2010）年に向けて、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的協力の促進を拡充強化する必要がある。

事務事業名 ② ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進

事務事業の概要

- (1) ASEM首脳会合、外相会合等の各種会合において、アジア・欧州間の政治、経済、社会・文化その他の課題について欧州の対話と協力を促進する。
- (2) ASEMの将来についての検討等、ASEMの個別の活動へのイニシアティブを發揮する。

有効性（具体的成果）

以下の取組を含む施策の展開により、ASEMを通じた具体的な対話と協力の促進に貢献した。

- (1) 第7回ASEM首脳会合：平成20年10月24日及び25日、北京にて開催され、我が国より麻生総理大臣が

出席した。国際経済・金融情勢、グローバルな課題（食糧価格高騰、気候変動、防災等）、国際情勢・地域情勢、持続可能な開発、文明間の対話の深化について意見交換が行われ、我が国は、国際経済・金融情勢や気候変動、開発、感染症対策等において積極的に議論に参加した。

(2) 鳥インフルエンザ対策：50万人の抗ウィルス薬及び防疫用品のシンガポールへの備蓄及びキャパシティビルディング等の事業のため、36億9460万円（平成19年度補正予算）を、アジア欧州財団（ASEF）に拠出しており、同事業の推進を通じて、アジアにおける鳥インフルエンザ対策に貢献するとともに、アジア欧州財団の能力強化に貢献した。

(3) 気候変動に対する適応セミナー：平成20年10月、東京にて我が国が主催した。政府関係者、専門家等約100名が参加した。水資源、保健、農業、防災及び生物多様性の5分野について、意見交換が行われ、気候変動への適応分野においてASEMメンバー国、機関が密接な情報交換と協調行動をとるべきこと等を内容とする議長声明が採択された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

- (1) 第9回国外相会合（平成21年5月）を含む各種会合への積極的な参加を通じて、我が国の政策をアピールするとともに、理解や関心を深める必要がある。
- (2) 気候変動、感染症、テロ等のグローバルな課題への対応、文化面での対話等の課題へ対応するための具体的協力を引き続き推進する必要がある。

事務事業名 ③ 日・EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進

事務事業の概要

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、日・EU行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じてのEUや欧州各国との二国間経済関係の強化及び協力案件の推進。日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）を始めとするビジネス界との経済分野における（官民）連携の推進。

有効性（具体的成果）

- (1) 日・EU規制改革対話の枠組みの下で、日・EU双方要望事項について進展ないしは一定の前向きな反応が得られるとともに、双方の制度理解が着実に進む等、着実な成果が得られた。
- (2) 日・EU間及び欧州各国との二国間の枠組みを通して、我が国企業が大きな影響を受けるEUの規制について必要な働きかけを行うこと等により、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。
- (3) BRTや在欧日本企業へのアンケート実施等を通じ、民間の要望を十分に吸い上げ、対EU経済政策に反映させた。例えば、日・EU規制改革対話の前に、EU域内の在欧日本企業として把握しているおよそ全ての企業に対してアンケートを行い、要望を吸い上げ、政府としての対EU要望に反映した。（例：在欧日系企業駐在員の滞在許可証の取得にかかる時間の短縮）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日・EU規制改革対話等の場を活用して、在欧日本企業にとってのビジネス環境向上のための改善を引き続き要望していく必要がある。また、我が国企業の意見や要望を反映した実効的な政策決定のため、引き続き、ビジネス界との連携を強化する必要がある。

事務事業名	(4) 日・EU間の共通の国際的関心事項への取組を強化
事務事業の概要	気候変動、エネルギー、WTO等、共通の国際的関心事項について協力して取り組む。
有効性（具体的成果）	以下を含む成果があげられた。 (1) 第17回定期首脳協議において、国際社会の平和と繁栄に主導的役割を果たす戦略的パートナーとして、対話から行動志向の協調へと日・EU協力を深めるため、一層連携を強めていくことで一致し、特に、気候変動、世界経済、WTO等の国際社会の重要課題について、北海道洞爺湖サミットの成功に向けて日・EUが一層協力することで一致した。 (2) また、世界中で関心が高まっている「消費者の安全・安心」に関し、日・EU協力を一層促進することで一致し、共同プレス声明別添文書を発出した。
事業の総合的評価	<input type="checkbox"/> 拡充強化 <input type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 今まま継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) 拡大・深化に伴い、国際社会において発言力・影響力を増大させているEUとの協力は、ますます重要なっており、現在の取組を引き続きしていく。

評価をするにあたり使用した資料
【APEC】
<input type="checkbox"/> APECリマ閣僚会議（概要と評価）（外務省ホームページ）
<input type="checkbox"/> APECリマ首脳会議（概要と評価）（外務省ホームページ）
【ASEM】
<input type="checkbox"/> アジア欧州会合第7回首脳会合（概要）（外務省ホームページ）
<input type="checkbox"/> 「ASEM気候変動に対する適応セミナー」について（外務省ホームページ）
【EU】
<input type="checkbox"/> 第17回日・EU定期首脳協議（概要と評価）（外務省ホームページ）
<input type="checkbox"/> EU事情と日・EU関係（外務省ホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－4－4 経済安全保障の強化

(施策レベル評価版：282 頁)

事務事業名 ①国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、資源生産国・消費国間の対話の関係の強化及び生産国との良好な関係の維持・強化

事務事業の概要

エネルギー・鉱物資源のほとんどを海外に依存する我が国にとり、国民の安定的な経済生活を維持する上で、資源の安定供給の確保は外交政策上極めて重要な課題。特に近年では、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の生産国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、原油をはじめ資源価格が歴史的な高騰の後に急落するという不安定性を示しており、資源外交の強化が急務となっている。こうした認識に基づき、（1）エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、（2）安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、（3）エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に取り組んだ。

有効性（具体的成果）

（1）エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保

平成20年3月に閣議了解した「資源確保指針」に基づき、ハイレベルの要人往来、ODA、政策金融、貿易保険等の経済協力の戦略的活用、経済連携協定（EPA）や二国間投資協定等の経済連携強化等を実施した。

（2）安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成

下記の取組を通じ、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化に努めた。

- （イ）田中伸男氏が事務局長を務める国際エネルギー機関（IEA）の活動に積極的に貢献し、エネルギーに関する国際規範の形成とその遵守の確保及び消費国間の協力を推進した。
- （ロ）平成20年4月に開催された第11回国際エネルギー・フォーラム（IEF）閣僚会合に小池外務大臣政務官（当時）が出席したほか、サウジアラビアの呼びかけにより同年6月にジッダにて開催された石油産消国會議及びこのフォローアップのため同年12月に開催されたロンドン・エネルギー会合等の産消対話の枠組みに参画し、生産国との対話を推進した。
- （ハ）北海道洞爺湖サミットに先立ち、平成20年6月に青森で開催されたG8エネルギー大臣会合では、中・印・韓の3か国閣僚を含む拡大会合も開催し、国際省エネルギー協力・パートナーシップ（IPEEC）の立ち上げに合意する等の成果を得た。続いて7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいて、我が国は議長国として世界経済及び気候変動の文脈でエネルギー問題を取り上げた。ここでは、G8として原油価格高騰に対する強い懸念を表明しつつ、需要面・供給面の行動を国際社会に呼びかけるとともに、商品先物市場の透明性向上に向けた協力の促進、エネルギー効率に関するIEA勧告の最大限の実施等が約束された。
- （二）エネルギー憲章条約（ECT）に関しては、河村前駐EU大使が議長を務めるエネルギー憲章会議における議論等を通じて、エネルギー原料・產品の貿易の自由化、通過の促進、エネルギー関連投資の促進・保護に向けた議論を主導した。平成21年3月には東京で「アジア太平洋地域におけるエネルギー貿易・投資・通過の法的枠組の促進」エネルギーワークショップを主催し、ECTに対する国内の理解を深めるとともに、アジア太平洋地域における加盟国拡大を図った。
- （3）エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化
エネルギー需要が増大するアジア地域を中心に世界的なエネルギー効率改善を推進するため、アジア諸

国等との二国間協力、アジア太平洋経済協力（APEC）や東アジア首脳会議（EAS）等の地域的枠組み、平成19年のハイリゲンダム・サミットで合意したハイリゲンダム対話プロセスにおける対話等を推進した。更に、平成20年6月のG8十中・印・韓エネルギー大臣会合においてエネルギー効率向上を目的とする国際的パートナーシップであるIPEECの立ち上げへの合意を取り付け、以降、4度の準備会合を主催する等により、その実現に向けた努力を主導した。

また、国際バイオ・エネルギー・パートナーシップ（GBEP）等を通じて再生可能エネルギーの推進に努めた。平成21年1月に設立署名式典が行われた国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、関連会合への我が国代表の派遣等を通じて、加盟の是非を含む我が国としての対応の検討を進めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

エネルギー・鉱物資源を巡る情勢の変化を踏まえ、我が国の資源安定供給に向けた二国間・多国間の取組を一層強化する必要がある。特にレアメタル等の鉱物資源については、中国等の生産国との戦略的関係を構築することが急務である。また、需要側・供給側の双方の努力を推進し、資源価格の不安定性に対処し、エネルギー市場・貿易システムの安定化を実現するための国際的努力を主導することも重要である。更に、気候変動を背景として、エネルギー効率向上及び代替エネルギー開発推進が世界的課題となっているところ、既存の枠組みに加え、IPEECやIRENA等の新しい機関の活動に我が国が積極的に対応していくことも必要となっている。

事務事業名 ②国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用

事務事業の概要

我が国は食料供給の約6割（カロリーベース）を海外に依存する世界最大の農産物純輸入国であり、食料安全保障の強化は外交政策の基本的目標の一つである。平成20年夏をピークとして、世界的な食料価格高騰と共に伴う飢餓・栄養不足の拡大や暴動の発生が大きな国際問題となり、我が国はこれに対処するための国際的取組を主導した。具体的には、（1）食料危機に対する国際的対応の形成、（2）国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）を通じた取組、（3）我が国への食料安定供給に向けた取組等を実施した。

有効性（具体的成果）

（1）食料危機への国際的対応の形成

食料価格高騰により平成20年春頃から深刻化した食料危機に対し、以下のように首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。

（イ）平成20年4月に福田総理大臣（当時）は、北海道洞爺湖サミットで食料危機に対する力強いメッセージを打ち出す決意を示す書簡を、国連事務総長及び世界銀行総裁宛に発出した。引き続き、同年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、アフリカにおけるコメ生産の今後10年での倍増に向けた協力を含む食料・農業分野の対アフリカ支援策を発表した。更に、同年6月にローマで開催されたFAO主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」に福田総理大臣が出席し、この問題に対する日本の考え方と追加的支援策を表明した。

（ロ）平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは、食料危機に対する短期から中長期に亘る対策や食料危機の再発防止を目指す「農業・食料安全保障に関するグローバル・パートナーシップ」（GPAFS）の実現を盛り込んだ「世界の食料安全保障に関するG8首脳声明」を発出した。これらの約束を着実に実施に移すため、G8専門家会合が設置された。我が国は同年11月に東京で第1回専門家会合

を主催し、GPAFSに関するG8提案をとりまとめたほか、累次の会合に積極的に関与した。

(ハ) 更に、平成20年9月に開催された「食料危機・気候変動に関する国連事務総長主催夕食会」への麻生総理大臣の出席、平成21年1月に開催されたスペイン首相・国連事務総長主催「食料安全保障に関するマドリッド会合」への御法川外務大臣政務官等の出席を通じ、北海道洞爺湖サミットで我が国が道筋を示した食料危機への国際社会の一一致した対応の具体化に向け貢献した。なお、食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場で高く評価されており、平成20年12月に国連事務総長が主催した世界食料安全保障に関するハイレベル・タスク・フォース会合に際する声明でも、G8議長国として日本が果たした役割に特に言及があった。

(2) 国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)を通じた取組

FAOについては、最優先課題である改革に向けた議論に積極的に参加し、平成20年11月の総会における改革に向けた即時行動計画の採択に貢献した。また、FAOを通じた国際的対話(平成20年6月の「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」等)、国際条約・基準の策定・運用(FAO/WHO合同食品規格委員会(Codex)等)を推進した。

IGCでは北原悦男事務局長の下で、穀物貿易に関する情報収集体制の強化等に向けた議論を主導した。

(3) 我が国への食料安定供給に向けた取組

食料価格高騰を背景として、中東諸国や中国、韓国等の食料輸入国が、食料確保を主目的として、海外への農業投資を活発化させていることを受け、我が国の対応に関する関係省庁間での協議を主導した。平成21年3月には東京で国際シンポジウム「食料安全保障を考える：グローバル・パートナーシップの形成に向けて」を開催し、世界の第一線の専門家を集めて国際的農業投資に関する官民連携のあり方等に関する議論を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

食料価格高騰、中長期的な食料需給の逼迫、飢餓・栄養不足人口の増大等、世界の食料情勢は大きな変化を迎えており、我が国として、世界の食料問題への対応だけでなく、我が国への安定供給の確保に向け、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。特に食料輸入の多様化・安定化のため、海外農業投資の促進に向けた官民連携の強化が急務となっており、これを具体的に推進していくことが急務となっている。また、FAO等を通じた国際的対話の強化が見込まれており、我が国として引き続き積極的に対応し、国際的取組を主導していくことが重要である。

事務事業名 ③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進

事務事業の概要

世界の漁業資源の悪化・枯渇に対する懸念が広がりつつある中、我が国は責任ある漁業国として、国際場において、海洋生物資源の持続可能な利用と適切な保存管理、海洋環境保全のための協力に積極的な役割を果たしている。特に、地域漁業管理機関(RFMO)を通じ、科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力し、主要漁業国・水産物輸入国としての知見を生かして、国際条約を始めとするルール策定や近年の国連総会漁業決議の採択などを踏まえた新しい国際的枠組みの設立に向けた関係国との協議に積極的に参加している。

捕鯨については、これまで、国際捕鯨委員会(IWC)では、持続可能な利用支持国と反捕鯨国が対立したままで、IWCとして前向きな議論や決定が何もなされていない状態であった。しかし、平成20年6月に

サンティアゴ（チリ）にて行われた第60回IWC年次会合において、かかる状況を開示し、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等の論点についてパッケージによる解決を目指すべく、小作業グループ（SWG）の設置に合意し、我が国も、当該「IWCの将来」プロセスに対し積極的に参画し議論を行ってきた。我が国は、科学的根拠に基づき、保護すべき鯨種は適切に保護しつつ鯨類資源の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、IWC加盟国に対し、この立場への一層の理解と支持を積極的に働きかけている。また、鯨類資源に関する科学的知見を収集するために実施している合法的な調査活動が反捕鯨団体により不当に妨害されることのないよう、関係国への働きかけ等も行っている。

有効性（具体的成果）

南北太平洋における新たなRFMOの設立に向けた協議や国連食糧農業機関（FAO）における寄港国措置協定策定に関する協議への参加に際し、我が国の利益・関心を十分反映した内容になるよう積極的に発言した。

マグロ類については、我が国が率先してRFMOにおける保存管理措置を導入した。具体的には、大西洋におけるクロマグロの国別割当の削減、また太平洋におけるメバチマグロの漁獲量の削減を主導し、ミナミマグロについては漁獲物をトレース（追跡）する漁獲証明制度を導入し過剰漁獲の抑制を図った。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

捕鯨については、パッケージ合意に向けた関係国間の議論が行われているほか、第60回IWC年次会合において、我が国より、反捕鯨団体による調査捕鯨の妨害行為については、IWC加盟国が連携し、協力して対策をとることが必要であり、今回の年次会合において、関係国間の協力が推奨されるとともに、妨害活動は許さないという姿勢を示すべきと強く主張し、各国からも支持する意見が相次ぎ、これが年次会合の議長報告書に記載された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

南北太平洋における新RFMO設立条約及びFAO寄港国措置協定に関する作成交渉は進展しているものの、最終化には至っていない。特に、北太平洋RFMOは我が国漁業の利益に直結するため、引き続き主導権をとって交渉を進めていく。

マグロ類資源の保存管理措置については、我が国が科学的根拠に基づき主導したものであり、資源の持続可能な利用と我が国漁業の長期的・安定的な発展に資するものである。しかし、同時に我が国漁業者に負担を課すものもあることから、我が国のみならず他国も公平に責務を果たし、保存管理措置が適切に遵守される枠組みとなるよう注意しながら、資源の保存と持続可能な利用を確保するよう国際協力を進めていく必要がある。

捕鯨問題については、一部の鯨類資源は持続可能な利用が十分可能なレベルにまで回復しているにもかかわらず、反捕鯨国等の反対のため、依然として商業捕鯨再開への道筋はついていない。また、鯨が大量の海洋生物を捕食していることによる漁業と鯨との競合は広く我が国水産業全体に影響を及ぼし得る問題である。したがって、海洋生物資源全体の適切な管理・保存のため、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続可能な利用という我が国の立場について引き続き理解を求めていく必要がある。

事務事業名 ④我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応

事務事業の概要

我が国は四方を海に囲まれた海洋国家であり、エネルギー資源のほぼすべてを海上輸送に依存している。

アフリカ地域、特にソマリア沖・アデン湾の海賊問題は、国際的な課題であると同時に、人命及び財産

の保護の観点から急を要する課題となっている（特に平成20年夏以降急増し、同年10月～12月には48件と約2日に1件の割合で発生）。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として、平成21年3月13日に海上警備行動を発令し、海上自衛隊の護衛艦2隻が3月30日に現場海域での活動を開始した。また、新たな海賊対処のための法案を3月13日に閣議決定・国会に提出した。

右に加え、ソマリア情勢の安定化に向けた取組や沿岸諸国等の取締り能力向上等ソマリア沖の海賊対策に関する様々な国際協力を推進している。

東南アジアにおいては依然として海賊事件が多発しており、我が国の海上輸送の脅威となっている。

アジアにおける海賊対策を一層効果的にするためにには、各国の主権を尊重するとの前提の下、各国の取締り能力の向上と関係国間での情報共有等による協力強化が必要である。特に後者の情報共有の強化については我が国はアジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の下設立された情報共有センター（ISC）に邦人の事務局長を派遣する等しつつ、関係国との情報共有及び協力体制の構築を強化している。また、ISCを経由しない締約国同士の二国間協力も促進している。

（例）ソマリア海賊の根絶に向けた我が国の取組

- ・ソマリア暫定連邦「政府」（TFG）の入国管理職員等を対象にナイロビにてセミナーを2度実施
(国際移住機関（IOM）経由で100万ドルを拠出)
- ・ソマリア暫定連邦「政府」（TFG）の警察官を対象に訓練を実施予定（UNDP経由400万ドル）
- ・ソマリア周辺国の海上保安能力の向上を目的とした研修にイエメン及びオマーンの海上保安機関の職員を招聘
- ・平成21年1月末、ジブチにて周辺諸国を中心とした地域協力のための会合が国際海事機関（IMO）主催で開催され我が方もオブザーバー参加した。また、海賊対策ワークショップを開催した。
- ・平成20年12月にニューヨークで開催された安保理閣僚級会合には、米・英・露の外相のほか、我が国からは西村外務大臣政務官が出席。
- ・安保理決議第1851号に従い、ソマリア沖海賊対策に関する国際協力メカニズムとして、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CG）第一回会合が平成21年1月14日にニューヨークで開催され、我が国を含む24か国、5国際機関が参加。海賊対策地域調整センターの設置の検討や4つの作業部会の設置等を決定。2月下旬以降、上記作業部会がそれぞれの分野で累次開催。3月中旬には、第2回CG会合がカイロで開催された。

有効性（具体的成果）

海賊問題への対応における国際協力の状況が大幅に進展した。ソマリア沖、アデン湾の海賊対策に参加し、資金援助、人材育成も行う等の多層的な取組が行われた。ReCAAPもアジアの海賊対策において重要な役割を果たしている。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

ソマリア沖、アデン湾海賊問題に有効に対処するための国際協力を検討し、推進する。

また、イエメン、ジブチなどの沿岸国に対する具体的支援を検討し、推進する。

事務事業名⑤我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保

事務事業の概要

我が国は四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋の秩序を維持・増進することの重要性は大きい。その観点から、海洋の法的秩序と包括的に規定する国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献の必要がある。特に国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までの海底等をその大陸棚とともに、大陸縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を超える大陸棚を設定できるとしている。国土面積が小さいのみならず天然資源の乏しい島国である我が国にとって、周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源の経済的な重要性は大きい。海底資源の安定的確保を通じた経済的権益の確保のため、同条約に基づき我が国の大陸棚の限界を延長すべく、国連海洋法条約の関連条文の解釈及び大陸棚限界委員会（CLCS）がこれまでに行った勧告について検討を行うとともに、周辺海域の海底地形・地質調査を進めてきた。これら検討・調査の結果、平成20年10月31日、総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部会合は、日本が国連海洋法条約に従って大陸棚の延長を申請する対象海域について決定を行い、11月12日にCLCSに対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

有効性（具体的成果）

国連海洋法条約に従い、我が国がこれまでの他国の申請や意見交換を参考にしつつ、大陸棚限界委員会に対し、同委員会の科学的・技術的ガイドラインを踏まえた海底地形等の詳細な科学的数据に基づく申請を行ったことは、大陸棚延長により我が国の海洋権益を確保する観点から極めて重要である。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国の申請は、CLCSに設置される小委員会によって詳細に審査されることになる。今後の審査において、我が国の延長申請海域が最大限に認められるよう審査に適切に対応する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成21年版外交青書（「平成20年の国際情勢と日本外交」）
○外務省ホームページ
（経済→エネルギー）
・日本のエネルギー外交
・各種枠組み・地域におけるエネルギー分野に関する取組
（外交政策→経済→経済安全保障）
・国連食糧農業機関（FAO）
・国際商品機関
（経済→海洋）
・国連海洋法条約
・海賊問題
（経済→漁業）
・漁業問題と外交
・捕鯨問題 等

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－4－5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

(施策レベル評価版：288 頁)

事務事業名 ①海外における知的財産権保護強化に向けた取組

事務事業の概要

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けた取組の加速、知的財産権保護に関する二国間の対話、在外公館における知的財産担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。

有効性（具体的成果）

- (1) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始した。
- (2) 日中、日韓、日米、日EU間の二国間の対話を継続することにより、他国の模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まった他、模倣品・海賊版対策のための協力が深まり、海外の模倣品・海賊版対策を促進できた。
- (3) 在外公館において知的財産担当官の対応力強化をすることにより、海外における日本企業支援及び関係機関との連携を促進することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを今後もしっかりと継続していく必要がある。

事務事業名 ②在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ

事務事業の概要

現地政府に対する行政・司法手続の是正の申し入れ、事業の相手方とのトラブルを解決するための働きかけ等を必要に応じて行い、ビジネス環境の改善に努めるとともに、現地情報の入手や人脈形成への協力等種々の支援を展開している。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した支援にも積極的に取り組んでいる。

有効性（具体的成果）

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を改訂し、これまで以上に積極的な対応が可能になった。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能とした。在外公館からの四半期毎の実績報告などにおいて、現地での情報入手、人脈形成への協力、現地政府に対する是正の申し入れ等のケースについて、多くの具体的な成果があり、企業支援が有効に行われていることが確認された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

- (1) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本

企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとつての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

- (2) 一定の成果は出ているが、我が国の EPA 推進等により、今後一層日本企業が海外進出する可能性があることから、これまで以上に細かい対応が期待されており、このような期待に応えていく必要がある。

事務事業名 ③2010年末までに対日直接投資残高を対GDP比5%程度に増加させることを目指す取組

事務事業の概要

「対日投資促進プログラム」(平成15(2003)年3月策定)、「対日直接投資加速プログラム」(平成18(2006)年6月策定、平成20(2008)年12月改訂)に基づき、種々の取組や施策を実施。外務省は、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税条約や社会保障協定等の交渉や締結等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。

有効性(具体的成果)

平成20(2008)年末の対日直接投資残高(一次推計値)は17.1兆円(GDP比約3.4%)となり(平成19年末から平成20年末の1年間で、約2兆円増加している)、目標に向けて着実に進展していることが確認された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを我が国にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。
- (2) 今後も引き続き、平成18年3月に策定された、対日直接投資残高を平成22年までにGDP比約5%にする計画の達成を目指し、鋭意取り組んでいく。

評価をするにあたり使用した資料

内閣府・対日直接投資推進室HP

<http://www.investment-japan.go.jp/jp/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－4－6 北海道洞爺湖サミットの開催

(施策レベル評価版：293 頁)

事務事業名 ①G 8 首脳会合の開催

事務事業の概要

平成 20 年 7 月、我が国は北海道洞爺湖サミットの議長国として、「環境・気候変動」、「開発・アフリカ」、「世界経済」、「政治問題」といった国際社会の直面する様々な地球規模の課題の解決に向けた議論を主導した。

参加した G 8 首脳は、食料問題について、包括的かつ一貫した対応を一致団結してとる必要があるという認識で一致し、我が国は、首脳声明をとりまとめた。また、「テロ対策」、「ジンバブエ」についても首脳声明をとりまとめ、G 8 の一致したメッセージを打ち出した。

有効性（具体的成果）

今回のサミットは、地球温暖化や開発・アフリカなどに加え、石油や食料価格高騰など各国の国民生活と直結する地球規模の課題について活発な議論を行う場となった。我が国は議長国として円滑な議事の采配に努め、首脳宣言をとりまとめた結果、こうした問題の解決に向けて G 8 として強いリーダーシップを示すことができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 ○今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会が直面する種々の重要な課題に対応するためには、G 8 諸国による協調的な対応が強い影響力を発揮するので、その対応のあり方を決める G 8 サミットの準備プロセスへの積極的参加、及び各種作業グループへの積極的貢献が有効であり不可欠である。特に、平成 20 年度においては、我が国は議長国を務め、さまざまな地球規模の課題の解決に向け、議論を主導することができた。

我が国にとり望ましい国際環境を形成するため、平成 21 年度も引き続き、G 8 サミットのプロセスに積極的に取り組んでいく必要がある。

事務事業名 ②G 8 外相会合の開催

事務事業の概要

G 8 外相会合は、国際情勢について G 8 の外相間で議論を行い、その後の首脳会合での議論の基礎となる重要な会合である。

G 8 京都外相会合では、不拡散、北朝鮮、アフガニスタン・パキスタン、中東和平、ミャンマー、ジンバブエ、スーダン等、国際社会の重要な課題について、議長国として議論をリードし、成果文書をまとめ、G 8 として力強いメッセージを発出した。

有効性（具体的成果）

G 8 各国より外相（一部代理）が出席し、我が国によるリードの下、国際社会の主要課題について積極的な議論が行われた。

議題としては、不拡散問題が重点的に取り上げられ、北朝鮮については、非核化の実現に向け粘り強く取り組んでいくことの重要性について認識が一致した。さらに、拉致問題については各国より力強い支持があり、イランについては、濃縮活動等を停止するよう G 8 が一致して求めた。

その他、アフガニスタン、パキスタン、中東和平、ミャンマー、ジンバブエ、スーダン等、現下の国際社会の主要課題について議論を行った。特に、アフガニスタンとパキスタンの国境支援について、G 8 と

して総額約40億ドル、150以上のプロジェクトの策定に合意した。

我が国は議長国として各国の意見を聞きつつ議論をまとめ、成果として議長声明、アフガニスタンに関するG8外相共同声明、ジンバブエに関するG8外相共同声明を発出し、G8としての力強いメッセージを国際社会に打ち出した。これらの成果は、その後の首脳会合における国際情勢に関する議論の基礎となり、G8首脳会合の成功にも大きく貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

先進民主主義国として価値と責任を共有する少人数の外相による非公式かつ実質的な会合であるG8外相会合は極めて貴重な政策協調の場である。

国際社会が直面するアフガニスタン・パキスタン、北朝鮮、中東和平等の課題に効果的に取り組むためには、これらの課題に真に責任ある対応をしているG8メンバーの外相による本会合を継続していく必要がある。

事務事業名 ③G8開発大臣会合の開催

事務事業の概要

G8開発大臣会合は、G8の開発問題を担当する大臣が集まり、その時々の開発分野の重要な諸課題を話し合う会合であり、平成20年は、我が国がG8議長国として東京で本会合を開催し、高村外務大臣（当時）が議長を務めた（我が国で開発大臣会合が開催されるのは初めて）。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年4月の本会合では、①北海道洞爺湖サミットの開発分野の課題、②開発のためのパートナーシップの拡大（含：新興援助国との協力）、③気候変動と開発、④人間の安全保障とミレニアム開発目標の達成等について議論を行った。その中で、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）、北海道洞爺湖サミットの開発分野の課題の方向性について、G8間で概ね合意が得られた。また、G8各が開発援助の取組を強化する決意を再確認するなど、議長国としての我が国のリーダーシップの下、開発援助の強化に取り組む力強いメッセージを発信することができた。
- (2) さらに、本会合でG8を含む参加各国で一致した開発援助への取組強化を進めるモメンタムを得て、我が国は、本会合の成果をその後のTICADIV、北海道洞爺湖サミットへ繋げていくことができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

気候変動やアフリカ開発等、国際社会が直面する様々な開発課題について、G8各国や新興経済諸国、国際機関、アジアやアフリカの地域機関との対話を通じて、G8首脳会合に向けて、開発問題の議論を深めるとともに、開発協力の強化に向けたメッセージを発信することは、新たな開発課題への対応や開発援助の強化における貢献という観点に加え、G8サミット・プロセスへの積極的な参加及び貢献を通じた我が国にとり望ましい国際環境の形成の実現といった観点からも重要である。

我が国としては、引き続き、本会合における議論に積極的に参加し、G8を含む関係諸国による開発協力の強化に積極的に貢献すべく取り組んでいく。

評価をするにあたり使用した資料

2008年版政府開発援助（ODA）白書

外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組

具体的施策

II-5-1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	187
II-5-2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	190
II-5-3	経済及び社会分野における国際約束の締結・実施	192

II－5－1 國際法規の形成への寄与と外交実務への活用

(施策レベル評価版：303 頁)

事務事業名 ①国際法に関する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進

事務事業の概要

国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)、国際刑事裁判所 (ICC) に関する各種会合等に参加した。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成 21 年 1 月の国際刑事裁判所 (ICC) 裁判官選挙において齋賀富美子裁判官が第 1 回目投票で再選された。また、平成 21 年 3 月にインドのニューデリーで我が国及びアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 共催で ICC ローマ規程加盟促進セミナーを実施した。
- (2) 国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）が平成 20 年 6 月に国会承認され、同年 7 月に我が国は同条約の批准書を寄託した。
- (3) 国連国際法委員会 (ILC) においては、山田中正委員（外務省参与）が、共有天然資源に関する特別報告者として条文草案の作成に積極的な貢献を行っており、平成 20 年度には越境地下水に関する第二読条文草案が ILC により採択されたところ、我が国としても同委員の活動を積極的に支援した。
- (4) 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) においては、藤田友敬東京大学教授が「国際海上物品運送条約」の起草委員会委員及び採択総会副議長として大きく貢献した。私法統一国際協会 (UNIDROIT) においては、神田秀樹東京大学教授が「間接保有証券実質法条約」の起草委員会委員長の要職を務め、平成 21 年の採択に向けた最終局面でも中心的役割を担った。
- (5) 上記のほか、国連第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ハーグ国際私法会議 (HCH) 等の国際フォーラムに参加し、我が国としての意見表明を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今ままま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際法は不断の発展をとげており、政府として国際社会の各種フォーラムにおけるルール作りに我が国の立場から積極的に関与していくことは国益に直結する。引き続き、各種会合の機会を活かして一層積極的に国際法規の形成に貢献していく。特に国際私法分野の条約の締結に向けて、必要な国内法整備等について一層の検討を進める。また、ICC 等における新しいルール作りに貢献していく。

事務事業名 ②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用

事務事業の概要

政府として国際法を的確に解釈・活用するための知見を蓄積するため及び国際法の諸分野の発展に貢献するために、国際法上の諸問題につき二国間の国際法局長協議を開催したほか、欧州評議会国際公法法律顧問委員会 (CAHD) 及び国連総会第六委員会の際の法律顧問会合において、各国の法律顧問等国際法関係部局との意見交換を実施した。

また国内においては、国際法研究者、実務関係者等を交えて種々の国際法分野を取り上げた研究会を実施し、政府の側からも問題意識を提示しつつ、最新の国際法解釈の動向を把握し、得られた知見を、国際

法と整合性のとれた的確な案件処理及び法的助言の提示に活用している。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年度には、独・仏・英國（7月）及び韓国（平成21年3月）等と二国間の国際法局長協議を行い、海洋法、ICC、国家免除等に関する我が国の立場を説明するとともに、各国の国際法上の諸問題に関する意見を聴取した。
- (2) 国連国際法委員会（ILC）60周年記念会合（5月）、歐州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHDI）（9月及び平成21年3月）及び国連総会第六委員会（10月）の際の法律顧問会合の機会を捉え、各国の国際法法律顧問や国際法担当部局との間で意見交換を行った。
- (3) 国内の研究者と「国際法実務研究会」（3回）、「国際法研究会」（4回）等を実施し、武力行使、海洋法、クラスター弾等、我が国にとって重要度の高い問題に関する法的論点を検討した。
- (4) 上記（3）のような検討を通じて、我が国的重要施策である大陸棚延長申請や海賊対処法案の制定に当たり、国際法の観点から法的助言を与えることで貢献を行った。
- (5) 国内の研究者、各省担当者、実務関係者等を交え「UNIDROIT研究会」（1回）を実施して意見交換を行い、得られた知見を、UNIDROIT間接保有証券実質法条約に関する外交会議の対処方針等に反映させた。
- (6) 国際法委員会（ILC）において検討されている「共有天然資源」分野での特別報告者である山田中正委員の活動を支援した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

あらゆる外交案件には、法的な側面が存在すると言っても過言ではない。我が国が様々な外交案件に適切に対処し、国際法の発展に積極的に関与していくためには、重要な外交案件として取り扱われることが予想される事項について法的論点を整理・検討することが必要不可欠である。平成20年度に実施できなかった主要国を念頭に引き続き国際法局長協議を実施し、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めるとともに、研究会等を通じて、国際法上重要な論点を把握し、検討していく。

種々の具体的外交案件における国際法に係る事項について、蓄積された知見に基づき的確な国際法の解釈を提示することを通じ主管局を補佐し、また、国内・国外での裁判において、我が国としての国際法の解釈を示し、我が国の国益を確保することは、国際法課の中心的業務の一つである。現在、海洋法等に係る問題についての事務が急増している状況を踏まえ、この取組を継続していく必要がある。

事務事業名 ③要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表

事務事業の概要

国際法の知識を普及させることを通じ、国際法に関係する人口の裾野を広げ、国際法の発展の基盤を形成する観点から、国内大学の要請に基づき、平成20年度は国際法に関する講義を実施した。国際法学会等、学者・研究者の研究会にも積極的に参加した。さらに、我が国が締結した国際約束に関するインターネットによるデータベース作成作業を継続している。

有効性（具体的成果）

講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交や国際社会の場でどのように活用されているかを学生や若手研究者に広く実感してもらうことは、国際法分野の裾野を広げ、その普及を図るために極めて重要である。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今まま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も、講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交実務でどのように活用されているか及び国際法上の論点に関する政府の見解について、学生や国際法学者を含む国民の理解を促進することは、我が国における国際法分野の裾野を広げ、国際社会における「法の支配」に我が国が貢献していくとの観点からも、引き続き重要である。

評価をするにあたり使用した資料

・ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)

・ 平成21年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II－5－2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

(施策レベル評価版：307頁)

事務事業名 ①日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）

事務事業の概要

六者会合の開催、サハリンにおける日露首脳会談の開催等を通じ、日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処し、また、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の締結、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」の署名・国会提出等を行った。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

(総論)

日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処するとともに、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組み、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に寄与した。

(各論)

日朝関係においては、平成20年7月及び12月にそれぞれ開催された第6回六者会合に関する首席代表者会合において、朝鮮半島の非核化の検証メカニズム等について議論が行われ、会合の成果文書として、それぞれ「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。これらの会合を通じ、我が国が重視する検証について、六者会合の枠組みの中に、六者の専門家により構成され、非核化作業部会に対し責任を負う検証メカニズムを設置すること等で六者が一致し、その後検証の具体的枠組みにつき議論が進められた。

日露関係においては、平成21年2月のサハリンにおける日露首脳会談において、領土問題について、この問題を我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと、メドヴェージエフ大統領が指示した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で作業を行うこと、帰属の問題、すなわち、国境の画定の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく追加的な指示を出すことにつき両首脳が一致した。

日米安保体制関連では、平成20年4月、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結するとともに、日米両政府が合意した在沖縄海兵隊の要員等の沖縄からグアムへの平成26年までの移転を実施するため、平成21年2月、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」に署名し、同月国会に提出した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日朝国交正常化を始めとする日朝間の諸問題の解決及び北方領土問題の解決による日露平和条約締結の実現は、周辺諸国とより安定した関係を築くことにより我が国を取り巻く国際環境を安定化し、我が国における一層の安全や繁栄を確保することとなり、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から重要であり、今後とも、より積極的に取り組む必要がある。また、日米安保条約に基づく日米安保体制は、我が国とアジア太平洋地域の平和と繁栄を実現していくための基軸として有効に機能している。日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組んでいくことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から、ますます重要となっており、今後とも積極的に取り組む必要がある。

事務事業名 ②テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）

事務事業の概要

「日・中刑事共助条約」の締結、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の署名・国会提出、ロシア・EUとの刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」の締結に向けた作業を継続した。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

(総論)

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け、着実な成果があつた。

(各論)

刑事事件の捜査、訴追等に必要な証拠の提供等を条約上の義務として規定する刑事共助条約については、平成20年11月に「日・中刑事共助条約」が発効し、同月、「日・香港刑事共助協定」を国会に提出した。また、ロシア・EUとの刑事共助条約についても引き続きその締結に向けた作業を進め、刑事に関する共助の一層確実な実施及び効率化、迅速化に向けて取り組んだ。

軍縮分野においては、平成20年5月にノルウェーにおいて採択された「クラスター弾に関する条約」について、同年12月に署名を行い、平成21年3月に国会に提出した。同条約は、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について定めており、クラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの観点からこの条約の締結に向け精力的に取り組んだ。

「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」の締結のための作業も引き続き行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

ロシア・EUとの刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」等のテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約につき締結に向けた準備を引き続き進めていく。このような取組は、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散といった国際社会の不安定要因の除去という観点からますます重要となっているので、今後もより積極的に取り組む必要がある。

評価をするに当たり使用した資料

- 平成21年版外交青書
- 外務省ホームページ（各国・地域情勢、条約）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-5-3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施

(施策レベル評価版：311頁)

事務事業名 ①WTOドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。

事務事業の概要

(1) 平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成19年1月以降本格的に交渉が再開した。平成20年2月には農業・NAMA（非農産品市場アクセス）のモダリティに関する改訂議長テキスト、5月に同再改訂議長テキスト、7月に閣僚会合を控えた農業・NAMAに関する改訂議長テキストが発出され、7月に閣僚会合が開催されたが、決着には至らなかった。その後も議論は継続され、12月には農業・NAMAに関する4回目の改訂議長テキストが発出された。我が国も交渉の早期妥結に向けて積極的な働きかけを行う等、貢献してきているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。今回の交渉においては、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などのWTOルールの明確化をはじめとする論点が交渉対象となっており、これらの新しい問題が農業交渉、NAMA交渉、サービス交渉等の自由化に向けた交渉分野と絡み合っており、全体として極めて複雑な交渉となっている。このため、交渉全体の成功のために努力し、さらにその中で我が国の立場を実現していくためには、法的な観点からの検討・助言を行っていくことが極めて重要である。

(2) WTOの紛争解決手続制度は、GATT時代に比べ、加盟国によって積極的に利用されており、その中には我が国が提訴したり、提訴されたりする事案も多い。このようなわば「WTOの司法化現象」とも言い得る事態の中、我が国が当事国として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことがありますます重要になってきている。

有効性（具体的成果）

(1) WTOドーハ・ラウンド交渉については、平成19年1月以降本格的に再開し、平成20年7月に閣僚会合が開催されたが、国際約束の改正等の具体的な文書案の合意には至っていない。

(2) 紛争解決手続に関しては、日本企業に対する米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると認定された案件について、米国が是正措置を十分にとらなかつたため、平成20年4月に我が国の要請により履行確認パネルが設置された。また、欧州委員会(EC)が、「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言(ITA)」において無税扱いにすべきとされている製品に一定の課税を行っている問題について、紛争解決手続(DSU)に基づきECとの間で協議を行ったが、具体的な解決に至らなかつたため、同年8月に我が国、米国及び台湾が合同でパネル設置要請を行い、9月の紛争解決機関(DSB)会合で本件パネルが設置された。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) WTOのドーハ・ラウンド交渉については、各分野での交渉及び分野横断的な交渉が進んでいるが、その結果が条文化されていく中で、法的な検討・助言が必要とされている。
- (2) 紛争解決手続については、我が国を当事国とする案件につき継続して審議が行われており、また、今後更に新規案件が発生する可能性もある。よって、我が国が当事者として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが引き続き必要である。

事務事業名 ②自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

事務事業の概要

（1）国際社会のグローバル化の中で、各國間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が國の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。

（2）例えば、（イ）WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして各国との経済上の連携を強化するEPA、（ロ）我が國の国民や企業が行う投資の保護を法的に確保することを図る投資協定、（ハ）我が國の国民や企業が海外において経済活動を行う際に生じる二重課税の問題の解決や課税関係の明確化を図り、さらに投資先国の源泉地国課税の減免等による投資交流促進にも資する租税条約、（ニ）経済発展等に伴う人的交流の活発化により大きな問題となっている年金制度への二重加入等の問題につき解決を図る社会保障協定等の分野において、今後とも取組を推進していく必要がある。

とりわけ、物品及びサービスの貿易のみならず広範な分野での協力を内容とするEPAにおいては、テキストの分量は膨大なものとなる。その中で誤りなきよう法的整合性と統一性を確保した上で、交渉から署名、国会承認、協定発効までの手続（締結手續）を完了させるためには、通常の条約締結に比しても非常に多くの労力を必要とする。また、発効後の実施の段階においても、法的助言が求められることが少なくない。このため、十分な体制を整える必要がある。

有効性（具体的成果）

以下の具体例のとおり、各条約の締結に向けた進展が見られた。

（1）平成20年通常国会では、次の条約の締結につき承認を得た。

「日・ブルネイEPA」、「日・インドネシアEPA」、「日・ASEAN EPA」、「日・カンボジア投資協定」、「日・ラオス投資協定」、「日・豪租税条約」、「日・パキスタン租税条約」、「日・オランダ社会保障協定」、「日・チエコ社会保障協定」、「国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）」、「WTO譲許表修正（医薬品関税撤廃）」

（2）平成21年通常国会では、次の条約の締結につき承認を求めている。

「日・ベトナムEPA」、「日・イスイスEPA」、「日・ウズベキスタン投資協定」（平成20年臨時国会からの継続審議）、「日・ペルー投資協定」、「日・ブルネイ租税協定」、「日・カザフスタン租税条約」、「日・スペイン社会保障協定」、「日・イタリア社会保障協定」、「国際通貨基金協定の改正」、「国際復興開発銀行協定の改正」

（3）この他に現在、下記の国との間で交渉を行っている。

（イ）経済連携協定：インド、豪州、GCC、ペルー

（ロ）投資協定：サウジアラビア、カタール、日中韓、カザフスタン

（ハ）租税条約：オランダ、アラブ首長国連邦、クウェート、サウジアラビア、イス

（ニ）社会保障協定：アイルランド

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際社会のグローバル化の中で、各國間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が國の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。我が國の国民や企業が海外で行う経済活動の保護・促進に資する国際約束の交渉を促進し速やかな締結を目指す。

事務事業名 ③環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

事務事業の概要

- (1) グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りが活発化し、また、その適切な実施が重要になっている。（例：国連気候変動枠組条約の京都議定書の国内実施、気候変動に関する2013年以降の国際的枠組みに向けた検討、ユネスコにおける各種取組、漁業分野での関係条約についての検討）
- (2) これらにおいて、国際約束に係る交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討・助言は不可欠である。

有効性（具体的成果）

以下の具体例にあるとおり、国民生活に影響を与える社会分野での国際的ルール作りに参画するとともに、そのようなルールに我が国が参加するよう努めた。

- (1) 平成20年通常国会では、次の条約の締結につき承認を得た。

「国際電気通信連合憲章及び条約改正」、「全米熱帯まぐろ類委員会強化条約」、「ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定改正」

- (2) 平成21年通常国会には、「強制失踪条約」、「日・サウジアラビア航空協定」（平成20年臨時国会からの継続審議）の締結につき承認を求めている。

その他、個別の条約作成交渉において、必要に応じて国際法局から法律専門家を交渉代表団に加え、法的な観点からの検討・助言を行ってきてている。例えば、気候変動問題について、2012年で終了する京都議定書の第一約束期間後の国際的枠組みに関する議論が活発化しており、平成21年末に開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議における合意形成に向けて、法的な観点からの検討・助言を積極的に行ってい

る。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

本件施策が対象とする分野における国際約束作成の動きは、新しい現実に適用しようとする国際社会の努力を示すものであるので、そのような現実に直面する我が国国民の利益に直結するものである。かかる動きに積極的に関与し、我が国国民の利益や関心を十分に反映させる必要がある。また、こうしたルールが国際社会全体で実施され、我が国自身も締結・実施することによって、国際社会全体においても我が国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。したがって、これら社会分野での様々な国際的ルール作りへの積極的参画に際し、法的な検討・助言を行い、我が国として締結する意義があると認められる国際約束については速やかな締結を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成21年版外交青書
- 外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→

当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

具体的施策

II-6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	197
-------------	--	-----

II－6 的確な情報収集及び分析、 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 (施策レベル評価版：319頁)

事務事業名 ①在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施

事務事業の概要

在外公館に対する本省側の関心事項・問題意識を伝える訓令電の発出等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か、本省側の問題意識は何かを適時かつ的確に伝達する。在外公館が効率的かつ的確な情報収集活動を行う上で必要である。

有効性（具体的成果）

外務大臣を本部長とする「対外情報収集本部」を立ち上げ、本省及び在外公館における情報収集体制の組織的強化を図るための体制整備を推進した。また、収集すべき情報について、必要に応じて隨時訓令を発出し、出張調査等を指示することにより、在外公館の情報収集活動に指針を与えるとともに、情報収集経費や出張経費の支援等ロジ支援も行うことで、在外公館の活発な情報収集活動に寄与した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

一定の成果を得たものの、対外情報収集の基本は在外公館における情報収集活動にあり、また情報収集活動が一定の成果を得るためにには長期的なスパンが必要であるところ、平成21年度以降も施策を拡充していく必要がある。在外公館における情報収集の強化の必要性については、「官邸における情報機能の強化の方針」においても指摘されているところ、同方針に沿って拡充強化を図る。

事務事業名 ②情報収集・分析手法の開拓及び整備

事務事業の概要

本省及び在外公館における情報源の開拓や、各情報源に対する評価の実施、衛星画像の効果的活用、公開情報の効率的利用、電子化の促進等による情報収集・分析手法の開拓及び整備は、情報収集能力の向上に不可欠である。

有効性（具体的成果）

- (1) 在外公館において新たな情報源を獲得でき、既存の情報源との比較・対照を可能とした。
- (2) 既存の公開情報を電子データ化を進める等、より効果的な活用のための改善策を検討した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

一定の成果を得たものの、入手された情報や情報源の評価のあり方について更に検討する必要がある。公開情報の活用については、省内における共有体制の強化、一層の電子データ化、既存の公開情報の整理等、課題もある。また、衛星画像活用のための一層の整備、在外における情報収集要員の増強等をさらに進めるべく、予算・定員要求に反映していく。

事務事業名 ③情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施

事務事業の概要

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、重要な国際情勢に係わる時宜に適った情報を分析・評価し、結果を成果物として政策決定ラインに適時に提供することにより外交政策の立案・実施に寄与する。また、特に最近は国際テロ問題、大量破壊兵器の拡散問題等の安全保障分野や、東アジア、南西アジア、中東、旧ソ連圏、アフリカ等の我が国関心地域に関する対外情報分析能力を一層強化する必要性が認識されており、本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換の実施、諸外国との協力強化や外部有識者等の知見の活用が分析能力の強化のために必要である。

有効性（具体的成果）

- (1) 政策部局の打ち合わせ会合への国際情報統括官組織関係者の定期的な出席や、分析ペーパーへの政策部局等の評価・意見の聴取を通じて、政策部局のニーズを把握するとともに、適時性のある的確な分析課題を設定することに努めた。
- (2) 特定テーマに関し、本省と在外公館の担当者が参加する会議を開催し、情報共有・意見交換を行ったことは、情報収集の課題の明確化及び分析能力向上のため有効であった。
- (3) 「官邸における情報機能の強化の方針」を踏まえ情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を図った。
- (4) 政府内外の専門家との意見交換（含む訪日招聘）を増加させ、種々の見方を聴取し、このような見方を比較検討することで分析力の向上を図った。
- (5) 分析担当官の人数を若干増加させ、情報分析能力の向上を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

一定の成果を得られたものの、専門分析員等を一層活用する必要がある。また、政策部局との公式、非公式の意見交換を拡充して一層の連携強化を図る必要がある。

本省と在外公館の知見の共有のための会議開催、国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招聘）の機会、情報コミュニティ省庁間における情報共有体制についても、引き続き充実させていく必要がある。さらに、外部有識者等の知見の活用のため、特定テーマに関する調査の外部委託等の拡充を図る必要がある。

事務事業名 ④職員のための研修の実施

事務事業の概要

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、政策決定ラインが的確な外交政策を立案・実施するためには、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を分析・評価することが必要である。特に最近では、テロ・大量破壊兵器拡散等の安全保障分野や、北東アジア、中東、旧ソ連圏などの我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化する必要性が認識されており、そのためには、分析要員の能力強化のための研修等を実施することが必要である。

有効性（具体的成果）

分析要員による人情報の分析、及び画像情報の解析能力向上のため、国内外で研修を実施し、情報分析の具体的手法を学ぶことにより、分析要員の能力強化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

情報分析には、高度な専門知識や幅広い知見が必要であり、新たな分析官の育成には不断の努力が必要なところ、情報分析の能力・確度のさらなる向上のため、国内外の研究機関が提供している有益な研修に参加できるようにする必要である。

事務事業名 ⑤政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）

事務事業の概要

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際社会において、重要なイシューについて時宜にかなった情報を収集、分析し、結果を政策決定ライン及び関係機関にタイムリーに提供することは、我が国が様々な課題に迅速に対応し、戦略的な外交を展開していくために必要不可欠である。

有効性（具体的成果）

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的なブリーフを常に最新の国際情勢を踏まえて行うとともに、ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進し、更にブリーフ以外にも、分析資料等をタイムリーに配布する等により、政策決定ライン及び政策部局への適時の情報提供を行った。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

外務省が行っている国際情勢に関する情報の収集は、外交政策の立案・実施に携わる者の問題意識を踏まえて行われ、情報収集・分析の結果が外交政策の立案・実施に適時に活用されることが重要であり、一定の成果が得られている。政策決定ラインへの適時の情報及び分析結果の提供は、今後とも継続することが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ

首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のラリーウード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1 海外広報、文化交流

具体的の施策

Ⅲ-1-1	海外広報	203
Ⅲ-1-2	国際文化交流の促進	207
Ⅲ-1-3	文化の分野における国際協力	213

III－1－1 海外広報

(施策レベル評価版：329頁)

事務事業名 ①政策広報（我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信）

事務事業の概要

我が国外交の遂行を容易にするため、外交政策をはじめとする我が国政府の政策や立場についての広報を行うことにより、これらへの諸外国国民による理解を増進する。

インターネットを通じた広報として、外務省ホームページ（英語版）や在外公館ホームページ等がある。

また、日本海呼称問題等の各種政策広報パンフレットの作成と配布、定期刊行物（「ジャパンエコー」誌等）の購入と配布を行った。

在外公館においては、我が国から派遣する有識者や館員による政策講演会を行っている。また、諸外国のオピニオンリーダー（政党指導者、国会議員、地方自治体の長、経済界要人等）の訪日招待を実施した。

有効性（具体的成果）

インターネットを通じた広報は、同時に多くの対象に情報を伝達することが可能であり、非常に有効な手段である。平成20（2008）年度は、外務省ホームページ（英語版）は合計約3,448万ページビューとなり、対前年度比30%増加した。また、外務省ホームページ（英語版）のコンテンツ作成においては、省内各部局の和文原稿の英訳支援を行い、英語による対外政策発信の強化を図った。

政策広報パンフレットは合計約36,000部、定期刊行物（ジャパンエコーザ等）を合計約76,000部配布した。これら印刷物資料は、政策の説明に当たっては不可欠であるのみならず、インターネットでのアクセス機会増にもつながるものであり、アンケート結果でも一定の評価を得ていることから、有効であったと評価できる。

テレビ国際放送が国際世論の形成に与える影響の大きさに鑑み、我が国の発信力強化の観点から、テレビ国際放送の強化を目指し、外務省予算により、米国ワシントンDC周辺地域の現地ケーブルテレビ等によるNHKワールドTVの放送・配信を実施した。これにより、ワシントンDC及びその周辺地域の約130万世帯でNHKワールドTVが視聴可能となった。

在外公館においては、平成20年度に約1,200件程度の講演会を実施した。また、我が国から計32人の有識者を派遣し、世界各国において講演会を行った（講師派遣事業）。在外公館からの報告によれば、講師派遣事業による講演者の6割以上は、派遣国のメディアにおいてその講演内容等が報道されていることが確認されており、また聴衆の多くが講演内容に対し肯定的な評価をしていることから、高い広報効果があったものと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、講師派遣事業による派遣人数は減少している（平成13年度計57人→平成20年度計32人）。

また、平成20年度は、諸外国から計36人のオピニオンリーダーを我が国に招待した。これらの招待者のほとんどが、日本滞在は非常に有意義であった旨を述べており、また帰国後、我が国に対する理解に基づく発言をしている例も報告されていることから、有効であったと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、オピニオンリーダーの我が国への招待数も近年減少している（平成13年度計60人→平成20年度計36人）。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

民主化・グローバル化が進む世界において、我が国が外交政策を遂行するに当たって、外国国民の理解を得る必要性は増大しており、必要な人員・予算を確保しつつ一層の努力を行う必要がある。

特に、外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申（平成20年2月）においても指摘されているように、国際的な有識者レベルにおいて日本の政策的主張が見えない現状は深刻である。このため、講師派遣事業を政策広報に特化したり、現地講演会（他用にて訪問中の我が国有識者や現地有識者等を講師とする講演会）を積極的に実施したりするなど、一層効果的・効率的な事業の実施に努める。

事務事業名 ②一般広報（我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。）

事務事業の概要

政策広報を行う前提としての、我が国に対する基本的な理解の促進や、親近感・好感情を醸成するための、我が国的一般事情に関する広報活動を実施する。また、我が国の様々な魅力を発信することにより、訪日外国人数の増加を目指すビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）にも貢献した。

このため、一般広報用ウェブサイト「Web Japan」では我が国に関する基本情報を掲載するとともに、ファッションやテクノロジーなど、海外から関心の高い現代日本事情の紹介を行った。

また、印刷物資料として、食文化やポップ・カルチャーを含む身近な話題や美しい写真を通じて日本を紹介する季刊誌「にっぽにあ」を14か国語、合計約68万部配布する等した。

さらに、年間9回にわたり、毎回4トピック、計15分程度の映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」を在外公館に送付し、海外テレビ局における現地放映、在外公館による広報活動を行った。また、これを外務省ホームページ（英語版）及び「Web Japan」において視聴可能とし、幅広い一般広報に活用した。

また、外国テレビ局の取材チームを本邦に招待し、帰国後日本特集番組を制作・放映する事業も実施した。

観光誘致の観点からは、見本市におけるブース設置等のイベント参加、在外公館主催行事（プロモーション・パーティ、セミナー、講演会等）における日本食の提供、パンフレットの配布、メディアを通じた広報等を実施した。

さらに、「日本文化発信プログラム」の下で、平成20年1月から新たに、日本語及び日本文化を紹介するためのボランティアを中・東欧4か国（ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア）に派遣した。

有効性（具体的成果）

平成20（2008）年度1年間での、「Web Japan」へのアクセス数は、約3,627万ページビューであり、対前年度比5%増加した。「にっぽにあ」誌については、在外公館に対して行ったアンケートの結果では約90%以上の公館が現地において好評であると評価しており、有効であったと評価できる。ジャパン・ビデオ・トピックスを放映する海外テレビ局数は大幅に増加し、世界100か国以上、290を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴された。

外国テレビチーム招待事業では、G8北海道洞爺湖サミット及びTICADIVの特別広報を含め計14チームを招待し、日本特集番組を放映した。VJCに関しては、平成20年の訪日観光客数は、経済金融危機の発生にも拘わらず、過去最大であった前年とほぼ同数の835万人となるなど、効果を上げている。

なお、途上国を中心に、世界の多くの地域においては、依然として我が国に関する情報が乏しいことから、在外公館が一般広報を行わない限り、基本的な対日理解の促進が期待できないことに留意が必要である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

若年層を中心とした我が国のアニメやマンガをはじめとするポップ・カルチャーハンディーの機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく、各種媒体（インターネット、映像、印刷物）の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。「にっぽんあ」誌については、費用対効果等を勘案し、これまでの14言語から汎用性の高い7言語とし、企画競争による新たな海外向けグラフィック広報誌とする。

事務事業名 ③教育広報

事務事業の概要

海外の学校等において、教師あるいは学生・生徒を対象に、在外公館が日本一般事情を紹介する広報事業を実施する。一般的に青少年は外国に対する見方の形成過程にあることから、この時期に広報事業を行うことにより、将来的な親日派・知日派の育成を図る。

有効性（具体的成果）

日本との経済関係の深化や日本のポップ・カルチャーハンディーを背景に、青少年の対日関心は高まっており、在外公館はこれに応える教育広報事業を実施した（平成20年度約2,000件程度）。これらの事業の多くは対象となった教師・学生・生徒や受け入れ校から好意的な反応を得ている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

教育広報は将来の親日派・知日派の育成に向け一定の成果を上げており、引き続き、効果的・効率的な実施を心がける。

事務事業名 ④広報環境調査（対日世論調査等）

事務事業の概要

効果的な広報事業を実施するに当たっては、諸外国における対日意識の現状を正確に把握することが必要であるが、第三者が実施する世論調査のみでは十分な情報が得られないため、外務省としても調査会社に委託し、主要国における対日意識調査を実施する。平成20年度は米国、カナダ、インドにおいて世論調査を実施した。

有効性（具体的成果）

平成20年度に外務省が委託して実施した対日世論調査の結果、米国においては有識者の91%、一般回答者の80%がそれぞれ日本を信頼できると回答し、カナダにおいては77%が日本を信頼できると回答し、インドにおいては76%が日本との関係は良好であると回答するなど、各国において、我が国に対する好意的な見解が示されている。

これらの調査結果は対象地域に対する広報文化交流戦略の策定において活用されており、有効であったと考えられる。

なお、平成20（2008）年11月から平成21（2009）年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界26か国で行った世論調査では、24か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で57%（前年56%）で、評価対象となった16か国・地域中第4位であり、我が国に対する良好な評価が見られる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

対日意識の的確な把握のため、今後とも調査を実施する必要がある。ただし、調査対象国・地域の選定については、政策的重要性と経年比較可能性の双方の観点を勘案して改善を図る。

評価をするにあたり使用した資料

○米国における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/yoron09/index.html>

○カナダにおける対日世論調査

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/5/1192358_1097.html

○インドにおける対日世論調査

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/5/1191565_1097.html

○BBCによる世論調査

http://www.globescan.com/news_archives/bbccntryview09/

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

III－1－2 国際文化交流の促進

(施策レベル評価版：333頁)

事務事業名 ①文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際文化交流基金事業等）

事務事業の概要

日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や（独）国際交流基金を通じて、公演、展示、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施している。

また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施している。

有効性（具体的成果）

（1）在外公館文化事業・国際交流基金事業

在外公館文化事業については、平成20年度において、主催・共催事業を1,542件（1億7,345万9,382円）実施した。また、（独）国際交流基金を通じ、平成20年度に、海外において文化芸術交流事業をあわせて、286件（約3,958万9,079円）実施した。

（2）ポップカルチャーを活用した取組

文化外交におけるポップカルチャーの活用の一環として、平成19年5月に国際漫画賞を創設し、第1回授賞式を開催し、24の国と地域から146作品の応募があった。平成20年度も引き続き、第2回国際漫画賞を実施し、46の国と地域から368作品の応募があった。

また、日本のアニメへの理解を日本そのものへの関心につなげる取組の一環として、平成20年3月に「アニメ文化大使」就任式を実施した。今後、アニメ（「ドラえもん のび太の恐竜2006」）の上映等を通じ、対日理解の促進に資する文化事業を在外公館において実施予定である。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

1. 理由

文化事業については、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。また、ポップカルチャーについては、平成19年度に引き続き第二回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」を実施した他、新たにポップカルチャー発信使を委嘱し、日本への理解や関心をさらに高めることができた。今後もこれらの活動の拡大強化を図っていく。

2. 今後の方針

国際交流基金事業については、引き続き、外務省と国際交流基金の連携を強化し、外交上の状況の変化に応じた方針の変更等を通じて、常に外交上の必要性の高い事業が実施されるよう努める。

在外公館文化事業については、市民参加型事業、地方展開型事業の拡充を行い、更に執行方針の見直しを図ることによって、多面的機能の強化・拡充を図る。

また、アニメ、漫画に続き、ファッションや食など日本のポップカルチャーの発する魅力は、世界で多くの人々の心をとらえている。文化外交を通じて親日層の形成を図っていく上で、従来から取り上げている日本の伝統文化とともに、ポップカルチャーを現代日本のありのままの姿を伝える重要な一翼を担うものと位置づけ、文化芸術の分野における日本文化紹介事業において積極的に活用する。さらに、日本語普及、知的交流事業においてもポップカルチャーの要素を取り入れることについて積極的に検討してい

く。また、「国際漫画賞」及び「アニメ文化大使」事業、さらに「ポップカルチャー発信使」をポップカルチャー分野の重要な事業と位置づけ、外務省及び国際交流基金とも、より積極的に関与していく。

事務事業名 ②人物交流事業の実施

事務事業の概要

外務省及び（独）国際交流基金は、我が国の政治、経済、文化、社会等について正しい理解を深めてもらうことによって、各国における知日家・親日家層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図ることを目的として、以下をはじめとする人物交流事業を実施している。

（1）留学生交流の推進

（イ）在外公館を通じた国費留学生の募集・選考

（ロ）ウェブサイト「日本留学総合ガイド」等を通じた日本留学広報及び留学生アドバイザーによる相談業務の実施

（ハ）「元日本留学者の集い」の開催や帰国留学生会の組織化支援等を通じたフォローアップ事業の実施

（2）招へい事業の実施

諸外国の政・経・官・学・メディア・文化・芸術・スポーツといった分野において、一定の影響力を有する人材もしくは将来指導的な立場に就くことが見込まれる者を我が国に招へいし、正しい対日理解を促進するため、関係者との意見交換や産業・文化施設の視察等を実施

（3）「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）の実施

（イ）在外公館を通じた参加者の募集・選考及び渡日前オリエンテーションの実施

（ロ）世界14か国に49支部あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を通じたフォローアップ事業の実施

有効性（具体的成果）

（1）留学生交流の推進

（イ）平成20年5月1日現在、我が国に滞在する留学生数は、12万3,829人（前年比5,331人増）である。第169回国会における総理施政方針演説において「留学生30万人計画」が提言されたことを受け、2020年を目処に留学生30万人受け入れを目指す「留学生30万人計画」（骨子）が策定された。

（ロ）「留学生30万人計画」を受け、国費留学生のみならず様々な日本への留学機会を積極的に広報した。ウェブサイト「日本留学総合ガイド」では日本留学に関するさまざまな情報を提供した。同サイトは、平成20年5月には、約378万件の月間アクセスを得た（うち日本語65万件、英語200万件、中国語22万件、韓国語5万件）。また、約50の在外公館では留学生アドバイザーを委嘱して日本留学に関する広報・相談業務を行った（公館によっては、一般からの照会数は年間2万3000件以上にのぼった）。

（ハ）時々の外交戦略に機動的に対応できるよう、平成20年度から大使館推薦国費留学生に戦略機動枠を設け、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）開催の機会にアフリカ人材支援枠（5年間500人以上）、JETプログラム経験者キャリアアップ支援枠（毎年見直し、年20名）、ベトナム博士2万人養成支援枠（既存枠と併せ年40名）等を設定した。

（二）留学生受け入れのフォローアップ事業として、各国の元日本留学生の組織化の促進や帰国留学生会の活動支援を行うほか、東南アジア・中国、南西アジア・中東・中央アジア・モンゴルの25か国・66人の帰国留学生を招へいして「元日本留学者の集い」を開催した。JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界102か国、302組織となった。現在、帰国留学生のフォローアップに活用するため、帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報しているが、連絡先を聴取した元国費留学生を対象としてメールマガジンを発行する（平成20年度3回発行）とともに、来日した国費留学生を対象としたメールマガジンを発行している（平成20年度2回発行）。

(2) 招へい事業の実施

(イ) 21世紀パートナーシップ促進招へい

諸外国の各界において将来指導的な立場に就くことが有力視されている者を対象とする「21世紀パートナーシップ促進招へい」により、平成20年度には世界139か国、8国際機関より486人を招へいした。

本プログラムは、近年外務省の外交政策推進の基本的ツールとしての色彩を強めつつあり、平成20年度においては例えば、TICADIV及び右フォローアップのための招聘、テロ対策、軍縮、復興支援といった外交課題関連案件や、二国間外交の主要課題等と密接に関係した人物の招聘が大きな比重を占めるに至っている。被招へい者と官民の関係者との意見交換や関連施設の視察等と併せ、日本の社会文化全体への理解を深めるためのプログラムを組み込む工夫もなされた。帰国後、被招へい者からは、「政府関係者等と中味の濃い意見交換ができた」、「現在、日本がどのような課題に直面しているか、それにいかに対応すべきかについてどのような議論が行われているのか理解することができた」等の感想が寄せられており、在外公館からも「被招へい者は訪日を経て対日関係に非常に積極的な姿勢を見せるようになった」等の報告を受けている。招へい終了後も、在外公館による情報提供、各種文化行事への招待等を通じた恒常的な接触を維持している。

大使館による事前ブリーフ、事後報告会等を含んだ研修的要素の高い、また、長期的フォローアップも視野に入れた次世代指導者育成型の招聘も促進している。

(ロ) スポーツ交流支援事業

外務省は平成27（2015）年の第23回スカウト・ジャンボリー招致活動に資するべく各国のスカウト関係者36名を招へいしたが、平成20年度「スポーツ交流支援事業」は右招へいに活用した。関係者は我が国の開催候補地である山口県きらら浜を視察、関係者との意見交換を行い、この結果有力候補地であったシンガポールを破り日本が開催地に選出された。

(3) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）の実施

(イ) 平成20年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は、約5,000名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は、5万人を突破した。

(ロ) 平成18年に迎えた20周年を契機にJETプログラムを一層効果的なものとするために改善強化策が検討され、親日派・知日派の育成や質の高いJET青年の確保に向けた施策を推進した。

(ハ) 世界14か国に49支部あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を通じ、若い世代を中心とした対日理解の促進、親日感の醸成に努めた。特に、在外公館においては、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者とのネットワーク強化等に取り組んだ。また、JETAA会員の包括的データベース（CMS）の最終調整作業に対して引き続き支援を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

1. 理由

人物交流事業は、我が国の外交政策推進の為の基本的ツールであり、各國における知日家・親日家層の形成を促進するまでの効果も高く、上記のように、効果の高さを示す各種事例も報告されている。よって、今後も中・長期的な視野から継続的に実施していく必要がある。

2. 今後の方針

特に、以下の点に留意しつつ、人物交流事業のより一層の効果的かつ効率的な実施を図る。

(1) 留学生交流の推進

今後、文部科学省を中心として策定される予定の「留学生30万人計画」の実現に向け、在外公館の情報提供機能の強化、ウェブサイトの充実等により引き続き積極的に日本留学に関する広報を実施するほか、

メルマガの充実、帰国した国費留学生による留学成果報告会の実施等を通じ、元日本留学生のフォローアップを一層強化する。また、大使館推薦国費留学生に創設した戦略機動枠を活用し、時々の外交戦略に応じて機動的かつ戦略的な国費留学生の受け入れを推進する。

(2) 招へい事業の実施

予算が最大限有効活用されるよう引き続き努力しており、予算執行率向上のために招聘計画の早期確定に努め、航空券の現地発給、エスコートの効率的な運用等に努めている。また、将来政策決定に関与し得る次世代指導者を対象に、事前ブリーフや事後成果報告会等の研修的要素を積極的に盛り込んでいく。また、在外公館を通じた被招へい者のフォローアップの強化を図る。

(3) 「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」の実施

JET経験者のキャリアアップ支援、ネットワーク強化等に資する事業を積極的に実施する。特に、就職支援会合の実施に加え、日本語学習の強化、国費留学生プログラムとの連携等に取り組む。

事務事業名 ③日本語の普及、海外日本研究の促進

事務事業の概要

諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高める。同時に、日本に造詣の深い海外の専門家の育成を通じて対日関心層を増大させることにより、日本の対外発信力を高める。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に（独）国際交流基金を通じて、日本語教育専門家の派遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。

有効性（具体的成果）

(1) 日本語普及の政策に関する取組

海外の日本語学習者数は着実に増加している（平成18年度調査では、約300万人）一方で、増大する需要に応えるために、限られたリソースの一層効果的な活用が必要となってきた。このため、（独）国際交流基金は、国内外の基金事務所等に加え、当基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関の構成メンバー（平成21年3月末現在、31か国に54メンバー）を、日本語普及の海外拠点「JFにほんごネットワーク（通称「さくらネットワーク」）」と位置づけ、効果的な日本語普及の環境整備を行っている。今後1～2年間でこのような中核的拠点を100箇所とする方針である。

また、中国をはじめ各国において日本語能力試験の受験希望者が大幅に増加していることを踏まえ、それに対する取組を強化した。平成20年度には新たに世界7都市で同試験の実施を開始するなどして、海外51か国・地域の計144都市において538,625名（平成19年度比約17%増）の日本語学習者に受験機会が与えられた。

更に、平成18年度に開発したテレビ放映用日本語講座シリーズ「エリンが挑戦！にほんごできます」については、NHK教育テレビ及びNHKワールド等で放送を行うとともに、米国（ハワイ）、カナダ、モンゴル、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ブラジルの現地テレビ局でも海外放送を実施している。

(2) 海外日本研究の支援に関する取組

（独）国際交流基金は、平成19年度に外交上の観点から日本研究の基盤強化に必要な支援（客員教授派遣、研究・会議助成、図書拡充等）を包括的に実施する「日本研究機関支援」プログラムを立ち上げたが、平成20年度においては同プログラムを通じて各国の日本研究の中核的な役割を担う機関、または将来において中核的な役割を担うことが期待される機関等に対し、支援を行った。また、各国における次世代の日本研究者育成等の観点から、博士論文執筆者や学者・研究者を対象とする「日本研究フェローシップ」プログラムも実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

海外における日本語学習者が着実に増加している。一方、多様化する日本語への関心やニーズに対応すべく、拡充強化する。

2. 今後の方針

国内外の基金事務所等に加え、当基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関の構成メンバーを、日本語普及の海外拠点と位置づけ、引き続き効果的な日本語普及の環境整備を行っていく。

海外日本語教育を支援し、その長期的自立を助けるという従来の日本語普及事業に加え、世界各地の中核的な日本語教育機関を構成メンバーとする日本語教育拠点ネットワークを展開すること等で、より能動的に日本語普及事業を展開していく。

平成20年度の日本語能力試験海外実施は、試験実施都市、受験者数ともに顕著な増加が記録された。今後も、受験料水準の見直し等による受験者負担の適正化を図り、年複数回実施の早期実現に向けた準備を推進し、外部評価とそれを受けた試験の有効性、効率性の向上を目指していく。

各国・各地域における日本研究の中核機関や対日理解の中核となる者に対する支援を重点化するとの方針の下に、今後も、海外日本研究の拠点的機関を支援する機関支援プログラム及び日本研究フェローシップ・プログラムを強化していく。

事務事業名 ④大型文化事業（周年事業）の実施（日インドネシア友好年、日メコン交流年）

事務事業の概要

「大型文化事業」とは、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づき具体的に文化事業等を実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる事業を実施するものである。周年事業においては、特にオープニングやクロージング等に大規模な事業を実施する他、地方自治体や民間団体、市民レベルの活動を含めた文化事業・交流事業を周年事業として認定することによって、オール・ジャパンとして特定国・地域との文化交流を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の文化事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。

平成20年度においては、「日インドネシア友好年」及び「日メコン交流年」の機会に大型文化事業を実施した。

有効性（具体的成果）

（1）日インドネシア友好年（インドネシア国交樹立50周年）

「日インドネシア友好年」においては、大型文化事業として「日本の祭り（炎太鼓及び秋田竿燈）」（11月）を実施した。本事業には観客約6万人を集め、副大統領をはじめとする要人が来場した他、事業の実施にあたっては学生や在留邦人ボランティア約400名が関与するなど、官民合同で作り上げた事業として日本インドネシア友好年の趣旨に名実ともに合致した他、関係者及びメディアより非常に高い評価を得ることができた。

（2）日メコン交流年

平成21（2009）年は、「日メコン交流年」にあたっており、平成20年度には、メコン河流域国5か国における「日メコン交流年」の文化交流事業（国によってはオープニング事業）の一環として、「日本伝統楽器ユニット『中井智也&長須与佳』公演」をチェンマイ、ハノイ、ホーチミンにおいて、「津軽三味線

「あんみ通」公演」をタイ、ラオス、カンボジア及びミャンマーにおいて実施し、今後の文化事業実施に弾みをつけた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

「日インドネシア友好年」については、周年事業期間が終了したので廃止する。「日メコン交流年」については、大きな成果を上げているので、今後とも更に事業を推進していく。

2. 今後の方針

平成21年は、政治、経済、文化等幅広い分野で関係が急速に深まっているメコン地域諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）との間の、更なる交流の拡大を実現するために、引き続き「日メコン交流年」事業を推進していく。また、平成21年（2009年）の重点周年事業である「日ドナウ交流年」及び平成22年（2010年）の重点周年事業である「2010年トルコにおける日本年」及び「日墨交流400周年」等についても、対日理解の促進のため、積極的に推進していく。

評価をするにあたり使用した資料

平成21年版外交青書

海外交流審議会答申

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

III-1-3 文化の分野における国際協力

(施策レベル評価版：338頁)

事務事業名 ① ユネスコ、国連大学を通じた協力

事務事業の概要

1. ユネスコを通じた協力全般

教育、科学、文化などの分野における国際協力を担うユネスコでは、それらの分野において新しい時代のニーズに合わせた国際協力を推進するための様々な決議及び条約が交渉・採択されている。我が国として、当該決議及び条約に係る交渉に積極的に参加し、交渉の場で我が国の意見が可能な限り決議案及び条約草案に反映されるよう対応する。

また、我が国はユネスコ文化遺産保存日本信託基金、ユネスコ無形文化財保存・振興日本信託基金及びユネスコ人的資源開発日本信託基金を設置しユネスコとの密接な協力を通じ各種事業を展開している。ユネスコ文化遺産保存日本信託基金は有形文化遺産の保存や修復を目的としており、ユネスコ無形文化財保存・振興日本信託基金では途上国の無形文化財の保護・保存・振興に努めている。ユネスコ人的資源開発日本信託基金を通じては、ユネスコの所掌である教育・科学を中心に人材育成を行うことで、途上国の持続的開発に寄与し、これらの国々の文化環境の向上にもつなげている。

2. 国連大学を通じた協力

我が国に本部を置く国連大学は国連のシンクタンクとして、地球規模の諸問題の解決に研究と能力構築を通じて寄与することを目的としている。我が国は国連大学に対する拠出を通じてその活動を支援することにより、各国国民が直面する問題解決に役立つような知識・能力を育成するなど国際社会の経済社会開発の一助となるよう協力をを行っている。

有効性（具体的成果）

1. ユネスコを通じた協力全般

第178回、第179回及び第180回執行委員会、第32回世界遺産委員会等のユネスコ国際会議に参加し、とりわけ各執行委員会においてはそれぞれ約60の議題の協議に積極的に貢献した。また、平成19年9月の、無形文化遺産保護条約第2回政府間委員会（於：東京）で我が国が議長国としてとりまとめた条約の運用指針は概ね原案どおり平成20年6月の同条約締約国会合で採択され、無形文化遺産代表一覧表の作成等、条約による無形文化遺産保護の枠組みが始動することとなった。

日本信託基金事業については、文化財保護の分野で高い知見を有している日本の存在感を最も直接的に示すものであり、かつ対象となる国の国民心情に訴えかけ、長期間持続する効果を持ち、有形・無形文化遺産日本信託基金事業いずれにおいても受益国はじめ国際的に高い評価を得ている。国際社会はこれら有形・無形の文化遺産を人類共通の遺産として位置付け、ユネスコ等が中心となった国際的取組により保存・修復・振興といった協力を進めており、我が国は当該信託基金を通じてこの取組の極めて重要な一翼を担っている。また、人的資源開発日本信託基金等を用いたユネスコが行う途上国における教育分野等での人材育成事業への積極的な支援も、被援助国はじめ国際的に高い評価を得ている。

2. 国連大学

日本政府・国連大学間のハイレベルの定期協議を3回開催し、緊密な意見交換を通じて相互理解を深めるとともに、我が国大学・研究機関との交流促進や一般市民に対するビジビリティの向上等国連大学のあり方や強化すべき活動等について協議した。また、国連大学学長が新たに打ち出した国連大学改革のための新戦略（新研究所の設立、大学院プログラム構想等）を日本政府としても後押ししていくという合意が釀成された。大学側は国連大学と日本の政府、産業界、学術界との連携強化を最優先課題に挙げ、政府と

の共催事業の実施やネットワーク作り等に積極的に関与し、我が国における文化分野を含む知識普及・アウトリーチ活動においても顕著な成果を得た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

(1) ユネスコを通じた協力

ユネスコにおける決議及び条約等の策定については、我が国の利害を反映させるためにも交渉段階から積極的に参加し、さらに決議及び条約の採択後の国際協力体制に積極的に貢献していくことが必要であると考える。即ち、平成21年度は2年に一度の総会の開催年に当たり、次期事務局長の選出を始めとする様々な重要な案件が扱われるほか、2回のユネスコ執行委員会や第33回世界遺産委員会、世界遺産条約締約国会議、第4回無形文化遺産保護条約政府間委員会等重要な会合が開催される予定であり、これらの国際会議に積極的に参加することにより、ユネスコを通じた国際協力をこれまで以上に強化する必要がある。また、日本信託基金事業について、途上国の有形文化遺産及び無形文化遺産の保存振興には長期的・継続的な取組が必要であり、これに対する国際社会の期待と要請に応えるためにも、ユネスコを通じた日本信託基金事業での支援を強化拡大する必要がある。教育についても国際社会が一致して定めたミレニアム開発目標（MDGs）や万人のための教育（EFA）目標の達成のために、引き続きユネスコの取組を強力に支援していく必要がある。

(2) 国連大学を通じた協力

平成19年9月に就任した新学長の下で国連大学は新たな戦略を策定し、我が国の学術界（（大学・研究所等）、産業界との連携協力をより一層深め、付属組織である世界各地の研究研修センター等も通じ、途上国研究者への支援を更に強化しようとしている。当省としても、我が国高等教育機関の国連大学を通じた国際協力・国際交流を促進させる観点から、また、我が国が国連大学との共同事業作業を通じ、国際社会に対し知的貢献を行う観点からも、平和構築、アフリカにおける能力開発、持続可能な開発のための教育等のテーマについて、これまでにも増して国連大学との協力を充実させる必要がある。

2. 今後の方針

(1) 有形・無形の文化遺産の保護、教育支援等の分野において、ユネスコを通じた協力を積極的に推進する。特に平成19年9月の無形文化遺産保護条約の第2回政府間委員会の我が国における開催が大きな成果を挙げたことを踏まえ、無形文化遺産保護に関する協力を拡充する。特に、平成21年9月に開催予定の第4回無形文化遺産保護条約政府間委員会においては、「無形文化遺産代表一覧表」への第1回記載が行われる予定であり、国際的な注目の集まる中、条約の実際の運用を軌道に乗せるための貢献が必要である。更に平成17年に成立した「文化遺産国際協力推進法」を踏まえ、その実施の為に設立された文化遺産国際協力コンソーシアムの事業実現の有効な一方途として途上国の文化遺産保存・修復協力の一層の推進を図る。

(2) 新学長を迎えた国連大学との更なる連携の強化に努め、現在の協力関係を一層発展させていく。

事務事業名 ②文化無償資金協力

事務事業の概要

文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキームであり、「一般文化無償資金協力」、「草の根文化無償資金協力」からなる。「一般文化無償資金協力」は、その国民全体に裨益するという幅広い考え方によって、開発途上国の国家機関に対して文化・高等教育、遺産保全に資する機材供与（従来5,000万円目途）・施設整備支援（従来3億

円規模)を行うものである。これに対して、「草の根文化無償資金協力」は、資金的には小規模(原則1000万円以下)ながらも、現地で活動中のNGOや地方自治体等の草の根レベルの機関を対象として機材供与・施設整備・輸送支援(例えば、日本側民間団体より寄付される中古柔道着等を我が国から現地まで輸送する支援)を行うことにより、草の根レベルの一般住民に対してより直接的に裨益効果がもたらされることを目的としたスキームである。

有効性(具体的成果)

平成20年度において、文化無償資金協力案件は、合計51件実施した(「一般文化無償資金協力」19件(E/Nペース)、「草の根文化無償資金協力」32件)。具体例を挙げれば、グルジア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ブルガリア、シリアなどに対して、日本語教育のための機材供与や施設を改修することで、日本語の普及のみならず、今後の我が国との関係発展を担う人材育成に貢献した。また、ザンビア、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、インドネシア、レバノンなどに対して柔道、合気道、剣道、空手器材の供与を行い、日本文化の普及、文化交流の進展、対日理解・親日感の向上を図った。この他にもアジア、中南米、中央アジア・コーカサス、中東欧、中東・アフリカ諸国に対して文化施設等への機材供与や施設整備を行い、今後我が国と各国との文化交流を更に深化させていく上の拠点を拡充した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

1. 理由

現在、文化無償資金協力は、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り処となる独自の文化や教育の振興のための、いわば、開発途上国に対する「配慮」としての支援に止まっている。各被供与機関に対する機材供与等を通じて協力パートナーを増やし、我が国と開発途上国との間の文化交流や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充することを通じての対日理解や親日感情の増進を図ること、またそれにより、国際場裡における我が国立場に対する各国からの支持を確保する上でも不可欠の外交手段となっている。こうした積極的な支援の効果が着実に現れつつある。

2. 今後の方針

従来の相手国の文化・高等教育振興のための支援のみならず、日本語教育、日本武道といった分野での機材供与や我が国に関する情報発信の拠点となりうる施設の整備等、「日本の顔」のアピール、日本のプレゼンスの増大に直結する案件をより積極的に実施し、開発途上国における我が国の存在の重要性を強調しつつ、対日理解と親日感情の更なる醸成に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

平成21年版外交青書

ユネスコホームページ(<http://portal.unesco.org>)

国連大学ホームページ(<http://www.unu.edu/hq/japanese/index-j.htm>)

外務省広報文化交流部関連ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅲ—2 報道対策、国内広報、IT 広報

具体的施策

Ⅲ-2-1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	219
Ⅲ-2-2	効果的な IT 広報の実施	223
Ⅲ-2-3	効果的な外国報道機関対策の実施	225

III－2－1 適切な報道機関対策・国内広報の実施

(施策レベル評価版：349頁)

事務事業名 ①外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出

事務事業の概要

- (1) 外交案件に関する国民への説明責任を果たし、我が国の外交施策について積極的に情報発信するため、原則毎日1回、外務大臣等幹部による記者会見を行い、さらに必要に応じ外務大臣による緊急記者会見を開催する等的確・迅速な情報発信に努めている。さらに、主管局課長より外務省詰め記者、各社論説・解説委員に対し各種外交案件についての説明を適時行うことで、国民の外交政策に対する理解の増進に努めている。
- (2) 文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、並びに日本政府・外務省が関わる要人往来、会議、活動等に関する事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」等を適時・適切に発出している。
- (3) 発信力のある有識者に対して、郵送・メール・面談等の方法を効果的に用い、定期的に情報を提供している。
- (4) 地方メディアの国民に与える影響力を踏まえ、平成19年度から開始した地方メディアへの情報発信については、各地方と関連のある外務省報道発表等を速やかに関連の地方メディアに送付するなどを通じて情報発信を拡充し、地方住民の我が国の外交政策への理解増進に努めている。また、外務省・在外公館・省員の活動を身近に感じてもらうという観点から、大使・総領事等の出身地あるいは任地の姉妹都市の地方新聞にインタビューを働きかける等各種取材協力を行っている。さらに平成20年度には、日韓・日中両国政府による記者交流事業及び青少年交流事業の枠で地方新聞記者に韓国・中国取材の募集をかけ、日韓・日中関係に関する地方住民の理解促進を促した。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年度においても引き続き、国民の関心が高い重要外交案件につき説明責任を果たし、もって国民の外交案件に対する理解を促進するという観点から、政府のメッセージを直接・迅速に伝えるべく記者会見の開催による間接的な情報発信を強化し、記者会見数は計255回に上った。
- (2) 47都道府県のうち、31道県において販売部数が5割以上を占める地方新聞の国民に与える影響力を踏まえ、平成19年度から取り組み始めた地方新聞への情報発信については、各地方と関連のある外務省報道発表等を、主として全国紙記者である外務省詰め記者に加え、速やかに関連の地方新聞にも提供したほか、情報提供の一環としてメール等の送付も開始するなど、地方メディアとの連携強化に努めた。また、政策広報だけでなく、外務省・在外公館・省員の活動を身近に感じてもらう広報として、大使・総領事等に対し出身地あるいは任地の姉妹都市にある地方新聞によるインタビューを働きかけ、平成20年度中に計41名のインタビューが報道された。その他、地方新聞独自のニーズに基づいた取材に対する協力を行った。
- (3) 平成20年5月及び7月にそれぞれ開催されたTICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットにおいては、両イベント及びその議題に関連する「外務省報道発表」に、それぞれのロゴマークを付け報道機関に配布するとともに、外務省ホームページにもロゴマーク付で掲載した。これにより、両イベントの開催自体を広く周知するとともに、気候変動、アフリカ・開発といった両イベントの主要テーマに関する国民の理解が進んだ。
- (4) 平成20年度に行った具体的な情報発信は以下のとおりであり、これらが報道内容に反映された。
- (イ) 会見等の口頭による情報発信の回数
・記者会見（計255回）：外務大臣 122回

外務副大臣 27回

事務次官 30回

外務報道官 76回

・説明及び懇談（計228回）

外務省詰め記者への説明（ブリーフ）：131回

外務省詰め記者との外務報道官室での懇談（オープンルーム）：21回

論説委員への説明： 38回

解説委員への説明： 38回

（口）談話、外務省報道発表等の文書による情報発信の件数（計1,697件）

外務大臣談話： 38件

外務報道官談話： 77件

外務省報道発表： 1,428件

官邸が発出した貼り出しの参考配布： 154件

（ハ）郵送・メールによる有識者への情報発信の件数

郵送： 4件

メール送信： 35件

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国外交政策に対する国民の理解を増進するために、報道機関、有識者に対する適時・適切な口頭及び文書による情報発信に引き続き取り組む必要があり、その効果も大きいと考える。

また今後、情報発信の更なる強化のため、フリーペーパー等新しいメディアに対する情報発信にも努める。

事務事業名 ②様々な広報メディアを通じた外務省広報の展開

事務事業の概要

我が国の外交政策及び外務省の役割について、幅広い国民層に発信し、理解を得るために以下の事業を実施している。

（1）広報テレビ番組の制作・放映及び内閣府が行う政府広報への協力

（2）定期刊行物への各種協力及び誌面広告等を通じた広報活動

（3）重点外交政策、国際情勢、外務省の役割等に関するパンフレットなどの印刷物の作成及び配布

有効性（具体的成果）

（1）平成21年5月開催予定の第3回太平洋・島サミットの事前広報として、広報テレビ番組「石川梨華のふれあいレポート 南の島の素敵な笑顔～太平洋島嶼国からのラブコール～」を制作し、同番組は平成21年3月にBS日テレで放映された。視聴者アンケートを行ったところ、96%が我が国と太平洋島嶼国との関係が理解できた、99%が島嶼国との外交関係が大切だと答えるなど、高い広報効果が得られた。

（2）中央公論に誌面広報を9回（平成20年5、6、7、9、11、12月号、平成21年1、2、4月号）掲載し、北海道洞爺湖サミット及び外交政策に関し特定のテーマで、有識者、オピニオンリーダー層を中心に広く広報を行った。機内誌SKYWARDに紙面広報1回（12月号）を掲載し、諸外国の国民が日本を高く評価している点につき、一般市民を対象に広報を行った。

（3）重点外交政策や周年事業に絞り込み、分かり易く説明するパンフレットを、10種7万2千部新規作成し、各種講演会等で配布するとともに、外務省ホームページにも掲載し、高い広報効果を得ることがで

きた。(例:「G8サミット」「日本とメコン」「日本と太平洋の島国」等。) なお、パンフレットの配布・送付希望は極めて多く、これまでに作成した3種13万7500部の改訂・増刷を行って、こうした需要に対応した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

広報テレビ番組の制作・放送は、上記の通り広報効果の上で極めて有効であるが、放送料が高いことから、平成20年度で一旦終了する。他方、パンフレットの作成や雑誌誌面買上等による広報は、国民への訴求効果が極めて高く、情報提供の手段として引き続き重要であるが、財政事情を考慮して、合理化及び費用対効果を厳しく精査した上で実施に努め、一般国民に分かり易い情報の提供と十分な説明を効果的に行い、我が国の外交政策に対する理解増進を図っていくこととする。また、政府広報への協力も引き続き行っていく。

事務事業名 ③外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握

事務事業の概要

- (1) 多様な媒体(メール、電話、FAX、書簡)を通じた国民からの意見聴取。
(2) 特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向の把握。

有効性(具体的成果)

多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査を実施し、その結果を関係部局に迅速かつ適切に配布することによって外務省内で周知・共有し、外交・広報政策の企画立案・実施の参考とともに、外務省・在外公館の業務改善に役立てた。

- (1) 平成20年度に国民より寄せられた意見の件数は以下のとおり。
・外務省ホームページのご意見コーナーに寄せられたメールによる意見: 約7,900件
・電話によって寄せられた意見: 約3,600件
・FAX・書簡によって寄せられた意見: 約2,000件
(2) 平成20年度は以下の2件の対面式の世論調査を実施した。
・「ODA」: 日本のODAに関する国民の意識を調査。
・「海外安全」: 日本国民の海外における安全対策等に関する意識を調査。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査の実施は、外務省内での情報の共有に資する他、比較的少ない予算で実施でき、その効果も高く、適切な事業であると判断されるので、今後ともこれまでと同様に取り組んでいく。

事務事業名 ④国民との直接的対話の重層的な展開

事務事業の概要

- (1) 一般向けとして、外務大臣が国民の関心の高い外交テーマについて国民と直接対話をを行う「中曾根外務大臣と語る」、外務省幹部職員による「国際情勢講演会」の講演会等を実施した。
(2)若い世代の国際問題・外交課題に対する理解と関心を深めるため、大学生向けの「外務省セミナー『学生と語る』」、「国際問題討論会」及び「外交講座」、高校生向けの「高校講座」を実施した。

(3) 北海道洞爺湖サミットに対する日本の取組について国民の理解を得るため、「サミット広報ブース」を設置した。

有効性（具体的成果）

(1) 平成20年度に行つた「外務大臣と語る」、講演会等の国民との直接対話は以下のとおり（延べ参加人数約6万人）。

(イ) 一般向け

- ・ 「外務大臣と語る」： 1回（参加人数 442名）
- ・ 国際情勢講演会： 34回（参加人数約4,300名）

(ロ) 学生向け

- ・ 高校講座： 119校（参加人数約44,000名）
- ・ 外交講座： 61大学（参加人数約11,000名）
- ・ 外務省セミナー「学生と語る」： 3回（参加人数417名）
- ・ 大学生国際問題討論会： 1回（参加人数109名）

(2) 「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、81.5%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答しており、今後も継続すべきとの回答は75.2%に上った。その他の事業についても、実施後のアンケートを通じて、理解が深まった、他でも実施してほしい等の回答を多く得た。特に、高校講座については、実施希望が大変多い（教育委員会より173校の推薦があった）が、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。

(3) 「外務大臣と語る」等各種講演会は、国民に対する直接の情報発信としてだけでなく、外務省職員が外交実務を遂行していく上で、国民の考えに直接触れる貴重な機会ともなっている。

(4) 北海道洞爺湖サミット開催に向け、サミット広報ブースを、6月19日から7月9日まで六本木に開設した。延べ約41,000人の来場者を含め約331,000人への広報が達成された。広報ブースでは、今次サミットのテーマ、サミットの歴史などに関する展示やサミット検定などを行い、サミットに対する我が国の取組について国民の理解を得ることができた。特に、サミット検定には約6,500人が応じ、サミットの主要4課題、世界経済、開発・アフリカ、環境・気候変動、テロ・軍縮の理解度の調査の役割も果たし、検定参加者の95%が正確な理解を示したこととは、本事業の広報効果の高さを示している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在実施している「外務大臣と語る」、講演会・シンポジウム等による直接広報は、我が国の外交政策をその背景・経緯も含めて直接国民にわかりやすく説明を行う顔の見える広報であり、国民への説明責任を果たす上で不可欠である。経費節約も含めた合理化を図りつつも、広報効果の一層の拡充に向け、我が国の外交政策に対する国民の理解増進のために、今後とも情報発信の拡充・強化に努める。なお、サミット広報ブースは平成20年度限りの事業として実施した。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ 報道/広報

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

III-2-2 効果的なIT広報の実施

(施策レベル評価版：354頁)

事務事業名 ① 外務省ホームページ（日本語、英語）の運営

事務事業の概要

インターネットの普及により、外務省ホームページは外務省の顔となり、正確で迅速な情報提供をすることは国の内外への説明責任を果たす面からも重要である。平成20年度は、G8北海道洞爺湖サミット議長国として、サミット専用ホームページを開設し、積極的に国内外に情報発信を行った。

有効性（具体的成果）

一日あたり約52万件以上（日・英・携帯版合計）のアクセスがある外務省ホームページの運営やG8北海道洞爺湖サミット専用ホームページ開設により、多くの利用者に外交施策に関する情報を有効に伝えることが可能となっている。

（1）日本語版アクセス数（ページビュー）

平成19年度 1億4,699万

平成20年度 1億5,507万（前年度比 5%増）

（2）英語版アクセス数（ページビュー）

平成19年度 2,652万

平成20年度 3,448万（前年度比 30%増）

（3）携帯版（日）アクセス数（ページビュー）

平成19年度 171万

平成20年度 170万（前年度比 0.5%減）

（4）G8北海道洞爺湖サミット専用ホームページ・アクセス数（ページビュー）

平成20年5月～12月 731万件

12月にコンテンツの大部分を外務省ホームページに取り込んだ。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ホームページを通じた情報提供の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報提供を目指す。

また、事業の効率性を高めるため、掲載システムの改良を実施する。

事務事業名 ②在外公館ホームページ、Web Japanホームページ等の運営

事務事業の概要

インターネットを利用してことで、国内外の多数の利用者に多様な情報を提供することが可能であり、在外公館ホームページ、Web Japan（海外向け日本事情紹介ウェブサイト）等発信する情報の内容や対象利用者層によって、複数のウェブサイトを使い分け、情報伝達をより効果的に行う。

有効性（具体的成果）

在外公館ホームページ及びWeb Japanの合計で一日あたり約37万件のアクセスがあり、多くの利用者に正確で分かり易い情報を有効に伝えることが可能となっている。

（1）在外公館ホームページ アクセス数（ページビュー）

平成19年度 7,080万

平成20年度 9,843万（前年度比 39%増）

平成21年3月現在のホームページ開設公館数 172（うち4公館は20年度に新規開設）

（2）Web Japan アクセス数（ページビュー）

平成19年度 3,454万

平成20年度 3,627万（前年度比 5%増）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ウェブサイトを通じた情報提供の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報提供を目指す。在外公館ホームページは、現地の通信事情を勘案しつつ、新規開設、充実に努める。Web Japanは、事業の効率化のため、中国語版を廃止し、英語コンテンツについても一部縮小する。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（日）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj>）

外務省ホームページ（英）（<http://www.mofa.go.jp>）

外務省ホームページ（携帯版・日）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>）

在外公館ホームページ一覧（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai>）

Web Japanホームページ（<http://web-japan.org>）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

III－2－3 効果的な外国報道機関対策の実施

(政策レベル評価版：358 頁)

事務事業名 ① 対日報道に関する情報収集・分析

事務事業の概要

効果的かつ戦略的な対外発信を行うための基礎情報とするために、対日報道に関する情報を収集・分析する。

有効性（具体的成果）

戦略的な対外発信のために、対日報道に関する論調分析を拡充したり、委託調査を行うなどして分析機能を強化し、外プレ対策立案の基礎とした。

（1）日本関連報道の論調分析（カッコ内は平成20年度の実績）

- ・毎朝、各国主要紙ヘッドライン及び主要英字紙記事の和訳を作成し、省内配布。
- ・毎週、海外主要紙による日本関連報道を取り纏め、週報として省内・在外公館に配布（55回）。
- ・日本関連報道が多くみられる外交等行事（例：G8サミット、要人外遊）については、取り纏めて配布（69回）。
- ・日本に関する報道の中で、特に関心が高いと思われる日本関連報道に関しては、個別記事の訳を作成して省内配布。（例：政権の動き、経済政策）

（2）世界のメディア等に関する調査

- ・海外主要メディアの論調及び背景に関する調査・分析。
- ・中長期的な国別対日論調を作成

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 中止・廃止

（理由と今後の方針）

「定点観測」としての週報、外交等行事等に際する取り纏め等に加え、政策部局他に周知することを目的に、外国メディアにおけるその他の注目すべき傾向（例：中国の対日報道トーンの変化）を把握し、テーマ・案件別分析を強化する。

事務事業名 ② 外国メディアに対する情報発信・取材協力

事務事業の概要

我が国の外交政策について伝達し、海外における対日理解・対日親近感を更に醸成するために、外国メディアに対して、記者会見、ブリーフィング、インタビュー、取材協力、反論投稿等を行い、各種情報を発信する。また、対日報道を収集・論調分析し、誤解に基づく報道等に対しては、迅速に申し入れ・反論投稿等の対策を講じる。更に、論調分析の結果の配布を通じ、より質の高い情報発信に繋げる。

有効性（具体的成果）

以下のような多様な方法で、外国メディアに対し情報発信を行い、対日理解を促進させた。外国メディアに対して能動的に、質の高い情報を発信するために、メディアの情報ニーズに応えた、メディア向け政策資料を作成し配布した。また、我が国の内政、日本海呼称問題、調査捕鯨等に関する事実誤認及び批判報道に対して、積極的に反論投稿した。（カッコ内は平成20年度の実績）

（1）外務副報道官の外国メディア向け英語記者会見（於：本省）：51回

（2）総理・大臣の外国訪問に関する記者ブリーフィング（外務報道官：海外38回、国内17回、副報道官：海外15回、国内3回）

- (3) 我が国関係者によるインタビュー：551件（本邦：247件、在外：304件）
- (4) 政策に関する外国プレス向け説明資料：5件作成
- (5) 英文プレス・リリース：624本発出
- (6) 反論投稿：33件（うち14件が掲載社の紙面等に掲載された）
- (7) メディアからの良くある質問（3回発出）
- (8) メディア対応能力強化トレーニング：5－6月大臣政務官、次官以下幹部計5名、省内講義2回計67名参加

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

英文プレス・リリースに関し、和文プレス・リリース発出後速やかに作成・発出するための体制を一層整備する。また、「メディアからの良くある質問」に関し、更なる活用を図る。

事務事業名 ③ 報道関係者招聘

事務事業の概要

外国メディアによる報道を促進させるとともに、対日理解・対日親近感を醸成するため、外国記者に日本を体験する機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進する。

有効性（具体的成果）

外交日程に併せて招聘計画を戦略的に立案し、112名を招聘し、163の記事が掲載された。また、記者招聘による掲載を促し、掲載状況をモニターした。

（1）外国記者の招聘数及び同記者訪日後の対日関連記事執筆者数：131名（内訳：報道関係者招聘84名、戦略的報道関係者招聘8名、中国・アジアプレス対策強化事業として20名）

（2）平成21年3月、ジャーナリスト会議を開催した。100名以上が参加し、パネリストとして参加したインド・インドネシア・韓国の3名のパネリストが帰国後、本件に関し報じた他、NHKが衛星放送で報道した。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

外国メディアにおいては、在京特派員が減少し、北京から日本をカバーするとの傾向が見られる。これに対して、戦略的に記者を招聘することを通じて、正しい対日理解に基づく記事の執筆を促す必要性がある。

また、重要な外交案件に関して、我が国の政策や立場を発信するために、世界的にもユニークなジャーナリスト会議を通じて国際世論に訴えていくことの意義は引き続き大きい。

評価をするにあたり使用した資料

○外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj/、英語版www.mofa.go.jp/）

○（財）フォーリン・プレスセンターのホームページ（日本語版：www.fpcj.jp/j/、英語版：

www.fpcj.jp/e/index.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標IV 領事政策

施策（具体的施策）

IV-1	領事サービスの充実	229
IV-2	海外邦人の安全確保に向けた取組	241
IV-3	外国人問題への対応強化	249

IV－1 領事サービスの充実

(施策レベル評価版：365 頁)

事務事業名 ①領事事務のIT・システム強化

事務事業の概要

在留届電子届出システム(ORRNET)の運用により、在留邦人はインターネットを通じて在留届の届出や変更届・帰国届の届出を行うことが可能となる。また、在留邦人向けメールマガジン配信システムの運用により、在外公館は邦人がインターネットを通じて登録したメールアドレスへ治安、保健・衛生等の必要な情報の提供を行うことが可能となり、海外邦人の利便性向上につながる。

有効性（具体的成果）

在留届電子届出システム(ORRNET)による電子届出件数及び在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数は次のとおり年々増加している。在留邦人向けメールマガジン配信システムに加え、同システムの機能を利用し、インフラが確保できない極く一部を除く全ての公館において、海外におけるテロ・大規模自然災害等の緊急事態発生時、在留届を提出している在留邦人に對しメール・FAX・電話等を通じ緊急情報を一斉に通報するシステム(INSIDE)の展開を平成20年度より開始した。

(1) 在留届電子届出システム(ORRNET)による電子届出件数

平成17年度：19867件、平成18年度：24596件、平成19年度：38677件、平成20年度：53682件

(2) 在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数

平成17年度：65公館、平成18年度：88公館、平成19年度：89公館、平成20年度：98公館

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

在留届電子届出システム(ORRNET)については、これまでどおり運用を継続する。

平成21年度には、FAXの同報性能向上のためインターネットFAX機能を導入し、在留邦人に対する一層の支援強化を図る。

事務事業名 ② 領事シニアボランティアによるサービス向上

事務事業の概要

領事シニアボランティア(SV)制度とは、在外公館における国民との最大の接点である領事業務を国民の視点に立脚したものとして抜本的に強化するため、ボランティア精神と民間企業・団体等での経験に富んだ人材を領事業務のサポート役として一定期間在外公館に派遣し、在外公館における領事サービスの改善・向上に資することを目的とした制度である。

平成15年度に第1期領事SVを在外10公館に各1名派遣し、その後平成19年度には第2期領事SVを在外10公館に各1名派遣した。また、平成20年度には在外5公館に各1名の領事SVを追加派遣し、現在は15名の領事SVが、派遣先の在外公館で領事班スタッフの一員として、海外での日本国民に対する領事サービスの改善・向上のために活躍している。

有効性（具体的成果）

領事SV派遣先公館においては、領事SVが率先して領事窓口に立ち、相談業務、手続きの案内、窓口書類の整備、掲示物の管理等の領事サービス向上に努めており、在外邦人からの評価は非常に高いものとなっている。

また、民間企業・団体等での経験を基にしたSVの対応振りは、館員や現地職員の窓口・電話対応にも好

影響を及ぼしており、派遣先公館自体に対する在留邦人の評判も向上している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

領事SV制度は領事業務改善のための効果的具体策の一つであり、民間の目線によるきめ細かい領事サービスを実現するとともに、当省に対する領事サービス向上のための提言を行うことを目的としている。また、本制度による領事業務のサービス向上が、在外邦人からの好評を得ており、現状のまま継続する。

成果重視事業

事務事業名 ③ 在外選挙人名簿登録推進

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

- 平成 17 年 10 月 1 日現在の在留邦人数（101.3 万人）に基づく推定有権者数（邦人数の 75% = 75.9 万人）の 20%相当数の登録者数の 15 万人を平成 21 年度末における最終目標とする。
- 年間の新規登録申請者件数（受付の件数）3 万件を各年度毎の目標とする。

[目標設定の考え方]

(1) 在外選挙制度においては、在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、海外では出頭義務を課した任意登録制となっているため、現状では積極的な登録傾向はない。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて必要となる制度であるため、本件制度に係る知識を有している在留邦人は少数である。このため本事業により制度普及や登録推進広報を行い、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図ることにより、在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであるとともに、領事サービスの改善・強化に資するものである。

(2) 平成 16 年度から 18 年度において実施した第 1 期成果重視事業においては、平成 18 年度末における在外選挙人登録者数を推定有権者数の 20%前後（16 年度においては 15%前後、17 年度においては 17%前後）と設定したが、①在留邦人数が数量目標設定時における想定を大きく上回ったこと、②帰国等による登録抹消（年間約 1 万件強）による相殺があるため、登録者の純増数は新規登録者の約半分程度となり、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映できなかった。このため平成 19 年度から 21 年度における成果重視事業においては、上記問題点を踏まえ、①平成 17 年 10 月 1 日現在の在留邦人数（101.3 万人）に基づく推定有権者数（75.9 万人）の 20%（注）相当数の 15 万人を平成 21 年度末における登録者数の最終目標とし、②前記①の目標を達成するため年間の新規登録申請者件数については、毎年度約 1 万件強の登録抹消による登録者数の相殺や非登録者があること等を踏まえて、3 万件の登録申請を受け付けることを各年度毎の目標とすることにより、計画策定当初における評価基準及び数量目標を固定するとともに複合的な目標を設定し、端的に施策の効果を把握しやすい評価手法を導入した。

（注：公職選挙法の一部改正による登録申請手続きの改善、対象選挙の拡大等が図られたことにより、平成 19 年度以降在外選挙への関心が更に高まったことを想定。そのため登録率の上昇が大きかった在外選挙人名簿への登録申請開始初期の平成 11 年から平成 14 年までの年平均上昇率が 2.8% であったことから制度改正による利便性の向上等により、年平均 3% 前後上昇するものと期待し 20% を想定した（平成 17 年度登録率：12.0%）。）

[事業計画期間及び平成 20 年度予算額]

(期間) 平成 19 年度～平成 21 年度
(予算額) 235 百万円

[手段と目標の因果関係]

(1) 登録受付出張サービス

在外選挙人登録は出頭義務を課した任意登録制であり、かつ、居住地を選挙管轄している在外公館に對して登録申請を行う必要があるため、遠隔地に居住する在留邦人が登録申請のためだけに在外公館に出向くことについては、在外選挙に関心があつても、距離的、時間的、経済的理由から、これを躊躇する傾向にある。このため、在外公館が遠隔地に居住する在留邦人を対象に登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の在外選挙人登録を推進する。

(2) 日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間（平日の日中）に、登録申請のために在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に、登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

(3) 各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

在外では毎年相当数の在留邦人が転勤等により入れ替わっているため、在外有権者の選挙人登録については、年間約1.8万件の新規登録と帰国等による約1.3万件の登録抹消が発生していることから、新規渡航者及び未登録者に対する制度広報を行い登録推進を図る。特に、平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続きの改善（3か月の住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受付）、対象選挙の拡大（比例代表選挙に加えて、（小）選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった）等が行われたことを踏まえ、在外選挙制度につき積極的に周知を図ると同時に登録を働きかける。

(4) 在外公館における登録業務等の円滑執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応することにより、在外選挙人登録事務の円滑な執行を行う。また、選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し、登録業務が円滑に執行されるよう支援する。

(5) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充し、領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより選挙事務の適正執行を図ると同時に、人材を育成し、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

(6) 予算配分等

管内に推定有権者5千人以上を擁する在外公館（全世界の推定有権者の8割が該当）を中心とした事業展開及び予算配分（全体の約8割）を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

B

(判定方法)

平成20年度においては、年間（平成20年4月～平成21年3月）の新規登録申請者件数に基づく判定と併せて登録者数の対前年比伸び率及び登録抹消者数等の要因を加味した上で判定を実施。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

平成20年度の登録申請者件数は、18,228件と年間目標の3万件に達していないが、在外選挙制度における本人出頭主義等登録申請手続き自体の利便性の悪さ等の理由から積極的な登録者が少ない状況下において、かつ、帰国等による登録抹消（毎年約1.3万件）により登録者数が相殺される条件下において、成果重視事業を通じた在外公館の活動により、在外選挙人登録者数は対前年比3.73%増（108,887人→112,946人）と堅実な伸びを示している。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
推定有権者数	720,980	759,410	797,771	797,771	814,253
登録者数(外務省調べ)	82,556	91,815	99,173	108,887	112,946(注)
対前年比伸び率(%)	+7.20	+11.22	+8.01	+9.80	+3.73
登録率(%)	11.45	12.09	13.06	13.65	13.87
新規登録申請者数(年間)	15,729	20,839	21,635	23,621	18,228
(対平成15年度申請者数増加率(%)	+13.90	+50.90	+56.66	+71.04	+31.9
登録抹消者数(年間)	9,888	10,022	11,345	13,855	13,036

成果重視事業目標達成率(%)

対最終登録者数(15万人) 75.29

対年間新規登録者件数(3万件) 60.76

(注：推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。平成20年度の在留邦人数が確定していないため、19年度の推定有権者数を使用)

(実施状況・有効性評価)

(1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスを他の領事サービス（旅券、証明、各種届出、領事相談等）と連携させて、事前広報や開催日時の調整等在留邦人の利便性に配慮し効果的な実施に努めたほか、在外公館所在都市の周辺地域においても春祭り等各種行事の機会を利用した登録受付出張サービスの実施や、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する個別訪問サービスを実施し成果を上げた。在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ており、利用者も年々増加している。なお、平成19年度は制度改正に加えて、参議院選挙に係る在外選挙が実施されたことから、在留邦

人の在外選挙に関する関心も高まり、登録推進事業との相乗効果により登録申請件数が増加したが、平成20年度においては国政選挙（除、補欠選挙）がなかったことから、平成19年度と同程度の実績を記録することはなかったが、堅実な伸びを記録した。これは登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスが在留邦人に広く認知されるとともに多数の在留邦人が利用する傾向にあることを示しており、結果として各サービス毎に受け付ける登録申請件数の増加（＝登録申請受付の効率化）をもたらしている。また、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は6,159件と新規登録申請者数の33.78%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で有効な手段となっている。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(登録受付出張サービス)					
実施公館数	90	101	98	102	97
実施回数	497	746	711	651	465
登録申請等件数(A)	2,999	4,673	6,101	5,846	4,268
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数(件)	6.03	6.26	8.58	8.94	9.19
(日系企業等個別訪問サービス)					
実施公館数	—	32	33	31	30
訪問企業数	—	475	626	365	539
登録申請件数(B)	—	3,179	3,077	2,346	1,891
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数(件)	6.69	4.92	6.42	3.51	
登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスによる登録申請件数合計((A)+(B))					
	2,999	7,852	9,178	8,192	6,159

最近の在留邦人の傾向として、長期出張扱いでの海外赴任や国民健康保険や年金の関係等から住民票を日本に残している（＝国内の選挙人名簿に登録がある）ことを理由に、在外選挙に关心があつても登録申請を断念せざるを得ない在留邦人や、長期の海外生活による現地志向や政治ニュースをはじめとした日本情報が入手困難等の理由から選挙自体に关心がないとする在留邦人も少なからずあり、在留邦人の在外選挙に対する関心に相当の温度差が見受けられる。

（2）在外選挙制度広報

海外においては現地事情や地理的要因等から、すべての在留邦人が共通して視聴・購読できる広報媒体は皆無であり、また、広報対象となる在留邦人が世界各地に広範囲に散在しているため、広報による在外選挙制度の認知効果の評価・検証は困難である。しかしながら、毎年約1.3万人の在外選挙人が帰国等により登録抹消されている一方で、新たに約1.8万人の新規登録申請者がいることから、新規渡航者及び未登録者への広報を中心に効果を上げているものと考える。

平成20年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の改正及び登録推進について広報を行った。

- （イ）邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
- （ロ）日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
- （ハ）現地邦系生活情報誌
- （ニ）現地日本語テレビ・ラジオ番組
- （ホ）在外公館のホームページ

(3) 予算配分等

選挙管轄区域内に推定有権者5千人以上を擁する35公館の合計有権者数が全世界の約8割に達する中、数量目標を達成する上でこれらの公館における積極的な登録推進が不可欠であることから、重点的かつきめ細かい査定・予算配分及び事務補助員の配置を行った結果、平成20年度は当該公館における登録申請件数が全体の約82.5%（15,038件）を占めた。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

国庫債務負担行為 繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 ○今そのまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

本事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高い評価を得るとともに年々利用者が増加している。在外選挙制度の改正を踏まえた制度普及広報や登録推進広報を積極的に展開したが、平成20年度は国政選挙がなかったことから、在外選挙への関心も高まらず、新規登録申請件数は、平成19年度を下回る実績となったものの、登録者数は堅実な伸びを示した。

平成20年度の新規登録申請者件数は事業目標である年間3万件を達成していないが、在外選挙人登録者数は、在外選挙人の帰国による登録抹消（年間約1.3万人）による負の要素を加味しても、112,946人と対前年比3.73%の伸びを示しており、在外公館における登録推進事業として相応の成果を上げたものと評価される。ついては、今後も目標を達成するために本事業を継続していく必要がある。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

事務事業名 ④ 海外子女教育体制の強化

事務事業の概要

海外の日本人学校（文部科学大臣が認定）及び補習授業校（現地校等に通う日本人子女のために週末等に国語等の基礎的な科目的授業を行う。）に対し、一定の条件下で校舎借料や現地採用講師謝金等所要の援助を行う。これにより、保護者の負担が軽減され、在留邦人の子どもになるべく日本国内に近い条件下で義務教育を受けさせることを可能とし、憲法第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）の精神にも合致する。

有効性（具体的成果）

平成20年度は、要望があった日本人学校2校及び補習授業校6校に対する新規援助を実現した結果、援助の対象となる日本人学校は87校、補習授業校は201校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約60%が政府援助の対象となった。これにより邦人支援策の向上に寄与した。

近年の援助対象学校数の推移は次のとおり。

（1）日本人学校

平成16年度：83校、平成17年度：85校、平成18年度：85校、平成19年度：85校、

平成20年度：87校

(2) 補習授業校

平成16年度：189校、平成17年度：185校、平成18年度：187校、平成19年度：195校、

平成20年度：201校

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

近年、グローバル化の進展に伴う我が国国民の海外進出はめざましく、海外に滞在する日本人は100万人を超える。このうち義務教育相当年齢の子女は6.1万人（平成20年4月15日現在）で5年前に比べると約17%の増加となっている。子女の教育問題は、我が国国民の海外における発展のための環境整備を行う上で極めて重要であり、今後益々の充実・強化を行う必要がある。

事務事業名 ⑤領事担当官に対する研修の強化

事務事業の概要

(1) 外務本省において、領事局主催の領事初任者研修（2回）、在外行政サービス研修員に対する実務研修、外務省研修所主催の研修（在外公館警備対策官研修、在外公館官房要員事務研修、在外公館赴任前研修等）における領事関係講義及び領事担当官として在外公館赴任予定の職員に対する個別ブリーフを行った。また、在外公館においては、拠点公館における領事研修会議（平成20年度は中米・カリブ地域）を開催した。

(2) 外務本省における研修においては、本省領事局等の職員による講義、外部の専門家による講義（接遇マナー、メンタルヘルスケア、遺体鑑識等）、関連施設の視察（在京大使館、区役所、民間企業等窓口視察）を実施した。

(3) 在外公館における研修会議においては、領事業務経験の深い在外公館領事担当官（領事広域担当官等）、本省職員や外部専門家による講義等を実施した。

(4) 領事業務に従事する者に対しては、次の理由により、必要な知識・専門性を修得させるための研修を実施することが不可欠である。

(イ) 領事業務の範囲は非常に広範であり、根拠法令や専門知識を習得することなしに業務に従事した結果、的確な処理ができなかった場合、申請・届出等を行った国民に多大な不利益が生じるおそれがあること。

(ロ) 特に邦人援護業務においては、的確な処理を行うためには知識の習得のほか相当の経験・熟練を要すること。

(ハ) 海外在留邦人数・海外渡航邦人数は年々増加傾向にあること、邦人の海外滞在先・渡航先の多様化や生活様式の多様化などの要因により、領事サービスに対するニーズは増加とともに刻々と変化しており、時宜に応じた知識の習得が必要であること。

(5) 領事担当官に対し必要かつ時宜に応じた研修を実施することにより、領事担当官の能力が向上し、的確かつ国民のニーズに即した領事サービスを提供することが可能となり、海外に滞在する邦人の生活・活動基盤の支援につながる。したがって、領事サービスの改善・強化を図るために、領事担当官に対する的確な研修の実施が不可欠である。

(6) なお、上記研修のうち領事初任者研修は、領事業務経験の浅い（又は経験のない）職員（他省庁からの出向者等を含む。）に対し基礎知識を取得させることを目的としている。また、隔年開催のため平成20年度には実施しなかった領事中堅研修においては、相当の領事業務経験を有する中堅職員の専門性を向上させることにより、在外公館において領事業務の実施体制に遗漏なきを期すとともに、将来指導的役割を果たす職員を養成することを目的としている。このように、研修の実施に当たっては、職員の領事業務

に対する習熟度にあわせてきめ細かく対応している。

有効性（具体的成果）

研修の実施により、受講者の領事業務に関する基礎知識やより高度な知識・専門性の修得・向上が図られた。また、知識・専門性の向上等により、受講者の間で領事業務に対する意欲の高まりが見られた。主な研修の実施結果は次のとおり。

（1）領事初任者研修（領事局主催）

年2回実施。受講者数合計70名。対象者は領事業務経験のない（又は経験の浅い）若手職員が中心（他省庁出向者を含む。）。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より有益であったとの回答があった。ただし、個々の講義について改善の余地ありとの意見もあり、カリキュラムの改善、各講義内容の見直しを図る等今後の改善のための参考としていく。また、外部講師（大学教授等）よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等、領事業務を遂行する上で必要な専門的分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

（2）在外公館警備対策官研修（外務省研修所主催）

年1回実施。受講者数85名。対象者は在外公館警備対策官として近く在外公館に赴任することが予定されている者（警察庁、防衛省、民間企業等からの出向者）。在外公館において警備業務のほか領事業務を担当する機会が多いため、警備業務等に係る研修のほか、領事局による領事初任者研修と同等の内容の講義を実施した。受講者アンケートの結果、未知の分野であり有益であったとの意見が多数寄せられた。他方、上記の領事初任者件数と同様、改善の余地ありとの意見もあり、今後改善を図ることとする。

（3）在外領事研修会議

2年に1回・1地域を対象として実施。平成20年度は中米・カリブ地域を対象として同地域の在外11公館の領事担当官が参加した。領事業務に携わる職員の情報・問題意識の共有による業務の円滑化及び各担当官の能力向上を図るため、本省領事局職員と各公館領事担当官との間で領事業務に係る諸問題に係る討論・情報交換や有識者による講義等を実施した。中米・カリブ地域には広域化する共通の課題が多く、緊急事態発生時における近隣公館相互の協力が不可欠となる中、本会議において、平時よりの情報共有が緊急時の円滑な協力に繋がるとの認識から、相互協力の重要性が再確認されたほか、各領事業務について活発な意見交換が行われ、実りの多い会議となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

海外在留邦人数、海外渡航邦人数は今後も増加することが予想され、領事業務のニーズはますます増加・多様化することが見込まれる。他方、領事業務量の増加に比し在外領事の人員は慢性的に不足している状況にあるが、厳しい財政事情の下、人員不足が劇的に改善される見通しはたっていない。このような状況においては、個々の領事担当官の能力を向上させることが不可欠であるので、講義内容等の改善を図りつつ、今後も継続して研修を実施する必要がある。

事務事業名 ⑥ 国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理

事務事業の概要

国際民間航空機関（ICAO）の標準に準拠したIC旅券（平成18年3月20日の申請分より導入）の適切な発給・管理を行う。また、ICAOが主催する国際会議等に参加し、日本旅券の国際標準化を図るほか、諸外国の渡航文書の国際標準化・偽変造防止対策に対する国際協力を実施する。

我が国での不法就労等を目的とした日本旅券の不正取得・不正行使事案は世界各地で毎年200件前後発覚している。テロリスト等国際犯罪人の国家間の移動を制限するため、旅券等渡航文書の偽変造対策及び

成りすましによる不正取得防止の強化が必要不可欠であるところ、名義人の生体情報を記録したIC旅券を適切に発給・管理するとともに、よりセキュリティ仕様の高い次世代のIC旅券の導入に向け検討を重ねていくことにより、日本旅券の信頼性を確保していく。

有効性（具体的成果）

平成20年は、380万1384冊のIC旅券を発給し、IC旅券の発給を開始した平成18年3月20日から平成20年末までのIC旅券の発行数は、1144万9634冊となった（いずれも一般旅券のみ。ただし、在外公館での発行分を除く。）。

我が国が平成18年度より参加しているICAOのフォーラム（公開鍵ディレクトリ（PKD））において、IC旅券が当該国の発行する真正なものであることを確認するための国際的なスキーム（公開鍵基盤（PKI））の運用強化のための提言を行い、IC旅券の効果的な国際運用に貢献を果たした。

平成20年11月12日及び13日の両日、アジア諸国間の旅券政策・運用に関する活発な意見交換を通じた知見の共有を促進するため、東京において第5回アジア旅券政策協議を主催した。IC旅券、とりわけ第2の生体情報として指紋情報を記録したIC旅券を導入した諸国からは、導入に際しての留意事項及び導入後の現状や課題が、IC旅券未導入の国からは今後のIC旅券導入の予定及び取組が報告されるとともに、各国から旅券の偽変造、不正使用、不正取得等の旅券犯罪の最近の傾向と件数が報告され、厳格な発給審査及び紛失・盗難旅券情報の国際的な共有が重要であるとの認識で一致した。

平成21年2月9日から28日にかけて、「成りすましによるパスポート不正取得防止のための審査強化期間」を実施し、各都道府県の旅券窓口において、申請者の厳重な本人確認を通じ、旅券の不正取得防止対策を強化した。期間中、要件に該当する約500名を抽出し、約200名に対し身分証明の追加提出や追加質問を行い、不審と認められる者については警察に通報し捜査を依頼した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今後のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAOの標準に準拠したIC旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的なIC旅券の高度化・標準化作業へ参加し、対応する必要がある。

成果重視事業

事務事業名 ⑦ 領事業務の業務・システムの最適化事業

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

- 邦人援護事務援助機能開発
- 管海事務援助機能開発
- 司法共助事務援助機能開発
- 各種端末・作成機の統合2次開発

[目標設定の考え方]

上記開発の成果物の完成を目標とする。

[事業計画期間及び平成20年度予算額]

(期間)

(予算額)

1. 平成20年7月から平成21年3月末まで

7,491千円

2. 平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月末まで	5,575 千円
3. 平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月末まで	11,264 千円
4. 平成 20 年 12 月から平成 21 年 3 月末まで	317,109 千円

[手段と目標の因果関係]

上記の 4 つの構成要素それぞれに手段と目標の因果関係をまとめれば以下のとおり。

1. 海外邦人援護統計作成業務においては、海外での邦人の事件・事故、犯罪加害・被害等を取りまとめており、その件数は年間約 18,000 件（平成 19 年度）に上る。各案件について、在外公館は手書きの帳票を作成し、本省へ報告している。本省ではこれを独自の管理システムに入力しており、重複作業となっている。また、このシステムはネットワークに接続していないため、課内及び在外公館との間で情報共有がされておらず、在外公館からの問い合わせが頻繁に発生する、報告の分類基準が明確ではないが故に同様の案件であっても各公館によって記載の仕方が異なる、といった課題がある。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、在外公館から本省への報告をオンライン入力し、報告内容を本省で一元管理・自動集計するシステムを導入する。これにより、本省における入力作業を排除し、個別案件の管理及び統計作成業務に要する時間の短縮化を図る。あわせて、情報共有により、各在外公館における報告内容の質の向上を図る。

これらにより、年間約 472 時間（試算値）の業務処理時間の短縮を可能とする。

2. 管海事務管理援助機能設計

海外における船舶の検査、測度等の管海事務に係る手続に必要な書類が在外公館より本省を経由して国土交通省に送付され、また、国土交通省から書類が海外に送付されており、管海事務取扱件数は年間 2,500 件（平成 19 年度）に上っている。これらは公信により外交行囊で送付され、電子的に情報の一元化がなされていないため、本省と在外公館間で作業が重複し書類の追跡調査（トラッキング）や年一回の事務統計の集計は時間がかかる結果となっている。

これらを改善するため、平成 20 年度中に、在外公館から本省への報告をオンライン化し、報告内容を本省で一元管理するシステムを導入する。このシステム機能により、在外公館と本省における重複入力を排除し、統計作成業務に要する時間を短縮する。また、報告の終了・未了確認時や国土交通省からの照会要請に対しては、トラッキング（追跡管理）可能なしくみとする。

これらにより、年間約 182 時間（試算値）の業務処理時間の短縮を可能とする。

3. 司法共助事務援助機能設計

司法上の書類は、本省と裁判所の間、本省と在外公館の間及び在外公館と名宛人の間等で公信や郵便を利用して送達等されており、本省では年間約 2,200 件弱（平成 20 年）の案件を扱っている。これらの書類の送達状況については本省側で管理を行っているが、書類を一旦在外公館へ発送した後は、在外公館から送達結果の報告がなされるまで把握できない。このため、進捗状況に関する問い合わせがあった場合は、在外公館へ確認する必要があり、回答までに時間を要し、業務上も支障をきたしている。

これらを改善し、個別案件の進捗状況を管理できるようにするために、平成 20 年度中に、ネットワーク上で照会できるシステムを導入し、本省・在外公館双方からトラッキング（追跡管理）の他、進捗における問題点が把握できるしくみとする。これらにより、年間約 624 時間（試算値）の業務処理時間の短縮を可能とする。

4. 各種端末・作成機の統合2次開発

現在、査証作成機は予備を含め一公館あたり2台設置されているが、旅券作成機は1台配備であり故障の際の予備機がない。統合機を配備することによりスペースの確保、旅券作成の継続性を確保しつつ、旅券の高度な偽変造防止印刷技術を採用した新型査証シールを作成可能とする（ただし、査証又は旅券を大量に発給する公館においては、業務を行う執務室等が別々になっていることから、両作成機を統合することは、逆に作業効率、サービスの低下となるため、これまでどおり別々に運用・管理する。）。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

(判定方法)

上記の4つの構成要素それぞれの目標達成度合いは以下のとおりである。

1. A、 2. A、 3. A、 4. A

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

1. ~4. 開発完了。全て平成21年度に展開予定。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

- 国庫債務負担行為 繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特になし

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 ○今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

概ね当初計画（複数年）のとおり目標を達成しており、今後もこれまでどおり作業を継続する。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html)

領事業務

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成20年8月21日）(PDF)

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成19年8月24日）(PDF)

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成18年8月24日）(PDF)

最適化効果指標・サービス指標一覧（平成20年8月21日）(PDF)

業務・システム最適化計画（平成18年3月30日）(PDF)

業務・システム見直し方針（平成17年6月30日）(PDF)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV－2 海外邦人の安全確保に向けた取組

(施策レベル評価版：371 頁)

事務事業名 ①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化

事務事業の概要

- (1) 兼轄国等の安全情報の収集体制の強化
- (2) 海外安全ホームページ等の情報発信基盤の強化・改善等により各種啓発媒体へのアクセス率を高め、もって安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及
- (3) セミナー、キャンペーン、講演会を通じた啓発事業の展開により、国民・企業の安全対策及び危機管理のための意識・体制への取組促進

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、国民の安全意識を啓発し、安全対策、危機管理への国民・企業の努力を促進した。ホームページへのアクセス数、海外安全相談センターへの相談件数などを含め、総合的に勘案すれば、事業は有効であったと考えられる。

(1) 安全情報収集体制の強化

在外公館がない兼轄国を中心に、海外邦人の安全対策に欠かせない情報を収集するために、安全対策関係団体・個人等への業務委嘱を通じて、より漏れのない適切な安全情報収集を図った。また、こうして収集した情報を基に、各在外公館では在留邦人に向けた情報の提供を行った。

(参考1) 平成20年度の情報収集業務委嘱件数： 41公館 53件

(前年度からの改善：情報内容の見直しを通じて3件を廃止、新たに9件追加。)

(参考2) 平成20年度の情報収集業務の成果： 報告数 410件

(主な活用方法：犯罪件数の推移・傾向等の把握を通じて、より的確な安全対策を策定するとともに、在留・渡航邦人等に提供。)

(2) 多様な情報のきめ細やかな発信

海外におけるテロ、騒擾、犯罪、治安、自然災害、感染症等の多様な情報を、内容、対象に配慮しつつ、危険情報、テロ概要、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データに分類し、あるいは、より危険を身近に感じてもらうための海外事件簿として、海外邦人の安全な渡航、滞在のための情報をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。

(参考) 平成20年度の主要情報発信（概数）

- ・危険情報（渡航先別総合的安全情報）：112か国・地域／221回改訂・発信
- ・スポット情報（渡航先別事件・事故速報）：403回改訂・発信
- ・安全対策基礎データ（滞在先の各種危険情報、渡航手続等）：96か国・地域

(3) 情報発信基盤の強化及び認知度の向上

海外安全ホームページは、こうした渡航情報等の最も有効な発信手段であることから、この認知度を高め、利用者の利便性の向上を図ることが肝要である。このため、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう、内容の整備・改善を図るとともに、携帯版海外安全ホームページでは機能を拡充し、これまでの渡航情報の検索機能に加え、短期渡航者を対象にトップページに緊急メッセージを掲載し、緊急メッセージに従って最寄りの在外公館等、直接緊急連絡先を検索出来るようにした。また、海外安全ホームページ及び渡航情報の認知度を高めるため、海外渡航者の多い年末年始及び卒業前の海外旅行シーズンに合わせて、平成20年12月15日～平成21年2月28日まで、「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」を実施した。その際、国民の幅広い年齢層に人気があり、渡航経験も多いタレント「ほ

しのあき」氏を海外安全大使としてキャンペーンキャラクターに起用し、海外安全ホームページ及び携帯版渡航情報の特別サイト及びポスター等の各種媒体を通じて、海外における安全対策及びパスポート管理のダブル（W）チェックの重要性を訴えた。

（参考1）海外安全ホームページアクセス数

平成20年度 50,968,134回（月平均約425万回）<前年度比18%増>

平成19年度 43,097,359回（月平均約359万回）

（参考2）携帯版海外安全ホームページアクセス数

平成20年度 4,818,490回（月平均約40万回）<前年度比215%増>

平成19年度 2,234,345回（月平均約18万回）

（参考3）海外安全キャンペーンの実施期間における国民のアクセス件数

平成20年

海外安全HPアクセス数： 平成20年12月～平成21年2月 約1,368万回（前年同時期：約936万件。前年比46.2%増）

携帯版HPアクセス数： 平成20年12月～平成21年2月 約120万回（前年同時期：約79万件。前年比約51%増）

（4）海外安全相談業務の実施

海外安全相談センターにおいては、ホームページの運営・管理のほか、国民からの相談窓口として、安全対策に関する電話照会に直接対応した。

（参考）平成20年度の相談件数：8,656件（月平均約722件）

平成19年度の相談件数：8,730件（月平均約728件）

（5）危機管理セミナー・講演会等の実施

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー・講演会を実施したほか、平成20年度から危険地域で活動・進出するNGO等を対象とした安全セミナーを実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。

（参考1）平成20年度の危機管理セミナー／NGO等安全セミナー開催実績

海外：4か所（大連、上海、北京、広州）（対象者：512名）

国内：3か所（札幌、徳島、東京（2回））（対象者：350名）

（参考2）平成20年度における講演会の実施

・平成20年6月16日

主催者：（社）海外邦人安全協会

テーマ：国際治安情勢

・平成20年9月9日

主催者：立命館大学

テーマ：「外務省と領事業務」（特に邦人保護業務）

・平成21年2月23日、25日

主催者：（財）公共政策調査会

テーマ：「海外在留邦人を取り巻く環境と安全対策」～企業の安全対策・危機管理担当者向け～

（参考3）平成20年度に実施されたインタビュー

・平成20年9月29日

日本消費経済新聞社：海外旅行の安全対策について

・10月28日

日本在外企業協会：海外携帯電話を通じた効率的緊急情報発信への外務省の取組

(6) 政府広報との連携

多角的かつ効果的な広報・啓発の一環として、政府広報との連携の下、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。

(参考) 平成 20 年度 政府広報

- ・平成 20 年 5 月 22 日 政府広報オンライン（インターネット）（中国・四川省における大地震）
- ・6 月 26 日 政府広報オンライン（インターネット）（海外安全対策一般（夏の海外旅行 安全特集））
- ・7 月 12～13 日 Beautiful Japan（東京 FM）（海外安全対策一般（海外で日本人が狙われる理由））
- ・7 月 13 日 新ニッポン探検隊！（日本テレビ）（海外安全対策一般（海外旅行トラブル心得術））
- ・8 月 21 日 政府広報オンライン（インターネット）（グルジア・南オセチアにおける軍事紛争）
- ・8 月 21 日 政府広報オンライン（インターネット）（中国・新疆ウイグル自治区における爆破事件）
- ・9 月 4 日、25 日 政府広報オンライン（インターネット）（アフガニスタンにおける邦人誘拐事件等）
- ・12 月 4 日 政府広報オンライン（インターネット）（インド・ムンバイにおける連続テロ事件）
- ・12 月 4 日 政府広報オンライン（インターネット）（タイ：スワンナプーム国際空港等の閉鎖）
- ・12 月 18 日 ご存じですか（日本テレビ）（海外安全対策一般（海外の安全情報はケータイで！））
- ・12 月 18 日 政府広報オンライン（インターネット）（平成 20 年度海外安全キャンペーン紹介）
- ・平成 21 年 1 月 15 日 政府広報オンライン（インターネット）（ガザ情勢）
- ・2 月 5 日 政府広報オンライン（インターネット）（NGO 海外テロ・誘拐対策相談電話番号の設置）
- ・2 月 14～15 日、17 日 Just Japan（TOKYO MX）（海外安全対策一般（海外旅行安全ガイド））
- ・3 月 26 日 政府広報オンライン（インターネット）（マダガスカル情勢）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今後のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

危険情報や安全対策基礎データの改訂、スポット情報の発出のほか、新たな脅威として鳥・新型インフルエンザの予防・対応策に関する情報の提供を行うなど、時代、社会情勢の変化に応じた情報提供が的確に行われた。また、海外安全キャンペーン、危機管理セミナー等を実施し、国民に安全対策の必要性につき累次啓発に努めてきたこと等に従い、海外安全ホームページ及び携帯版海外安全ホームページへのアクセス数が増加し、総合的に勘案すれば、本件事務事業が国民の安全対策・危機管理意識の醸成・強化に効果があったと判断される。今後も海外における国民の安全確保に向け、効率的・効果的な安全情報の収集及び国民のニーズに合致した情報の提供を行うとともに、海外安全キャンペーン等を通じて、国民に安全対策の重要性及び海外安全ホームページの利便性の啓発に努める。

事務事業名 ②在外公館援護体制の更なる強化

事務事業の概要

(1) 海外における様々な危険・危機に効率的かつ効果的に対応し得るよう、在外公館における領事担当官の能力向上を図りつつ、時間・場所の制約なく迅速かつ的確に対応し得る体制及び専門的対応を必要とする事態へも適切に対応し得る体制並びにシステムの強化・拡充を図る。

(2) 鳥・新型インフルエンザ等の新たな脅威への対応に向けた対策の策定等を行う。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、多様な状況下における在外公館援護体制を強化するとともに、事務の効率化のためのアウトソーシングを進めた。こうした事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は在外公館援護体制の強化に有効であったと考えられる。

(1) 閉館時緊急電話対応サービスの拡充

夜間・休日等在外公館閉館時においても、海外邦人からの緊急連絡に可能な限り確実かつ的確に対応し得るよう、在外公館閉館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成20年度には導入公館を平成19年度の72公館から6公館追加し、78公館に拡充するとともに、邦人渡航者及び在留邦人の多い中南米、欧州及び大洋州公館への更なる拡充に向け、引き続き必要な予算を確保した。

(2) 兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行いうるよう、初動における協力者の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事担当官が可能な限り迅速に現場に赴くための旅費について、必要な措置を講じた。なお、平成20年度には領事担当官の兼轄国及び遠隔地への出張を36件実施した。また、領事担当官が直ちに対応できない案件等で現地協力者に対応を依頼し、右協力者に遠隔地邦人保護謝金を支出したケースは3件あった。

(3) 多様なトラブルに遭遇した邦人への援護体制の強化

・平成20年(暦年)に在外公館が扱った邦人援護案件は1万6006件であり、延べ1万7713名に対する援護を実施した。

・海外で精神的障害を生じた邦人事案が増加していることを踏まえ、平成20年度においても、在タイ大、在シドニー総、在ニューヨーク総、在ロサンゼルス総、在バンクーバー総、在英國大、在フランス大の7公館で精神科顧問医制度を継続し、拠点地域における精神科医との顧問契約を通じ、的確な支援の提供を図った。

(参考) 平成20年度における各公館の精神科顧問医が取り扱った精神障害者対応実績は次のとおり。

公 館 名	件 数	取扱人数
在 タ イ 大	45	45
在 シ ド ニ 一 総	5	4
在 ニ ュ ーヨ ー ク 総	21	21
在 ロ サンゼ ルス 総	15	15
在 バンクーバー 総	6	4
在 英 国 大	39	35
在 フ ラ ン ス 大	10	8

・鳥インフルエンザの世界的な感染拡大及び新型インフルエンザ出現という世界的な規模での新たな脅威に対して、関係府省庁との連携をも図りつつ、国際的議論や最新の知見等を踏まえて政府の新型インフルエンザ行動計画及び水際対策ガイドラインを改訂し、外務本省(海外安全ホームページ)及び在外公館ホームページにおいて、鳥・新型インフルエンザの予防、対策に関する情報提供を行った。

(4) 領事担当官を対象とする研修等の実施

領事担当官が海外での多様な危機に的確に対応するための能力向上を目的として、平成20年度においては、以下の研修等を実施した。

【本邦】

・平成20年7月及び平成21年1月の領事初任者研修(在外公館から計15人参加)において、邦人援護に関する研修を行った。

【在外】

・平成21年2月26日及び27日の両日、ソウルにおいて「緊急事態対応地域担当官会議」を開催し、新型インフルエンザ対策及び大規模自然災害・事故発生時の邦人保護体制を主たるテーマとして在韓国・中国・タイの各在外公館からの邦人保護担当者に対して研修・講演を実施した。

・平成21年2月2日～5日、ロンドンにおいて「危機管理要員研修」を開催し、在外公館から15名が参加

した。この他、平成20年5月27日～6月4日、中国（大連、北京、上海、広州）において危機管理セミナーを開催し、在外公館の職員に対する研修を実施した。

- ・危機管理につき高い知見を有する国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び危険地域で活動を共にする可能性のある独立行政法人国際協力機構（JICA）とが連携し開催している危機管理要員研修（UNHCR、JICA共催）については、5月の研修に本省から1名が参加した。
- ・12月15日及び16日の両日、メキシコにおいて中米・カリブ地域領事研修会議を開催し、同地域所在の在外11公館の領事担当官が参加した。同研修会議では邦人援護、緊急事態対応を含む領事業務全般に係る討論・情報交換や外部有識者による緊急移送に関する講義が行われた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

多様化する危険・危機に対応し得るよう、国内外における研修を通じて領事担当官の知識・能力の向上及び邦人からの緊急連絡に確実に対応するための閉館時における緊急電話対応業務のアウトソーシング化、精神科医との顧問契約等専門性を活かした行政サービスの向上に努めた。また、鳥・新型インフルエンザという新たな脅威に対しては、関係府省庁との連携を図りつつ、医療専門家等の医学的見地からの関連情報をもって対策ガイドラインを改訂し、また、最新の需要に沿った抗インフルエンザウィルス薬の追加備蓄を行い、新型インフルエンザ発生に際して、医療事情の悪い途上国における邦人の生命及び身体の保護を有効的に実施することが可能となる等、在外公館の対応体制を強化したことは有効であった。こうした活動を総合的に勘案すれば、本事業は、在外公館の邦人援護体制の強化に向けて相当な効果を上げた。今後とも、新型インフルエンザ等世界における脅威の出現、変化を慎重に見極めつつ、本事業における各種取組を継続するとともに、危険・危機の世界的広がりに対応すべく、以下の諸点について更なる拡充・強化を図って行く。

- （1）閉館時の緊急電話対応サービスの拡充・強化。
- （2）多様化した邦人援護案件に対応していくため、（イ）遠隔地保護謝金や担当官の出張旅費等の予算確保、（ロ）精神科顧問医や医務官等専門的知識を有する者との一層の連携強化。
- （3）精神科顧問医契約のない公館に対し、精神障害者対応にも柔軟な対応が可能となるよう、医務官の活用や突発的に発生する精神障害案件に対応するための制度の拡充を図り、費用対効果や受益者負担の原則等も念頭におきつつ、制度の効果的かつ効率的な運用を検討。
- （4）邦人海外渡航者の渡航形態の多様化に伴い、我が国在外公館の所在しない国や地域、又は遠隔地で邦人援護案件は増加していくと考えられることから、今後も必要な措置を講じる。また、在外公館相互の連携（円滑な応援出張等）にも意を用いる。

事務事業名 ③海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組

事務事業の概要

海外における邦人の安全対策及び邦人援護を効果的に実施するに際しては、政府による施策の実施のみならず、広く官民の知見や経験を集め、相互の協力関係を構築することが重要であることから、国内外の関係団体等との協力関係を構築・強化し、安全対策上の連携（ネットワーク化）を図る。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、海外邦人の一層の安全確保に向けて、在外公館の限りある物的・人的資源を補完するため、内外関係団体・機関との連携・協力を推進した。こうした事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は海外邦人の安全確保に向けた多様な取組に有効であったと考えられる。

- （1）海外で活躍する民間の企業・団体と外務省（在外公館）との間で相互の情報・意見交換を深め、海

外邦人の活動の環境・対策の整備・向上に向けて、204 公館において安全対策連絡協議会を設置し、平成 20 年度においては 628 回開催した。また、本邦においては海外安全官民協力会議を設置し、平成 20 年度には、本会合の開催に加え、実務者会合である幹事会を 5 回開催した。

(参考) 平成 20 年度 海外安全官民協力会議開催実績

- ・ 平成 20 年 4 月 4 日 (第 25 回)
　　テーマ：地域情勢等、新型インフルエンザ対策、海外渡航者の精神疾患への対応
 - ・ 7 月 25 日 (第 26 回)
　　テーマ：ミャンマー情勢及び邦人保護、北京オリンピック、大規模自然災害、最近の誘拐事件と安全対策、携帯サイトの拡充
 - ・ 10 月 31 日 (第 27 回)
　　テーマ：治安情勢（タイ及びパキスタン）、テロ情勢、「2008 中国・四川省震災復興支援研修団」視察報告（JATA）、新型インフルエンザ対策
 - ・ 12 月 5 日 (第 28 回)
　　テーマ：治安情勢（タイ、インドネシア他）、テロ情勢、最近の安全対策の取組、ESTA（電子渡航認証システム）について
 - ・ 平成 21 年 2 月 13 日 (第 29 回)
　　テーマ：2008 年の海外安全対策の取組と今後の官民協幹事会の課題、テロ・誘拐情勢の回顧と展望
- (2) 邦人の海外旅行における安全対策への取組を助長するため、旅行業界との意見交換の場である外務省・トラベルエージェンシー会合を設置し、平成20年度においては6回開催し、治安情勢等についての情報提供を行うとともに、意見交換を行った。
- (3) 鳥・新型インフルエンザという新たな脅威への対策の策定に際しては、国内にあっては、内閣官房を中心に、厚生労働省始め関係府省庁及び感染症関係機関等との連携会議を通じ在外における邦人の安全対策を検討するとともに、在外にあっては、各国政府との情報共有を図りつつ、安全対策連絡協議会等を通じ現地の邦人社会との間で感染状況・防止策等の情報交換・共有を図った。
- (4) 外務省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護に関連して寄せられる地方自治体からの照会を受けての情報提供、対策策定に際する協力等を行った。
- (5) 海外で邦人が事件・事故あるいはテロ・誘拐等のトラブルに巻き込まれないための対策及び巻き込まれた際の的確な支援の実施に向けて、在外公館と現地治安関係機関との連携・協力関係を強化するため、平成20年度において、インドネシア、パラグアイ、イランから治安担当者を招聘し、我が国事情の説明、邦人安全に係る協力依頼、治安情勢にかかる情報・意見交換、及び海外進出企業関係者との交流等協力関係の増進を図った。
- (6) 精神医療分野においては、平成18年1月にニューヨークにて邦人医療支援ネットワークであるジャムズネットが発足したほか、平成19年11月にはタイにて「アジア地区在留邦人メンタルヘルス専門家連絡会議」が開催され、また平成20年12月にはロンドンにて「海外邦人精神科救急事例対策広域連携会議」が開催されるなど、精神医療分野におけるネットワーク化の動きが進んでいる。また、シアトルにおいては、現地で活躍する邦人カウンセラーやソーシャルワーカーらで組織するJSSN (Japanese Social Service Network of Seattle) と在シアトル総との間で情報交換が行われ、在ニュージーランド大では、医療以外の分野において現地治安関係機関との間でネットワーク構築されるなど、邦人援護に関する様々な関係団体との連携の構築、強化がすすめられた。

事業の総合的評価

- 拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年度においては、国内外における官民の取組を継続的に推進し、危険・危機の変容及び新たな脅威の出現に関する危機感を共有し、相互かつ相関的な連携・協力を推進した。こうした活動を総合的に勘案すれば、本件事務事業は、海外における邦人の安全対策及び援護体制の強化に効果があったと判断される。今後とも、本件事業における各種取組を継続するとともに、海外におけるより有効なネットワーク構築に向けた具体的な取組に着手する。

事務事業名 ④緊急事態対応の強化

事務事業の概要

世界的規模で、テロの脅威、自然災害の大規模化、急激な政情悪化等が顕在化し、また、急速かつ大規模な流行が予想される新型インフルエンザ出現の脅威が指摘される中、いかなる大規模緊急事態の発生に際しても、在外公館の限りある資源を効率的に活用し、迅速かつ的確に邦人援護・支援を行い得るよう、各在外公館の実施体制を整備するとともに、右に必要なシステム及び体制を構築・拡充する。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、大規模緊急事態対応の強化を図っており、それぞれの事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は緊急事態対応の強化に有効であったと考えられる。更に、漏れのない海外邦人の援護・支援体制を確立するために、IT技術の進展を見極めつつ、これまでの事業を更に拡充・強化すべく、事業の見直しを行った。

（1）安否確認システムの整備・拡充

海外において、テロ、大規模自然災害、クーデター等の大規模緊急事態が発生した際には、本人及び関係者からの大量の安否照会が集中的に外務本省及び関係在外公館になされる。このような場合に、外務本省及び在外公館が、援護・支援業務を行う上で、効率性を保ちつつ、安否を心配する関係者にできる限り丁寧に対応することが課題となっている。

また、安否確認は、一般的には在留届等を通じて行うことになるが、短期の個人旅行者については連絡先の把握が困難であることから、既存の緊急連絡先に依らず災害関連情報を提供し、また本人と本邦家族との間で安否確認が円滑に行えることが重要である。

このため、平成20年度においては、以下のシステムの円滑な運用のために必要な措置を講じた。

平成16年12月26日に発生したスマトラ島沖大地震・インド洋津波への対応の経験を踏まえ、同様の大規模災害等緊急事態発生時に際して、邦人及びその家族等からの安全確認の問い合わせに確実に、効率よく対応できるよう、外務本省と在外公館との間の連携と情報共有を目的に、平成16年度にWEBサイト上でオンライン安否情報確認システムを構築し、以後、常時確実に使用し得るよう維持・管理を行った。

また、全世界の約40%の海外邦人が在留・滞在し、緊急事態発生時の安否確認が最も困難となる北米地域においては、平成18年9月にニューヨークをベースに設置した、北米地域における邦人用災害伝言ダイヤル「全米・カナダ邦人安否システム」を、平成20年9月に発生したハリケーンの米国南部への接近に際し稼働させ、安否確認を実施したとともに、本件システムがいざという時に有効に利用され、かつ、国民の間に馴染み深いものとなるよう、平成21年2月18日から2月27日までの間、一般国民向けにテスト運用を実施した。

（2）大規模緊急事態対応要員・機材整備

大規模緊急事態が発生した際の即応体制の整備として、平成20年度において、外務本省・拠点公館における現場作業用資機材（通信機器、作業服、携帯歯型X線装置等）の配備を行うとともに、遺体鑑定、心のケア等の専門家を含む邦人援護要員の派遣等の現場での機動的な対応を可能とするための体制の構築を図った。また、この体制を更に拡充すべく、必要な措置を講じた。

緊急事態発生時、特に有線通信回線の崩壊時には不可欠となる緊急無線の有効的な運用・管理を図るた

め、平成20年度において各在外公館の保有台数の見直し及び新たな配備に関するガイドラインを策定し、在外公館に周知した。

更に、急速かつ大規模な流行が予想される新型インフルエンザの発生に備え、医療事情の悪い途上地域に在留及び短期滞在する邦人用として、同地域の在外公館における抗インフルエンザウィルス薬の備蓄量を同地域の邦人数の50%まで増加させた。

(3) 緊急事態対応マニュアル等の整備状況

在外公館の危機管理・緊急事態対応を強化すべく、領事研修や大使会議等の機会を通じて、在外公館に対し、緊急事態対応マニュアルの作成・更新を指示した。平成20年度においては75の在外公館が緊急事態対応マニュアルを更新した。

(4) 緊急事態対応要員の育成・派遣

平成16年のインド洋津波及びその後の大規模緊急事態の経験を踏まえ、大規模緊急事態に際して、より迅速かつ確実な体制の立ち上げと適切な運営を可能とする知識と経験を有した担当官を養成するため、平成20年7月及び平成21年1月に、領事初任者研修（在外公館から15人参加）を実施し、大規模緊急事態対応の研修を行った。また、ムンバイにおける連続テロ事件の経験等を踏まえ大規模緊急事態発生に際し、発生地における邦人援護を混乱なく、迅速かつ的確に行いうるよう、知見を有する職員及び専門家並びに近隣公館からの対応要員を緊急に展開するための取組を進めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今^のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年度においては、緊急事態対応要員の養成に加え、全米・カナダ邦人安否確認システムを始め安否確認体制の強化を進めたこと、新型インフルエンザ発生に備えた抗インフルエンザウィルス薬の追加配備等緊急展開用備品の整備・予算確保への取組が行われたこと等を総合的に勘案すると、本件事務事業は大規模緊急事態への対応の強化に向けて、効果があったと判断される。

しかしながら、かかる大規模緊急事態への対応は未だ緒に就いたばかりであり、世界いずれの地においても、機動的かつ適時適切な邦人保護業務を行い得るよう、引き続き、人材の育成、安否確認システムの整備、新型インフルエンザ等の新たな脅威への対策を図って行く必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省海外安全ホームページ（渡航情報）：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 同上携帯サイト：<http://www.anzen.mofa.go.jp/i>
- ・ 危機管理セミナー：http://www.anzen.mofa.go.jp/seminar/relay_seminar.html
- ・ 内閣府ホームページ（政府広報）：<http://gov-online.go.jp/index.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ（鳥・新型インフルエンザQ&A）：
http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars_qa.html
- ・ 海外安全官民協力会議：http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyo.html
- ・ 全米・カナダ邦人安否確認システム：<http://www.cgj.org/jp/p/01.html>
- ・ 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンサイト：<http://www.wcheck-kaihai.jp>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV－3 外国人問題への対応強化

(施策レベル評価版：377 頁)

事務事業名 ① 適正な査証審査の実施

事務事業の概要

- ・諸外国との幅広い分野での人的交流促進のため、問題のない外国人に対する査証発給緩和措置を実施する。
- ・我が国社会の安全・安心のため、査証審査の適切な運用により、好ましからざる外国人の入国を未然に防止する。

有効性（具体的成果）

(1) 外務省は、政府の規制改革や観光立国への取組を踏まえ、査証申請者の便宜を図っている。特に、近年訪日者数が急増している中国においては、平成19年度までに累次にわたり観光客に対する便宜を図っているところ（全公館での団体観光査証申請受理、家族観光の開始）、平成20年度においては、企業関係者に対する短期数次査証の発給要件を緩和した。これらを受け、平成20年（暦年）における中国人に対する査証発給数は75万9,674件と前年比9万9,187件増加した。また、査証発給総数は150万8,968件と前年比11万2,960件増加し、世界経済の悪化を受け訪日外国人数が伸び悩む中、主に途上国からの訪日者数増加に応えている。

(2) 他方で、査証審査の厳格化も引き続き実施している。我が国で不法就労を企図する者や、他人になります者、犯罪歴のある者等の入国を防止するために、査証審査にあたっては、本人確認、身元確認等を徹底している。また、外国人女性等の人身取引が疑われる場合は、慎重な審査を行っている。このような努力もあり、我が国における外国人の不法残留者数及び来日外国人犯罪検挙件数、人員数は、引き続き改善傾向にある（平成21年1月1日現在の不法残留者数は約11万人となり、対前年比27%減（平成20年1月1日現在では、約15万人）、平成20年の来日外国人の検挙件数は、3万1,280件、対前年比13%減（平成19年3万5,782件）、来日外国人検挙人員数は、1万3,872人、対前年比13%減（平成19年1万5,914人）。

(3) 外国人研修生らを低賃金労働者として扱うなど、一部の受入れ機関による不適正な受入れが行われている研修・技能実習制度に関連して、不適正な受入れを未然に防止するため、関連する査証申請に対する審査を厳格に行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

外務省は、これまでも査証発給緩和により、諸外国との人的交流拡大に寄与するとともに、査証審査の厳格化により我が国社会の安定にも貢献してきている。今後も、査証審査に求められる様々な期待に応えるべく、査証発給体制の整備も継続する。

事務事業名 ② 査証WANシステムの拡充

事務事業の概要

査証WANシステムは、査証審査、発給情報のデータベース管理及び偽変造対策を強化したMRV（機械読取式査証）の作成を行うシステムを在外公館に配備し、本省及び在外公館等をオンラインで結び、査証審査・発給情報等を即時共有するためのネットワークシステムの確立を図るものである。この査証WANシステムを拡充する。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成20年度は、新たに在ボツワナ、マリ、マラウイ各大使館にMRV作成システムを配備、オンライン化を実施する一方、オフライン公館であった在東ティモール大使館のオンライン化が実現した。
- (2) また、平成17年度に策定された「領事業務の業務・システム最適化」計画に則り、偽変造対策をより強化した査証作成機及び右に対応した業務アプリケーションの開発を終了した。これらの開発により更に強固な偽変造対策を施した査証の発給が可能となる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

新設公館の速やかな体制整備を行うと共に、今後も中国人観光客を中心に入国者数の増加が予想される中、適正な査証審査・発給体制を維持するため、業務の効率化に繋がる改善を図っていく。

事務事業名 ③ 在日外国人問題の啓発活動等

事務事業の概要

日本における外国人の在留者数は215万人を越えており、外国人を日本社会の構成員として受け入れていくための総合的な取組が喫緊の課題となっているところ、外務省としては、外交的な観点から本課題に取り組んでいく。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年2月28日、外国人集住都市を多数抱える愛知県において、外務省、愛知県及び国際移住機関(IOM)との共催により、「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム—国際的経験の共有と生活者としての外国人住民受入れの実践例を中心にして—」を開催し、内外の有識者、企業、自治体、在外公館員等約550名の出席を得て、外国人受入れや社会統合のあり方につき、内外における先進的事例、グッドプラクティスを踏まえつつ検討を行った。右により、我が国が今後とるべき政策についての議論を深めることができた。また、本シンポジウムの結果は、報告書としてまとめ、関係省庁、外国人集住都市等に配布するほか、インターネット上にも掲載し、広く関係者及び一般への普及を図る。
- (2) 平成21年3月17日、ブラジリアにおいて、ブラジル政府との間で領事当局間協議を開催し、昨今の経済情勢悪化を受けた在日ブラジル人支援及び在日ブラジル人子弟の教育問題等に対する日本政府の対応を紹介し、当該問題に両国政府が緊密に連携して対処していくことを確認した。
- (3) 関係省庁が共同で取り組んでいる定住外国人支援策や高度人材受け入れ等の議論に参加し、情報の提供や意見の提出を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

在日外国人問題は、中長期的な取組が必要であることから、今後も、関係省庁及び外国人集住都市をはじめとする地方自治体と緊密に連携しつつ、諸外国の取組に関する情報提供や外交的見地に立った意見の提出等を行っていく。

また、国際シンポジウムについては、平成16年度より毎年開催してきたところ、国内外の様々な事例、意見の吸い上げという初期の目的を一定程度達成したことから、平成21年度は、これまでのシンポジウム等で得られた知見を踏まえつつ、在日外国人と地域住民の橋渡しとなっているケースワーカー養成等に資することを目的として、地方自治体の担当者、NGO関係者等の実務者を対象にワークショップを開催することとする。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成20年における外国人入国者数及び日本人出国者数について（確定版）
(法務省入国管理局、平成21年2月)
 - 本邦における不法残留者数について（平成21年1月1日現在）
(法務省入国管理局、平成21年2月)
 - 来日外国人犯罪の検挙状況（平成20年暫定値）
(警察庁、平成21年2月)
-
- 資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標V 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

V-1	外交実施体制の整備・強化	255
V-2	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	258

V－1 外交実施体制の整備・強化

(施策レベル評価版：383頁)

事務事業名 ① 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

事務事業の概要

外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。

有効性（具体的成果）

現在、外務省は、定員・機構の増強に努めているが、大使館数において米国が167、中国が166であるのに対し、我が国は127（平成21年3月末時点）と世界の他の主要国に比し引き続き大きく見劣りするものである。平成20年度においても、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制の実現に向け、定員を増強し、機構を整備した。具体的な成果は次のとおり。

定員の増強では、99の定員純増を達成するとともに、定員外の人員増と併せて実質215人のマンパワーの増を実現した。

機構の整備では、喫緊の外交課題に対応し、外交実施体制の基盤を強化する目的で、5大使館（トンガ、グルジア、ラトビア、ブルキナファソ、モーリタニア（開館は平成21年に延期））、2総領事館（青島（中国）、ナッシュビル（米国））を設置するとともに、近年の厳しい行財政事情も踏まえ、現地の業務量等を考慮した上で、1総領事館（マカッサル（インドネシア））を廃止した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。

事務事業名 ② 在外公館の警備体制の一層の強化

事務事業の概要

過去、在ペルー日本大使公邸占拠事件（平成8年）、在瀋陽総領事館事件（平成14年）、イラクにおける外務省職員殺害事件（平成15年）などの在外公館及び館員を対象とした事件が発生している。在外公館は外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全を確保し、また、在外公館に対する不法な攻撃を未然に抑止する等、警備体制の強化を通じて外交実施体制の整備・強化を図る。

有効性（具体的成果）

平成20年度においても、上記のような事件の発生を防止すべく、在外公館に対する各種の人的及び物的な警備措置を強化するとともに、館員の移動中の安全確保のための警備体制強化を推進した。

在外公館警備の要となる警備対策官及び警備専門員に対し、在外公館警備に関する専門的知識を充実させる研修を拡充し、館長を含む在外公館館員の警備意識の向上を図るべく、赴任前研修等様々な機会を捉えて、警備関係講義を実施した。特に危険度の高い公館に赴任する者に対しては、当該国の脅威等に関する情報につき、正しい理解と知識に基づく対策を習得させることを目的に個別に研修を実施した。また、在外公館においては警備訓練を実施するとともに、大規模行事実施に際しても、その安全な実施に万全を

期すべく警備措置を講じた結果、全ての行事を無事終了することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化しており、当該脅威の度合いに応じた適切な強化措置を施さなければ甚大な人的・物的被害を被る危険性が高くなる。これらの攻撃から我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の整備・強化を更に推進する必要がある。

事務事業名 ③外交を支える情報防護体制の多面的な強化

事務事業の概要

平成16年の上海総領事館における事案を契機に、秘密保全を含む情報防護（以下「情報防護」という。）の重要性が改めて認識された。また、政府機関からの情報流出が絶えない状況を踏まえ、外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護について、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

有効性（具体的成果）

これまで、本省及び在外公館の双方において研修の強化、諜報活動の対象となった際の対処要領の制定等により、情報防護には細心の意を用いてきたが、平成19年度に意識面、制度面、物理面等、多面にわたる取組を着実に進めていくため、大臣官房総務課の下に設置された情報防護対策室において本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案を行うとともに、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施してきた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年1月には、在京ロシア大使館員による内閣情報調査室職員に対する工作が明るみに出るなどの事案が発生し、政府機関からの情報流出は現在も相次いでいる。また、平成19年8月に決定された政府全体の統一基準である「カウンターインテリジェンス（以下「CI」）機能の強化に関する基本方針」を受け、外務省を始め各省庁では、特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等の施行（平成21年4月）に向けた準備作業に取り組んだ。

こうした政府全体の取組について外務省としても積極的に関与していくと同時に、制度面では関連内規の整備、意識面では職員の研修、教材の充実等、物理面では本省・在外公館の建物・施設における防護対策、情報・通信機器等の防護対策をはじめとした多面にわたる取組を更に強化する。また、各種工作等に関する情報収集やCIに関する脅威の研究・分析による対応策の検討を行っていく。

今後とも強力な外交を進めていくための体制整備の一環として、上記の情報防護対策を不断に行い、体制強化に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ：「我が国の重点外交政策 平成20年度・平成21年度」

平成21年版（第52号）外交青書：「第5章 国民に開かれた日本外交 第2節 外交力強化」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

(施策レベル評価版：387頁)

事務事業名

①外務省情報ネットワークの整備（最適化計画を含む）

事務事業の概要

「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に則り現行のネットワークを見直し、外交活動を効果的に実施できるよう、政府機関統一基準に沿った情報セキュリティを保ちつつも他の政府機関や国際機関との連携を可能とするネットワークと、極めて高い情報セキュリティを持ち外部からのアクセスが不可能な内部専用のネットワークの2系統を整備する。

本計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。平成20年度については、本最適化計画の前倒し実施分として外務本省と在外公館を結ぶ基幹通信網、秘匿IP電話の整備を行った。

有効性（具体的成果）

平成20年度までに整備対象227公館中の222公館（98%）に基幹通信網及び秘匿IP電話を整備した。また、外務本省においては2筐体パソコン及びプリンタの再整備を完了し、ネットワーク基盤及び基本業務システムについても機器単体の構築が完了した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 ○今そのまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

情報ネットワークの整備は外務省の情報通信業務及び業務のIT化の基盤となるものであり、新たなIT技術動向を踏まえつつ、優先的に取り組むことが業務の合理化にとっても不可欠である。平成21年度においては外務本省の最適化を完了する。また、21年度以降においては前倒し整備された基幹通信網、秘匿IP電話設置在外公館に対し順次最適化を実施し、可能な限り早期の完了を目指す。

成果重視事業

事務事業名

②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

- 「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務システムをオープンなシステムへの移行を前提として再構築を行うことにより、システム維持経費を年間3億円削減する。
- また、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入することにより、業務処理時間を年間1500時間削減する。

[目標設定の考え方]

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却した後の平成22年度当初において、システム維持経費の削減を実現する。

また、ホストコンピュータ上で運用している「人事・給与等業務・システム（当省人給システム）」については、平成22年度以降に、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

なお、最適化計画の実施が完了する時期を当初平成19年度末としていたが、「人給共通システム」の

最適化計画改定により、平成 22 年度以降に変更する。

[事業計画期間及び平成 20 年度予算額]

(期間) 平成 17 年度から平成 24 年度まで

(予算額) 636 百万円

[手段と目標の因果関係]

IT 技術の進展に応じて、プラットホームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務システムの再構築を行い、目標を達成する。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

B

(判定方法)

- ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築が完了した後において、システム維持経費の削減目標の達成度合いを判定する。
- また、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後において、業務処理時間の削減目標の達成度合いを判定する。平成20年度においては、再構築の完了比率及び「当省人給システム」の再構築作業の進捗状況により判定する。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

- ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築が完了した後において、システム維持経費の削減目標を達成することが見込まれる。
- また、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後において、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。
- 平成20年度までに、ホストコンピュータ上で運用している業務システムについて、「当省人給システム」を除いて、100%の再構築を完了した。
- 「当省人給システム」の再構築作業は全体の87%を完了した。平成20年度までの達成度合いとしては、「達成」した。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

平成20年度までの業務・システムの再構築完了比率において、目標を達成することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」では、平成19年度までに、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築及び「人給共通システム」の導入・移行を完了することとしていた。しかし、「人給共通システム」の最適化計画の改定により、「人給共通システム」の導入・移行の完了が平成22年度以降となったことにより、平成22年度以降に成果重視事業の目標を達成することが見込まれる。

平成20年度まででは、再構築の完了比率及び「当省人給システム」の再構築作業の進捗状況において、目標を達成した。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

成果重視事業

事務事業名 ③在外経理システムの整備(最適化計画を含む)

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

「在外経理システムの業務・システム見直し方針」(平成 17 年 6 月 29 日外務省情報化推進委員会決定)を踏まえ、平成 18 年 3 月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を平成 21 年 3 月に改定した。右最適化計画を実施することにより、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

[目標設定の考え方]

月間勤務時間が 250 時間以上（サンプリング調査による推定値）となっている各在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく業務・システムの最適化完了後（平成 24 年度以降）は、月間で約 38 時間の時間削減（15.2% の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また経費については平成 24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

[事業計画期間及び平成 20 年度予算額]

(期間) 平成 18 年度～平成 23 年度

(予算額) 219 百万円

[手段と目標の因果関係]

1. 在外経理システムの機能拡張

平成 20 年度には「代理官制度」等に対応する機能を拡張し、従来在外公館の会計担当者が個別に管理・作成していた各帳票の一元管理（Excel 等で作成していた帳票を同システムにて作成し、管理すること）及び印刷を可能にすることにより、業務の省力化を図る。

2. 物品管理システム、現地職員管理システムの開発

各在外公館において紙ベースで管理していた物品情報、現地職員情報を電子化し、在外公館の業務の省力化を図る。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

B

(判定方法)

業務・システム再構築の完了比率

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

「在外経理システム」の整備にあたっては、「物品管理・現地職員管理システム」の開発及び代理官制度等に対応する機能拡張を行ったことにより、今後在外経理業務の省力化が見込まれる。また「在外経理システムの業務・システム最適化計画」の改定版を策定し、平成23年度末までに在外公館に設置しているサーバを本省に集約することとした。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

平成19年度において、各在外公館の在外経理サーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、平成19年度から平成22年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年度に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、平成23年度末までに在外公館に設置しているサーバを本省に集約するための次期在外経理システムを設計・開発することとし、ITを活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者の業務負担軽減を図るために、継続的に最適化計画を推進していく。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標VI 経済協力

施策VI—1 経済協力

具体的の施策

VI-1 経済協力	265
------------------	-------	-----

VI－1 経済協力

(施策レベル評価版：395 頁)

事務事業名 ①ODAの理解促進（ODA広報）

事務事業の概要

我が国のODA事業に対する国民の理解を促進するとともに、国民に対する説明責任を果たすことを目的として、インターネットやテレビ番組を通じ、不特定多数の人々に向けた広報を行うとともに、国際協力局職員を講師として派遣するODA出前講座を開催するなど、草の根レベルの広報にも取り組んだ。

有効性（具体的成果）

平成20年度のODA広報は、実施した施策のほぼ全てにおいて、前年度よりも参加者数ないし視聴者数等が増加し、有効な手段となった。

(1) 外務省ODAホームページ（日本語版）のアクセス数は、TICADIVや北海道洞爺湖サミットの開催効果もあったことから、前年度比約40%増の約3200万件となった。また、ODAメールマガジンの登録者はテキスト版、HTML版共に増加し、15000人以上となった。

(2) ODA広報テレビ番組では、ナビゲーターが交代したが、平成20年度の平均視聴率は5.4%、また番組HPへのアクセス数は前年度比2倍強の190,841件となっている。これは、関東地域で約230万人（推計）が視聴していることになる。加えて、平成20年度は東海地方や関西地方での放映をシリーズ化したほか、北海道や九州で単発（2時間のスペシャル版）の放映も実現した。後述のグローバルフェスタJAPANでは地球サポートブースに対する反響が大きく、放送効果が浸透していると言える。

(3) ODA出前講座は、教育機関、企業、NGO、地方自治体等からの要請に応じて、国際協力局職員を講師として派遣しているものであるが、平成20年度は18回開催し、前年度より3回多く開催した。受講者からは、「今までほとんど知らなかったODAについて知ることができて良かった」「日本の援助が、ただお金をあげているだけはないことが分かって良かった」といったコメントが多く寄せられ、ODAに対する理解が深まったことがうかがえる。

(4) 国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」では来場者数が過去最高の96,000人を記録し、参加団体数も268団体と過去最高になった。イベントの模様はNHKや日本テレビのニュース番組の中で取り上げられた。

(5) ODA民間モニターは、一般国民が、自分の目でODAの現場を直接視察し、その様子を報告してもらうものであり、平成20年度はチュニジア、バングラデシュ、エルサルバドル、ケニア、フィリピン、タンザニアの6か国に66名が訪問した。モニターからの意見はおおむね好評であった。

(6) 「開発教育／国際理解教育コンクール」では応募数が平成19年度の3倍増となり、ODAホームページ内の「開発教育／国際理解教育コンクール」のサイトへのアクセスも同年度よりほぼ倍増となった。

(7) 現地における広報を強化するために、日章旗マークを英語版2万枚強、アラビア語版4000枚弱、ODAマークを英語版4万枚強、フランス語版6000枚弱、スペイン語版17000枚弱配布し、「日本の顔が見えるODA広報」を在外においても徹底させた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

ODA予算の減額傾向が続く中、平成20年12月の「行政支出総点検会議」では「広報経費の政府全体の予算額を前年度比25%以上削減すべき」という提言が盛り込まれており、ODA広報を巡る環境は厳しさを増している。

他方、景気の急速な悪化が続き、厳しい状況にある中、開発途上国へODAを供出することについての、国民の理解を得るとともに国民に対する説明責任を果たすことは従前より更に必要となっており、ODA広報の役割は一層重要となっている。

以上を勘案すると、ODA広報については、内容の見直し・改善をすることによって、より効率性を重視した広報に取り組むことが必要であると考える。

こうしたことから、不特定多数の人々に向けたODAホームページとODAテレビ広報番組の拡充・強化を図るとともに、少額費用で高い効果をもたらすODA出前講座をより戦略的に行う一方、前述のODA民間モニターは平成21年度廃止する。

事務事業名 ②NGOの活動環境整備

事務事業の概要

国際協力における政府の重要なパートナーであるNGOがその能力をさらに向上していくよう活動環境を整備し、NGOの能力向上を側面支援する。

有効性（具体的成果）

平成20年度は以下の諸事業をNGOと連携の上実施し、日本のNGOの能力向上を支援した。

- (1) NGO相談員（国際協力に対する理解促進・我が国NGOの能力向上のため、日本のNGO職員が、NGO活動全般に関する一般市民・NGO関係者からの質問・照会に応え、アドバイスを行う）：17団体に相談員を委嘱。
- (2) NGO専門調査員（NGOが抱える課題等に対処するため、国際協力活動に関する専門性を有する人材を能力強化を望むNGOに派遣し、改善策等を提言する）：10名の専門調査員を10団体に派遣。
- (3) NGO研究会（NGOの能力強化、知識の共有を目的として、開発重点分野や国などをテーマにNGOが調査、セミナー等を行う）：「基礎教育」、「水に関わる援助のあり方」、「ネットワークNGOのあり方（CSR）」、「児童労働・人身売買」をテーマに、ワークショップ、シンポジウムを開催。
- (4) NGO活動拡充のための研究調査（NGOの活動や支援等に関する調査をコンサルタント等に委託する）：NGOと企業の連携推進ハンドブックを作成。
- (5) 海外NGOとの共同セミナー（日本のNGOの能力向上のため海外NGO等と共同でセミナーを開催し、運営ノウハウや経験等を共有する）：「緊急・復興支援の実情と課題」をテーマにセミナーを開催。
- (6) アカウンタビリティー強化指導委託（NGOのアカウンタビリティー強化のためのセミナーを開催する）：「信用力を高めるための広報」をテーマにセミナー（東京、大阪、名古屋）、シンポジウム（東京）を開催。
- (7) NGO連携無償効果検証プログラム（NGO、外務省職員、有識者が合同ミッションを結成し、日本NGO連携無償案件の事業効果検証を通じて、実用的な評価ツールを開発する）：カンボジアにおける不発弾処理事業及び学校建設事業を対象に効果検証標準シートを適用し効果を検証。
- (8) 長期スタディ・プログラム（日本のNGOの能力向上を図るため、NGOの中堅職員を欧米の大規模NGO・事業実施型国際機関に最大6か月間派遣し、各NGOのニーズに応じたプログラム（事業運営管理、ファンダイギング等）を履修する）：8団体から8名が参加。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

NGOの活動環境整備事業については、NGOとも緊密に意見交換を行いながらその内容を拡充・強化してきた。各事業の有効性についてはNGO側からも高い評価を得ており、日本のNGOの能力強化という観点から所期の成果を上げてきているものと考えられる。引き続き、NGOとの連携を強化し、NGOの能力向上に一層効

果的な事業内容とするべくNGOと意見交換を行い、事業内容の見直し・改善を図っていくことが重要である。

事務事業名 ③経済協力評価

事務事業の概要

ODAの実施改善を図るとともに、国民に対する説明責任を果たすことを目的として、政策レベルのODA評価（国別援助計画やODA大綱において示された重点課題といった特定の援助政策の評価）を実施する。評価の結果はODAの政策立案や実施を担当する部局や被援助国にフィードバックするとともに、外務省ホームページ等を通じ公表する。

有効性（具体的成果）

ODA評価の客観性・公平性を確保するため、外務省は第三者評価を実施しており、学識経験者、マスコミ関係者などで構成されるODA評価有識者会議に依頼し、毎年主に政策レベルのODA評価を実施している。ODA評価有識者会議委員を中心とする評価チームは、国内調査、現地調査等を行い、年間を通じた検討会を経て、最終的に報告書を作成している。こうした評価により得られた教訓・提言は、ODAの政策策定や実施の改善に役立てるよう担当部局に伝達され、担当部局のみならず在外公館や実施機関において対応策やフォローアップを検討する等、ODAの実施改善に役立てられている。また、評価結果は、外務省ホームページなどを通じて一般に公開され、国民に対する説明責任を果たすとともにODAへの理解促進の一助となっている。

平成20年度の評価案件は、①国別評価5件、②重点課題別評価3件、③セクター別評価1件であった（①：モザンビーク国別評価、エクアドル国別評価、太平洋島嶼国国別評価、ルーマニア/ブルガリア国別評価、トルコ国別評価、②：日本の津波支援、保健・医療分野支援、日本の水協力イニシアティブ（2003）及び水と衛生に関する拡大パートナーシッピニシアティブ（2006）、③：アジアの基礎生活分野（BHN）。この他、アジア諸国を中心に被援助国におけるODA評価の共通認識を認め、評価体制を強化することを目的に、毎年ODA評価ワークショップを開催している。平成20年度の第8回ODA評価ワークショップは、平成21年3月に我が国とシンガポール政府との共催で開催し、議題として「合同評価」及び「プロジェクトレベルの評価」等を取り上げた。アジア各国から共催国を含め約20か国がこのワークショップに参加し、アジア太平洋地域における評価能力の向上とそれに伴うオーナーシップの向上及び開発の効率化という目的が十分に検討され、有意義なワークショップとなった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

財政が極めて厳しい中でODAに対する国民の理解を得いくためには、援助の「質」の向上や実施手法の改善による援助効果の向上が必要である。外務省は経済協力政策の企画・立案を担っていることからも、引き続き政策レベルの評価を実施し、適切にフィードバックする必要がある。またODA評価結果を広く公表することは、ODA資金の効果的な使用を国民に説明し、ODA実施に対する国民の理解を得るための重要な施策の一つであることから、客観的かつ公平で、よりわかりやすい評価を推進していくことが重要である。

参考：ODA第三者評価の概要については外務省ホームページに掲載
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikei/oda/shiryo/hyouka.html>)

評価をするにあたり使用した資料

外務省ODAホームページ

経済協力評価報告書

テレビ東京ホームページ（知花くららの地球レポーター）<http://www.tv-tokyo.co.jp/chikyu-s/>
資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組

具体的施策

VI-2-1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	271
VI-2-2	環境問題を含む地球規模問題への取組	276

VI－2－1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

(施策レベル評価版：406 頁)

事務事業名 ① 人間の安全保障の概念普及

事務事業の概要

国際社会における「人間の安全保障」の概念を普及するため、国連総会や我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」における協議、各種シンポジウムの開催、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるための各国・国際機関等への働きかけを行う。

有効性（具体的成果）

平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に、平成 18（2006）年 10 月に我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」会合を平成 20 年度も引き続き開催した。フレンズ会合への参加国・国連機関数は急速に増加しているほか（第 1 回は 24 か国・7 国際機関等であったのに対し、第 5 回（平成 20（2008）年 5 月）は 86 か国・地域、16 国際機関等）、フレンズ会合での活発な議論の結果、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催される（平成 20 年 5 月 22 日開催）など、人間の安全保障に関する議論の活性化及び普及に大きな進展が見られた。今後ともフレンズ会合や国連総会等の場を通じて対話を継続していく予定である。

また、平成 20 年 5 月には、EU との間で人間の安全保障会合を開催したほか、同 9 月には欧州安全保障・協力機構（OSCE）の関係者・関係国等と共に人間の安全保障に関するセミナーを開催し、日 EU 間及び日 OSCE 間での人間の安全保障に関する協力のあり方などにつき活発で建設的な議論が行われた。

特に、OSCE との間のセミナーにおいて今後、OSCE と連携する形で人間の安全保障基金プロジェクトの形成・実施につき協力していくことが確認され、OSCE との協力の下、モルドバで人間の安全保障基金プロジェクトが開始されたことは、概念普及に向けた活動を人間の安全保障の実現に向けて具体的なアクションに繋げるとの観点から非常に有効であることを示す例である。

さらに、G8 北海道・洞爺湖サミット、第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）、APEC 首脳宣言、日・EU 定期首脳協議の共同プレス声明、日墨外相会談プレスリリース等の二国間・多数国間の協力文書等において「人間の安全保障」への言及を確保した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書において加盟国が総会での人間の安全保障の概念に係る討議及び定義付けにコミットする旨明記されたことを受け、我が国の積極的な働きかけの下、人間の安全保障フレンズ会合参加国・国際機関の急増や国連総会における人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催等、人間の安全保障に対する国際社会の関心は一層高まってきており、我が国が主張する人間の安全保障概念に対して一部の国を除きほとんどの国・国際機関等が支持を示すようになってきている。平成 22（2010）年に開催予定の国連首脳会合に向けて人間の安全保障の推進・実現を進めていくためには、我が国としてはこれまで以上に同概念の普及を進め、実践につなげていくことが適当である。

事務事業名 ② 人間の安全保障基金を通じたプロジェクトの実施**事務事業の概要**

人間の安全保障の現場における実践のため、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じた支援を実施する。

有効性（具体的成果）

我が国は、平成11年度に国連に設置した人間の安全保障基金に対して、平成20年度末までに373億円（約330百万ドル）を拠出し、国連機関が119か国地域において実施する192件の案件に対し約304百万ドルを支援した。平成20年度は、13件のプロジェクトに対し計約32百万ドルを支援している。

我が国在外公館が所在しない兼轄国では二国間支援案件の形成は困難な場合が多いが、国連機関が事務所を持っている場合には人間の安全保障基金を通じて現場のニーズに合致した支援を行うことが可能となる。その具体例として、平成20年度には、アルメニア、モルドバ及びコソボにおけるプロジェクトの支援を決定した。特にアルメニア及びモルドバではこれまで人間の安全保障基金においても支援実績はなく、基金プロジェクトの面的な拡大が進んだことは、人間の安全保障の実践及びプロジェクトの実施を通じた概念の普及の観点から大きな成果であった。

また、平成20年度は、旧ソ連地域に知見を有するOSCEと連携して実施したモルドバのプロジェクトや、我が国の二国間支援スキームであるコミュニティ開発支援無償と連携して実施したコンゴ民主共和国のプロジェクトの支援を決定するなど、ドナーやスキームの比較優位性を生かした連携案件の形成・支援を積極的に行い、援助効率の向上を図ったことは、ODAの効率的な実施の観点から極めて有効であった。

さらに、平成19年度末の人間の安全保障基金のガイドライン改訂により審査プロセスの簡素化及び予算上限額の変更を行ったことにより、より適時に現地のニーズにあったプロジェクトの形成・支援が可能となつた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

人間の安全保障とは、国境を越えて人々に直接的な影響を及ぼす様々な脅威に対して、①包括的に対処すること、②従来独立して活動していた政府、国際機関、NGO、市民社会等が連携して対処すること、③持続可能性の観点から保護と能力強化の双方に取り組むこと、を重視する考え方であり、その実現を目指す人間の安全保障基金は、地球規模の課題に効果的・効率的に対処するプロジェクトを支援するものである。

我が国が外交の柱として位置付けている人間の安全保障の推進のためには、人間の安全保障基金を通じた支援を積極的に実施し、人々が直面する課題に効果的に対処することが重要であり、これにより人々の人間の安全保障の実現に寄与するのみならず、我が国の国際的な評価の更なる向上にも寄与することとなる。よって、人間の安全保障基金を通じた支援を拡充強化していくことは極めて重要である。

事務事業名 ③ 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援**事務事業の概要**

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援対象である、途上国における草の根レベルの支援ニーズは多岐に亘り、その数も増加していることから、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援案件数も年々増加している。平成15（2003）年に、草の根レベルにおいても、「人間の安全保障」分野における取組の推進を目的に、従来の「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した（平成15年度：150億円を計上）。これを通じて、引き続き個人や地域社会等、草の根レベルでの住民が裨益する案件に対して支援を実施する。

有効性（具体的成果）

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、「人間の安全保障基金」の供与対象でないNGO、地方公共団体、単独の医療・教育機関等を支援の対象としている。また、我が国の在外公館による直接実施のため、迅速な執行が可能であることから、原則1千万円以下の案件を中心に、比較的急を要する案件への支援に対応できる。

平成20年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は1255件、総額約119億円であった。対セネガル「ティバウンヌ第三小学校整備計画」等、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を行っている。これらの支援は、途上国において、草の根レベルのニーズに合致し、人々が直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得ている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による支援を通じて、現場において「人間の安全保障」が着実に推進されている。世界各地において、同スキームに対する支援ニーズは引き続き大きいため、今後も同スキームによる支援の継続が適当である。

事務事業名 ④ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への支援

事務事業の概要

途上国等の三大感染症対策に対する支援強化の要請に積極的に応えるため、平成20年5月、福田総理（当時）は、平成21（2009）年以降、当面5.6億ドルを拠出すると表明した。その第一歩として、平成21年3月、我が国は世界基金に対し約1.9億ドルを拠出した。これにより、我が国の累積拠出額は10.4億ドルとなり、同年3月末現在、米国、フランスに次ぐ第3位のドナーとなっている。

有効性（具体的成果）

我が国を含むドナーの多額の拠出・寄付により、平成20年に開始された第8ラウンド（第8次公募事業）においては94件の新規事業に対し約27億ドルを上限とする資金供与が承認された（ただし、一部事業については、十分な財源が確保された後に正式に承認されることとされた）。また、既存事業で新たなフェーズに移行する数十件の案件が承認された。これにより、途上国等における三大感染症対策が更に大幅に強化されることが見込まれる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

二国間及び多国間の援助機関などの技術支援によって途上国等の事業形成・実施能力が向上したこともあり、平成20年の第8ラウンド承認額（約27億ドル）は、それまで最高であった平成19年の第7ラウンド承認額の11億ドルの2.5倍を超える過去最大規模となった。一方、世界的な経済金融危機の影響もあり、第8ラウンドの規模を今後更に拡大することは現実的ではなく、今後はできるだけ規模を維持しつつも、援助効果と効率を一層高める努力を強化することが求められている。

このような状況の中で、我が国は、平成20年5月、福田総理（当時）は、平成17年6月に小泉総理（当時）が表明した「当面5億ドルの」拠出誓約を上回る、「当面5.6億ドルの拠出」を誓約し、その第一歩として、平成21年3月、約1.9億ドルを拠出した。我が国としては、この国際公約をできる限り早く達成することに専念する。

事務事業名 ⑤ 世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与

事務事業の概要

世界基金は平成21年3月末までに、140か国における約600件の三大感染症対策事業を支援している。一方、ミレニアム開発目標を達成するためには、世界基金としても支援活動を一層効果的・効率的に行うことが必要である。世界基金理事会は、資金支援する事業を承認するだけではなく、世界基金の大局的な戦略や方針、新たな支援ツール、各種パートナーとの連携強化等についても議論し、意思統一を図る場でもある。我が国は、世界基金による支援活動が効果的、効率的、そして透明性をもって実施されるよう、世界基金の最高意思決定機関である理事会に積極的に関与する。

有効性（具体的成果）

平成20年は、我が国において4月にアフリカ開発会議（TICADIV）、7月にG8北海道洞爺湖サミットという大規模な国際会議が開催された特別な年であった。これを活用し、我が国は世界基金も含む国際保健分野の国際機関等との対話を通じて、また、世界基金理事会等における発言により、国際保健分野においては疾病別の対策のみならず、保健システム強化や母子保健等をも含めた包括的な取組が必要であることを強調し、保健システム強化に本格的に取り組み出していた世界基金と協調しつつ、我が国の積極的な姿勢を印象づけることができた。

また、世界基金の支援額や事務局が急激に拡大していることから、我が国は、野心的ではあっても現実的な目標を追求するよう繰り返し主張し、世界基金の持続性確保に重要な役割を果たしている。

なお、平成19年の第15回理事会にて我が国の主張により強化された「価格報告メカニズム」が軌道に乗り、平成21年3月には世界基金ウェブ上で、報告された医薬品・医療機器等の価格や品目等の一覧表が掲載されるに至り、今後更に安全で廉価な調達に資するものと期待される。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は世界基金の「生みの親」として、また、主要ドナーの一員として世界基金の運営面で今後も然るべき貢献を果たすことが期待されている。そのためには発言力を維持することが不可欠であり、理事会における単独議席の維持、政策戦略委員会及び財政監査委員会への積極的参加を通じ、我が国の立場を反映していくことが不可欠である。

事務事業名 ⑥人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による現地のニーズに基づいた人道支援の実施

事務事業の概要

- (1) 国連総会、経済社会理事会等における人道支援政策に関する審議への参加。
- (2) 人道支援関連国際機関を通じた難民、国内避難民等への人道支援の実施。
- (3) 人道支援関連国際機関の関係者との意見交換。人道支援関連国際機関の各種会合への参加。
- (4) 国内における人道支援関係セミナーの開催。

有効性（具体的成果）

- (1) 難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場としての我が国の責務である。この観点から、平成20年度は、国連人道問題調整部（OCHA）、国際赤十字、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等を通じ難民、国内避難民等に対し積極的な支援を実施した。
- (2) また、人道支援を行う国際機関の関係者との意見交換（ベネマンUNICEF事務局長、シーランWFP事

務局長、グテーレス国連難民高等弁務官、クレヘンピュール赤十字国際委員会（ICRC）事業総局長、スイング国際移住機関（IOM）事務局長等の日本訪問等）を通じて、我が国が人道支援を行っていく上での根本的な理念である「人間の安全保障」について国際機関側の理解の促進を図る等、我が国の人道支援政策を国際機関の活動に反映させることに努めるとともに、我が国拠出の適正な執行、無駄のない効果的・効率的な支援についての実施を要請した。また、人道支援関係の各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化を図った。

- （3）更に、東京、広島、神戸において、政府関係機関、国際機関、NGO等からの関係者の出席のもと人道支援関係セミナーを開催し、国内における人道支援（対アフリカ等）に対する理解の促進に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今まま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

- （1）地球規模で発生している人道危機に対する人道支援は、我が国が国際社会の一員として果たすべき責務である。また、人道支援は、人間の個人としての生存の尊厳を守り、能力強化を図るという「人間の安全保障」の考えに基づいた具体的な取組として、我が国が今後も重視していくべき課題である。
- （2）近年の我が国の厳しい財政事情により国際機関に対する拠出金は大幅な減額を余儀なくされており、今後もこの傾向が続くと考えられる。しかしながら、国際社会においては依然人道危機への対処が必要とされており、対応の遅れは国際社会の平和と安定そのものを脅かしかねないことから、我が国が今後も大幅な削減を続けていくことは我が国が人道支援分野を重要視していないとのメッセージを人道危機に瀕している人々、また国際社会に対して与える可能性がある。そのため、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に対し支援が行われるよう目を配りつつ、国際社会の一員としての責務及び積極的な姿勢を示すためにも、国際機関を通じた人道支援の拡充強化を図っていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（人間の安全保障）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

VI－2－2 環境問題を含む地球規模問題への取組

(施策レベル評価版：411頁)

事務事業名 ① 國際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組

事務事業の概要

- (1) 森林保全違法伐採対策・持続可能な森林経営のための取組
- (2) 生物多様性保全のための取組
- (3) UNEP/IETCによる具体的活動への支援
- (4) NOWPAPへの貢献
- (5) オゾン層保護のための支援
- (6) 酸性雨対策への貢献
- (7) 化学物質・廃棄物関連条約間のシナジー（協力・連携）の促進
- (8) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献
- (9) 化学物質の国際的規制に対する貢献

有効性（具体的成果）

- (1) 国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、森林保全・違法伐採対策、持続可能な森林経営等に資するプロジェクトを積極的に支援した。また、「2006年の国際熱帯木材協定」の早期発効のため、関係国への働きかけを実施した。さらに、平成18年及び19年度に我が国が主催した2回の違法伐採国際専門家会議を経て、違法伐採抑止のための選択肢を掲げたG8森林専門家の違法伐採報告書を我が国主導でまとめ上げ、G8環境大臣会合に提出した。また、G8北海道洞爺湖サミットでの森林に関する議論を主導し、森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減のための行動の奨励及び、同報告書に掲げられた選択肢のフォローアップが首脳宣言に盛り込まれた。
- (2) 生物多様性に関し、我が国招致活動の結果、平成20年5月の生物多様性条約第9回締約国会議（於：ドイツ・ボン）にて平成22（2010）年の第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催することが決定した。G8北海道洞爺湖サミットでは生物多様性を取り上げ、首脳宣言において、「2010年生物多様性目標」達成に向けたコミットメントを改めて表明した。更に、平成22（2010）年のCOP10での合意を目指す遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組策定作業の一環として、ABS遵守に関する専門家会合を平成21年1月に東京に招致した。
- (3) 国連環境計画・国際環境技術センター（UNEP/IETC）の活動を引き続き支援した。特に、同センターが実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」を支援した。
- (4) 北西太平洋地域海域行動計画（NOWPAP）の活動を引き続き支援した。特に、平成20年9月にNOWPAPがロシア・ウラジオストックで開催した国際海岸クリーンアップ・キャンペーン（ICC）に対し財政支援を実施するとともに、我が国より専門家を派遣し我が国が有する漂着・漂流ゴミに関する知見を関係国で共有し、漂流・漂着ゴミ問題対処のための能力開発・啓蒙活動に貢献した。
- (5) オゾン層保護に関し、平成19年の第19回モントリオール議定書締約国会合で決定された代替フロン（HCFC）削減前倒しスケジュールの実施に向けての途上国支援の協議に貢献した。
- (6) 酸性雨に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）政府間会合及び作業部会への積極的参加を通じ、東アジア地域の大気環境管理の枠組み策定作業に貢献した。
- (7) 化学物質・廃棄物関連条約間のシナジー促進に関し、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッ

- テルダム条約間のシナジー促進に関するアドホック作業部会での議論に積極的に参加し、化学物質・廃棄物管理分野でのより統合された国際的活動の推進に貢献した。
- (8) 南極条約に関し、第31回南極条約協議国会議を通じ、南極地域における国際協力の促進と南極環境の保全に貢献した。
- (9) 国境を越え移動する化学物質の規制・管理に関し、第4回ロッテルダム条約締約国会議(平成20年10月)を通じ、国際移動に関する事前同意手続の構築、化学物質の削減ないし廃絶に向けた国際的協力の推進に貢献した。また、UNEPの下における国際的な水銀管理推進に向けて、条約策定交渉開始の為の議論に貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

地球環境問題がますます喫緊の課題となっている今日、発効済みの条約の遵守、時宜を得た改正、既存の条約の効率的運用、必要な新規条約・枠組みの策定は、ますます重要な課題となってきている。その中で、限られたリソースを有効に活用した実効的対処を確保するため、優先順位を付して効率的に取り組む必要がある。特に、多くの多数国間環境条約におけるトップドナーとして、また環境立国として、我が国は、地球環境問題への取組を一層主導していく必要がある。

事務事業名 ②持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組

事務事業の概要

- (1) 水と衛生問題への取組の促進
 (2) 持続可能な開発のための教育(ESD)の促進
 (3) 3Rの促進

有効性(具体的成果)

- (1) 水と衛生問題への取組の促進に関し、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)及びG8北海道洞爺湖サミットの議長国として、議論を主導した。特に、北海道洞爺湖サミット首脳宣言では、「循環型水資源管理」の重要性につきに認識を共有した。また、エビアンサミットで合意されたG8水行動計画の実施、アフリカ及びアジア・太平洋地域の水と衛生の問題の解決に焦点を当てることに合意し、これら作業をG8専門家会合の開催を通じフォローアップした。平成20年9月のMDGハイレベル会合の機会に、水と衛生に関するサイドイベントを、独、蘭、タジキスタンと共に共催し、水と衛生に関するMDG達成に向けての国際的コミットメントを再確認した。平成21年3月、第5回世界水フォーラム(イスタンブル)では、TICADIV及びG8サミットにおける水と衛生に関する議論の成果を発表した。
- (2) 持続可能な開発のための教育(ESD)の促進に関し、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットで取り上げ、特に、サミット首脳宣言では、持続可能な低炭素社会の実現につなげるため、ESDの促進につき合意した。平成20年9月、アジア協力対話(ACD)第5回環境教育推進対話を滋賀県大津市で開催し、「水と衛生」に関する教育のあり方につき、アジア諸国間での意見交換を実施した。平成21年3月、ESD世界会議(ドイツ・ボン)において、国連ESDの10年の締めくくり会合を日本にて開催することを表明した。
- (3) 3Rの促進に関し、G8北海道洞爺湖サミットで取り上げ、首脳宣言において、資源循環を最適化するために適切な場合には目標を設定すること等に合意した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

環境に配慮しつつ持続可能な開発を達成することができます急務となっている今日、新たな課題に柔軟かつ効果的に取り組む必要がある。特に、新たな課題・分野においては、既存の枠組みが存在しないため、環境先進国たる我が国の知見・技術を活かして、国際的な議論を主導する必要がある。

事務事業名 ③気候変動に関する対話の推進

事務事業の概要

地球温暖化に対する国際的な取組の推進

有効性（具体的成果）

気候変動問題は、人類にとって喫緊の課題であり、国際社会の一一致団結した取組の強化が不可欠であるとの認識のもと、我が国は、二国間、多数国間協議の場を通じて積極的な取組を行った。

(1) 次期枠組み構築に向けた具体的提案の発信

平成20年1月、福田総理（当時）は、気候変動問題における国際的な取組を主導すべく、世界経済フォーラム「ダボス会議」において、「クールアース推進構想」を発表した。我が国は、この構想を通じ「ポスト京都フレームワーク」を構築し、他の主要排出国とともに国別総量目標を掲げて温室効果ガスの排出削減に取り組む決意を表明するとともに、100億ドル規模の新たな資金メカニズム（クールアース・パートナーシップ）の構築と、世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率を改善する「国際環境協力」、革新技術の開発と低炭素社会への転換を促進する「イノベーション」の3本柱を表明した。このうち、「クールアース・パートナーシップ」については、現在インドネシアを始め80か国以上の国との間で推進されている。

更に、G8北海道洞爺湖サミット直前の6月、福田総理（当時）は、「『低炭素社会・日本』をめざして」と題する政策スピーチを行い、公平で実効性ある枠組みの構築に向けて積極的な役割を果たした。

平成21年1月、麻生総理は世界経済フォーラム「ダボス会議」で特別講演を行い、気候変動対応に当たっては、すべての国がそれぞれの責任に応じ、公平に努力を分担すべきこと等を表明するとともに、日本の排出量削減中期目標を6月までに発表すると述べた。

（注：平成21年6月10日の記者会見で、麻生総理は、国内での省エネ等の努力を積み上げた真水の目標として、2020年に2050年比15%減という排出量削減中期目標を発表した。）

(2) 国際場裡における我が国のリーダーシップの発揮

(イ) 平成20年度は、気候変動問題が多くの国際会議で重要なテーマとして議論され、重要な決定がなされた年であった。平成20年3月には我が国の主催で、グレンイーグルズ・サミットで立ち上がった「気候変動、クリーン・エネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚級対話（グレンイーグルズ対話）」の第4回会合が開催されたほか、同年4月には、「第3回エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合」がパリで開かれた。

(ロ) 平成20年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、日本は議長国として環境・気候変動を主要議題の一つと位置付け、気候変動の次期枠組み交渉を促進すべく、議論をリードした。その結果、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を少なくとも半減するという目標をすべての気候変動枠組条約締約国で共有すること等につき米国も含め意見が一致するなどの成果が得られた。また、同サミットの際には、同時に、中国やインド等の主要開発途上国も含めた「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合」が初めて開催され、長期目標の共有を支持することで各国が一致し、公平で実効性ある2013年以降の枠組みづくりに向けた布石が打たれた。

(ハ) その後、平成20年12月に、平成21（2009）年の交渉本格化に向けた論点整理の中間地点の場となる

COP14がポーランドのポズナンで開催された際、次期枠組みに関する各国の提案を整理した文書が議長により作成されたが、その中に日本が提案した長期目標やセクター別アプローチの考え方も取り入れた。さらに、平成21年3月にドイツ・ボンで開かれた国連作業部会においては、米国新政権が交渉復帰する中、各国の意見の収斂が見られる部分と一層の議論が必要な部分が一定程度明らかになるという進展が見られたほか、我が国が主張している、AWG-LCA（条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会）とAWG-KP（京都議定書の下での附属書Ⅰの更なる約束に関する特別作業部会）の一体的議論の重要性につき多くの先進国の賛同が得られた。更に、平成21年4月24日に、我が国は次期枠組みにおいて我が国の考えが適切に反映されることを目指し、他国に先駆けて新たな新議定書の草案を提出した。我が国は一連の国際会議において、提案を打ち出しつつ説明し、理解と賛同を得るべく積極的な働きかけを行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

次期枠組み構築については、平成21年末までの合意を各国が目指す中、平成21年度には、気候変動問題がサミットや国連の場での主要アジェンダの一つとして議論される等、交渉がさらに本格化する。また、主要経済国フォーラム(MEF)など、気候変動が主要な議題となる重要な国際会議が開催されており、また、開催される予定である。我が国としては、平成20年のG8北海道洞爺湖サミットに続き、すべての主要経済国が参加する、実効性のある国際的な枠組みづくりに向けて、政府一体となって引き続き国際的な議論を主導していく。

事務事業名 ④防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信

事務事業の概要

「兵庫行動枠組」の世界的実施の推進を通じての持続可能な開発の実現

有効性(具体的成果)

(1) 「兵庫行動枠組2005-2015」の世界的な実施に向けて、国連内の主たる推進機関であり、防災に関する情報・知見を普及する役割を担う国連国際防災(UN/ISDR)事務局に対して引き続き財政的支援を実施した。

(2) 斜面災害分野においては、平成20年10月、東京(国連大学)で開催された国際斜面災害シンポジウムに対して財政的支援を実施した。同会議には、関係国連機関や各国から斜面災害の専門家等が集まり、斜面災害プロジェクトや今後の活動につき意見交換が行われ、我が国が知見・技術面で世界的に優れてい るこの分野において国際的協力を促進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

防災・災害対策は、人間の安全保障、持続可能な開発の確保という観点のみならず、気候変動への適応という観点からも益々重要性を増している分野である。これを反映して、兵庫行動枠組担当国連事務総長特別代表も任命され、また、世界中で大規模自然災害が続く中、「兵庫行動枠組」を採択した国連世界防災会議の主催国として、また、防災に関する優れた知見・技術を有する国として、我が国は、「兵庫行動枠組」のさらなる世界的な実施の推進に努めていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成21年版外交青書
- 外務省ホームページ（トップページ>外交政策>地球環境）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標VII 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

VII-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 ······	283
VII-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 ······	285
VII-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 ······	286

VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

(施策レベル評価版：419頁)

事務事業名 ①国際原子力機関（IAEA）分担金及び同技術協力基金

事務事業の概要

IAEAへの分担金の支払いはIAEA憲章に規定された加盟国の義務であり、IAEA活動の主な財源となっている。また、IAEA技術協力基金は、IAEAの二大目的（平和的利用促進と保障措置）のうち、平和的利用促進の一環である開発途上加盟国に対する技術協力実施のための義務的経費として拠出するものである。

有効性（具体的成果）

IAEA分担金に関しては、同通常予算において米国に次ぐ第2の財政貢献国である我が国がこれを支払うことにより、IAEAによる「保障措置」の実施をはじめとした国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献した。

具体的には、この体制の維持・強化のためのIAEAの諸活動を財政面で強力に支援した。特に、IAEAの諸活動の中で最も重要な業務の一つである保障措置は、この体制の実効性を検証するために不可欠の制度であり、その基本的な方法として「核物質の計量管理」（原子力事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認等）、また、重要な補助的手段としての「封じ込め（核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込める等の手法）」と「監視（核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ等を用いて監視）」、さらに、未申告の核物質や活動を探知するために不可欠なIAEAの追加議定書の普遍化に関するIAEAの活動を強く支持しているが、これらの手段を含む保障措置の適切な実施には相当の資金を要する。この点につき、我が国は本件分担金の支払いを通じて、国際的な核不拡散体制を維持・強化するために貢献することができた。

また、IAEA技術協力基金についても、全世界における平和、保健及び繁栄、途上国に対する原子力を利用した技術協力主要事業の推進によるこれら諸国の発展を促すこと、並びにこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることを通じ、途上国における原子力の平和的利用が一層推進され、ひいては我が国の国益増進にもつながった。

原子力の平和的利用に関するIAEAの事業については、例えば、原子力発電の分野では、IAEAは、技術的な観点からの情報交換、コスト及び環境への影響等に関する水力・火力等他の電力生産技術と原子力の比較検討を通じて、各国がエネルギー政策の企画、決定、評価を行うための技術的な観点からの支援を行っている。また、この他にも、非原子力発電（環境、ヒューマンヘルス、鉱工業、食品、農業等における放射線の利用）及びこれらの利用の安全・セキュリティに係る分野においても開発途上国に対する技術協力活動が実施されており、我が国からの拠出金は、IAEAのこれらの活動の重要な財政的裏付けとなっている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

IAEAについては、国際的な核不拡散体制の維持・強化、地球温暖化対策、エネルギー安全保障などに対処するための唯一の国際機関として、その役割の重要性は一層高まっている。具体的には、近年、北朝鮮やイランなどの核問題への対応、原子力発電の拡大・新規導入を企図する国への支援を巡る動きが国際的に活発になっている。また、米国のオバマ新政権は、軍縮・不拡散、及び核テロ防止のための核セキュリティ対策を極めて重視しており、IAEAに右に対応するためのリソースが必要との考えを述べている。このような国際的な環境の中で、IAEAの二大目的である原子力の平和的利用の促進と核不拡散体制の維持・強化は、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障の確保の観点から、従来にも増して極めて重要

になっており、引き続き所要の分担金に対する予算要求を行っていく。

また、IAEA 技術協力基金については、先進国から途上国への技術・ノウハウの移転が、医療・健康、食糧・農業等の分野における途上国の活性化に関して重要な役割を果たしている。特に、放射線によるがん治療・診断は、効果的な治療・診断の観点から、国際的な注目を集めており、従来にも増して我々の生活にとって極めて重要になっており、引き続き所要の予算要求を行っていく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省HP 核不拡散部分

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/index.html>

国際原子力機関（IAEA）HP

<http://www.iaea.org/>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

VII-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

(施策レベル評価版：423頁)

事務事業名 ① 國際連合食糧農業機関分担金

事務事業の概要

国際連合食糧農業機関（FAO）について、FAO憲章第18条2の規定に基づき、その分担金を支払う。

有効性（具体的成果）

分担金支出により、FAOが、その主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となった。

平成20年度は、食料価格が高騰し世界の食料安全保障の確保が喫緊の課題となる中で、福田総理（当時）も出席したFAO主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」を開催し、各国ハイレベルの出席者が課題の認識を共有するなどの成果があった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

食料価格高騰問題に加え、中長期的には食料需給がひっ迫すると見込まれることから、FAOの活動は、我が国を含む世界の食料安全保障を実現していく上で、不可欠な役割を担っている。このため、引き続き事業を実施していくことが必要である。

なお、FAOは、効率的・効果的な運営に向け、昨年採択された「改革のための即時実行計画」に全力を挙げて取り組んでいるところであり、我が国も第2位の分担金負担国として、その取組を支援している。また、組織改革や理事会改革等の積み残し案件について、現在加盟国間で議論されているところであり、我が国も積極的に参加している。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（トップページ>外交政策>経済>食料安全保障）

FAO事務局ホームページ（<http://www.fao.org/>）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

VII-3 國際機関を通じた地球規模の諸問題に係る國際貢献

(施策レベル評価版：427 頁)

事務事業名 ① 中央緊急対応基金

事務事業の概要

中央緊急対応基金(CERF)は、第60回国連総会（世界サミット）及びグレンイーグルズG8サミットの合意を踏まえ立ち上げられたものであり、国連機関、ドナーを中心とする国際的取り組み強化を目的とした人道支援改革の柱の一つ。同基金を通じた支援は、大規模自然災害や紛争に見舞われた国に対する人道支援の緊急初期対応、また、ドナーの関心が低い「忘れられた危機」国への対応を主目的とするところ、我が国として、国際協調に基づく人道支援を重視する姿勢を示し、我が國の人道支援政策を強化するよう、CERFに対する拠出を行う。

有効性（具体的成果）

CERFへの拠出を通じて、我が国の支援が困難あるいは支援が届きにくい地域や分野への支援が可能となる他、国際社会における人道支援の初期対応の強化、緊急時対応能力の拡充により、効率的・効果的な緊急人道支援体制が確立されることで、我が国自身の緊急人道支援のツールが多様化したという点で有効であった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今そのまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

CERFへの拠出を着実に実施することで、我が國の人道支援政策を一層強化するとともに、国際社会の人道支援に関する対応能力強化に一層貢献していく。

評価をするにあたり使用した資料

国連人道問題調整部(UNOCHA)ホームページ内の CERF ホームページ

<http://ochaonline.un.org/Default.aspx?alias=ochaonline.un.org/cerf>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>